

# 松本市歴史文化基本構想

平成30年2月

松本市教育委員会

## はじめに

松本市内には、国宝松本城天守を始めとする多くの文化財があり、この地に暮らした先人たちにより連綿と受け継がれてきた歴史文化が市の大きな魅力となっています。しかし、近年の急激な社会環境の変化や少子高齢化に伴う人口減少などの影響を受け、地域の魅力となっている文化財の継承が困難となり、身近にある多くの文化財が、その価値を見出されないまま失われつつあります。

こうした状況の中、地域にある身近な文化財を保存活用しながら「松本らしい」まちづくりに活かしていくことを目指し、松本市では、平成25年度に「松本市歴史文化基本構想」の策定に着手しました。

地方自治体の文化財保存活用のマスタープランとして位置づけられている歴史文化基本構想ですが、策定にあたっては、地域に伝わる文化財の悉皆調査やその調査結果を基にした関連文化財群の設定など、歴史文化基本構想の土台となる多くの取組みにおいて、市内35地区の地区公民館を拠点とし、多くの地域の皆さんにご参加いただき、11,632件の文化財を抽出できました。こうした地域の皆さんが中心となった取組みは、それぞれの地域への愛着と誇りを育むとともに、地域の連帯感を一層強め、それぞれの地域の活性化、そして松本市全体の活性化に繋がっていくものと確信しています。

5年に及ぶ取組みの集大成として、平成30年3月を以って、地域の文化財の保存活用の基本的な方針となる松本市歴史文化基本構想が策定となりました。しかし、これまでの取組みの最終的な目標は、「構想の策定」ではありません。身近な文化財を「地域のたから」、「地域の資産」として認識し、市民の皆さん一人ひとりが主役となって、地域全体で活用しながら後世に伝えていくこと、文化財を核としたより魅力的なまちづくり・地域づくりを実現することが、「松本市歴史文化基本構想」を策定する目的です。この目的を達成するための取組みは、これからが本番となります。是非、これからの取組みにも市民の皆さんの積極的にご参加いただき、皆さんと一体となって、歴史や文化財を核とした魅力あるまちづくりを進めて参りたいと思います。

おわりに、松本市歴史文化基本構想の策定に当たり、松本市歴史文化基本構想文化財調査実行委員会、松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会・作業部会の委員の皆様を始め、様々な取組みにご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

松本市教育委員会 教育長 赤羽 郁夫

## 例言

- 1 本構想は、平成25～28年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）、平成29年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）を活用して策定しました。
- 2 本構想の編集、執筆は松本市教育委員会文化財課が行いました。
- 3 本構想に掲載した画像は、特に出典等の記載がないものは、松本市教育委員会文化財課及び市関係部局が撮影したもののほか、平成25年度からの文化財調査にあたり各地区公民館や調査に参加した皆さんから提供されたものです。
- 4 本構想の中で使用する「文化財」は、指定等文化財などに限定せず、地域にある「古い・新しいは問わず、“地域の魅力となっているもの・後世に残したいもの”を幅広く表す語として用います。特に、指定等文化財など狭義の意味での「文化財」を表す場合には、それぞれ具体的な名称を用います。
- 5 国の指定文化財のうち、地域を定めずに指定されているもの（特別天然記念物ライチョウ等）については、本文中の一覧表等に含めておりません。
- 6 本書は、平成29年度に策定した「松本市歴史文化基本構想」を、平成30年度文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）を活用し、印刷製本したものです。

## 【目次】

<b>第1章 松本市歴史文化基本構想の策定について</b> . . . . .	<b>1</b>
1 策定の背景	
2 策定の目的	
3 松本市歴史文化基本構想の位置付けと今後の松本市の施策全体への反映	
4 策定の流れ・体制	
<b>第2章 松本市の歴史文化の特徴</b> . . . . .	<b>15</b>
1 自然的環境	
2 社会的環境	
3 松本の歴史	
4 現代の松本の文化	
<b>第3章 文化財の把握</b> . . . . .	<b>32</b>
1 これまでの文化財把握調査	
2 指定文化財等の状況	
3 これまでに自治体が刊行した文化財・歴史に関する書籍	
4 今後の文化財調査	
<b>第4章 文化財保護行政の現状</b> . . . . .	<b>49</b>
1 文化財の種別と保護方針	
2 文化財保護の体制	
3 文化財保存事業に対する支援	
4 指定文化財の保存活用（管理）計画の策定	
5 文化財に関する教育普及・普及公開活動	
<b>第5章 文化財の総合的把握と関連文化財群</b> . . . . .	<b>64</b>
1 文化財把握の方針	
2 関連文化財群の考え方	
3 各地区で設定した関連文化財群の傾向	
4 各地区が設定した関連文化財群の傾向から見てきた松本の8つの魅力	
5 一連の取組みにより得られた効果	
<b>第6章 文化財の保存活用方針</b> . . . . .	<b>147</b>
1 文化財を取り巻く課題	
2 課題に対する方針	

<b>第7章 文化財の保存活用のための具体的取組み</b> . . . . .	<b>156</b>
1 今後検討すべき取組み	
2 松本市の文化財保存整備事業	
<b>第8章 文化財の保存活用を推進するための体制整備</b> . . . . .	<b>160</b>
1 それぞれが担う役割	
2 文化財の保存活用を推進するための体制整備	
<b>第9章 今後の松本市歴史文化基本構想</b> . . . . .	<b>165</b>
1 松本市歴史文化基本構想の見直し・改訂	
2 「地域のたから」を地域で守る	
<b>関連文化財群一覧</b> . . . . .	<b>167</b>
<b>巻末資料</b> . . . . .	<b>173</b>

## 第1章 松本市歴史文化基本構想の策定について

### 1 策定の背景

#### (1) 連綿と受け継がれてきた教育を尊重する文化

松本市は、戦国時代末期に築かれた松本城<sup>1</sup>の城下町として形成され、発展してきました。そして現在まで市民とともに多くの文化財を残してきました。明治になり解体の危機に瀕した松本城天守は、多くの市民により支えられ国宝に指定されています。「政治も文化も経済も人も、松本は城を核にしてつながっている」<sup>2</sup>といわれるように、松本城は松本市民の誇りであり、心の拠りどころとなっています。

「学都」を標榜する松本は、古く筑摩県の時代から教育を尊重する気風があり、明治9年（1876年）に建設費の約7割を地元住民が負担して建設された開智学校は、明治の代表的な擬洋風建築として重要文化財に指定されています。

開智学校は、松本における教育すべての源です。5歳以上の児童を保育する幼稚園、幼くして奉公や芸妓修行のため就学できない児童の特別学級、視覚障害者のための盲人教育所、家庭が貧しく子守のため学校に通えない児童を対象にした子守教育所などが設置されました。また社会教育においても、図書館、博物館、美術館の前身は開智学校から始まっています。

その後大正8年（1919年）には、全国で9番目の旧制高等学校である松本高等学校が開校し、本館と講堂は重要文化財に指定されています。帝国大学への入学者に専門教育を授ける予科の役割を持つ旧制高等学校からは、多くの優秀な学生たちが巣立ち、現在の「学びの森」の礎となりました。

市内にある松本少年刑務所には、全国の刑務所で唯一、刑務所の中に公立中学校があり、昭和30年（1955年）に設置された松本市立旭町中学校桐分校には、様々な事情で学ぶことができず入学を希望する受刑者が全国から移ってくるそうです。「すべての人に教育の機会を」という明治時代からの教育の理念は連綿と受け継がれるとともに、教育を重んじる文化も継承されてきました。

#### (2) 「健康寿命延伸都市・松本」と歴史文化を活かしたまちづくり

松本市では、「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像として掲げており、平成25年（2013年）3月14日に「健康寿命延伸都市」を宣言しました。「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の6つの健康づくりを目指し、市民の「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めています。

「人」が誇りを持ち、「生活」に潤いをもたらし、「地域」の魅力を増大させ、ものづくり産業や観光振興などにより「経済」を活性化し、そして「教育・文化」の質を高める歴史や文化を活かしたまちづくりは「健康寿命延伸都市・松本」を目指す上で核となる施策であると考えています。

しかし一方で、近年の社会環境の変化や少子高齢化に伴う人口減少などの影響を受けて、地域の魅力である文化財の継承が困難になりつつある中で、未指定の文化財も価値を見出されないまま失われつつあります。こうした状況を受けて、文化庁は地域の文化財をその周辺環境も含め社

<sup>1</sup> 本文中での松本城の名称は、特に文化財として記述する場合は、「国宝 松本城天守」もしくは「史跡 松本城」とし、国宝の天守及びその史跡の指定範囲を一体として記述する場合は、「松本城」としています。

<sup>2</sup> 「仰ぎみる天守 国宝松本城物語 松本古城会会長 田中荘太さん」中日新聞 平成22年1月10日

会全体で保存活用していく歴史文化基本構想の策定を提唱しています。平成29年(2017年)12月8日に出された文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第1次答申)」では、歴史文化基本構想を具体的なアクションにつながるマスタープランとする「地域計画」としていくことを求めています。

## 2 策定の目的

松本市は、歴史文化が都市の魅力の重要な要素となっています。

松本市では平成12年(2000年)に「松本まるごと博物館構想」を策定しました。この構想は、自らが暮らす地域に愛着を感じ、誇りを持つことによって、松本らしい未来を創造することを理念としています。市内各地に豊かな文化財や多数の博物館施設を有する松本市は、市域全体を屋根のない博物館として歴史や文化を活かしたまちづくりの具現化を進めてきました。「松本まるごと博物館構想」と歴史文化基本構想の目的には共通性があります。

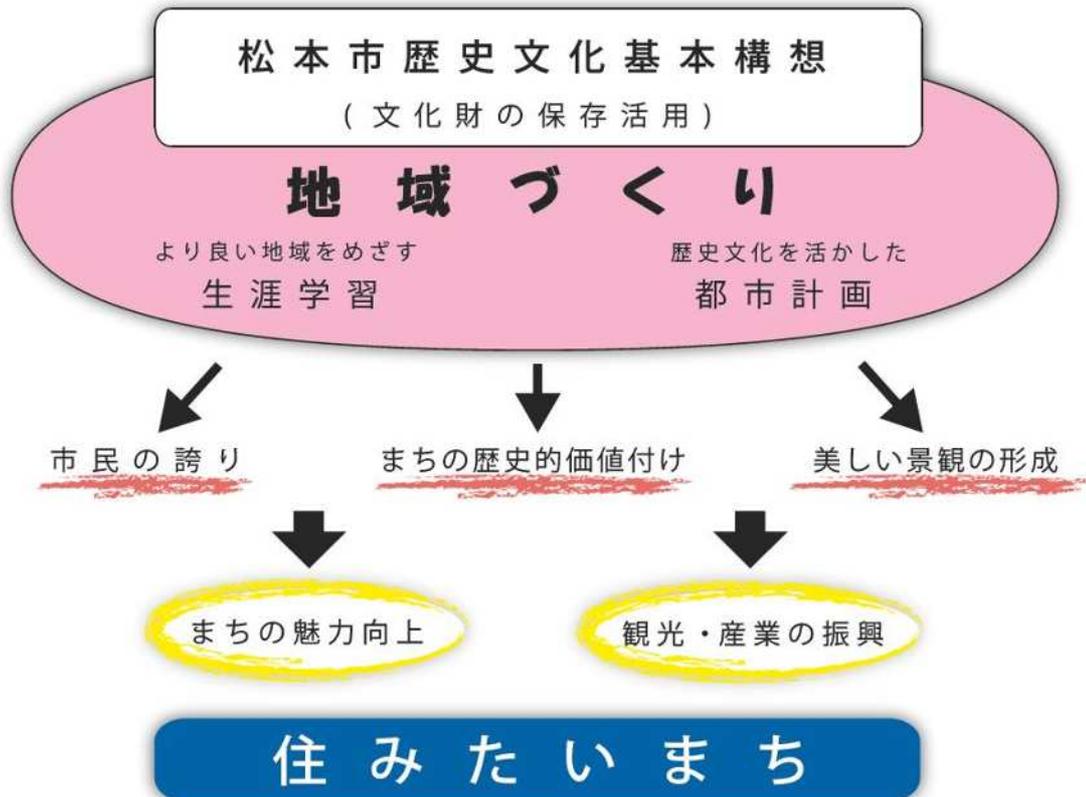
地域の歴史や文化は、それぞれ固有のものであり独自性を有しています。自らの地域の歴史や文化を尊重しないまちづくりは、市民の地域に対する誇りを失うことにつながり、地域が衰退していくおそれがあります。

歴史や文化を通して地域に愛着や誇りを持つことは、市民一人ひとりの人生を豊かにし、地域社会の連帯感を生み出します。自分たちのまちが好きになり、そして自分自身が好きになる。ここに暮らしてきて良かったと思えるまち、ここに暮らしてみたいと思えるようなまちにしていきたいと考えています。

地域と住民が密接に結び付いてきた松本市では、伝統的に公民館活動が盛んであり、市内35地区に専任職員を配置した公民館が設置されています。近年の社会状況の変化に対応し、平成24年度から地域の課題解決をサポートする地域づくりセンターを同じく35地区に整備してきました。このように松本市は住民主体の地域づくりを市が支援する基盤を持っています。今後は、一層の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、公民館や地域づくりセンターを基盤に市民が参加できる仕組みをつくり、更に民間団体や企業との連携を強化するような営みを進める必要があります。

一方で、外から見た松本市は、松本城や上高地に代表される魅力ある文化財を多数有する都市であり、毎年500万人を超える観光客が訪れています。特に、近年では外国人観光客の比重が大きくなっています。こうした状況を受けて、現在は国際観光都市としての整備を進めており、滞在型観光への転換など観光の質を高める施策を検討しています。

以上のように、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、「松本まるごと博物館構想」の理念を具現化し、松本市が目指す将来の都市像を実現すべく、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして松本市歴史文化基本構想を策定するものです。



### 3 松本市歴史文化基本構想の位置付けと今後の松本市の施策全体への反映

松本市歴史文化基本構想は、松本市の文化財保存活用のマスタープランとして位置付けており、下記の先行する既存の計画や構想との整合性を図っています。

また、松本市の一層の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、本市が遂行する各部局のあらゆる事業や施策について、地域の歴史や文化の特性を反映させていくよう本構想によって強く働き掛けていきます。

#### (1) 松本市総合計画

本計画は、将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市のまちづくりの根幹となる計画です。松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画の策定に際しては、総合計画との整合が図られることとなっています。

本市は、将来の都市像として、「健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の6つの健康づくりを目指しており、また、平成28年度からは「生きがいの仕組みづくり」に取り組んでいます。

本計画では、まちづくりの基本目標として「ともに学びあい人と文化を育むまち」を掲げ、基本構想では「薫り高い松本の文化を礎に、人と人とのつながりが深まり、自ら行動する未来の担

い手が育つよう、豊かな人間性を育むまちづくり」を目指しています。基本計画では、施策の体系の中で政策の方向を「歴史・文化遺産を守り、生かすまち」と定め、「本市の歴史・文化遺産に触れ、その価値を学ぶことで、かけがえのない財産を、一人ひとりが担い手となって次代へ引き継いでいくことができるまちをつくります」としています。更に、その中で基本施策（個別目標）として、「歴史・文化資産保護・活用の推進」と「城下町まつもとにふさわしいまちづくり」を設けています。

計画の期間は、基本構想を10年間、基本計画を5年間とし、見直しをしています。

なお、まちづくりの基本施策を実現するための個別の事務事業については、3年を計画期間として毎年度見直しをしながら策定する実施計画により、別に提示しています。

平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第9次基本計画から、松本市歴史文化基本構想の策定を位置付けています。

## (2) 松本市教育振興基本計画

本計画は、教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく「松本市教育大綱」に位置付けられています。また、松本市総合計画における教育・文化に関する個別計画としての性格を有しています。

本計画は、基本的な考え方と方向性について定める基本構想と、施策の具体的な方策を定める基本計画により構成されています。

基本構想では、「学都松本」として目指すまちの姿として、「学び続けるまち」、「共に学ぶまち」、「次代に引き継ぐまち」を掲げています。基本計画では、基本施策として「歴史・文化遺産の保護と活用」を掲げ、「松本まるごと博物館構想の推進」、「博物館事業の推進」、「松本城の保存・整備と活用」の3項目を設けています。

計画の期間は、基本構想を10年間、基本計画を5年間とし、見直しを行っています。

平成24年（2012年）3月に策定した「松本市教育振興基本計画」において、松本市歴史文化基本構想の策定を位置付け、平成29年度から33年度までを計画期間とする「第2次松本市教育振興基本計画」で継承しています。

## (3) 松本まるごと博物館構想

長野県は「博物館王国」といわれるほど博物館の数が多く、東京都に次いで2番目に多い都道府県といわれています。

松本市においても、本市が設置した博物館施設は21館を数え、市内各地に分散しています。中でも110年余の歴史を持つ松本市立博物館は、地方博物館としては全国でも最も古い歴史を持つ博物館のひとつとして知られています。そのほか、日本浮世絵博物館など民間が経営する博物館もあります。

こうした市内各地に博物館施設が点在する松本市の特性に鑑み、更に豊かな自然環境や各地の文化財、産業等の遺産との連携を視野に入れた「松本まるごと博物館構想」を平成12年（2000年）に策定しました。「松本まるごと博物館構想」は、1971年にフランスで生まれたエコミュージアムの概念を取り入れたもので、松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業

等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に策定したものです。この構想は、文化財保護の理念を示したのですが、文化財をその周辺環境を含めて保存活用するという意味において、歴史文化基本構想の目指す姿と一致しており、本市の文化財保護行政の先進性を示すものです。

松本市歴史文化基本構想は、松本まるごと博物館構想の理念を具現化するための構想として位置付けます。

[ 松本市が設置している博物館及び博物館類似施設一覧 ]

所 管 課	施 設 名
博物館	松本市立博物館、重要文化財旧開智学校、松本民芸館、松本市立考古博物館、松本市はかり資料館、松本市旧司祭館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館、松本市高橋家住宅、松本市四賀化石館、松本市安曇資料館
美術館	松本市美術館、松本市梓川アカデミア館
教育政策課	山辺学校歴史民俗資料館、松本市科学博物館
文化振興課	鈴木鎮一記念館
公園緑地課	アルプス公園小鳥と小動物の森

#### (4) 松本市都市計画マスタープラン

松本市では、平成17年4月に四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併したことに伴い、松本市総合計画及び第2次松本市国土利用計画に基づき、平成22年(2010年)3月に「松本市都市計画マスタープラン」を策定しました(平成22年3月の波田町合併に伴い、平成25年3月に計画を一部改定)。

本計画は、松本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるものです。

本計画では、松本市の将来都市像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、都市づくりの目標と基本方針が設定されており、その実現に当たっての「都市づくりの目標」として「子供からお年寄りまでが安心して暮らせる都市づくり」、「美しい環境を大切にする、持続可能な都市づくり」、「活力ある地域産業を育む都市づくり」、「市民・地域の連携・協働による都市づくり」が掲げられています。特に「活力ある地域産業を育む都市づくり」の中には、基本方針として「自然や豊富な観光資源を結ぶネットワークづくり」と「歴史文化資源を活かした魅力ある観光のまちの形成」が位置付けられています。

計画期間は、国勢調査年次である平成17年(2005年)を基準年とし、平成37年(2025年)までの20年間としています。

#### (5) 松本市地域づくり実行計画

本計画は、松本市が目指す地域の姿と、その実現のために、松本市が何を大切に、今後、どのような取組みを進めていくかを示した計画です。



#### 4 策定の流れ・体制

##### (1) 策定までの流れ<sup>3</sup>

松本市歴史文化基本構想の策定作業は、平成25年度から平成29年度まで、5年をかけて行いました。

それぞれの年度で行った作業の概要は、次のとおりです。

##### ア 平成25年度～27年度

地区ごとの文化財調査

地区ごとの関連文化財群の設定

##### イ 平成28年度

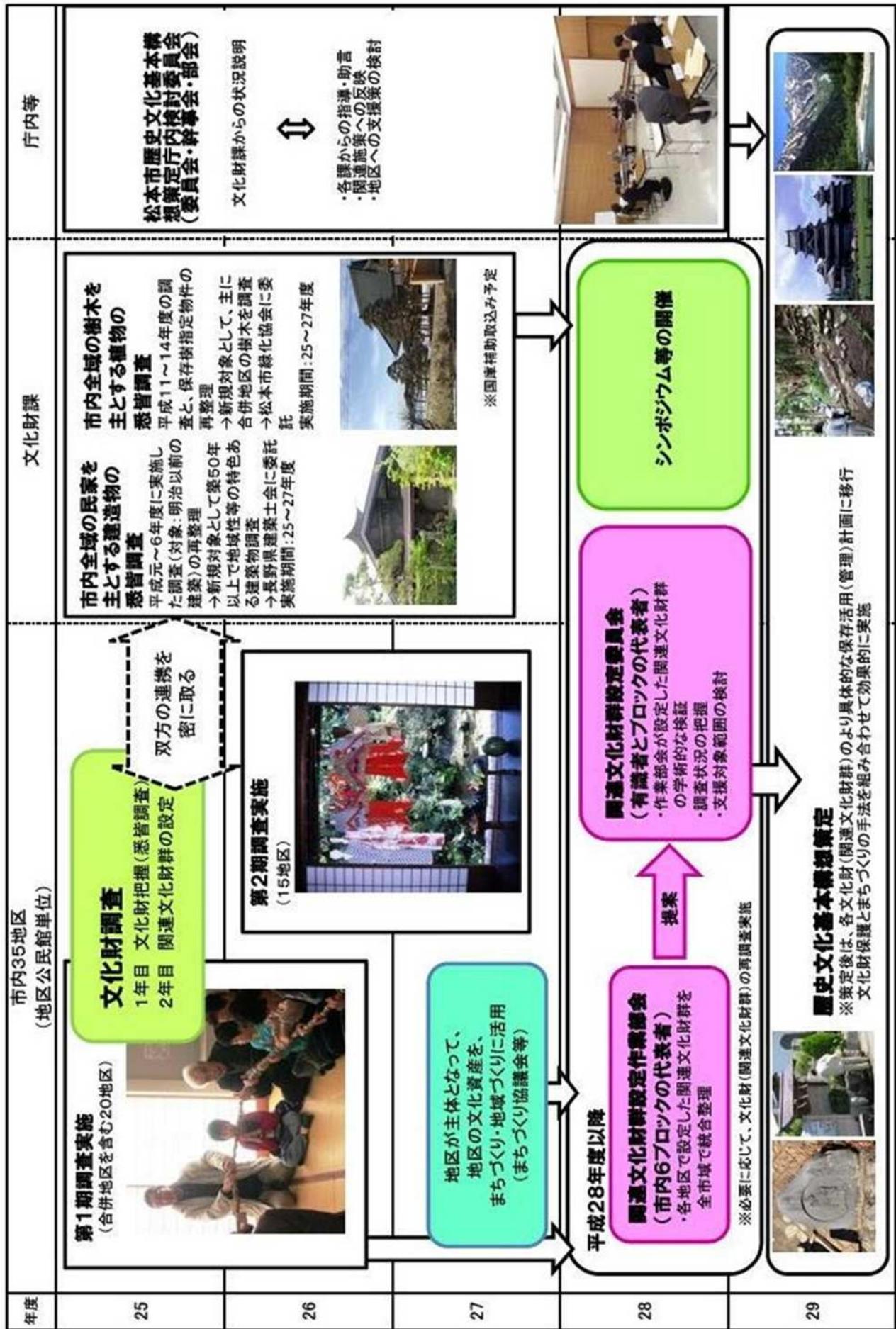
地区で設定した関連文化財群の整理・統合作業

##### ウ 平成29年度

平成25年度からの各作業の結果を基に「松本市歴史文化基本構想」を策定

---

<sup>3</sup> それぞれの年度の取組みの詳細は第5章参照



## (2) 策定のための組織

松本市歴史文化基本構想の策定に当たっては、策定の進捗にあわせ、以下の組織を設置しました。

### ア 松本市歴史文化基本構想策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）

歴史文化基本構想策定に係る庁内の意見集約を図るため、関係部局の長からなる設置した組織です。庁内検討委員会の中には、幹事会を置き、事前の意見集約を図りました。

### イ 松本市歴史文化基本構想文化財調査実行委員会（以下「実行委員会」という。）

地区ごとに実施する文化財悉皆調査、関連文化財群の設定に当たっては、各地区で文化財の調査組織を設置しました。市内の歴史文化に関する事象をくまなく把握し、調査方法や関連文化財群の考え方などについて情報の共有を図り、各取組みを円滑に進めることを目的に設置し、市内35地区で組織した各文化財調査組織の代表者35名からなる委員会です。

### ウ 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会（以下「設定委員会」という。）

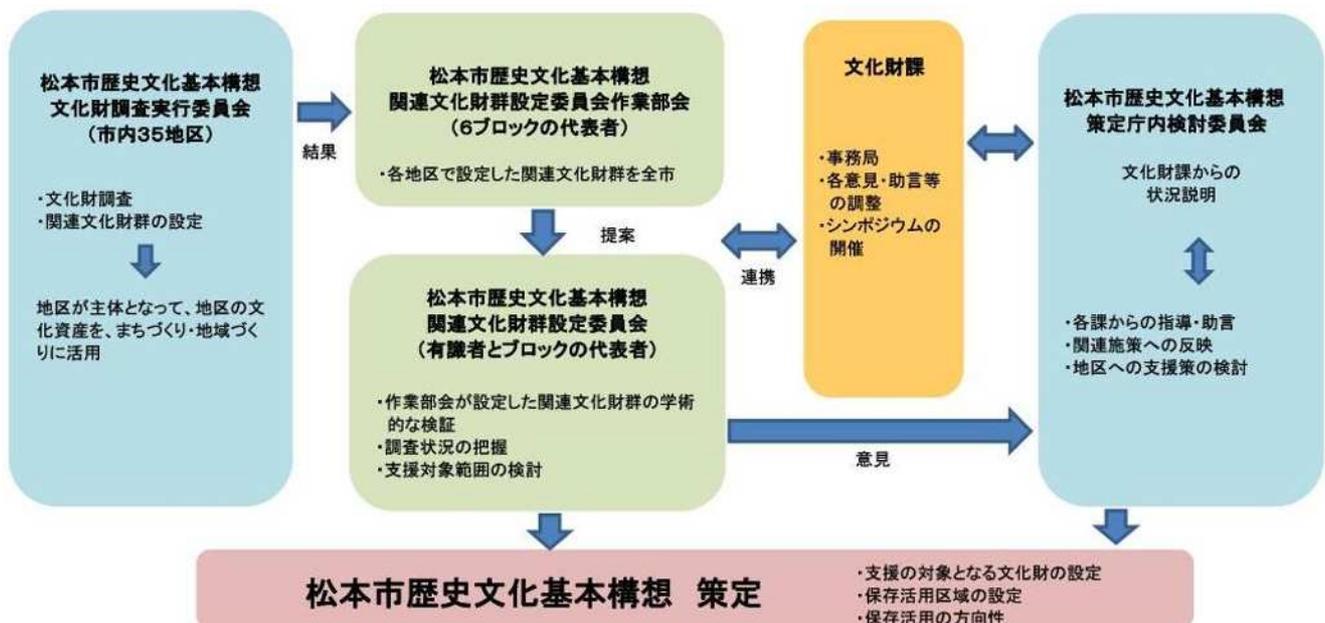
松本市歴史文化基本構想の策定に当たり、保存活用に対する要望や後述の作業部会で行った整理・統合作業の更なる検討等を行うため、市内を6ブロックに分け、ブロック代表者と有識者、行政関係者で組織しました。

また、各地区で設定した関連文化財群の松本市全体での整理・統合作業を行うため、設定委員会の下部組織として、松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設けました。

実行委員会の事務局、設定委員会及び作業部会の庶務は教育部文化財課が、庁内検討委員会及び幹事会の庶務は建設部都市計画課と教育部文化財課が担い、各組織の運営や各取組みの実施、構想の策定など、事業主体として業務を行いました。

## (3) 各組織の位置付け

前述の各組織の位置付けと松本市歴史文化基本構想策定までの流れは以下のとおりです。



## (4) 検討経緯

開催日	委員会等	主な内容
H24 年度	策定のための準備	・地域づくり課・中央公民館・各地区公民館などへ協力依頼
H25. 3.13	松本市文化財審議委員会	・歴史文化基本構想の策定について
4.16	定例庁議	・歴史文化基本構想の策定について
H25. 7. 4	第1回 庁内検討委員会	・歴史文化基本構想の策定について ・歴史文化基本構想策定の進め方の検討
26	第1回 庁内検討委員会 幹事会	・歴史文化基本構想の策定について ・策定に進め方について
10.29	第1回 実行委員会	・文化財調査の進捗状況等の報告
H26. 2. 4	中間報告会	・歴史文化基本構想について（概説） ・田川地区・中山地区・奈川地区の事例報告
5.23	第2回 実行委員会	・文化財調査の進捗状況等の報告
6.30	第2回 庁内検討委員会	・平成25年度の進捗状況の報告 ・平成26年度の取組みについての検討
7. 8	第3回 実行委員会	・文化庁主催 平成26年度「歴史文化基本構想」 研修会の松本市開催について
11. 5	定例庁議	・文化庁主催平成26年度「歴史文化基本構想」研修会 の受け入れについて
14	第4回 実行委員会	・文化庁主催 平成26年度「歴史文化基本構想」 研修会について（報告） ・平成26年度松本市歴史文化基本構想文化財調査 中間報告会の開催について
27 ～ 28	文化庁主催平成26年度 「歴史文化基本構想」研修会	・自治体担当者対象（会場：松本市）
H27. 2. 2	中間報告会	・歴史文化基本構想の策定とこれからのまちづくり について ・四賀地区の事例報告
5.19	第5回 実行委員会	・関連文化財群の設定について
8. 4	第3回 庁内検討委員会	・平成26年度までの進捗状況の報告 ・平成27年度の取組みについての検討
11.27	第6回 実行委員会	・関連文化財群の設定について ・波田地区・安曇地区の事例発表
12.22	松本市文化財審議委員会	・進捗状況の報告 ・松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会への 委員の推薦について
H28. 1.28	松本市教育委員会	・松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会の設 置について
H28. 3. 1	第7回 実行委員会	・平成25年度からの取組の成果について ・作業部会及び設定委員会へのブロック代表者の選出
9	第1回 設定委員会	・平成25年度からの経過説明
17	松本市教育委員会	・松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会の開 催結果について
H28. 5.25	第1回 作業部会	・悉皆調査で出された文化財の現地確認
7.29	第2回 作業部会	・関連文化財群の整理・統合
8.23	第3回 作業部会	・関連文化財群の整理・統合 ・歴史文化基本構想シンポジウムについて
9.17	松本市歴史文化基本構想 シンポジウム	・西山 徳明 北海道大学観光学高等研究センター長 の基調講演 ・3地区で設定した関連文化財群の発表 ・パネルディスカッション

開催日	委員会等	主な内容
10.20	第4回 作業部会	・関連文化財群の整理・統合 ・関連文化財群の名称について
11.11	第5回 作業部会	・関連文化財群の整理・統合 ・関連文化財群の名称について
24	公民館主事研修会	・作業部会の整理・統合案に対する意見の照会を依頼
12. 6	公民館長会理事会	・作業部会の整理・統合案に対する意見の照会を依頼
21	第6回 作業部会	・地区から出された意見の検討
H29. 2. 6	第2回 庁内検討委員会 幹事会	・策定作業の進捗状況の報告 ・今後の進め方についての検討
14	第4回 庁内検討委員会	・策定作業の進捗状況の報告 ・今後の進め方についての検討
22	第7回 作業部会	・これまでの取組みの総括 ・文化財保護に必要な支援策の要望
3.14	第2回 設定委員会	・進捗状況の報告
16	松本市教育委員研究会	・歴史文化基本構想策定事業の進捗状況について
29	定例庁議	・歴史文化基本構想策定事業の進捗状況について
5.23	第3回 設定委員会	・松本市歴史文化基本構想 報告会について ・松本市歴史文化基本構想の内容の検討
8. 3	第4回 設定委員会	・松本市歴史文化基本構想 報告会について ・松本市歴史文化基本構想の内容の検討
9.10	松本市歴史文化基本構想 報告会	・これまでの取組みの経過報告 ・菊池健策 東京文化財研究所客員研究員の基調講演 ・文化財保存・活用活動に関する事例報告と意見交換
10.30	文化庁との協議	・松本市歴史文化基本構想の記載内容について
11.24	第3回 庁内検討委員会 幹事会	・松本市歴史文化基本構想（案）について
29	第5回 庁内検討委員会	・松本市歴史文化基本構想（案）について
12.21	松本市教育委員協議会	・松本市歴史文化基本構想（案）について
26	松本市文化財審議委員会	・松本市歴史文化基本構想（案）について
27	臨時検討会議	・松本市歴史文化基本構想（案）について
H30. 1. 9	定例庁議	・松本市歴史文化基本構想の策定について
17	市議会教育民生委員協議会	・松本市歴史文化基本構想の策定について
19	第5回 設定委員会	・松本市歴史文化基本構想（案）について
22 ~ 20	パブリックコメント	
24	文化庁との協議	・松本市歴史文化基本構想（案）について
2.22	松本市教育委員協議会	・松本市歴史文化基本構想の策定について
3.16	第6回 設定委員会	・松本市歴史文化基本構想の策定について
20	定例庁議	・松本市歴史文化基本構想の策定について
23	松本市文化財審議委員会	・松本市歴史文化基本構想の策定について



平成26年度 中間報告会



平成27年度 シンポジウム

## (5) 各組織の名簿等

## ア 松本市歴史文化基本構想文化財調査実行委員会 名簿

		氏名・地区名	組織名等	
1	委員長	浅輪 守弘	田川地区歴史文化委員会	
2	副委員長	遠山 重治	入山辺公民館（入山辺町内公民館長会・山辺歴史研究会）	
3	委 員	第一地区	第一地区公民館歴史文化調査委員会	
4		第二地区	第二地区文化財調査実行委員会	
5		第三地区	第三地区公民館	
6		東部地区	東部地区歴史委員会	
7		城北地区	城北地区文化財保存委員会	
8		中央地区	中央地区文化財調査委員会	
9		安原地区	安原地区公民館	
10		城東地区	城東公民館	
11		白板地区	白板探検隊	
12		庄内地区	庄内地区公民館	
13		鎌田地区	鎌田地区公民館	
14		松南地区	松南地区公民館	
15		島内地区	島内地区歴史文化財調査委員会	
16		中山地区	中山歴史文化基本構想策定協力委員会	
17		島立地区	島立地区文化財調査実行委員会	
18		新村地区	新村地区文化財保存会	
19		和田地区	和田地区文化財調査委員会	
20		神林地区	神林地区文化財調査委員会	
21		笹賀地区	笹賀地区文化財調査委員会	
22		芳川地区	芳川歴史研究会	
23		寿地区	寿史談会	
24		寿台地区	寿台町会連合会理事会	
25		松原地区	松原地区文化財調査委員会	
26		岡田地区	岡田地区文化財調査委員会	
27		里山辺地区	里山辺地区文化財調査委員会	
28		今井地区	今井地区文化財調査実行委員会	
29		内田地区	内田公民館	
30		本郷地区	本郷地区歴史文化基本構想策定検討委員会	
31		四賀地区	四賀地区歴史文化委員会	
32		安曇地区	安曇地区文化財調査委員会	
33		奈川地区	奈川歴史文化調査隊	
34		梓川地区	梓川公民館・梓川地区町内公民館長会	
35		波田地区	波田地区文化財調査委員会	
事務局		教育部		生涯学習課・中央公民館（各地区公民館を含む。）
				文化財課

(注1) それぞれの地区の組織の代表者で実行委員会は組織されました。

(注2) 各組織の拠点として、各地区公民館が文化財調査の事務を行いました。

(注3) 生涯学習課・中央公民館は、地区ごとに行った文化財調査や関連文化財群設定の際に、各地区公民館を地区での取組みの拠点とし位置付けたことによるものです。

## イ 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定作業部会及び設定委員会

### (ア) 代表者選出のためのブロック分け

	ブロック名	地 区
1	中央ブロック	第一地区、第二地区、第三地区、城東地区、東部地区、中央地区、城北地区、安原地区
2	中央西ブロック	白板地区、田川地区、鎌田地区、島内地区、島立地区、新村地区
3	北東部ブロック	入山辺地区、里山辺地区、岡田地区、本郷地区、四賀地区
4	南東部ブロック	庄内地区、中山地区、寿地区、寿台地区、内田地区、松原地区
5	南西部ブロック	松南地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、今井地区
6	西部ブロック	安曇地区、奈川地区、梓川地区、波田地区

(注) 作業部会・設定委員会の委員は、平成25年度から各地区で行った文化財調査・関連文化財群設定に携わった方の中から、各ブロックに含まれる地区ごとの話し合いにより選出されました。

### (イ) 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会作業部会 名簿

	氏 名	ブロック	所属の地区
1	矢野 喜世登	中央ブロック	安原地区
2	横沢 徳人		第一地区
3	浅輪 守弘	中央西ブロック	田川地区
4	野本 道夫	北東部ブロック	本郷地区
5	小岩井 俊忠		里山辺地区
6	御子柴 宏	南東部ブロック	寿地区
7	小林 征也		中山地区
8	原 勝美	南西部ブロック	今井地区
9	村田 正幸		芳川地区
10	百瀬 光信	西部ブロック	波田地区
11	有馬 正敏		安曇地区
	庶務	教育部文化財課	

(注) 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定作業部会に参加している1～2名の各ブロック代表者のうち、1名が松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会へ委員として参加しました。

(ウ) 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会 名簿

		氏名	所属等	
1	委員長	後藤 芳孝	松本城管理事務所	松本市文化財審議委員会
2	副委員長	原 勝美	南西部ブロック（今井地区）	地区住民代表者
3	委員	矢野 喜世登	中央ブロック（安原地区）	〃
4		浅輪 守弘	中央西ブロック（田川地区）	〃
5		野本 道夫	北東部ブロック（本郷地区）	〃
6		御子柴 宏	南東部ブロック（寿地区）	〃
7		百瀬 光信	西部ブロック（波田地区）	〃
8		三石 稔	日本民俗学会員・ 長野県民俗の会代表	松本市文化財審議委員会
9		白鳥 勲	長野県教育委員会 文化財・生涯学習 課主任指導主事（平成27・28年度）	行政関係
10		下島 浩伸	長野県教育委員会 文化財・生涯学習 課主任指導主事（平成29年度）	〃
11	オブザー バー	藤本 慎也	文化庁 文化財部伝統文化課 文化財 保護調整室 室長補佐（平成28年度）	〃
12	庶務	教育部文化財課		

ウ 松本市歴史文化基本構想策定庁内検討委員会

巻末資料「松本市歴史文化基本構想策定庁内検討委員会設置要綱」参照

## 第2章 松本市の歴史文化の特徴

### 1 自然的環境

#### (1) 位置

本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東は上田市等、西は岐阜県高山市、南は塩尻市、岡谷市等、北は安曇野市、筑北村等にそれぞれ接しています。

松本市は、昭和29年(1954年)に周辺13村と合併し、同49年(1974年)には本郷村と合併しました。平成17年(2005年)には、四賀・安曇・奈川・梓川の4村と、平成22年(2010年)に波田町と合併し、面積978.47平方キロメートルとなり、長野県内では最も広い市域となりました。



長野県松本市の位置

#### (2) 地形

松本市は東西52.2キロメートル、南北41.3キロメートル、西に北アルプス、東に美ヶ原高原の山岳を配し、それらに続く山地丘陵地と本州中央部を横断する糸魚川 - 静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地の一部として発達してきました。

松本盆地はその大きさでは、南北約50キロメートル、東西約10キロメートル、面積は約480平方キロメートルで、内陸盆地としては日本第一級の規模をもっています。

また、北アルプスは起伏の多い急峻な地形となっており、標高3,000メートル以上の山が9座あり、これは全国で最も多い数値となっています。標高の最高点は奥穂高岳の3,190メートル、最低点は島内犀川の約555メートルです。

地質は、松本盆地のほぼ中心を南北に走る糸魚川 - 静岡構造線をはさんで、西側は山岳部を中心にフォッサマグナ以前の中・古生代(6,500万年前～4億年前)の堆積岩や花こう岩などの硬い岩盤からできています。一方東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新しく比較的軟らかな岩石が主体となっています。

松本市街地は標高600メートルの等高線が円形に取り囲んでおり、ここに向かって梓川・奈良井川・鎖川・田川・女鳥羽川・薄川などの河川が流れ込み、洪水時などに運ばれた砂礫によって扇状地が形成されています。これらの扇状地は互いに重なったり、古い扇状地の上に新しい扇状地が形成され、複合扇状地が形成されています。これら扇状地の形成の時期は、今から2万～5万年前の更新世後期と考えられており、ほとんどが現行河川によるものです。

松本盆地一帯は一大地下水盆となっており、県内で最も恵まれた地下水賦存地帯を形成しています。低平部には多くの池状湧泉が存在し、田川と奈良井川にはさまれた出川、鎌田、笹部、征矢野、高宮より両島、渚に至る地域や薄川及び女鳥羽川周辺の筑摩、源地、深志、清水などでも多くの



松本市内の代表的湧泉とその史跡

泉水が湧出しています。松本盆地には180～193億トンの地下水があると推計されています。

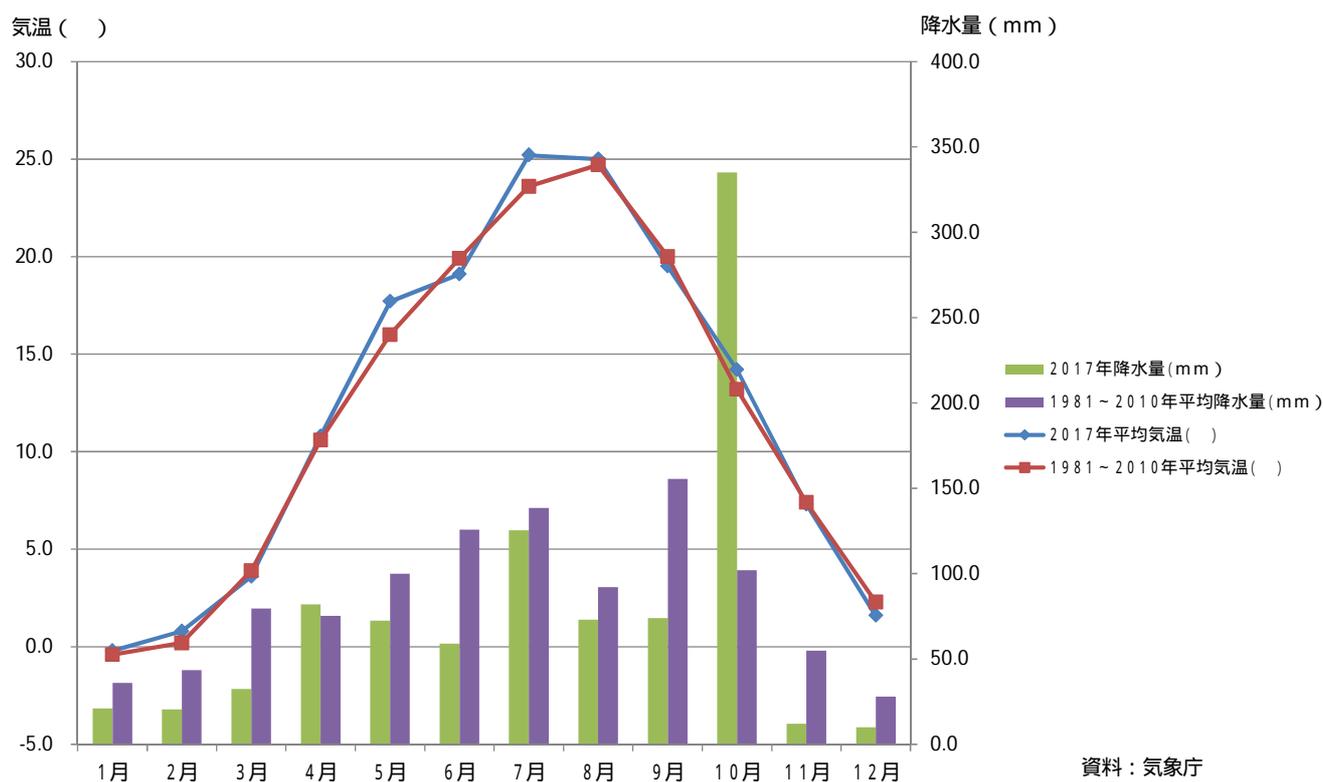
この豊富な地下水は、城下町が形成される以前から生活用水として使用され、古くから市民の生活に密着し、現在も活用されています。松本平では周囲の山並みや清流など豊かな自然がもたらす恵みがこの地方の産業や文化の礎となっています。

また、高い山々の稜線と平坦地の田畑、集落の眺めが対照的であり、特徴のある山岳景観や農村景観を形成しています。

### (3) 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。年平均気温11.8度、年間の降水量は1031mm、平均湿度は70%弱、日較差は年間を通じて10度以上、年較差は36.3度(1981～2010年の平均値)と長野県内の都市の中で最も大きくなっています。夏は朝晩過ごしやすいものの、日中は30度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下10度を下回ることもあります。

市域でも、標高の高い上高地や白骨温泉、乗鞍高原、野麦峠などでは、亜寒帯湿潤気候で、冬は最低気温が氷点下20度を下回り寒さが厳しいところです。



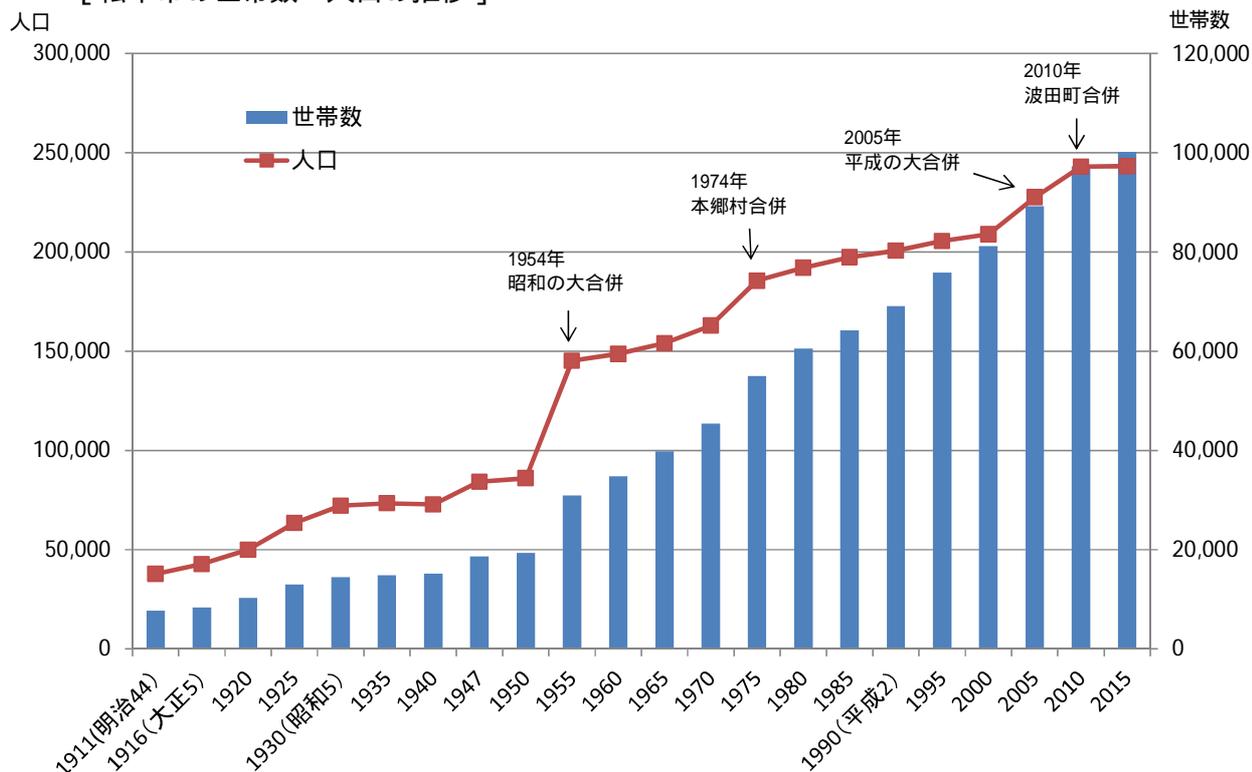
## 2 社会的環境

### (1) 人口・世帯数の推移

松本市の人口は、平成30年(2018年)2月1日時点で、人口240,245人、世帯数104,245世帯となっています。これまでは、市町村合併等により増加傾向にありましたが、超少子高齢型人口減少社会の進展により、今後、人口は減少していくと予想されています。人口増加が困難な状況にある中で、将来を見据えた、産業の育成、雇用の創出、魅力あるまちづくり

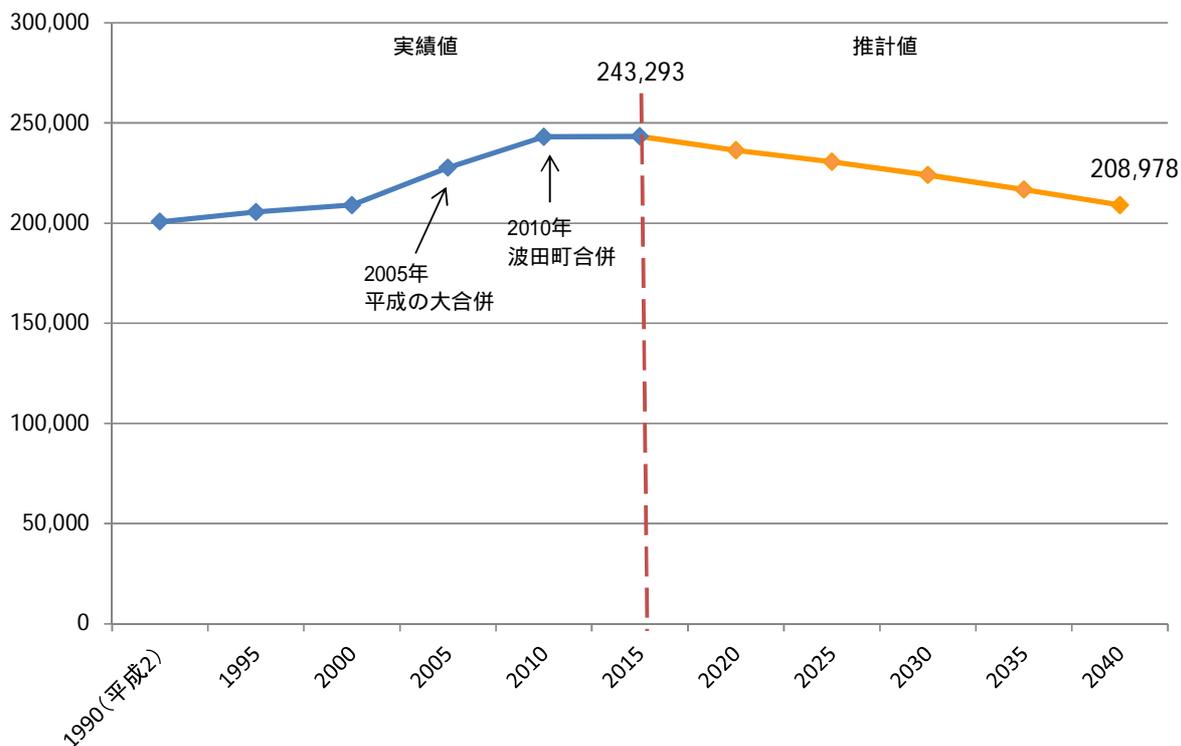
などの施策を積極的に展開し、定住人口と交流人口の増加に努めていく必要があります。

[ 松本市の世帯数・人口の推移 ]



資料：松本市情報政策課「毎月人口異動調査結果報告」「国勢調査報告」

[ 人口の将来推計 ]



資料：実績地は松本市情報政策課「毎月人口異動調査結果報告」「国勢調査報告」  
推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

## (2) 交通

松本周辺には、古代律令制の下で整備された官道の一つである東山道が通っており、国府が置かれていました。

中世においては、松本周辺では「鎌倉街道」の名称は見られませんが、鎌倉への道は塩尻峠から諏訪を経由する道（近世の甲州街道）と、保福寺峠から塩田経由の道（旧東山道）の二つが使われたようです。

近世になると、松本城の城下町として現在の中心市街地の基盤が形成され、善光寺街道、野麦街道、千国街道が交わる交通の要所として、信濃国の経済の中心となりました。



明治に入ると鉄道の敷設が始まり、明治35年（1902年）に篠ノ井線が、同44年（1911年）に中央東線・西線の全線が開通し、松本は鉄道によって全国各地と結ばれました。

また、大系線は、大正5年（1916年）には松本・信濃大町間が開通しましたが、全線開通となるには昭和32年（1957年）までかかりました。更に、新村の上条信が発起人となり、大正9年（1920年）に筑摩鉄道株式会社が設立され、大正11年（1922年）には上高地方面に向かう人々の重要な足として筑摩鉄道（現上高地線）が島々駅まで開通しました。現在は、アルピコ交通上高地線となっています。大正13年（1924年）には松本駅前から浅間温泉を結ぶ浅間線（路面電車）が開通しました。浅間線は自動車の増加に伴い、昭和39年（1964年）に廃線となりました。

高速自動車の整備は、中央自動車道の高井戸・小牧間は昭和57年（1982年）に、岡谷から更埴までの長野自動車道は平成5年（1993年）に全面開通し、松本インターチェンジから全国の高速度道路網に接続するようになりました。

昭和40年（1965年）には県営松本空港が開港し、昭和57年から松本・大阪間の定期運航が始まります。平成6年（1994年）に松本空港の拡充整備を完了しジェット機の離着陸が可能となり、平成29年（2017年）12月現在では、札幌便毎日1便、福岡便毎日2便、大阪便は8月に毎日1便が運航しています。また、平成17年（2005年）には、初の海外からの国際チャーター便（香港・松本）が運航して以降、平成29年度までに135便の国際チャー

ター便が運航されました。長野県は、平成28年(2016年)6月に信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針を策定し、信州まつもと空港の機能強化を図っています。

そして現在は、松本市から福井市までを結ぶ高規格幹線道路である中部縦貫自動車道の整備が進められています。また、松本市と糸魚川市を結ぶ地域高規格道路の設置の検討も進められ、全国から松本市へのアクセスの利便性が大幅に高まりつつあり、交流人口の拡大が図られています。

### (3) 観光

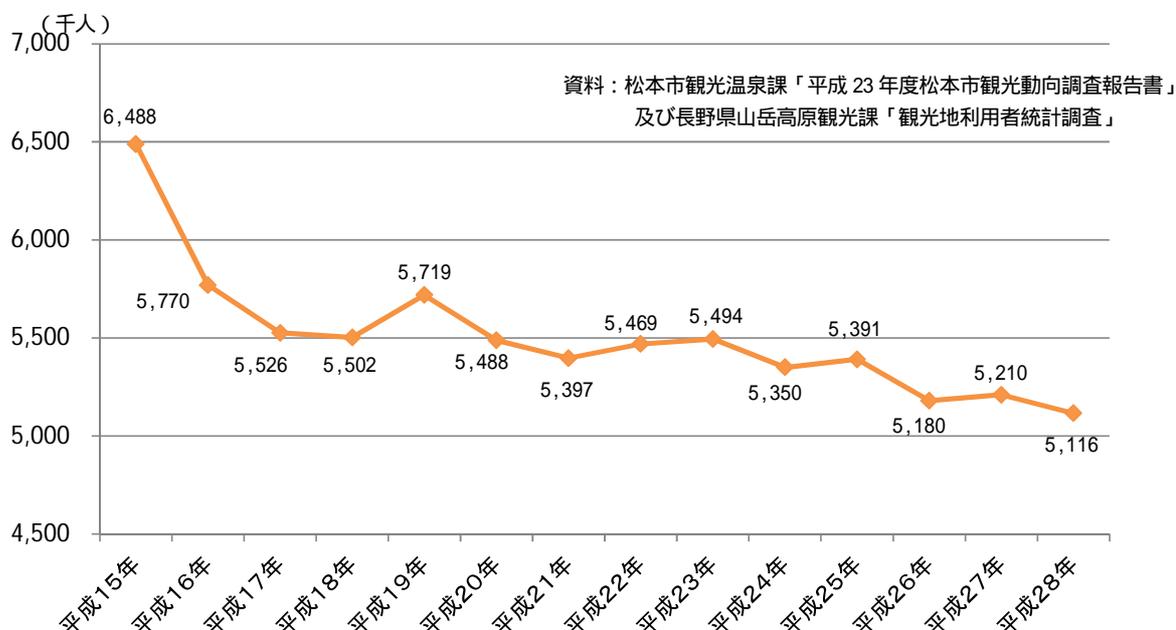
松本市は、国宝松本城を中心とした市街地、上高地、乗鞍高原、美ヶ原、白骨温泉や浅間温泉、美ヶ原温泉といった温泉地等、豊富な観光資源を有する、長野県内でも有数の観光地です。

市内の主要観光地の入り込み客数は上高地が最も多く、過去5年間は120～140万人で推移しており、本市のシンボルである松本城は90～100万人で推移しています。

魅力ある観光地を多数有している本市ですが、近年、入り込み客数は減少傾向にあります。今後は、観光客の多様化するニーズや時代の変化を的確かつ柔軟に捉え、豊富な観光資源を活用した個性的で魅力あるまちづくりが必要になっています。

近年は、フランスの観光ガイド「ミシュラン」で「3つ星」として紹介されている兼六園、五箇山白川郷、高山、松本城を有するエリアをつなぐ街道として位置付けた「北陸・飛騨・信州3つ星街道」協議会に平成28年(2016年)から参加し、主にインバウンドによる誘客を図っています。また、札幌市、鹿児島市、松本市が連携し、空路により3都市を来訪する外国人観光客の更なる増加を図る「超広域観光ビジット3」に平成28年(2016年)から取り組んでいます。

#### [ 入り込み観光客数の推移 ]



### (4) 産業

松本の城下町は善光寺街道沿いの本町、中町、東町の親町三町では、旅籠などの宿場町の機能や、商品流通の拠点として多くの品目を扱う問屋や仲買が軒を連ね、親町以外の枝町十町には桶屋、屋根屋、紺屋など職人が多く住み手工業生産に従事していました。

明治になると、外貨獲得のための主要な輸出品目である生糸を生産する製糸工場が現市域の各地に建設されます。明治20年代に入り諏訪に工場があった片倉製糸が松本に進出し、城下町の南東部に隣接する清水に市内最大の製糸工場を建設し、これにより市街地が広がりました。

また、明治42年(1907年)には東京蚕業講習所夏秋蚕部が松本に誘致され、蚕業試験場松本支所、蚕糸試験場松本支場ほかに名称が変更となりますが、平成20年(2008年)まで存続しました。製糸・養蚕業の隆盛を受け、大正3年(1914年)に日本銀行松本支店が設置されています。

更に、明治41年(1906年)の歩兵第五十連隊の誘致や、昭和25年(1950年)の陸上自衛隊松本駐屯地(当時は警察予備隊松本部隊)の誘致、太平洋戦争下における南松本周辺への軍需工場の誘致によって、近代工業化が進み市街地が拡大していきました。

昭和39年(1964年)に松本・諏訪地区が内陸で唯一の新産業都市に指定されたことを契機に、電機・機械・食料品などの業種を中心に発展し、平成に入ってから、ソフトウェア産業も進展してきました。また、自然素材と伝統的な技術を継承して作られる家具や楽器製造、豊富な湧水と澄んだ空気を活かした味噌や、酒造りなどが伝統産業としてあります。

## (5) 教育

松本では、江戸時代は松本藩の藩士やその子弟が学ぶ藩校として崇教館が設置され、また庶民が学ぶ寺子屋の数は、東筑摩・西筑摩郡両域の約4割近くが城下町を中心とする松本市域に集中していました。

近代になると、廃仏毀釈により廃寺となった寺院などを校舎に転用し、学制発布前から学校の設置が積極的に進められました。明治5年(1872年)には藩主戸田氏の菩提寺だった全久院跡を校舎として筑摩県学を設置し、翌年には改修して開智学校を開校します。開智学校は明治9年(1876年)に文明開化の風潮を受けて擬洋風建築の校舎が新築され、当時としては全国的に見ても高い就学率を誇りました。なお、この建設費の約7割は住民の寄付によって賄われており、現在は重要文化財に指定されています。

その後も師範学校、医学校、中学校などが次々と設置され、大正8年(1919年)には全国で9番目の高等学校に当たる松本高等学校が開校しました。松本高等学校のバンカラな気風は松本の文化に影響を与えました。また現存する松本高等学校校舎は、重要文化財に指定され、現在は社会教育施設として活用されています。

現在の松本市は、学校教育のみならず、社会教育・生涯学習の実践が盛んに行われ、教育を尊重した人づくりをする気風が継承され、今日に至っています。



重要文化財旧開智学校校舎



重要文化財旧松本高等学校本館

## (6) 公民館と地域づくり

戦後、勤労青年たちの学習の場として発足した神田塾や深志学院、地方の文化水準の向上を目指して設立された松本読書会は、戦後の松本の社会教育に大きな功績を残しました。戦後のこれらの団体での学習活動や、青年団の学習活動、婦人会活動に見られる女性たちの学習活動を受け継ぎ、松本の生涯学習は広がっていきました。

公民館は、戦後になり民主主義を基盤にした新しい社会の実現のため、住民による自主的な学習によって地域づくりを实践していこうという意図により設置されたものですが、松本市においてもいち早く昭和22年(1947年)に松本市公民館を設置しています。

「はじめに住民の学習ありき」という運営方針のもとに、外部講師による新たな「知識」を提供する講座の開催よりも、地域の課題を市民自らが考え解決に向けて協働して取り組むという「知恵」を育て実践することを松本市の公民館活動としてきました。こうした活動は、「松本の公民館活動の歩みは、日本の公民館史の中でも一つの典型的な歩みと実践を創り出してきた。」<sup>4</sup>と評価されています。

昭和34年(1959年)からは地区公民館に地区推薦の公民館長(非常勤)と公民館主事(正規職員)が配置され、昭和51年(1976年)には社会教育主事の資格を持つ者を専門職(公民館主事)として位置付けました。

現在は、最も新しい地区である松原地区の整備を最後に、平成22年度に市内35地区に35館の地区公民館が設置され、更に町会等が指定運営する500近い町内公民館があり、全国的にも屈指の公民館数を誇っています。

加えて、平成27年度からは、地域における課題を解決するため、市内35地区に地域づくりセンターを設置し、各地区の福祉ひろばや公民館と連携した松本独自の地域づくりを行っています。

こうした本市の公民館活動や地域づくりは、地域に市民主体の社会教育が根を張る要因となり、今回の松本市歴史文化基本構想を策定する上でも、大きな推進力となりました。



寿公民館の地域探検学習  
- 寿小学校児童参加 -

## (7) 土地利用

松本市の土地利用は、山林が60パーセント以上を占め、道路水路等が約22パーセント、農用地(田と畑)が8.7パーセント、宅地が5.1パーセントなどとなっており、経年的には宅地が増加し、農用地が減少する傾向が見られます。都市計画は昭和2年(1927年)1月に都市計画区域の決定がなされ、その後の近隣町村との合併を経て現在では市域の約31パーセントが都市計画区域となっています。昭和46年(1971年)5月に区域区分を実施し、以降6回

<sup>4</sup> 「日本公民館史のなかの典型的な創造の歩み」小林文人(和光大学教授、前日本社会教育学会会長)『松本市公民館活動史～住民とともに歩んで50年』松本市中央公民館 平成12年 より

の定期見直しにより、平成29年(2017年)4月1日現在で、市街化区域が4,008ヘクタールで行政区域の約4.1パーセント、人口の約6.8パーセントが居住しています。人口減少・少子高齢化が進展する中、コンパクトで機能的な集約型都市構造の実現による持続可能な都市形成を目指しています。

更に本市は、超少子高齢型人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりを推進するため、歩いて暮らすことのできる集約型都市構造を具現化する仕組みとして、平成29年(2017年)3月「松本市立地適正化計画」を策定しました。

### 3 松本の歴史

#### (1) 旧石器時代から古墳時代の松本

松本市域に、人が暮らし始めたのを確認できるのは、今から約14,000から13,000年前の旧石器時代のことで、この時代の石器が市内で採集されています。人々の暮らした跡を発掘調査によってはっきりと確認できていないため、当時の様子は判然としません。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになります。縄文時代は、今から約13,000から2,300年前までの1万年以上続いた時代で、松本市内の東側山麓を中心に、集落の跡が発掘調査によって明らかにされ、当時の生活が垣間見えてきました。

市内の代表的な遺跡としては、坪ノ内遺跡(中山地区)、小池遺跡(内田・寿地区)、縄文時代後・晩期のエリ穴遺跡(内田地区)などがあげられます。このうち、エリ穴遺跡からは、この時期の耳飾りが2,600点以上と、全国最多の出土量で、祭祀の際に使われたと思われる人の顔を表現した土版(人面付土版)も出土しています。



エリ穴遺跡の耳飾り

弥生時代は、約2,300年から1,700年前の約600年間で、松本市内では、弥生時代初期の遺跡はわずかし確認されておらず、その頃のものとして、針塚遺跡(里山辺)の再葬墓出土弥生土器が松本市重要文化財となっています。弥生時代では、中期以降の集落の跡が主に確認されており、代表的な遺跡として、百瀬遺跡や、銅鐸の破片が出土した宮淵本村遺跡などがあげられます。

古墳時代は3世紀中頃から7世紀頃までをいい、前期(3世紀中頃~4世紀)、中期(5世紀)、後期(6~7世紀)に区分されます。現在、松本市では160基ほどの古墳が確認されています。

3世紀末頃の築造とされる弘法山古墳は、東日本でも最も古い古墳のひとつであり史跡に指定されています。墳形は前方後方墳であり、石室上から東海系の土器が出土したことから、被葬者は東海地方との関連が指摘さ



史跡弘法山古墳

れています。弘法山古墳の鏡などの出土品は長野県宝に指定されています。4世紀前半には弘法山古墳と隣接する棺護山にある中山36号墳がありますが、その後5世紀後半まで松本地域では古墳が見られません。

5世紀後半になると再び古墳が築造されるようになり、代表的なものとしては針塚古墳（長野県史跡）や、金銅製天冠を含む出土品が長野県宝に指定された桜ヶ丘古墳などがあります。

後期になると市内各地に多くの古墳が造られるようになりますが、主なものとして南方古墳は盗掘を免れ、大量の副葬品が出土し松本市重要文化財に指定されています。また、中山地区では6世紀後半から7世紀にかけて丘陵一帯に古墳が築造され、その数は明治初年には80余基といわれており、中山古墳群として松本市特別史跡に指定されています。

7世紀中頃からは奈良井川西岸に開発の手が入り、集落が形成されるようになりますが、その開発を主導したと考えられる有力者の古墳が新村地区に築かれ、そのひとつである秋葉原第1号古墳（松本市特別史跡）は8世紀に入ってから築造されています。



松本市特別史跡秋葉原第1号古墳

## (2) 奈良・平安時代の松本

奈良・平安時代は、律令制度による国家体制の整備が行われた時代ですが、それに伴い畿内から各地の国府を結ぶ官道が設置されました。松本には東国各地を結ぶ東山道が通っていました。

また、郷里制による行政区画では、現在の松本市域は筑摩郡と安曇郡が置かれ、10世紀前半に編纂された『倭名類聚抄』には「信濃国在筑摩郡…」と書かれており、小県郡にあったとされた信濃国府はこの頃までに筑摩郡に移されたと考えられます。国府の所在地は、これまで惣社、大村、筑摩などが候補地に挙げられ、発掘調査をしてきましたが、まだ確定できていません。東山道のルートに近いと推定される県町遺跡では、東日本では多賀城跡に次ぐ量の緑釉陶器片が出土しており、松本が東山道における重要な拠点であったことをうかがわせます。



県町遺跡出土品（緑釉陶器片）

また、当時は軍事や輸送のため馬が重要であったことから、国家が馬の管理をするようになり「御牧」が設置されます。「御牧」は信濃に始まり上野、甲斐、武蔵など東国の各地に広げられ、都などに軍馬を供給しました。『延喜式』には信濃に四力国中最多の16の御牧が置かれたことが記されており、筑摩郡には埴原牧と大野牧があったといわれています。埴原牧は現在の中山、寿、内田、塩尻市片丘周辺、大野牧は波田、安曇、山形村周辺が想定されています。

松本周辺を含む信濃国全体に見られる傾向ですが、それまで継続して繁栄してきた集落が一部の拠点集落を除き、9世紀後半頃に一齐に衰退あるいは消滅し、9世紀末から10世紀になるとそれまで集落がなかった場所で新たに集落が営まれるようになります。その原因は自然災害な

どが考えられますが、よく分かっていません。

「長良私印」(松本市重要文化財三間沢川左岸遺跡出土銅印)が出土した三間沢川左岸遺跡は、9世紀中頃から10世紀末まで150年継続し突如消滅した集落ですが、計画的に配置された水路など都市計画的に設計された集落であり、中央勢力が初期荘園を経営した集落ではないかと考えられています。

平安時代になると、建立の年代は判然としないものの、市内の山麓に寺院が建立され始めます。牛伏寺の木造十一面観音及両脇侍立像(重要文化財)を始めとした仏像群、放光寺の木造十一面観音立像(長野県宝)、旧海岸寺の木造十一面千手観音立像(長野県宝)といった仏像彫刻はこの時期のものです。



松本市重要有形文化財  
三間沢川左岸遺跡出土銅印

### (3) 中世の松本

鎌倉時代には、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏に代わりました。鎌倉幕府が倒れ北条氏が滅びると、小笠原氏が信濃国守護となり、井川の館(史跡井川城跡)を本拠地として信濃国を治めました。小笠原氏は信濃国守護でしたが、その支配地は主に松本から南信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士(国人)が勢力を張っていました。そのため、応永7年(1400年)には、守護として赴任した小笠原長秀に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀が守護を解任されています。また、小笠原氏内部で相続を巡る争いが起き、小笠原家は2つに分かれ、府中(松本)と伊那をそれぞれ本拠地としました。府中の小笠原氏の本拠地は、その後戦乱が激しくなる15世紀中頃には、平地の井川の館から林(大高崎)に移り、山城である林大城(史跡)を構えています。



井川城跡空撮



林城(大城・小城)遠景

戦国時代には、市域東部の山にあった、小笠原氏の林大城(史跡)、林小城と、桐原城、山家城、埴原城(以上、長野県史跡)などの山城が修築されました。

天文17年(1548年)小笠原長時が守護の時、甲斐(現在の山梨県)の武田晴信(信玄)が信濃国に攻め入ってきました。長時は塩尻峠で武田方と戦い、敗れます。天文19年(1550年)武田勢が松本に攻め込んでくると、小笠原勢は戦わずして敗走し、本拠地の林城は周囲の城とともに落城しました。武田信玄は府中に入ると、それまで小笠原勢の島立氏が拠っていた深志城を本拠地として修築しました。

その後、武田氏が織田信長との戦いに敗れ滅びると、府中は織田勢の支配下となりましたが、間もなく織田信長も本能寺の変で殺されてしまいます。その際、小笠原長時の子の貞慶が信濃国に攻め入り、かつての領地を取り返し深志城に入りました。貞慶は城の名を松本城と改め、これ以降、松本の地名が用いられるようになりました。

小笠原氏は筑摩神社を厚く信仰し、筑摩神社本殿（重要文化財）や、神宮寺だった旧安養寺の銅鐘（松本市重要文化財）を寄進しました。また、徳雲寺跡（松本市特別史跡）は、現在の山辺地区の有力武士であった山家為頼が、雪村友梅を招いて開創したと伝えられています。現在の梓川地区の有力武士であった西牧氏に関係した文化財として、大宮熱田神社本殿・大宮熱田神社若宮八幡宮本殿（ともに重要文化財） 釈迦堂の釈迦如来坐像（松本市重要文化財）などがあります。



重要文化財筑摩神社本殿

平成20年(2008年)に15世紀代の築造と推定される石垣が出土した殿村遺跡は、当初この地域を支配した会田氏の居館ではないかと考えられていましたが、9年間に及ぶ発掘調査や、文献その他周辺の地名調査などから背後の虚空蔵山を中心とした巨大な信仰空間である可能性が高いことが判明しつつあります。古代の東山道の支道、近世には善光寺街道沿いに面した交通の要衝であり、今後この地域の歴史文化的特質を明らかにすることができるかと期待されています。



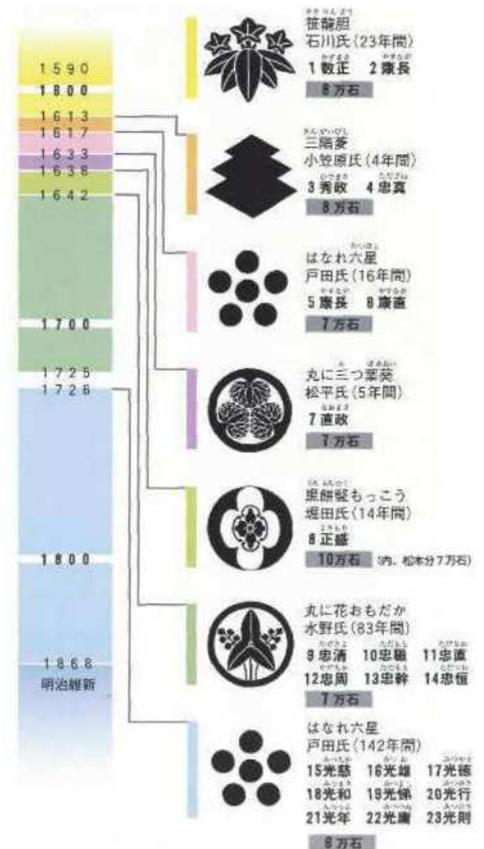
殿村遺跡の石垣

#### (4) 近世の松本

豊臣秀吉が天下を統一すると、小笠原氏は関東に移され、代わって石川数正が松本を統治しました。数正は天正19年(1591年)に城普請に着手し、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2~3年(1593~1594年)には天守、乾小天守が築造されました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は、6家23代で、その時の石高は以下のとおりです。

石川氏 (1590~1613)	2代8万石
小笠原氏(1613~1617)	2代8万石
戸田氏 (1617~1633)	3代7万石
松平氏 (1633~1638)	1代7万石
堀田氏 (1638~1642)	1代10万石 (内松本7万石)
水野氏 (1642~1725)	6代7万石
戸田氏 (1726~1871)	9代6万石



転封・改易などで藩主が代わるたびに所領に変動があったものの、松本藩の石高表現は、廃藩置県まで藩主であった戸田氏の石高を用い、6万石としています。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川家と関係の深い藩主が置かれています。

#### (5) 城下町の形成

本格的な城下町建設は小笠原貞慶が着手し、その後城主となった石川康長が松本城天守（国宝）等の築造、郭内外への侍屋敷の配置を行うなど、更なる城下町の整備を行いました。その際、城下の護りとして、城下町の東西南北の出入口に十王堂が設置されたようです。現在ではいずれの十王堂も跡地を残すだけとなっていますが、東の出入口であった山辺小路に設置された十王堂が、少し東に場所を移して残っており往時を偲ばせています。十王堂に祀られている十王像などの諸仏と石造地藏菩薩立像は松本市重要文化財に指定されています。



松本市重要文化財  
餌差町十王堂の諸仏

完成した城下町の各所には、食い違いや鉤の手、袋小路といった防御のための工夫がなされています。また、町人が住む地域と武士の住む地域は厳格に区分され、境界には時代によって異なりますが30力所前後の木戸が設けられていました。その結果、武士の大部分は郭内と城北一帯に暮らし、町人は女鳥羽川より南側の一帯と善光寺街道沿いに暮らすことになりました。



松本市重要文化財松本城下絵図（享保十三年秋改）

城下町には、女鳥羽川を境として、川南の総鎮守として深志神社、川北の総鎮守として岡宮神社が置かれていました。深志神社は信濃守護小笠原氏が井川の館を本拠としていたときに武神として勧請した宮村大明神

と、慶長19年（1614年）に鎌田から遷された天満宮の2社を祀った神社です。深志神社は女鳥羽川以南の町人町にあり、「天神様」として親しまれ、神輿の巡行や町人による舞台の曳航が盛大に行われました。岡宮神社は、松本城の鬼門除けとして勧請された神社です。

また、周辺の集落では、集落の護りとして辻や村境に道祖神が祀られました。道祖神碑は、十王によって護られている城下町の中には見られず、周辺集落に特徴的な石造物です。城主の移封によってもたらされたと考えられる習俗も多く残されています。七夕行事を例にとると、人形を飾る習慣は城下町から始まり、周辺集落へも広がっていき、周辺集落からは、小麦粉を使った儀礼食が城下町に伝わりました。このことから分かるように、近世の城下町と周辺集落は交流が盛んで、相互に影響し合う空間でした。

#### (6) 近代の松本

松本藩最後の藩主となったのは戸田家9代の光則で、明治2年（1869）の版籍奉還により、

松本藩主から松本藩知事となりました。朝廷への帰順が遅れた光則は、新政府の神道国教化の方針に従い、廃仏毀釈を積極的に行った結果、藩内の寺院180カ寺のうち140カ寺が廃寺となり、多くの仏像や什物が廃棄されました。その際、廃仏毀釈の難を逃れるため、城下町の念来寺から幕府領である和田の西善寺へと阿弥陀如来坐像及両脇侍立像（松本市重要文化財）などの仏像が運ばれています。

明治4年（1871年）廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生しました。筑摩県の県庁は松本に置かれ、松本城二の丸御殿が県庁舎として使われました。しかし、明治9年（1876年）にこの庁舎が火災で焼失すると、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併され、筑摩県は廃止されました。

廃藩置県により政治の場としての機能を失った松本城天守は、明治5年（1872年）に売りに出され、取壊しの危機にさらされることとなりました。この時、下横田町の副戸長をしていた市川量造らは、松本城天守を会場とした筑摩県博覧会を開催し、その収益や、人々からの寄附などによって、松本城天守を買い戻し、破却の危機から救いました。

破却を免れたものの、松本城は、天守の荒廃が進みました。当時、松本城二の丸跡に校舎があった松本中学校の校長小林有也はその姿を憂い、有志とともに天守閣保存会を設立して、明治36年（1903年）年から大正2年（1913年）にかけて、松本城天守の修理工事を行い荒廃から天守を守りました。

一方、総堀や外堀の一部は埋め立てられ、新たな町として人々が住み始めました。明治40年（1907年）には、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。その後、小里は連続30年間にわたり市長を務め、国宝市長とも呼ばれました。

近代化の中で教育にも力が注がれ、市内には廃寺となった寺院を活用して多くの学校が開校しました。開智学校も、元は戸田家菩提寺の全久院の跡地を利用して開校しています。その後、大正期には旧松本高等学校が誘致されるなど、松本は教育熱心な地域となりました。

また、松本の人々は、進取の精神に富み、近代化を受けて松本の城下町の景観は大きく変貌しました。その中で、擬洋風建築や看板建築の商家などの近代的な建物や、旧松本区裁判所庁舎（重要文化財）、旧第一勸業銀行松本支店（登録有形文化財）などが建築されました。



明治30年頃の松本城天守（松本市立博物館蔵）



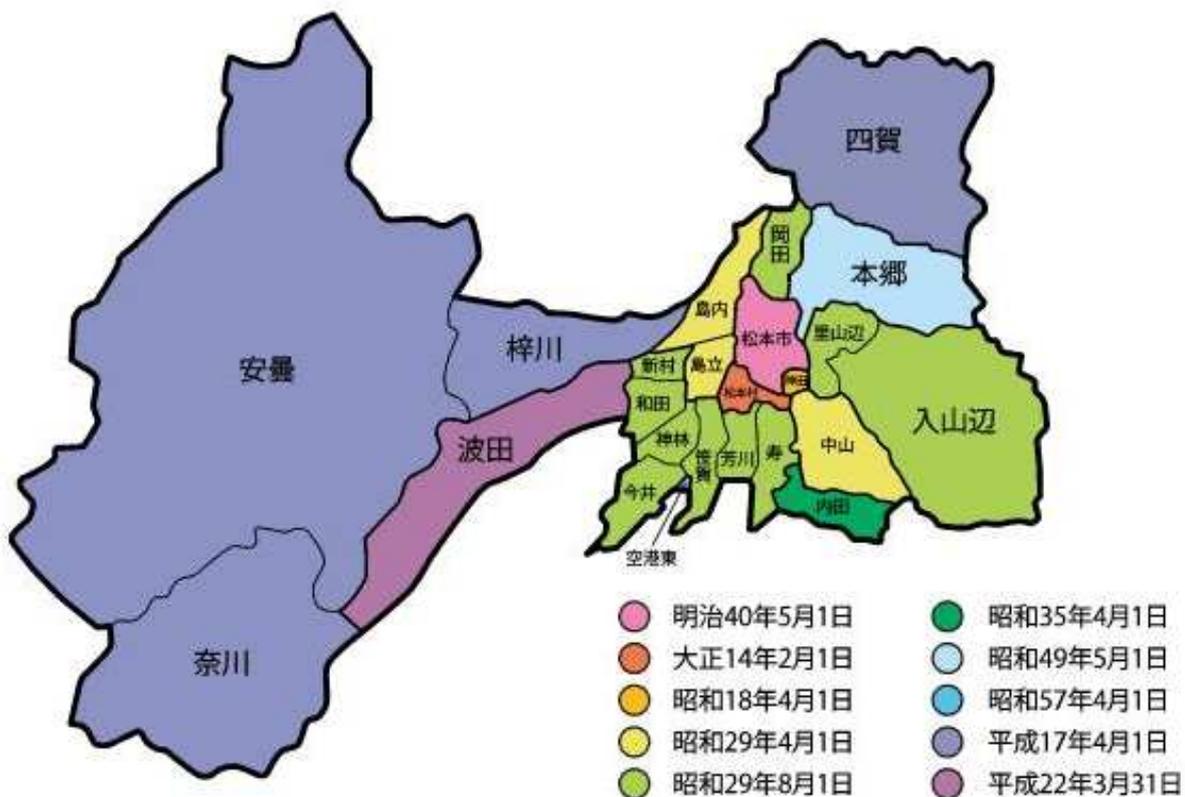
重要文化財旧松本区裁判所庁舎

(7) 松本市域の変遷

明治40年(1907年)5月1日に市制を施行し、松本市は平成29年(2017年)で市制施行110周年を迎えました。市制施行から、平成22年(2010年)3月31日に波田町が合併されるまで、近隣の町村との合併を繰り返しながら現在の市域を形成してきました。

市域変遷の主な経過は次のとおりです。

合併年月日	経過	合併後面積(km <sup>2</sup> )
明治22年(1889年)4月1日	松本町が発足	
明治40年(1907年)5月1日	市制施行	12.17
大正14年(1925年)2月1日	松本村を合併	18.80
昭和18年(1943年)4月1日	中山村神田地区と合併	19.87
昭和29年(1954年)4月1日	島内村、中山村、島立村と合併	61.71
昭和29年(1954年)8月1日	新村、和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村と合併	214.85
昭和35年(1960年)4月1日	塩尻市片丘区内田と合併	226.14
昭和36年(1961年)4月1日	塩尻市片丘区崖の湯地区と合併	226.20
昭和49年(1974年)5月1日	本郷村と合併	264.30
昭和57年(1982年)4月1日	塩尻市の一部を合併(空港東)	264.60
平成17年(2005年)4月1日	四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併	919.35
平成22年(2010年)3月31日	波田町と合併	978.47



## 4 現代の松本の文化

### (1) 民芸運動

「民芸」は、柳宗悦が大正期に無名の職人によって作られた日常雑器の中に美を見出し、理論化し提唱した美術運動です。白樺派の同人だった柳宗悦たちの思想は信州の教師に影響を与え、これを支持する教師たちは「信州白樺派」と呼ばれました。

松本は、江戸末期から作られた帳場筆笥が松本筆笥として知られていましたが、それに加え明治時代には一閑張りなどの家具生産が盛んになりました。しかし、家具生産は大正末期から昭和初期をピークに衰退します。信州には柳宗悦らと交流をした歴史があり、松本周辺には有能な木工や染織の作家が多く、戦後松本市は、民芸による地場産業の復興を計画します。

昭和21年(1946年)には日本民芸協会長野県支部が発足します。柳の薫陶を受けた丸山太郎は昭和37年(1962年)に「松本民芸館」を開館しました。同じく池田三四郎はバーナード・リーチの指導で家具を製作販売し、現在「松本民芸家具」として知られています。三代澤本寿は型絵染の作家として活躍し、商業デザイン等に大きな影響を与え、今でも市内の至る所で目にします。



松本民芸館

「民芸の街」松本に、全国からものづくりを志す若者が集まるようになり、柳から影響を受けた地元の作家たちは、そうした若者を受け入れ、技術を伝えました。

そして、松本の若い工芸作家たちによって、昭和60年(1985年)「クラフトフェアまつもと」が開始されました。平成29年(2017年)で33回を数え、全国でも歴史が古く、毎年5月に開催されるこのイベントは初夏の風物詩として、全国から毎年5万人前後もの人を迎えています。

### (2) 新産業都市

昭和38年(1963年)7月、松本諏訪地区新産業都市指定が内定しました。このときは全国で13地区が内定し、そのうち松本諏訪地区は唯一内陸部に立地することで注目されています。産業の地域格差を解消することが新産業都市建設促進法の主旨でしたが、実質は巨額な国の資本を期待する新たな産業の拠点づくりでした。松本市では降旗徳弥市長を先頭に積極的な誘致運動を行い、指定実現に至りました。指定を受けた松本諏訪地区には、南は茅野市から北は大町市に至る6市3郡17町村が含まれていました。新産業都市の指定は、新たな松本づくりの太い骨格の一つになりました。

### (3) 伝統野菜と食文化

松本の城下町から四方に延びる街道沿いには、寺社や宿場など、交通の要衝に在郷町が形成され、城下町へ出入りする人々により、様々な文化や産物がもたらされました。これらの町は周辺の村落と経済圏を形成



松本一本ねぎ

し、地域ごとに特色ある生活が営まれていました。野  
 麦街道沿いの奈川地区や安曇地区では、飛騨地方から  
 伝播した独特の野菜が今も栽培されています。長野県  
 により信州の伝統野菜に選定されている保平蕪や稲  
 核菜です。現在、それ以外に、来歴は不明ですが、松  
 本地域独特の野菜として、松本一本ねぎ、切葉松本地  
 大根、番所きゅうりが栽培され、それらも信州の伝統  
 野菜に選定されています。



稲核菜 栽培風景

長野県教育委員会では、昭和58年(1983年)に食文化に関するものとして、手打ちそば、  
 焼き餅、御幣餅、すんき漬、野沢菜漬の5品目を、「味の文化財」の名称で、県内一円を伝承地  
 として、記録の作成を行うべき無形の民俗文化財に選択しました。これを機に県民の食文化に対  
 する意識が向上しました。

松本市は、伝統野菜の栽培やブランド化を支援し、地産地消を推進しています。

#### (4) 現代の松本 「三ガク都」

松本市は、東は美ヶ原高原から、西は上高地・北  
 アルプスの槍・穂高連峰までの広い市域を有し、豊  
 かな自然環境に囲まれています。

現在、本市は市の特徴を表す言葉として、「三ガ  
 ク都」を標榜しています。「三ガク都」とは、「岳都」、  
 「楽都」、「学都」の3つです。「岳都」は、周囲を  
 自然豊かな山に囲まれ、多くのアルピニストが訪れ  
 る山の玄関口としての松本を示しています。「楽都」は、  
 鈴木鎮一氏が昭和21年(1946年)に創始し、  
 多くの音楽家を輩出してきた「スズキメソード」や、  
 平成4年(1992年)から始まった世界的指揮者  
 小澤征爾らが集い演奏する「サイトウ・キネン・フ  
 ェスティバル松本」(現在は「セイジ・オザワ 松本  
 フェスティバル」と改称)を始め、市民レベルまで  
 含めた音楽活動が盛んなことや、それらの活動の舞  
 台となるホールなどが充実しており、街全体が音楽  
 の気風に満ちていることによります。「学都」は、  
 旧開智学校や旧松本高等学校に見られるように、学  
 校教育に力を入れてきた歴史と、社会教育・生涯学  
 習の実践が盛んで、教育を尊重する気風があること  
 によります。

これらの「三ガク都」の言葉に代表されるように、  
 松本は自然、文化、歴史を礎にした魅力ある都市と  
 なっています。



第1回山の日記念式典(上高地)



セイジ・オザワ 松本フェスティバル  
 ©山田毅



重要文化財旧開智学校校舎

(5) 「普通選挙運動」・「花いっぱい運動」・「30・10(さんまる・いちまる)運動」

松本市では、近代から現在に至るまで、全国のさきがけとなる運動が展開されてきました。

明治時代には、普通選挙運動が起こります。普通選挙運動は、日清戦争後の社会問題の発生を背景に、松本で全国にさきがけて本格的に始まりました。明治30年(1897年)に中村太八郎(東筑摩郡山形村出身)は、松本藩出身の木下尚江らとともに緑町に事務所を置く普通選挙期成同盟会を結成しました。この会は、普通選挙運動の全国のさきがけとなった結社であり、松本が普通選挙運動発祥の地と言われる由縁です。松本市中央図書館の前庭には、「普通選挙運動発祥の地」の記念碑が建立されています。

昭和になると、前述の民芸運動と花いっぱい運動が起こります。民芸運動は、戦争により元気をなくした松本に一つの方向性を示したといわれます。また、花いっぱい運動は、戦後まちが荒廃し人々の心にも余裕を持ってない中で、「社会を美しく・明るく・住みよくする」ための精神運動です。花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込め、昭和27年(1952年)当時松本市の小学校の教員だった小松一三夢によって始められました。この運動は次第に全国に広がっていき、昭和36年(1961年)に花いっぱい運動10周年記念・第1回世界大会が開催されました。

この大会はほぼ毎年全国の自治体で開催されていますが、平成19年(2007年)には市制100周年を記念して第50回目の大会が、平成29年(2017年)には市制施行110周年記念として第57回目の大会が開催されました。

また、最近の取組みでは、「残さず食べよう!30・10(さんまる・いちまる)運動」を実施しています。食品ロス削減のための取組みの一環として始められたもので、宴会が始まった最初の30分と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残しを減らすというものです。平成29年(2017年)には、「30・10運動発祥の地」松本で、「第1回食品ロス削減全国大会～広げよう30・10inまつもと～」を開催しました。

### 第3章 文化財の把握

#### 1 これまでの文化財把握調査

##### (1) 埋蔵文化財調査

高度経済成長に伴い昭和40年代後半頃から大規模な開発事業が多くなり、全国各地で大学教授などの研究者を招聘し地元の研究者を加えた調査団による発掘調査が行われるようになりました。松本市においても、昭和56年度まで教育委員会を事務局として地元研究者による調査団が発掘調査を実施してきましたが、緊急発掘の急増により調査団の対応が困難となり、昭和57年度から教育委員会の社会教育課文化係に職員を配置し、直営の発掘調査を行うようになり現在に至っています。

発掘調査と並行して昭和51～53年度に埋蔵文化財の位置や範囲を把握する遺跡地図の作成、整備を進め、平成6年度に大規模な改定を行いました。この改定に合わせ、平成5年度からは、それまで松本城の本丸・二の丸・三の丸の城郭部分だけだった遺跡の範囲を、城下町も含めた全域に広げました。このように城下町を都市遺跡として位置付け、遺跡の保護に取り組んでいる自治体は、全国を見ても津和野城下町遺跡（島根県）金沢城下町遺跡（石川県）近世新潟町遺跡（新潟県）など数例しかなく、その中でも本市はいち早く松本城下町跡の保護に取り組み始めた先進的な自治体として位置付けられています。

遺跡地図は、以後毎年見直しをしています。平成4年度からは小規模な開発に対しても試掘や立会調査を行い、遺跡地図の見直しに反映させています。松本市内の埋蔵文化財包蔵地は、昭和40年度に291遺跡でしたが、平成27年度には872遺跡となっています。

埋蔵文化財の調査報告書は、出土品・調査記録の整理が完了したのから順次刊行<sup>5</sup>されています。



松本城下町跡本町第8次調査  
(信濃毎日新聞松本本社)



松本城下町跡 遺跡地図

<sup>5</sup> 既刊の報告書は巻末の「発掘調査報告書一覧」を参照

(2) 石造文化財悉皆調査（昭和47年度～53年度）

旧松本市においては昭和47年度から53年度にかけて、当時の行政区単位で江戸時代の石造文化財悉皆調査を実施し、資料編17冊と解説編からなる報告書を刊行しました。また、合併地区においても、旧波田町が昭和54年度に、旧四賀村が平成4年度に石造文化財の悉皆調査を実施し、報告書を刊行しました。また、旧梓川村と旧奈川村では、村誌刊行の際に石造文化財悉皆調査を実施しています。

(3) 伝統的建造物実態調査（平成元年度～7年度）

旧松本市では、平成元年度から7年度にかけて、伝統的建造物実態調査を実施し、明治45年（1912年）以前に建築された民家5,000軒余の実態調査を行いました。その成果を報告書『まちの姿を伝えて 歴史的環境の空間作法』としてまとめました。この調査でAAランク（文化財級と定義付け）とされた建造物については、その後の文化財調査において追跡を行っています。

(4) 未指定文化財総合調査（平成11年度～14年度）

今後失われていく恐れのある貴重な文化財の保存、整備、活用するための基礎資料を作成するため、未指定文化財総合調査を実施しました。調査は、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物、その他の6つのカテゴリーに分け、まずは基本調査（概要調査）を地域文化財連絡協議会の会員を調査協力員に委嘱して、地区ごとに実施しました。

建造物では、伝統的建造物実態調査で扱った民家に加え、寺社建築や商業施設等も対象としました。また、無形民俗文化財の調査に関しては、行事が行われている神社や、関連のある石造文化財と合わせて調査するよう、調査運営委員会において指摘されています。

また、文化財審議委員会委員と松本市誌編纂に係わった学識経験者により専門委員会を組織し、基本調査物件の中から抽出した物件の詳細調査を実施しました。

< 未指定文化財調査結果件数一覧（地区ごと） >

地区名	神社	寺院	美術工芸品等	史跡	遺跡	有形民俗	無形民俗	天然記念物	名勝
第一	20	7	7		3			16	
第二	10	7	5		2			11	
第三	3	3	8		9				5
東部	15	9	33		3			1	1
中央	18		3		5				
城北	5	3	23	2	14	5		12	
安原	7	2		31	3	1	1	1	
城東	1	2			2		2	2	2
白板	9	6		7	10			9	
田川	4	2		2	1		2		
庄内	10	3	29	13	12	2	2	11	
鎌田	20	7	7		3			16	
松南					7				
島内	13	4	25	28	20		1	12	12
中山	2	6	92	7	131	8	8	7	11
島立	5	6	53	1	4		5	4	
新村	2	1			7			1	3
和田	11	10	13	5	14	2	6	5	3

地区名	神社	寺院	美術工 芸品等	史跡	遺跡	有形民俗	無形民俗	天然 記念物	名勝
神林	5	2	10	3	7			2	
笹賀	6	2	11	8	11		12		3
芳川	5	4	9	6	11		2	4	1
寿		5	55		31		3	15	
寿台									
岡田	4	4	9	4	35	1	2	3	2
入山辺	6	1			40		3		
里山辺	4	4			43			14	
今井	5	3	17	17	11		6	10	
内田	3	5	67	1	18		9	11	
本郷	3	1	97		94		6	27	
松原									

(注) 合併前の調査であるため、四賀、安曇、奈川、梓川、波田の5地区は、対象範囲に含まれていません。

#### (5) 松本市近代遺産

「松本市歴史的風致維持向上計画」の所管課である建設部都市政策課は、計画策定時に実施した調査結果を基に、「歴史的風致維持向上計画」で設定された重点区域内の建造物で、歴史的価値と保存状態等により保存すべきものを「近代遺産調査リスト」として抽出しました。そこにリストアップされた建造物を対象に、所有者の意識・意向調査と専門家による詳細調査を実施し、保存活用していく建造物を「近代遺産保存活用リスト」として抽出する作業を行いました。更に、「近代遺産保存活用リスト」の中から、保存活用計画を所有者と市で協議し、保存活用計画で合意できた建造物を、近代の松本のまちの歴史を伝え、松本のまちの魅力向上につながる建造物「松本市近代遺産」として登録し、保全活用に取り組んでいます。詳細調査の結果、平成29年(2017年)6月現在で122件が登録されています。



松本市近代遺産宮島耳鼻咽喉科医院

こうした取組みの一方、山崎歯科医院やカタクラカフラス、上高地線新村駅舎など、近代的な建造物が失われてしまいました。

#### (6) 長野県近代和風建築総合調査(平成28～29年度)

生活様式の変化等により、取り壊しや改築が進行している明治元年(1868年)から太平洋戦争終結(昭和20年・1945年)までの間に、和風を基調とした伝統的様式や技法により建てられた近代の和風建築物の所在、歴史、価値、保存状態等の調査を長野県教育委員会が行っているものです。調査の結果を総合的に判断し、代表的な和風建築を報告書にまとめ、基礎資料を確立することを目的として実施されており、松本市内においても、県から委託を受けた専門家が対象となる建造物の調査を行っています。

## 2 指定文化財等の状況

松本市では、文化財保護法の規定による国指定等文化財、長野県文化財保護条例の規定による指定等文化財、松本市文化財保護条例による指定文化財の合計は334件（平成30年2月28日現在）を数えます。その内訳は、次表のとおりです。

松本市文化財保護条例による文化財指定は、同条例施行規則の基準により、本市にとって貴重な文化財又は高い技術等について、松本市文化財審議委員会の意見を聴きながら指定を行っています。

また、これらの指定等の文化財の保存活用を図るための事業に対して、松本市文化財保護事業補助金交付要綱により、国及び県の協力の下、補助金を交付して支援を行っています。

### (1) 指定等文化財の件数

種 別	指定別	国	県	市	合 計
	有 形 文 化 財	建 造 物	11	5	26
絵画・彫刻・工芸品		7	10	50	67
書跡・典籍・古文書		2	0	6	8
考古資料		0	2	11	13
歴史資料		0	1	31	32
無 形 文 化 財		0	0	0	0
民 俗 文 化 財	有形民俗文化財	3	0	5	8
	無形民俗文化財	0	1	24	25
記 念 物	史 跡	3	4	19	26
	名 勝	1	2	9	12
	天然記念物	2	9	39	50
小 計		29	34	220	283
登録有形文化財		48			48
選択無形民俗文化財		2	1		3
合 計		79	35	220	334

平成30年（2018年）2月28日現在 （単位：件）

（注1） 重要美術品（国指定）2件について、「手鑑『兎玉集』」は書跡の欄に、「銅鐘」（長稱寺）は工芸品の欄にそれぞれ1件として集計しています。

（注2） 次の文化財3件は、2つの文化財種別にまたがって指定されているため、それぞれの文化財種類につき1件として集計しています。

- 1 上高地（国指定）... 名勝・天然記念物
- 2 槻井泉神社の湧泉とケヤキ（市指定）... 史跡・天然記念物
- 3 恭徳寺鐘楼並びに梵鐘（市指定）... 有形文化財（建造物）・有形文化財（工芸品）

(2) 指定等文化財一覧 (平成30年1月1日現在)

<国指定等>

ア 国宝 [1件]

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和27.3.29	建造物	松本城天守	5棟	国(管理:松本市)



国宝松本城天守



国宝松本城天守

イ 重要文化財 [17件]

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
大正 3. 8.25	彫刻	木造十一面観音及両脇侍立像	3 軀	牛伏寺
	彫刻	木造釈迦如来及両脇侍像	3 軀	牛伏寺
	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	牛伏寺
	彫刻	木造大威徳明王像	1 軀	牛伏寺
昭和 5. 5.23	建造物	筑摩神社本殿	1 棟	筑摩神社
12. 8.25	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍像	3 軀	真光寺
24. 2.18	建造物	大宮熱田神社本殿	1 棟	大宮熱田神社
	建造物	大宮熱田神社若宮八幡宮本殿	1 棟	大宮熱田神社
28. 8.29	建造物	若宮八幡社本殿	1 棟	若宮八幡社
	建造物	田村堂	1 棟	松本市
34.12.18	工芸品	孔雀文磬	1 面	松本市
36. 3.23	建造物	旧開智学校校舎	1 棟	松本市
55. 6. 6	典籍	宋版漢書	60 冊	松本市
平成 8.12.10	建造物	馬場家住宅	6 棟	松本市・個人
19. 6.18	建造物	旧松本高等学校	2 棟	松本市
24. 7. 9	建造物	牛伏川本流水路(牛伏川階段工)	1 所	長野県
29.11.28	建造物	旧松本区裁判所庁舎	1 棟	松本市



重要文化財宋版漢書



重要文化財馬場家住宅

ウ 重要有形民俗文化財 [3件]

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和 30. 4. 22	年中行事	七夕人形コレクション	45 点	松本市
34. 5. 6	信仰	民間信仰資料コレクション	293 点	松本市
	生産生業	農耕用具コレクション	79 点	松本市

エ 史跡 [3件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 5.11.19	史跡	松本城 (昭和 45. 1. 17 総堀追加指定) (平成 19. 2. 6 西総堀土塁追加指定) (平成 25. 3. 27 南・西外堀追加指定) (平成 26. 3. 18 南・西外堀追加指定) (平成 27. 3. 10 南・西外堀追加指定) (平成 28. 3. 1 南・西外堀追加指定) (平成 29. 10. 13 南・西外堀、総堀追加指定)	国・県・松本市他
51. 2. 20	史跡	弘法山古墳	松本市
平成 29. 2. 9	史跡	小笠原氏城跡 (井川城跡・林城跡)	松本市・個人

オ 名勝 [1件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 27. 3. 29	特別名勝及び特別天然記念物	上高地	国・穂高神社

カ 天然記念物 [2件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 27. 3. 29	特別名勝及び特別天然記念物	上高地	国・穂高神社
	特別天然記念物	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石	松本市ほか

キ 重要美術品 [2件]

指定年月	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和 18. 10. 1	書跡	手鑑『兎玉集』	1 帖	松本市
19. 7. 6	工芸品	銅鐘	1 口	長稱寺

ク 登録有形文化財(建造物) [48件]

登録年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
平成 11. 10. 14	住宅	原田家住宅主屋	1 棟	個人
12. 4. 28	住宅	波多腰家住宅主屋	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅米蔵	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅味噌蔵	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅納屋	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅灰屋	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅蔵	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅文庫蔵	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅表門	1 棟	個人

登録年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
平成 12. 4.28	住宅	波多腰家住宅門	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅中門	1 棟	個人
	住宅	波多腰家住宅南門	1 棟	個人
14. 8.21	治山治水	釜ヶ淵堰堤	1 基	国
15. 3.18	学校	長野県松本深志高等学校管理普通教室棟	1 棟	長野県
	学校	長野県松本深志高等学校講堂	1 棟	長野県
16. 3. 2	住宅	塩原家住宅主屋	1 棟	個人
	住宅	塩原家住宅門	1 棟	個人
	住宅	塩原家住宅米蔵	1 棟	個人
	産業 1 次	塩原家住宅蚕屋	1 棟	個人
	産業 3 次	松本館旧館	1 棟	(株)松本館
	産業 3 次	松本館便所棟	1 棟	(株)松本館
17.11.10	宗教	無量寺本堂	1 棟	無量寺
	宗教	無量寺庫裏	1 棟	無量寺
	宗教	無量寺鐘楼堂	1 棟	無量寺
	宗教	無量寺宝物殿	1 棟	無量寺
	宗教	無量寺土蔵	1 棟	無量寺
	宗教	無量寺衆寮	1 棟	無量寺
19.10. 2	産業 3 次	旧第一勸業銀行松本支店	1 棟	(株)明神館
22. 9.10	産業 3 次	旧光屋店舗兼主屋	1 棟	個人
	産業 3 次	旧光屋文庫蔵	1 棟	(株)明神館
23.10.28	学校	松商学園高等学校本館	1 棟	(学)松商学園
	学校	松商学園高等学校講堂	1 棟	(学)松商学園
	学校	松商学園高等学校柔剣道場	1 棟	(学)松商学園
	産業 3 次	徳本峠小屋休憩所	1 棟	個人
	住宅	嘉門次小屋囲炉裏の間	1 棟	(有)嘉門次小屋
	産業 1 次	旧上高地孵化場飼育池(信州大学山岳科学総合研究所上高地ステーション観察池)	1 所	国立大学法人信州大学
	産業 1 次	旧上高地孵化場物置(信州大学山岳科学総合研究所上高地ステーション別館)	1 棟	国立大学法人信州大学
24. 8.13	その他	旧松本歩兵第五十連隊糧秣庫(信州大学医学部資料室)	1 棟	国立大学法人信州大学
26.10. 7	宗教	徳運寺本堂	1 棟	徳運寺
	宗教	徳運寺庫裏	1 棟	徳運寺
	宗教	徳運寺山門及び高塀	1 棟	徳運寺
27. 8. 4	生活関連	松本市上下水道局島内第一水源地集水井及びび会所	1 棟	松本市
	生活関連	松本市上下水道局島内第一水源地石垣及び階段	1 棟	松本市
	生活関連	松本市上下水道局島内第一水源地旧唧筒室	1 棟	松本市
	生活関連	松本市上下水道局島内第一水源地倉庫	1 棟	松本市
	生活関連	松本市上下水道局城山配水地接合井	1 棟	松本市

登録年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
平成 27. 8. 4	生活関連	松本市上下水道局城山配水地旧配水池	1 棟	松本市
29. 10. 27	住宅	大嶋家住宅主屋	1 棟	個人

ケ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 [2件]

選択年月日	種別	名称	所有者又は管理者
平成 10.12. 1	風俗慣習	松本のミキノクチ製作習俗	
12.12.25	風俗慣習	松本のコトヨウカ行事	



記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財  
松本のミキノクチ製作習俗

< 県指定等 >

ア 長野県宝 [18件]

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和 41. 1.27	建造物	筑摩神社拝殿	1 棟	筑摩神社
44. 5.15	考古資料	桜ヶ丘古墳出土品 (平成 22.10.18 金銅製天冠除く 63点追加指定)	64 点	松本市
45.10.22	絵画	絹本著色真言八祖像	8 幅	洞光寺
47. 3.21	彫刻	木造千手観音立像	1 躯	海岸寺千手観音保存会
49. 1.17	彫刻	木造金剛力士像	2 躯	松本市
49.11.14	彫刻	木造十一面観音立像	1 躯	放光寺
51. 3.29	建造物	橋倉家住宅	1 棟	松本市
60.11.21	建造物	旧山辺学校校舎	1 棟	松本市
	彫刻	木造蔵王権現立像	1 躯	牛伏寺
	彫刻	木造如意輪観音坐像	1 躯	牛伏寺
	彫刻	木造奪衣婆坐像	1 躯	牛伏寺
61. 8.25	歴史資料	里山辺お船祭のお船	9 基	里山辺 9 町会
平成 5. 8.12	考古資料	弘法山古墳出土品	一括	松本市
10.10.26	彫刻	銅造菩薩半跏像	1 躯	盛泉寺
11. 3.18	彫刻	銅造伝薬師如来坐像御正体残闕	1 躯	盛泉寺
17. 3.28	建造物	旧松本カトリック教会司祭館	1 棟	松本市
24. 3.22	建造物	旧念来寺鐘楼	1 棟	妙勝寺
30. 2.13	彫刻	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 躯	西善寺

長野県宝  
旧山辺学校校舎



長野県宝  
桜ヶ丘古墳出土品

イ 無形民俗文化財 [1件]

指定年月日	名称	所有者又は管理者
昭和 63. 3.24	島立堀米の裸祭り	島立堀米町会



長野県無形民俗文化財島立堀米の裸祭り

ウ 史跡 [4件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 35. 2.11	史跡	埴原牧跡附信濃諸牧牧監庁跡	松本市・個人
45.10.22	史跡	小笠原氏城跡 (昭和 55.9.8 山家城、桐原城追加指定)	松本市・個人
59. 3. 1	史跡	旧野麦街道	国・松本市
平成 9. 2.20	史跡	針塚古墳	松本市



長野県史跡針塚古墳

エ 名勝 [2件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 54. 3.22	名勝	中田氏庭園	個人
56.12. 7	名勝	三本滝	国

オ 天然記念物 [9件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 37. 9.27	天然記念物	梓川のもみ	大宮熱田神社
40. 7.29	天然記念物	千手のイチヨウ	個人
43. 5.16	天然記念物	大野田のフジキ	伊勢二ノ宮神社
48. 3.12	天然記念物	穴沢のクジラ化石	松本市

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 60.11.21	天然記念物	シナノトド化石	松本市
平成 15.12. 7	天然記念物	八幡宮鞠子社のメグスリノキ	八幡宮鞠子社合殿
17. 3.28	天然記念物	反町のマッコウクジラ全身骨格化石	松本市
17. 9.26	天然記念物	横川の大イチョウ	個人
19. 1.11	天然記念物	矢久のカヤ	個人



長野県天然記念物穴沢のクジラ化石



長野県天然記念物シナノトド化石

カ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 [1件]

選択年月日	名称	所有者又は管理者
平成 13. 9.11	松本のぼんぼん・青山様	

<市指定>

ア 重要文化財 [123件]

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和 36.1.24	工芸品	筑摩神社梵鐘	1口	筑摩神社
	工芸品	筑摩神社の陵王・納曾利面	2面	筑摩神社
	工芸品	廣澤寺堆朱菊花文香合	1合	廣澤寺
37. 8.31	彫刻	男神立像	1軀	牛伏寺
	彫刻	女神坐像	2軀	牛伏寺
	彫刻	地藏菩薩半跏像	1軀	牛伏寺
	彫刻	十王像 附 司命司録	12軀	牛伏寺
	彫刻	童子坐像 附 子持石	1軀	牛伏寺
	工芸品	追儼面	2面	牛伏寺
	工芸品	鉄磬残欠 附 鉄剣残欠 鏡残欠	5口	牛伏寺
44. 7. 4	建造物	岡宮神社本殿	1棟	岡宮神社
	建造物	牛伏寺観音堂	1棟	牛伏寺
	建造物	牛伏寺仁王門	1棟	牛伏寺
	建造物	無極寺本堂	1棟	無極寺
	建造物	高橋家住宅	1棟	松本市
	建造物	浄林寺山門	1棟	浄林寺
	建造物	中田家住宅	2棟	個人
	工芸品	岡宮神社神輿	1台	岡宮神社
	工芸品	深志神社神輿	2台	深志神社

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
昭和 55. 3.18	彫刻	大安楽寺の木造大日如来坐像	1 軀	大安楽寺
	彫刻	西善寺の木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像	3 軀	西善寺
	彫刻	西善寺の木造地藏菩薩半跏像	1 軀	西善寺
	彫刻	正念寺の木造阿弥陀如来半跏像及両脇侍立像	3 軀	正念寺
	彫刻	正念寺の木造地藏菩薩立像	1 軀	正念寺
61. 3.13	彫刻	今村観音堂の木造阿弥陀如来坐像	1 軀	笹賀今区
	彫刻	小俣観音堂の木造千手観音立像 附 注文証文	1 軀	笹賀小俣区
62. 4.14	考古資料	柏木古墳出土品	一括	松本市
	考古資料	中山 36 号古墳出土品	一括	松本市
63. 3.17	彫刻	神宮寺の薬師如来坐像	1 軀	神宮寺
	彫刻	王徳寺の不動明王坐像	1 軀	王徳寺
	考古資料	下神遺跡熊坂 10 号住居址出土品	一括	松本市
平成 6. 3.31	建造物	馬場家住宅旧灰部屋	1 棟	松本市
7. 4.28	建造物	千鹿頭神社本殿	1 棟	千鹿頭神社
	建造物	千鹿頭社本殿	1 棟	千鹿頭社
	建造物	松本城天守土台支持柱残欠	1 基	松本市
	絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	1 幅	西善寺
	工芸品	松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	1 台	松本市
	工芸品	戸田家伝世の甲冑	1 領	個人
	工芸品	野々山家伝来拵付大小	1 腰	松本市
	書跡	西善寺名号刻字額	1 面	西善寺
	古文書	諸土出身記並びに出身記・出身帳等	一括	松本市
	古文書	朱印状及び領知目録	一括	松本市
	考古資料	旧海岸寺経塚出土品	一括	松本市
	考古資料	南方古墳出土品	一括	松本市
	考古資料	三間沢川左岸遺跡出土銅印	1 顆	松本市
	考古資料	南栗遺跡出土銅鏡	1 点	松本市
	考古資料	針塚遺跡再葬墓出土弥生土器	一括	松本市・個人
	歴史資料	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	1 点 1 通	松本市
	歴史資料	松本城下絵図	1 舗	松本市
	歴史資料	信濃国松本藩領国大絵図	1 舗	松本市
	11. 3. 4	建造物	浅間温泉天満宮本殿	1 棟
建造物		和田神社本殿	1 棟	和田神社
13. 7. 2	歴史資料	西善寺の彈誓上人立像	1 軀	西善寺
	歴史資料	正念寺の彈誓上人立像	1 軀	正念寺
15. 2.26	建造物	小俣諏訪社本殿	1 棟	小俣諏訪社
18. 3.27	建造物	松澤家長屋門	1 棟	松本市
	絵画	奉納絵馬「潮干狩之図」	1 幅	会田御厨神明宮
	彫刻	木造千手観音立像	1 軀	保福寺
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	穴沢町会

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
平成 18. 3.27	彫刻	木造大覚禅師倚像	1 軀	長安寺
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	廣田寺
19. 3.30	建造物及び 工芸品	恭俣寺鐘楼並びに梵鐘	1 棟	恭俣寺
	建造物	山村家稻荷社	1 棟	個人
	彫刻	聖観世音菩薩像	1 軀	金松寺
	彫刻	釈迦堂の釈迦如来坐像	1 軀	南北条町会他
20.12.22	建造物	上野真光寺の観音厨子	1 棟	真光寺
	絵画	洞光寺紙本著色釈迦涅槃図	1 幅	洞光寺
	絵画	常光寺紙本著色釈迦涅槃図	1 幅	保福寺町町会
	絵画	氷室の三大師画像	1 幅	氷室地区総代
	彫刻	麻生薬師堂木造薬師如来坐像及び 両脇侍立像	3 軀	麻生集落
	歴史資料	刈谷原町の庚申塔	1 基	刈谷原町町会
	歴史資料	常光寺木造大日如来坐像	1 軀	保福寺町町会
	歴史資料	常光寺木造毘沙門天立像	1 軀	保福寺町町会
	歴史資料	原山の善光寺常夜燈	1 基	原山町会
	歴史資料	会吉の地藏	1 基	会吉町会
	歴史資料	藤池の百体観音	一括	藤池町会
	歴史資料	浄雲寺木造阿弥陀如来立像	1 軀	浄雲寺
	歴史資料	長安寺木造虚空蔵菩薩坐像	1 軀	長安寺
	歴史資料	廣田寺山門周辺石造物群	一括	廣田寺
	歴史資料	廣田寺木造十八羅漢像	18 軀	廣田寺
	歴史資料	本町の善光寺常夜燈	1 対	本町町会
	歴史資料	岩井堂の芭蕉句碑	1 基	無量寺
	歴史資料	無量寺木造阿弥陀如来坐像	1 軀	無量寺
	歴史資料	岩井堂の観音堂木造千手観音坐像	1 軀	長安寺
	歴史資料	観音山周辺石造物群	一括	長安寺
	歴史資料	岩井堂の馬頭観音	1 基	岩井堂町会
	歴史資料	麻生薬師堂薬師如来	1 基	麻生集落
歴史資料	小室七日山金比羅宮参道石仏群	一括	小室町会金比羅宮 氏子	
21.12.22	建造物	工女宿宝来屋	1 棟	松本市
	彫刻	男神坐像	1 軀	牛伏寺
	彫刻	明阿上人坐像	1 軀	松本市
	考古資料	経筒	1 点	牛伏寺
	歴史資料	松本神社の宝物	118 点	松本神社
	歴史資料	餌差町十王堂の諸仏	13 軀	餌差町十王堂の 諸仏保存会
	歴史資料	深志神社の宝物	3 点	深志神社
23. 3.22	建造物	金亀多宝塔	1 棟	盛泉寺
	彫刻	銅造菩薩立像	1 軀	盛泉寺
	彫刻	木造不動明王立像	1 軀	盛泉寺
	彫刻	真言宗祖師像	2 軀	盛泉寺

指定年月日	種別	名称	員数	所有者又は管理者
平成 23. 3.22	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	上波田高齢者クラブ
	彫刻	銅造薬師如来坐像御正体残闕	1 軀	個人
	彫刻	線彫六地藏尊像	6 基	盛泉寺
	彫刻	線彫一石六地藏尊像	1 基	盛泉寺
	彫刻	線彫閻魔王坐像	1 基	上波田高齢者クラブ
	歴史資料	西光寺絵図	1 幅	上波田高齢者クラブ
	歴史資料	若澤寺関係供養碑	3 基	水沢山共有林組合他
	歴史資料	若澤寺参道丁石	10 基	水沢山共有林組合他
24. 3.26	建造物	八坂神社本殿	1 棟	八坂神社
	考古資料	古瀬戸瓶子・四耳壺	2 点	松本市
27. 7. 7	建造物	正覚院観音堂	1 棟	正覚院
	建造物	牛伏寺観音堂宮殿	1 棟	牛伏寺
	建造物	牛伏寺如意輪堂	1 棟	牛伏寺
	絵画	牛伏寺四尊像	1 幅	牛伏寺
	工芸品	牛伏寺銅板線刻十一面観音御正体	1 面	牛伏寺
	書跡	牛伏寺法華経断簡	1 幅	牛伏寺
	書跡	牛伏寺光明真言頌	1 幅	牛伏寺
	典籍	牛伏寺宋版大般若経	94 帖 18 点	牛伏寺
	考古資料	牛伏寺銅伏錠	1 点	牛伏寺
28. 3.23	歴史資料	放光庵の石造地藏菩薩立像	1 軀	放光庵
29. 3.29	彫刻	円城寺の木造観音菩薩立像	1 軀	円城寺
	建造物	南方諏訪神社本殿	1 棟	諏訪社
30. 2.23	彫刻	生安寺の木造地藏菩薩半跏像	1 軀	生安寺
	建造物	千鹿頭社拝殿	1 棟	千鹿頭社

#### イ 重要有形民俗文化財 [5 件]

指定年月日	名称	所有者又は管理者
昭和 55. 3.18	西善寺の名号雨乞軸	西善寺
平成 7. 4.28	初市の宝船・七福神人形	松本市
13. 7. 2	松本城下町の舞台	深志神社氏子等 18 町会
	西善寺の百万遍大数珠	西善寺
18. 3.27	木造聖観音立像二十軀	西北山集落

#### ウ 重要無形民俗文化財 [24 件]

指定年月日	名称	所有者又は管理者
昭和 51.10.21	内田のササラ踊り	内田ササラ踊り保存会
平成 4. 3.11	島内の鳥居火	鳥居火会
	ぼんぼんと青山様	松本市内 2 3 地区の行事実 施町会長

指定年月日	名称	所有者又は管理者
平成 8. 2. 8	里山辺追倉のお八日の綱引き	里山辺追倉のお八日の綱引き行事頭屋
	入山辺上手町の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺上手町町会
	今井下新田の八日念仏と足半	今井下新田町会
	両島のお八日念仏と足半	両島地区お八日念仏足半草履保存会
	入山辺舟付の八日念仏と百足ひき	入山辺舟付・宮原町会舟付地区
	入山辺中村の風邪の神送り	入山辺北入中部町会中村地区
	入山辺厩所の貧乏神送り	入山辺原・厩所町会厩所地区
	入山辺奈良尾の貧乏神送りと風邪の神送り	入山辺三反田・奈良尾町会奈良尾地区
12. 6.30	内田のおんべ祭り	内田第 4 町会横山講中、第 5 町会北花見講中、第 6 町会荒井常会
	入山辺大和合神社の御柱祭り	大和合神社の氏子
	入山辺宮原神社の御柱祭り	宮原神社の氏子
	入山辺橋倉諏訪神社の御柱祭り	橋倉諏訪神社の氏子
	里山辺須々岐水神社の御柱祭り	須々岐水神社の氏子
	里山辺千鹿頭社の御柱祭り	千鹿頭社の氏子
	神田千鹿頭神社の御柱祭り	千鹿頭神社の氏子
	島立沙田神社の御柱祭り	沙田神社の氏子
19. 3.30	古宿の祇園囃子	子安諏訪神社氏子総代
	奈川獅子	奈川獅子保存会・奈川獅子舞保存会
	花見の御柱	花見育成会他
26.12.26	上波田の御柱	上波田御柱保存会
27.12.25	横沢の御柱とスースー	横沢中御柱保存会及び横沢第 2 町会西下

エ 特別史跡 [19 件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 36. 1.24	特別史跡	戸田家廟園	松本市他
42. 2. 1	特別史跡	源智の井戸	松本市
	特別史跡	了智上人の墓	個人
	特別史跡	中山古墳群	埴原神社・松本市他
	特別史跡	徳雲寺跡	徳運寺
	特別史跡	伊深城跡	松本市・岡田財産区
	特別史跡及び特別天然記念物	槻井泉神社の湧泉とケヤキ	個人
55. 3.18	特別史跡	水野家廟所	玄向寺
57.12.20	特別史跡	稻倉城跡	個人

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 60. 7. 18	特別史跡	御殿山小笠原家廟所	個人・神宮寺
61. 3. 13	特別史跡	廣澤寺の小笠原家墓所	廣澤寺
63. 3. 17	特別史跡	秋葉原第 1 号古墳	松本市
平成 21. 12. 22	特別史跡	旧上神林村高札場	松本市
23. 3. 22	特別史跡	若澤寺跡	水沢山共有林組合他
	特別史跡	波多山城跡	個人
24. 3. 26	特別史跡	元寺場跡	林野庁
24. 11. 2	特別史跡	安塚第 6 号古墳	個人
26. 3. 5	特別史跡	平瀬城跡	個人
27. 7. 7	特別史跡	牛伏寺堂平	牛伏寺

#### オ 特別名勝 [9 件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 55. 3. 18	特別名勝	玄向寺の境内	玄向寺
57. 12. 20	特別名勝	法船寺の境内	法船寺
平成 19. 3. 30	特別名勝	番所大滝	国・松本市
	特別名勝	善五郎の滝	国・松本市
	特別名勝	乗鞍高原一の瀬のミズバショウ群落とレンゲツツジ群落	大野川区、大野川区営企業株式会社
	特別名勝	天狗の滝	松本市
	特別名勝	岩岡の火打岩（明神岩）	岩岡神社氏子中
20. 12. 22	特別名勝	林照寺庭園	林照寺
26. 7. 25	特別名勝	百瀬家庭園	個人

#### カ 特別天然記念物 [39 件]

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
昭和 42. 2. 1	特別史跡及び特別天然記念物	槻井泉神社の湧泉とケヤキ	個人
	特別天然記念物	東方のビャクシン	個人
	特別天然記念物	西牧家祝殿のビャクシン	個人
	特別天然記念物	牛伏寺のカラマツ	牛伏寺
	特別天然記念物	内田のカキ	個人
	特別天然記念物	内田のケヤキ	個人
	特別天然記念物	中村のカヤ	個人
44. 7. 4	特別天然記念物	古池氏の屋敷林	個人
50. 11. 11	特別天然記念物	伊和神社のケヤキ群	伊和神社
	特別天然記念物	和田萩原家のコウヤマキ	個人
	特別天然記念物	常楽寺のコウヤマキ	常楽寺
51. 10. 21	特別天然記念物	芳川のタキノジューム	松本市
62. 4. 14	特別天然記念物	岡田神社旧参道のケヤキ	岡田神社

指定年月日	種別	名称	所有者又は管理者
平成 18. 3.27	特別天然記念物	長命寺跡のモミ	七嵐町会
	特別天然記念物	殿野入春日社のスギ	殿野入町会
	特別天然記念物	矢久のアカマツ	個人
	特別天然記念物	東北山のイチイ	個人
	特別天然記念物	社宮祠のシダレヒガンザクラ	個人
	特別天然記念物	赤怒田のフクジュソウ群生地	個人
19. 3.30	特別天然記念物	入山の御殿桜	松本市
	特別天然記念物	入山のトチの群生	松本市
	特別天然記念物	追平のシダレグリ	松本市
	特別天然記念物	中塔のツガ	個人
	特別天然記念物	金松寺山のシダレカラマツ	松本市
	特別天然記念物	島立南栗の三本松	島立南栗町会
20.12.22	特別天然記念物	七嵐のカツラ	個人
23. 3.22	特別天然記念物	三ツ岩	個人
	特別天然記念物	安養寺のシダレザクラ	安養寺
	特別天然記念物	安養寺の三本スギ	安養寺
	特別天然記念物	安養寺のコウヤマキ	安養寺
	特別天然記念物	イワテヤマナシ	個人
	特別天然記念物	カラカサスギ	諏訪社
	特別天然記念物	波田小学校のアカマツ林	松本市
特別天然記念物	波多神社のコナラ	波多神社	
25. 6.20	特別天然記念物	奈川のゴマシジミ	無主物
27. 7. 7	特別天然記念物	牛伏寺ブナ林	牛伏寺
28. 3.23	特別天然記念物	大型鰭脚類の陰莖骨化石	松本市
	特別天然記念物	アロデスムス頭骨の化石	松本市
30. 2.23	特別天然記念物	廣澤寺参道のケヤキ並木	廣澤寺

### 3 これまでに自治体が刊行した文化財・歴史に関する書籍

松本市（合併前の各自治体も含む。）が過去に刊行した市町村誌や各種文化財調査の報告書等には以下のものがあります。

（発行年順）

	書籍名	巻数	発行年	発行
1	松本市史	全 2 冊	昭和 8 年	松本市役所
2	東筑摩郡松本市誌	全 1 冊	昭和 32 年	東筑摩郡松本市郷土資料編纂会
3	東筑摩郡 松本市・塩尻市誌	全 7 冊	昭和 37・40・43・48・50・51・57 年	東筑摩郡松本市・塩尻市郷土資料編纂会
4	松本の石造文化財	全 18 冊	昭和 47 年～53 年	松本市教育委員会
5	四賀村誌	全 1 冊	昭和 53 年	四賀村誌編纂会
6	波田町の文化財 波田町の石造物編	全 1 冊	昭和 54 年	波田町教育委員会
7	本郷村誌	全 1 冊	昭和 58 年	本郷村誌編纂会
8	波田町誌	全 2 冊	昭和 58・62 年	波田町教育委員会
9	梓川村道祖神集	全 1 冊	昭和 62 年	梓川村教育委員会

	書籍名	巻数	発行年	発行
10	図録 松本のたから	全1冊	昭和63年	松本市教育委員会
11	本郷の文化財	全1冊	平成2年	松本市役所本郷支所内「本郷の文化財」刊行会
12	松本の押絵雛	全1冊	平成2年	松本市立博物館
13	郷土の絵馬	全1冊	平成2年	松本市立博物館
14	四賀村の石造文化財	全1冊	平成4年	四賀村石造文化財誌刊行委員会
15	奈川(奈川村誌)	全3冊	平成4・6年	奈川村誌刊行委員会
16	松本の道祖神	全1冊	平成6年	松本市立博物館
17	梓川村誌	全3冊	平成5・6・11年	梓川村誌編纂委員会
18	松本市史	全11冊	平成5～10年	松本市
19	安曇村誌	全4冊	平成9・10年	安曇村
20	梓川村道祖神集	全1冊	平成7年	梓川村教育委員会
21	四賀村の社寺文化財誌	全1冊	平成9年	四賀村教育委員会
22	松本の三九郎	全1冊	平成9年	松本市立博物館
23	新編 松本のたから	全1冊	平成10年	松本市教育委員会
24	波田の文化財	全1冊	平成16年	波田町教育委員会
25	祈りと偶像	全1冊	平成18年	松本市立博物館
26	松本まるごと博物館ガイドブック	全1冊	平成20年	松本市立博物館
27	「松本の念仏塔と念仏行事」調査報告書	全1冊	平成27年	松本市教育委員会
28	松本市「関連文化財群」紹介ハンドブック	全1冊	平成29年	松本市教育委員会

(注1) 博物館が刊行した図録や目録、調査報告書、文化財課が刊行した発掘調査報告書、各文化財建造物の修理報告書、各文化財所管課が刊行した保存活用(管理)計画等の冊子はこの一覧には含まれません。

(注2) 『「松本の念仏塔と念仏行事」調査報告書』と『松本市「関連文化財群」紹介ハンドブック』は、それぞれ歴史文化基本構想策定の関連事業として作成したものです。

(注3) この一覧のほかにも、各地区が独自に刊行した地区誌や文化財調査の冊子等があります。

#### 4 今後の文化財調査

これまで様々な種類の文化財調査が実施されてきました。しかしながら、調査が行われてから時間が経つと、文化財を取り巻く環境の変化や経年等による変化などにより、調査結果に変更が生じてくるものがあります。そのため、継続的な調査により、文化財に生じた変化やその存否などを把握するとともに、得られた情報のデータベース化を検討し、随時情報を更新する必要があります。

今後は、歴史文化基本構想の策定に当たり文化財悉皆調査に関わった各地区の文化財調査組織や博物館の市民学芸員など、市民が中心となった文化財の調査体制の整備と充実を図りながら、継続的に調査を実施していきます。

また、松本市文化財審議委員会や大学などを始めとする各分野の専門家との連携も強化し、文化財の調査研究を進めます。

実施した調査や研究で得られた成果は、広く市内外に情報提供していきます。

## 第4章 文化財保護行政の現状

### 1 文化財の種別と保護方針

#### (1) 有形文化財

文化財保護法では、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を「有形文化財」といいます。

松本市では、このうちの重要なものを、「松本市重要文化財」として指定し、その保護に努めています。



松本市重要文化財高橋家住宅

#### (2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。

松本市では、このうちの重要なものを、「松本市重要無形文化財」として指定し、その保護に努めることとしていますが、まだ指定事例はありません。

#### (3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」といいます。

松本市では、このうち有形のもので重要なものを「重要有形民俗文化財」、無形のもので重要なものを「重要無形民俗文化財」として指定し、その保護に努めています。

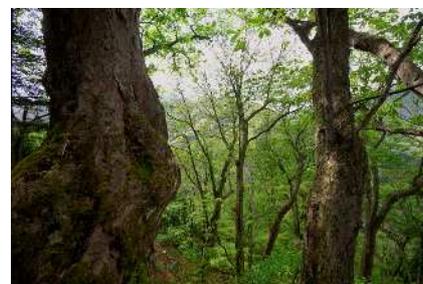


松本市重要無形民俗文化財  
島内の鳥居火

#### (4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いものを「記念物」といいます。

松本市では、このうちの重要なものを、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」として指定し、その保護に努めています。



松本市特別天然記念物  
入山のトチの群生

#### (5) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを

「伝統的建造物群」といいます。

(6) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」といいます。

(7) 選定保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能を保護することが求められています。

松本市では、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法及び県条例の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「松本市選定保存技術」として選定し、保護に努めることとしていますが、まだ選定事例はありません。

(8) 登録文化財

上記の(1)から(4)に該当する文化財のうち、指定になっていない文化財の中で、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録して、ゆるやかに保護するものです。



登録有形文化財

松本市上下水道局城山配水地接合井

(9) 選択文化財

国及び県は、重要無形文化財以外の無形文化財並びに重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開するか、適当な者に対し、当該文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することで、その保護に努めています。



選択無形民俗文化財

松本のコトヨウカ行事

(10) 埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」といいます。また、古墳などの埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。その調査のため土地を発掘しようとする場合、埋蔵文化財の調査以外の目的で「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘しようとする場合には、文化庁長官に対する届出を義務付け保護を図っています。

松本市では、中世までの埋蔵文化財包蔵地に加え、松本城下町の範囲に該当する近世の埋蔵文化財包蔵地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定し、保護に努めています。



発掘の様子

## 2 文化財保護の体制

### (1) 文化財保護の組織体制

年度	課名	担当	備考	
昭和	46.11.5	社会教育課	文化係を設置	
平成	4		埋蔵文化財保護業務は、財団法人松本市教育文化振興財団へ（平成8年度まで）	
	6	文化課		文化係
	8		文化財係	
	9		文化財担当	文化財担当が埋蔵文化財保護業務も行う。
	10			
	16.7.1	文化財保護課		文化振興係が分離し、文化振興課に
	17	文化財課	埋蔵文化財担当を設置（1課2担当）	
	24			松本城管理事務所に城郭整備担当設置
	25		安曇支所に文化財担当を設置	
	26			
	27		史跡整備担当を設置（1課3担当）	
	28			
	29		南・西外堀整備担当を設置（1課4担当）	

### (2) 文化財課の業務

松本市における文化財保護の全般については、松本市教育委員会組織規則第4条に定められており、松本市教育委員会の文化財課が所管しています。

松本市教育委員会組織規則第4条に基づく文化財課の所掌業務は、

- ア 文化財の調査及び指定に関すること
- イ 文化財の保存に関すること
- ウ 文化財の活用に関すること
- エ 文化財保護関係団体に関すること
- オ 文化財審議委員会に関すること

と定められています。

また、課内が4つの担当に分かれ、それぞれの事務を掌握しています。それぞれの担当の主な業務は次のとおりです。

担当	主な業務内容
文化財担当 大手事務所 安曇事務所	1．松本市の文化財の保存・管理に関する事務 2．指定等文化財の保護・管理事業に対する補助金に関する事務 3．松本市所有の文化財の保存・整備・活用に関する事務 4．松本市歴史文化基本構想、松本市歴史的風致維持向上計画に関する事務 5．上高地（特別名勝及び特別天然記念物）、白骨温泉の噴湯丘及び球状石灰石（特別天然記念物）に関する事務

担当	主な業務内容
埋蔵文化財担当	1. 埋蔵文化財の発掘調査、保護に関する事務 2. 埋蔵文化財包蔵地内の開発に対する指導 3. 埋蔵文化財発掘調査報告書等の刊行に関する事務
史跡整備担当	1. 殿村遺跡の史跡整備に関する事務 2. 小笠原氏城館群の史跡整備に関する事務 3. 報告書等の刊行に関する事務
南・西外堀整備担当	1. 松本城南・西外堀復元に関する埋蔵文化財の発掘調査 2. 報告書等の刊行に関する事務

ただし、松本市には多くの指定文化財があり、質量ともに規模の大きな文化財で、本市が管理するものについては、文化財課以外の部署が担当しています。

### (3) 文化財課以外で文化財の管理を行う部署の業務内容と文化財

松本市は、文化財に関する事業と部署が多岐にわたります。文化財の保存管理を主に行う部署は以下のとおりです。特に文化財の保存管理を主な業務とする松本城管理事務所と博物館については、管理する文化財の名称以外に、それぞれの主な業務内容をまとめます。

#### ア 松本城管理事務所

##### (ア) 主な業務内容

- ・ 国宝松本城天守の公開及び保全管理等に関すること。
- ・ 史跡松本城の保全管理及び整備に関すること。
- ・ 史跡松本城、国宝松本城天守の歴史的整備・研究に関すること。
- ・ 諸行事等の開催に関すること。
- ・ 観光客の受入れに関すること。
- ・ 松本城に関する宣伝及びPRに関すること。

##### (イ) 管理する文化財

指定区分	文化財
国宝	松本城天守
史跡	松本城
市重要文化財	松本城天守土台支持柱残欠
市重要文化財	諸士出身記並びに出身記・出身帳等
市重要文化財	朱印状及び領知目録
市重要文化財	松本城下町絵図
市重要文化財	信濃国松本藩領国大絵図
市重要文化財	戸田家伝世の甲冑（寄託）

#### イ 博物館

##### (ア) 主な業務内容

- ・ 資料の収集・整理保管活動に関すること。
- ・ 調査研究活動に関すること。

- ・学習支援活動に関すること。  
（展示活動、刊行物の編集・発行、講座、講演会、体験教室等の開催 など）
- ・基幹博物館の整備事業
- ・学校教育との融合、友の会との共催事業推進

(4) 管理する文化財

指定区分	文化財	所管の館等
重要文化財	孔雀文馨	博物館
重要有形民俗文化財	七夕人形コレクション	博物館
重要有形民俗文化財	民間信仰資料コレクション	博物館
重要有形民俗文化財	農耕用具コレクション	博物館
市重要文化財	高橋家住宅	博物館
市重要文化財	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	博物館
市重要文化財	松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	博物館
市重要文化財	野々山家伝来拵付大小	博物館
市重要文化財	旧海岸寺経塚出土品	博物館
市重要文化財	明阿上人坐像	博物館
市重要有形民俗文化財	初市の宝船・七福神人形	博物館
市重要文化財	筑摩神社の陵王・納曽利面	博物館（寄託）
重要文化財	旧開智学校校舎	旧開智学校校舎
県宝	旧松本カトリック教会司祭館	旧開智学校校舎
県宝	弘法山古墳出土品	考古博物館
県宝	桜ヶ丘古墳出土品	考古博物館
市重要文化財	中山 36 号古墳出土品	考古博物館
市重要文化財	下神遺跡熊坂 10 号住居址出土品	考古博物館
市重要文化財	南方古墳出土品	考古博物館
市重要文化財	三間沢川左岸遺跡出土銅印	考古博物館
市重要文化財	南栗遺跡出土銅鏡	考古博物館
市重要文化財	針塚遺跡再葬墓出土弥生土器	考古博物館
重要文化財	馬場家住宅	馬場家住宅
市重要文化財	馬場家住宅旧灰部屋	馬場家住宅
重要文化財	旧松本区裁判所庁舎	歴史の里
市重要文化財	工女宿宝来屋	歴史の里
県天然記念物	穴沢のクジラ化石	四賀化石館
県天然記念物	シナノトド化石	四賀化石館
県天然記念物	反町のマッコウクジラ全身骨格化石	四賀化石館
市特別天然記念物	大型鰐脚類の陰茎骨化石	四賀化石館
市特別天然記念物	アロデスムス頭骨の化石	四賀化石館

ウ 生涯学習課・中央公民館

指定区分	文化財
重要文化財	旧松本高等学校
市重要文化財	古瀬戸瓶子・四耳壺

エ 美術館

指定区分	文化財
重要文化財	宋版漢書
重要美術品	手鑑『兎玉集』

オ 教育政策課（教育文化センター）

指定区分	文化財
県宝	旧山辺学校校舎

カ こども育成課

指定区分	文化財
市特別天然記念物	芳川のタキソジウム

キ 上下水道局

指定区分	文化財
登録有形文化財	松本市上下水道局島内第一水源地集水井及び会所
登録有形文化財	松本市上下水道局島内第一水源地石垣及び階段
登録有形文化財	松本市上下水道局島内第一水源地旧唧筒室
登録有形文化財	松本市上下水道局島内第一水源地倉庫
登録有形文化財	松本市上下水道局城山配水地接合井
登録有形文化財	松本市上下水道局城山配水地旧配水池

ク 文化振興課 世界遺産担当

- ・ 国宝松本城の世界遺産登録に向けた普及啓発・調査研究に関すること。

ケ 松本市図書館・松本市文書館

- ・ 歴史資料として重要な公文書、その他の文書記録の収集、保存に関すること。  
（郷土史に関する資料や、『松本市史』の編さん事業の中で収集された資料、各支所・出張所に保管されていた旧役場文書、旧公図などの文書資料 など）

(4) 文化財審議委員会（松本市文化財保護条例第6条）

教育委員会の諮問に応じて、指定、選定及び解除、指定文化財及び選定保存技術の保存活用に関する重要事項を調査審議するため、文化財審議委員会を設置しています。委員は10名以内で、任期は2年ですが再任を妨げないものとしています。

[ 松本市文化財審議委員会 ]

(五十音順)

氏名	専門分野	所属等
伊藤 羊子	美術・工芸	(一財)長野県文化振興事業団
小松 芳郎	歴史(近現代史)	松本市文書館
小山 泰弘	自然(植物)	長野県林業総合センター
後藤 芳孝	歴史(中・近世史)	松本城管理事務所
原 明芳	考古	元長野県立歴史館
梅干野 成央	建築史	信州大学工学部建築学科
三石 稔	民俗	日本民俗学会会員・長野県民俗の会
山本 雅道	陸水生物学	信州大学理学部
米山 文香	建築設計	一級建築士事務所主宰

(任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

### 3 文化財保存事業に対する支援

#### (1) 行政の財政支援

##### ア 指定文化財の修理・復旧

文化財保護法(昭和25年法律214号)、文化財保護条例(昭和20年長野県条例44号)、松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号)の規定により国、県又は市が指定した文化財の修理及び復旧に対し、松本市文化財保護事業補助金交付要綱(昭和57年告示第130号)の規定に基づき、補助金を交付しています。

##### イ 地区史又は旧村史等発行事業への支援

市内の地区や町会、文化財の保存活用団体が、地域の歴史の伝承や文化財の記録のために発行する冊子の印刷費などについて、松本市文化財保護事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付しています。

##### ウ 地区の文化財保存活用事業への支援

国、県又は市が指定した文化財に対し、保護、保存及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたものに対し、松本市文化財保護事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付し、文化財保護による地域の活性化を支援しています。この補助金を利用し、住民が主体となって、豊かな社会生活を実現する社会資本として文化財を活用しつつ、社会全体で文化財の保護の考え方を共有していくことが期待されます。

#### (2) 民間からの支援の事例

松本市内にある多くの文化財は、その保護のため、資金援助、ボランティアの派遣、学習会やイベントの開催など、様々な企業・団体から支援を受け、保存活用が行われています。その支援の主な事例を紹介します。

##### ア 株式会社長野銀行

平成23年(2011年)から自然環境や文化財の維持のため県内10カ所に寄附をしており、松本市も毎年、市内の文化財に対し寄附をいただいています。

##### イ サンエネック株式会社

江戸時代の農民一揆「貞享騒動」で処刑された中萱加助らを再葬した義民塚の顕彰のため、社内に「義民塚を守る会」の事務局を設置し、環境整備を行っています。

##### ウ 株式会社エースリフォーム

毎年1回、松本城内の施設の塗装の塗替えを社員全体で行っています。

##### エ 有限会社上條園芸

2カ月に1回、松本城本丸庭園の売店前の坪庭を作庭しています。

オ 松本深志ライオンズクラブ

毎年1回、史跡松本城の公園内のベンチ修繕と塗替えを行っています。

カ 松本市電設協会・長野県電設業協会松本支部

毎年1回、史跡松本城の公園内の街路灯等の照明設備の清掃や周辺のゴミ拾いを行っています。

キ 上信越東急会企画運営委員会

毎年1回、松本城の床磨きに使用するタンポの寄贈と床磨きを行っています。

ク 公益財団法人 八十二文化財団

長野県内の伝統文化、芸能や生活風俗など、地域独自の文化に視点を当てた調査・記録を行うとともに、情報提供を行っています。

(3) ボランティア活動の事例

松本市内の文化財では、多くの市民や企業の皆さんによるボランティア活動が行われています。特に多くのボランティア活動が行われている文化財としては、松本城が挙げられます。文化財に関するボランティアの事例として、松本城に関する活動を行っている団体、前述の松本市文化財保護事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付している団体を主に紹介します。

ア 松本古城会

昭和41年(1966年)に結成され1,100名の会員で構成される団体で、松本城で開催される市主催行事への協力、松本城の世界遺産登録推進運動に取り組んでいます。

イ 松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会

故赤羽通重・かよ子夫妻から寄贈された古式銃ほか関連資料の保存活用の協力を目的として平成元年(1989年)に組織された団体で、鉄砲蔵見学会の主催、古式砲術演武等の市主催行事の協力をしています。

ウ 松本城案内グループ

松本城を訪れる観光客の城内のガイドを行っています。

エ NPO法人アルプス善意通訳協会

松本城を訪れる外国人観光客の城内のガイドを行っています。

オ 松本市スポーツ少年団、松本信用金庫、長野県市町村職員年金者連盟松本支部、信州大学附属松本中学校、明るい社会づくり運動松本市協議会

それぞれ毎年1回、史跡松本城の公園内の清掃を行っています。

カ 松本まちなか観光ボランティアガイド

松本城及び市街地の観光名所のガイドを行っています。

キ 牛伏鉢伏友の会

平成15年(2003年)に結成され、鉢伏山から重要文化財牛伏川本流水路(牛伏川階段工)を含む牛伏川一帯の環境整備や講座等の教育普及活動を行っています。

ク 林古城会

林城跡(大城・小城)とその周辺の関連史跡の整備を行っています。

ケ 桐原城址愛護会

桐原城跡の環境整備や桐原城跡に関する勉強会などを行っています。

コ 里山辺花いっぱいボランティア

針塚古墳周辺にある花壇の整備を行っています。

サ 若澤寺保存会

若澤寺跡の環境整備や若澤寺に関する勉強会などを行っています。

シ 松本まると博物館友の会

松本まると博物館構想を実現し市民の生涯学習を推進するため、平成16年(2004年)に設立され、学習会や講演会の開催、調査活動、会報や報告書の刊行などの活動を行っています。

ス エムの会

平成10年(1998年)から活動しており、博物館が主催する各イベントなどへの協力を行っています。

セ 松本市美術館友の会

松本市美術館の活動支援や協力のために、平成14年(2002年)に設立され、各種ワークショップの開催、研修旅行、会報の刊行、作品展の開催などの活動を行っています。

4 指定文化財の保存活用(管理)計画の策定

文化財に指定等をされている文化財のうち、必要のあるものについては、文化財の現状と課題を把握し、保存活用を図るために必要な事項や、所有者による主体的な活用の推進、現状変更の規制の考え方、保存管理の考え方等を明確にし、所有者等による文化財の自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として、文化財の保存活用(管理)計画を策定しています。

(1) 策定済みの保存活用(管理)計画

ア 「上高地保存管理計画」(平成21年度策定・平成28年度改訂)

- イ 「国宝松本城天守保存活用計画」(平成26年度策定)
- ウ 「史跡松本城保存活用計画」(平成28年度策定)
- エ 「重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画」(平成28年度策定)

(2) 今後、保存活用(管理)計画の策定が予定されている文化財(平成29年度時点)

- ア 重要文化財 旧開智学校校舎
- イ 特別天然記念物 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石

上記に挙げた文化財以外についても、今後、必要に応じて、保存活用(管理)計画の策定を進めていきます。

## 5 文化財に関する教育普及・普及公開活動

松本市では、生涯学習の推進や文化財の普及啓発のため、市内の歴史文化に関する様々な講座や報告会を開催しています。こういった講座や報告会は、市内に所在する文化財に対する興味や理解を深めていただくとともに、本市の文化財保護の取り組みの成果などを皆さんに紹介する場として、毎回多くの市内外の皆さんにご参加いただいています。

### (1) 松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」

出前講座は、生涯学習課・中央公民館が所管する事業で、市民の皆さんと市職員とがパートナーとなり、学びを通して顔の見える関係をつくりながら、いい街を目指すために開催する講座です。市民の方々からの要望に応じて職員等担当者が出向き、各課の業務などについて説明します。平成29年度には、市役所や公的機関などが行っている施策や仕事などに関する講座が162件が登録されています。

その中で、松本市の歴史文化に関する出前講座のメニューは以下のとおりです。



小学校での出前講座(博物館)

	講座名	担当課
1	松本のたから ~松本市の文化財の紹介~	文化財課
2	文化財とまちづくり ~「歴史文化基本構想」について~	文化財課
3	文化財の保護	文化財課
4	松本の古代(国府・東山道の話)	文化財課
5	殿村遺跡と虚空蔵山麓の歴史的景観	文化財課
6	国史跡弘法山古墳	文化財課
7	エリ穴遺跡(全国最多の土製耳飾りが出土した縄文晩期の集落)	文化財課
8	開発と遺跡~遺跡での開発とその対応について	文化財課
9	松本の伝統行事 ぼんぼん・こと八日・あめ市など	文化財課
10	松本高校生が愛した松本	博物館
11	松本まるごと博物館	博物館
12	道祖神と人々の暮らし	博物館
13	学都松本の歩み	博物館

14	特別展の楽しみ方	博物館
15	松本の年中行事	博物館
16	松本城世界遺産登録に向けて	文化振興課
17	松本城の歴史	松本城管理事務所
18	松本城下町の発展	松本城管理事務所

(注) この出前講座のほかにも、各公民館や各団体などから各担当課が直接依頼を受け、希望のあったテーマに沿って、それぞれの担当者が説明会や講座などでお話をする場合があります。

また、各公民館では、出前講座にあるメニューの他にも、歴史文化に関する講座や学習会を開催するとともに、各地区の歴史文化に関する冊子やビデオなども作成して、市民の方々に公開しています。

## (2) 遺跡・埋蔵文化財に関する普及公開活動

文化財課では、一年を通して市内各所で発掘作業を行っており、その成果を説明し、遺跡や埋蔵文化財を知ることの面白さや保存活動の大切さを地域の皆さんに理解していただくため、様々な取り組みを行っています。

### ア 市民向け講座

#### (ア) あがたの森考古学ゼミナール

昭和54年(1979年)に実施した県町遺跡の市民発掘で、「郷土の歴史と考古学への理解と関心を深めてもらう」ことを目的として、発掘参加者を対象に開催した学習会です。この講座は人気講座として会を重ね、考古博物館主催により現在もあがたの森文化会館を会場として毎年開催しています。

#### (イ) 発掘された松本 ～松本市遺跡発掘報告会～

「発掘された松本」と題し、その年に松本市内で行った遺跡発掘調査の報告会を開催しています。平成12年度にスタートし、毎年多くの方に参加いただいています。

また、この報告会に併せ、現場から得られた新たな発見や貴重な資料について、出土品や写真パネルを展示する速報展も開催しています。



発掘された松本 2016

#### (ウ) 殿村遺跡とその時代

殿村遺跡は、四賀地区の会田にある遺跡です。平成20年(2008年)に四賀小学校建設計画によって初めて発掘調査が行われ、室町時代(15世紀～16世紀)を中心とした大規模な造成跡から、石垣や石列、礎石建物跡、瀬戸産や中国産の陶磁器、茶道具など、貴重な遺構・遺物が多数見つかりまし



平成28年度 殿村遺跡とその時代

た。この成果により、学校建設予定地を変更して遺跡は現地保存されることになりました。このような取組みの成果を皆さんにお知らせするため、平成22年度から毎年度、「殿村遺跡とその時代」と題し、その年度の発掘報告や講師による講演等を行っています。

#### (I) 歴史講座

各地区の公民館や地元の関連団体などと協力し、各地域にある遺跡に関する講座も随時行っています。直近の事例では、平成29年(2017年)2月に「小笠原氏城跡」として史跡に指定された井川城跡と林城跡で、それぞれ講座を行いました。

このほかにも、地元などから依頼を受け、様々な遺跡に関する講座に職員を講師として派遣しています。



歴史講座「林城を歩く」

#### イ 現地説明会

発掘成果をいち早く市民の皆さんに伝えるため、実際の発掘現場で現場担当者が遺構や出土品などの説明を行う現地説明会を開催しています。現在、市が進めている松本城南・西外堀復元に伴う発掘現場など松本城に関する説明会を始め、宅地造成等に併行した郊外にある発掘現場の説明会などを行っています。



現地説明会の様子

(松本城三の丸跡土居尻第6次調査)

#### ウ 発掘調査報告書の公開

文化財課では、発掘調査の成果をまとめた調査報告書を刊行しています。報告書は、市の図書館や公民館などで閲覧できます。また、全ての調査報告書をインターネット上でも閲覧できるよう、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が運営するホームページ「全国遺跡報告書総覧」<sup>6</sup>を通じて公開しています。

#### (3) 博物館での教育普及活動

博物館では、多くの指定文化財の保存管理を行っています。特に、近年は文化財の活用に重点を置き、次のような活動に取り組んでいます。

<sup>6</sup> 「全国遺跡報告書総覧」は、埋蔵文化財の発掘調査報告書を全文電子化して、インターネット上で検索・閲覧できるようにした「報告書のインデックス」です。「総覧」は、全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトによって構築された遺跡資料リポジトリ・システムとコンテンツを国立文化財機構 奈良文化財研究所が引き継ぎ、運用しているものです。(「全国遺跡報告書総覧」から引用。 URL : <http://sitereports.nabunken.go.jp/ja>)

## ア 文化財建造物を活用した施設での活動

博物館では、松本まるごと博物館構想の理念に基づき、重要文化財の旧開智学校校舎、馬場家住宅、旧松本区裁判所庁舎、長野県宝の旧松本カトリック教会司祭館のほか市指定文化財や未指定建造物を博物館の分館に位置付け、企画展や見学会等の講座を実施するなど、保存活用を行っています。具体的には、旧開智学校や歴史の里が地元の建築士の協力を得て実施する近代建築の見学会、馬場家住宅が実施する本棟造住宅の見学会等の取



長野県宝旧松本カトリック教会司祭館

組みをあげることができます。また、文化財建造物で、教室や法廷などの再現展示や、馬場家住宅等の古民家では季節ごとに年中行事の再現展示を行っています。

文化財建造物の適正な保存活用を主たる機能とする分館では、建造物を周辺の環境とともに、できる限り当時の姿を維持しながら保存活用を推進します。

## イ 所蔵文化財の活用

博物館では、先述のとおり多くの文化財を所蔵し、その保存活用に努めています。博物館法が規定する展示や講座での活用はもちろんですが、松本まるごと博物館構想の理念に基づき、市民の皆さんと協働で文化財の活用に取り組んでいます。代表的な例として、昭和30年（1955年）に重要民俗資料（現在の重要有形民俗文化財）に指定された七夕人形コレクションの指定50周年記念の特別展「七夕と人形」の開催を機に、平成17年（2005年）から、商店街連盟の協力を得て、町中に七夕人形を飾り、七夕人形のまちをアピールしています。

## ウ 市民活動の推進

地域全体を屋根のない博物館と捉える松本まるごと博物館構想を実現するための人材として、市民学芸員の養成に取り組んでいます。講座では、博物館や松本の歴史文化に興味のある市民を公募し、学芸員の行う調査研究とその成果を展示や論考により発信するための基礎を学びます。受講修了者は、市立博物館やその分館で、博物館活動に取り組むほか、居住区等で指定・未指定にかかわらず文化財を調査し、文化財の情報発信を行うことを目指します。



市民学芸員まち歩き

## (4) 松本城に関する教育普及活動

松本城では、多くの方々に松本城を知っていただくため、次のような取り組みを行っています。

#### ア 松本城天守床磨き

松本城天守の床磨きを行い、その後に研究専門員等による松本城や城下町に関するお話会や見学を行うものです。松本城管理事務所が主催して実施するもののほか、市内の学校・企業のボランティア活動の一環として実施しているものもあります。



天守子ども床磨き

#### イ 松本城親子夏休み勉強会

8月上旬に、親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催しています。

#### ウ 発掘調査・史跡整備工事現場見学会

石垣修理等の史跡整備事業の際、発掘調査や工事現場の見学会を開催し、通常では見ることのできない地下遺構の様子や、伝統的工法を用いた石垣修理の現場を見学する機会を設けています。

#### エ 社会科見学の受入れ及び事前学習事業の実施

市内小学校等の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明する機会を設けています。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、松本城に関する授業を行っています。

#### オ 公民館講座への協力

地区公民館での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行っています。

#### カ 伝統文化に関連した行事の開催

松本城本丸を会場として、日本の伝統文化に触れ、松本城を身近に感じてもらう機会を提供し、文化財保護意識の醸成を図ることを目的に、国宝松本城松本藩古式砲術演武、国宝松本城薪能、国宝松本城合同茶会、国宝松本城雅楽公演（5年に1回開催）等の行事を開催しています。

#### キ 『わたしたちの松本城』の刊行

学校教育での教材として、松本城に関する副教材『わたしたちの松本城』を平成15年度から毎年刊行し、市内の全ての小学校6年生に無償配布し、授業での活用を図っています。

#### ク 松本城 VR 作成

江戸時代の松本城の情景をデジタルで再現し VR 体験ができるコンテンツを作成し、公開しています。江戸時代中期に焼失した本丸御殿のほか、二の丸御殿、古山地御殿などを、細部までデジタルで再現し、現存天守だ



松本城 VR 画像 本丸御殿正面（松本城管理事務所）

けではない往時の姿を見ることができます。

(5) 国宝松本城の世界文化遺産登録に向けた取組み

松本市は、松本城の恒久的な保存と市民の文化財保護意識の高揚を図るため、平成13年(2001年)に市内56団体で構成する「『国宝松本城を世界遺産に』推進実行委員会」を設立し、市民の宝である国宝松本城の世界遺産登録を目指して、市民挙げての活動に取り組んでいます。

小学生を対象にした「松本城クイズ」や「松本城下町パズル」など学校への出前講座を始め、親子で問題を解きながら実際に城内を巡る「国宝松本城七不思議親子探検ツアー」、大人向けの松本城見学会として「オトナのための松本城見学会」、会員向けの視察研修や学習会、市民向けの講演会や各地区公民館での連続講座などを開催し、松本城が世界遺産を目指していることの周知啓発に努め、市民とともに気運を高める活動を行っています。



国宝松本城七不思議親子探検ツアー

(6) 小・中学校と連携した授業

子どもたちが身近にある文化財に触れることで、地域の歴史文化を理解し、地域に愛着を持てるようにすることを目的として、教育委員会では、地域の小・中学生を対象として様々な取組みを行っています。

松本市歴史文化基本構想策定に関連する活動の一環に位置付け、平成27年度から「小・中学校と連携した歴史文化を学ぶ機会の創出事業」として実施している、学区内にある文化財の現地説明などが例として挙げられます。



針塚古墳での授業

また、この他にも、埋蔵文化財の発掘体験の実施を始め、松本城管理事務所や博物館などの各文化財の所管施設も、子どもたちが市内にある文化財に親しみ触れる機会を設けています。

(7) 松本検定

松本検定は、松本市の歴史、文化、観光名所などについて総合的に学ぶことで知識を深め、松本市を訪れた方に地域の情報や魅力を、自信を持ってお伝えするなど、より一層心のこもったおもてなしができるよう、また、松本の素晴らしさを再発見してもらうことを目的として、平成18年度から開催しているご当地検定です(松本検定実行委員会が主催)。小学生を対象とした「ジュニア」、松本の常識を問う「基本」、更に上を目指す「上級」の3コースを実施しており、毎年多くの方が受験しています。

## 第5章 文化財の総合的把握と関連文化財群

### 1 文化財把握の方針

#### (1) 文化財調査体制の検討

後世に伝えるべき文化財は、指定や登録等の方法により保護が図られています。しかしながら、こうした中でその価値が見出されないままに失われていく文化財も少なくありません。このような文化財を後世に伝えていくための方策を講じることが、松本市歴史文化基本構想に期待されています。

そのためには、指定や登録等の価値の検討を有識者のみにゆだねるのではなく、その地域に暮らす住民が何を後世に伝えたいと考えるのかを把握する必要があります。文化庁企画調査会報告書（平成19年10月）にも「国や地方公共団体による指定などの措置はとられていないが、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられ、そのような文化財を幅広く捉え、その周辺環境も併せて保存活用していくことが重要である。」との指摘があり、「その際には、民間が主体となって、豊かな社会生活を実現する社会資本として文化財を活用しつつ、社会全体で文化財の保護の考え方を共有していくことが期待される。」とされています。

#### (2) これまでの文化財調査の確認

地区ごとの文化財の調査の実施に当たっては、まず、第3章第1項で述べた、石造文化財悉皆調査を始めとする過去の文化財調査で抽出された文化財が現在どのようになっているのかを把握することからスタートしました。これにより、旧市町村で実施した調査結果と地区独自で行った調査結果の現状の確認や存否の確認が行われました。

#### (3) 専門的知識を要する調査の委託

専門的な知識を必要とする建造物の調査は長野県建築士会松塩筑支部に、樹木及び庭園は松本緑化協会に調査を委託し、抽出した文化財の情報を各地区に報告し、データに加えました。

松本市では、松本市歴史的風致維持向上計画の策定に当たって、中心市街地において同様の建造物調査を行っています。

#### 【調査の対象とした建造物の要件】

- a 平成元年～7年に実施した建造物調査のリストアップ物件の存否の確認
- b 上記以外に、建築後50年以上を経過し、以下のいずれかに該当する新規物件
  - ・ 地区の歴史上価値のある建造物（旧村役場等の公共建築など）
  - ・ 建築史上価値のある建造物（看板建築、蚕家造、煉瓦造など）
  - ・ 特に意匠の優れた建造物
  - ・ その他（宿場町等の建造物群、宗教建築等）

#### 【調査の対象とした樹木等の要件】

- a 樹木
  - ・ 名木、巨樹、老樹で樹勢の良いもの
  - ・ 畸形木等、希少性の認められるもの

b 生垣

- ・ まち並み等の景観に寄与しているもの
- ・ 地域の特徴を表しているもの

c 庭園・社叢・並木（以下、庭園等という。）

- ・ 地域を代表する、名所的又は学術的価値を有するもの
- ・ 緑樹、紅葉等の優れたもの

上記の調査は、結果を地区に情報提供して文化財群の構成要素とすることを目的として実施したものであり、各地区の中で特徴のあるものを広く集めるため、調査対象とする物件の要素を上記のように設定しました。

(4) 住民を主体とした文化財調査

文化財を後世に伝えていくためには、まずは身近な文化財の価値を、住民の皆さんに認識していただくことが重要だと考えました。そこで、松本市歴史文化基本構想策定のための文化財総合的把握に当たっては、行政地区ごとに文化財調査組織を立ち上げ、住民が主体となって、各地区公民館を拠点とし、地区内の文化財悉皆調査を行うこととしました。

住民の皆さんには、古い・新しいは問わず、“地域の魅力となっているもの・後世に残したいものをたくさん探しましょう。”と呼びかけ、調査に当たっていただきました。



文化財調査実行委員会の様子

【調査の対象とした文化財の要件】

- a 地域のかげがえのない魅力の要素となっているもの
- b 後世に伝えていきたいと思う「残したいもの」



調査の様子



調査の様子

いろいろ「残したいもの」を  
探してみましよう！  
たとえば・・・



まちなみ



道端の石仏



言い伝えのある川



お寺の絵馬



印象的な風景



山城の跡



庭園



井戸



昔の街道

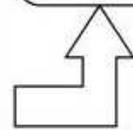


近所の神社

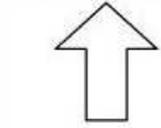


みんなで行事

※「これは！」と思ったら、①何が（名前・物）②どこに（場所・地図）③どんなふう（写真）をとにかく記録！



みんなでたくさん持ち寄った文化財から、  
どんなテーマがあるか、話し合いながら整理



見つけたテーマが、  
地域の特色（＝地域の魅力）のもとになるはず！

(5) 調査の結果

平成25年度から実施した文化財調査の結果、各地区から8,740件、建造物2,634件、樹木等258件の合計11,632件の文化財が抽出されました。

各地区で抽出された文化財の件数は以下のとおりです。

	地区名	悉皆調査	建造物	樹木等
1	第一	91	4	6
2	第二	143	7	11
3	第三	82	13	3
4	東部	60	12	1
5	城北	28	20	12
6	中央	71	5	0
7	安原	69	0	0
8	城東	19	5	1
9	白板	53	25	9
10	田川	89	5	0
11	庄内	18	56	12
12	鎌田	87	35	17
13	松南	10	15	0
14	島内	153	53	12
15	中山	83	67	8
16	島立	289	64	4
17	新村	265	28	3
18	和田	420	139	7

	地区名	悉皆調査	建造物	樹木等
19	神林	196	11	2
20	笹賀	67	17	3
21	芳川	283	36	5
22	寿	398	19	18
23	寿台	2	2	1
24	岡田	415	61	3
25	入山辺	366	195	0
26	里山辺	477	73	14
27	今井	75	23	12
28	内田	436	33	11
29	本郷	1,873	147	26
30	松原	15	2	0
31	四賀	572	738	9
32	安曇	511	118	10
33	奈川	570	113	2
34	梓川	484	318	14
35	波田	118	175	22
合 計		8,740	2,634	258

(注) 第3章の「未指定文化財調査結果件数一覧(地区ごと)」と重複する物件も含まれます。

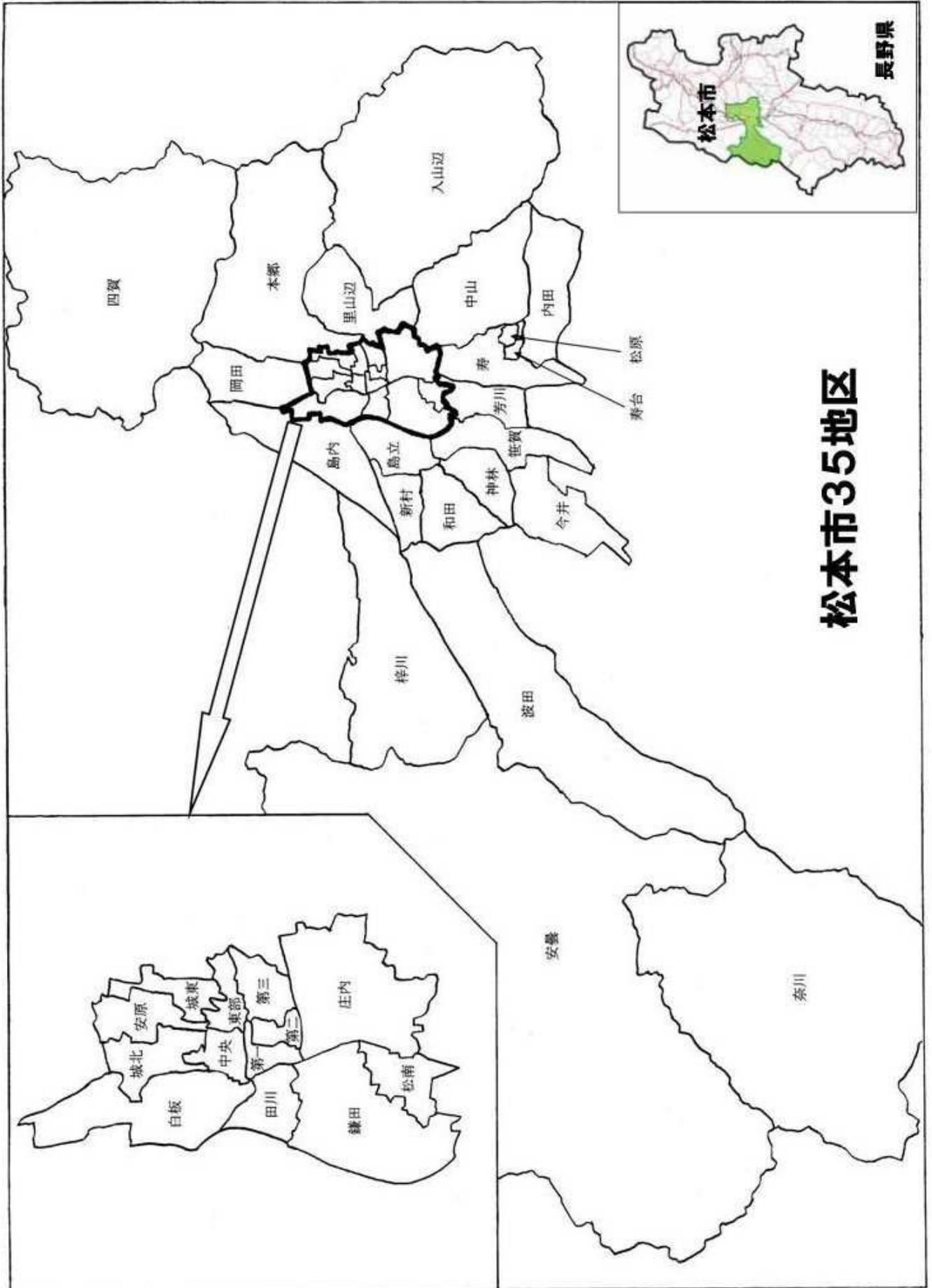
抽出された文化財の事例



円筒分水(芳川地区)



虫歯観音(白板地区)



(6) 文化財悉皆調査等の結果の活用事例

平成25年度からの悉皆調査によって、各地区から8,740件もの文化財が抽出されました。その成果を活用する取組みも進められています。例としては、以下のものがあります。

ア 調査結果を活かした冊子の刊行

- (ア) 『「松本の念仏塔と念仏行事」調査報告書』(平成27年度・松本市教育委員会)
- (イ) 『入山辺文化誌』(平成26年度・入山辺地区歴史文化愛護会)
- (ウ) 『今井のたから 今井地区文化財調査報告書』  
(平成28年度・今井地区文化財調査委員会・今井地区公民館)
- (エ) 『「関連文化財群」紹介ハンドブック』(平成29年度・松本市教育委員会)

イ 文化財講座等の開催

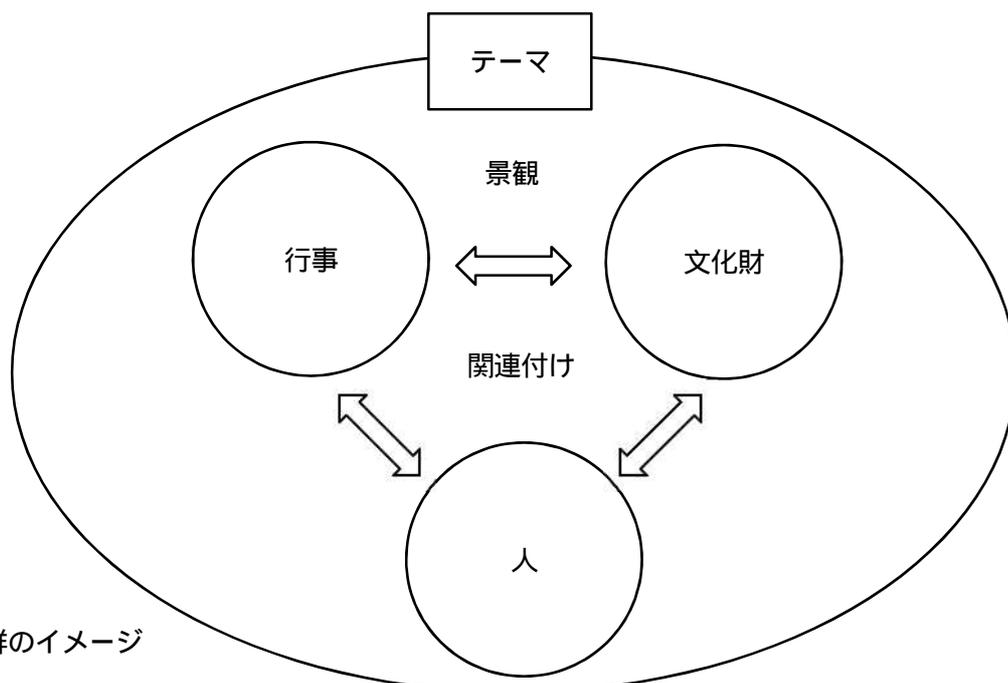
- (ア) 文化財マップの作成
- (イ) まちあるき講座の開催
- (ウ) 歴史文化講座(勉強会)の開催

これらの取組みは、文化財悉皆調査の結果を活用し、各地区公民館や各文化財関連団体が独自に行ったものです。地区内の全戸に配布したり、地域の方が講師となって講座を開催するなど、地域が中心となった取組みが進められています。

2 関連文化財群の考え方

(1) 関連文化財群

関連文化財群は、文化財を有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な文化財を歴史的・地域的関連性(ストーリー)に基づき、一定のまとまり(群)として捉えたものです。従来の文化財保護制度では保護の対象となりにくかった、単体では価値を明確にできなかった文化財も、群として一体的に捉えることで、それぞれの文化財が持つ価値を再認識することが可能になります。



関連文化財群のイメージ

関連文化財群が持つストーリーは、「松本らしさ」や「地域らしさ」を表しているということが出来ます。関連文化財群を設定することは、魅力的な形でかつ分かりやすく文化財の価値を伝えるための効果的な方策の一つです。また、様々な種類の文化財を、景観などを始めとするその周辺環境まで含めて一体的に保存活用していくことは、文化財そのものの魅力を高めることに繋がります。

なお、本構想に記載する関連文化財群は、現時点までの文化財調査を基に策定されたものであり、今後も継続して文化財調査等を行っていくことで、新たな関連文化財群が設定されることが予想されます。

## (2) 関連文化財群の設定の手順

平成27年度には、前年度までの2年間をかけて実施した文化財悉皆調査の結果を基に、地区ごとに関連文化財群を設定しました。設定に当たっては、地区に所在している文化財関連団体が中心となって設定した地区、公民館が主導して設定した地区など、設定主体は様々ですが、平成27年度末の時点で、市全体で合計197件の関連文化財群が設定されました。

### 【地区ごとに関連文化財群を設定するに当たっての手法等】

#### a 関連文化財群の対象とする文化財

- ・地区の住民が、後世に残し伝えていきたいと考えるもの（既に行われていない行事等も含む。）
- ・指定・未指定、有形・無形等の分類は問わず、複数の文化財と共通のストーリーの中に位置付けられるもの
- ・地域に関係する文化財で、別の地区にある博物館施設等に収蔵されているものも含む。

#### b 関連文化財群の設定の手法

- ・抽出した文化財の共通点を見出し、共通する群に分類する（これを繰り返すことにより特徴を明確にする。）
- ・地区の特徴を拾い出し、抽出した文化財を特徴ごとに分類する。
- ・保存や活用を行いたい文化財を中心に、共通する文化財をまとめる。

以上の点を踏まえ、松本市歴史文化基本構想文化財調査実行委員会の席で各地区代表に説明したり、策定した先行地区の事例発表を行ったりなどし、関連文化財群設定の考え方等を各地区で共有するとともに、統一の様式「関連文化財群まとめシート」を作成し、地区ごとに関連文化財群を設定しました。

なお、市内35地区の中には、宅地として造成され、他の地区から分かれる形で発足した新しい地区があります。それらの比較的新しい地区は、地区内に所在する文化財の件数等の理由により、今回、地区単独での関連文化財群の設定が困難な所もありました。今回、関連文化財群の設定に至らなかった地区も、今後、地区をまたいで取り組む等、範囲や視点を変えることで、新たな関連文化財群の設定が可能になると考えられます。

<b>地区 関連文化財群</b>	
<b>関連文化財群のテーマ</b>	
関連文化財群を構成する文化財	
◎ 核となる文化財：	
○ 構成要素となる文化財：	
関連文化財群の特徴・魅力	

(3) 関連文化財群の整理・統合

平成28年度は、松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定作業部会において、地区ごとに設定された関連文化財群を、市全体のものとして整理・統合する作業を行いました。その結果、他の関連文化財群と統合されたもの、新たに追加されたものなどを含め、197件の関連文化財群が165件に整理されました。

整理・統合の考え方は、以下のとおりです。

ア 同一地区内で統合

(ア) 地区内の関連文化財群同士を結び付けることでより価値が明確になるもの

(イ) 単独の関連文化財群では価値付けが難しいが、他の文化財群とまとめることで価値が明確になるもの

イ 他地区の関連文化財群と統合

(ア) 他地区の関連文化財群と統合することで、市内の広範囲な地域の特徴（地域の特徴・松本市の特徴）となるもの

(イ) 単独の関連文化財群では価値付けが難しく、同一地区内の関連文化財群と統合すること

もできないが、他地区の関連文化財群と結び付けることで価値付けができるもの

ウ 一つの文化財群を分割する必要があるもの

(ア) 一つの文化財群にまとめてあるが、別の文化財群として整理した方が地区の特徴がより明確にできるもの

(イ) 地区をまたいで文化財群を統合していく中で、該当する地区も統合された関連文化財群に関係があるが、統合するためには地区で設定した関連文化財群から、一部の要素を取り出す必要があるもの

エ 各地区又は市全域で抜け落ちている重要な文化財・関連文化財群の補充

(ア) 関連文化財群の追加設定

(イ) 既存の関連文化財群への文化財の追加



作業部会の様子



作業部会の様子

[ 地区で設定した関連文化財群一覧 ( 地区・タイトルのみ ) ]

整理・統合後のもの

	地区	関連文化財群テーマ
1	第一	城下町
2	第一	城下町の信仰とお祭り
3	第一	城下町の中の商家の街
4	第一	火伏の神様
5	第二	城下町の商人の信仰
6	第三	人々の生活を支える湧水
7	第三	蚕業革新の中心地
8	東部	川と湧水が育んだ産業
9	東部	城下町松本
10	東部	松本裏町の花街文化
11	東部	松本近現代の軌跡
12	東部	こどものせかいと民俗信仰
13	東部	西洋館の変遷 ~ 立石清重とその精神 ~
14	中央	松本城
15	中央	大正ロマンのまち 上土
16	中央	まつもとの文化の礎
17	中央	水めぐる城下町
18	城北	古代より人々の集うまち
19	安原	城下町的生活用水
20	安原	城下町の武家・商家の街
21	安原	明治以降の町の変遷
22	安原	明治史跡と現代施設
23	安原	景観樹の保全
24	安原	信仰のあかし
25	安原	近代化の先駆者
26	城東	松本城の鬼門封じの神社仏閣群
27	白板	古代の開発と放光寺
28	白板	川と交通
29	田川	交通の要の地域 ( 交通と物流 )
30	田川	水の豊富な地域 ( 水利と水害 )
31	田川	民間信仰とコミュニティの形成
32	庄内	小笠原氏ゆかりの社寺
33	庄内	善光寺道沿道の文化財
34	庄内	洪水防御の遺構
35	庄内	江戸期の処刑場跡
36	庄内	住民の祈りと伝統行事・風習
37	鎌田	井川城と関連文化財群
38	鎌田	近代の開発
39	鎌田	お八日念仏と足半草履
40	鎌田	伝統行事の継承
41	松南	弘法山古墳を造った集落

	地区	関連文化財群テーマ
42	中山	古墳の宝庫
43	中山	勅旨牧から私牧へ
44	中山	埴原城と中世の中山
45	中山	東五千石のムラ
46	中山	石と伝説
47	中山	ムラの信仰
48	島内	古代の島内
49	島内	犬飼島の開発と経営
50	島内	街道と水
51	島内	島内の天然記念物・他植生巨木
52	島立	島立発展の礎となった“三街道”
53	島立	地区に五穀豊穡をもたらす豊かな“水”
54	島立	寺社とまつり
55	新村	水田を潤す五堰と物くさ太郎伝承
56	新村	野麦街道と里道
57	新村	筑摩鉄道の開通と山王集落 ( 駅前集落 ) ・下新銀座の形成
58	新村	家族同様の馬・農家の暮らしを豊かにした蚕
59	新村	神仏に祈り願掛けをしてきた人々
60	新村	寺子屋から近代学校開校、松商短大 ( 松本大学 ) 誘致
61	和田	和田の用水
62	和田	和田の社寺と民間信仰
63	和田	和田の文化と教育
64	神林	街道が育む歴史
65	神林	水が繋ぐ神林の歴史
66	笹賀	水を制した村
67	笹賀	平和の誓い
68	芳川	宿場の形成と街道の盛衰
69	芳川	四ヶ堰と芳川
70	芳川	芳川地区の神社・寺院と伝承行事
71	芳川	子どもたちの教育のはじまりと変遷
72	寿	今に伝わる原始・古代の遺産
73	寿	信仰の中核であった寺社と牛伏寺信仰
74	寿	小笠原氏と武田氏の攻防
75	寿	中世白川氏と赤木氏の展開
76	寿	五千石街道と中馬・手馬
77	寿	牛伏川の治水

	地区	関連文化財群テーマ
78	寿	現代の寿の開発
79	寿	高島藩と旗本諏訪頼久の政治・文化
80	寿	近代の村政や産業、教育
81	松原	民俗信仰・伝統行事と新しい行事
82	岡田	住宅地造成とコミュニティづくりの歴史
83	岡田	岡田の黎明期と岡田神社
84	岡田	岡田を治めた氏族・筑摩郡を治めた寺院
85	岡田	交通の要衝地
86	岡田	灌漑施設と水ごいの祈り
87	岡田	民間信仰と伝統行事
88	岡田	岡田ゆかりの近代の偉人たち
89	岡田	平安・鎌倉時代の街道
90	岡田	民話と伝説 池と大蛇、玄蕃石
91	岡田	承和大地震・田溝池決壊
92	岡田	芥子坊主を中心とした大古窯跡群
93	入山辺	明治憲法下の遺産
94	里山辺	林城下の遺構
95	里山辺	旧「街道」の記憶
96	里山辺	山辺の戦争遺跡（太平洋戦争地下工場群）
97	里山辺	美ヶ原（湯の原）温泉の成り立ち
98	里山辺	里山辺・本郷地区に広がる大製瓦産業群
99	山辺	山家郷のあけぼの
100	山辺	山家氏、小笠原氏と山城
101	山辺	薄川の治水
102	山辺	山辺谷の生業
103	山辺	山辺の教育
104	山辺	江戸時代の民間信仰
105	山辺	山辺の支配者と祭り
106	今井	今井の礎 ～故郷の記憶（今井の地名）～
107	今井	今井の繁栄 ～人と物の往来（道と道標）～
108	今井	今井の繁栄 ～水争いと古見大池原の開発～
109	今井	近代今井の象徴
110	今井	今井の礎 ～悠久の歴史の中で～
111	今井	今井の礎 ～平和への礎と未来へ～

	地区	関連文化財群テーマ
112	今井	今井の繁栄 ～産業の変遷～
113	今井	民間信仰と伝統 ～受け継がれる心～
114	今井	民間信仰と伝統 ～続く信仰～
115	今井	民間信仰と伝統 ～祈りの心～
116	今井	民間信仰と伝統 ～信仰の跡～
117	内田	縄文集落のムラ
118	内田	鉢伏信仰と牛伏寺
119	内田	ムラの祈り
120	内田	横峰山麓の土砂災害と砂防事業の歴史
121	内田	内田の古屋敷・馬場家
122	内田	内田の教育と文化
123	本郷	古墳文化と遺跡・史跡
124	本郷	山城・砦と武士
125	本郷	本郷の峠と道
126	本郷	松本城主と本郷
127	本郷	戦争遺跡
128	本郷	文化とスポーツ
129	本郷	記念物（景観）
130	本郷	本郷の植物
131	本郷	温泉文化と養蚕
132	本郷	本郷地区の碑文
133	本郷	女鳥羽山信仰の碑石と女鳥羽の滝
134	本郷	山の恵みと信仰
135	四賀	磐座・山城と寺院（堂）
136	四賀	街道と産業遺構
137	四賀	戦争と平和への祈り
138	四賀	地層・化石と鉱山
139	四賀	保福寺峠
140	四賀	鎮守・講と農村共同体
141	梓川	梓川の恵みと西牧の経営
142	梓川	街道
143	梓川	信仰と行事
144	梓川	梓川の寺子屋と筆塚
145	波田	縄文中期の村
146	波田	古代の開発 大野牧と秦（波多）氏と若澤寺の成立
147	波田	旧野麦街道の往来について
148	波田	大井堰により早くから開けた押出面（梓川氾濫原）
149	波田	御林（波田官林）のため開発が遅れた右岸（上海渡面）

	地区	関連文化財群テーマ
150	波田	さまざまな祭り（信仰と祭り）
151	安曇	北アルプスを越える街道
152	安曇	杣と山岳信仰
153	安曇	稲核の風穴と生業
154	安曇	近代の開発
155	安曇	自然の財産
156	安曇	ムラの信仰と絆
157	奈川	街道から生まれた歴史文化
158	奈川	森林資源等自然環境から生まれた歴史文化
159	奈川	信仰から生まれた歴史文化
160	市	地震
161	市	そば
162	市	醸造業
163	市	犀川流域食文化
164	市	松本から始まった運動
165	市	スズキ・メソード

地区が「山辺」となっているものは、入山辺・里山辺両地区に共通する文化財群として、両地区が設定した関連文化財群を整理・統合したものです。

抽出された文化財の事例



馬頭観音（島立地区）



竹淵諏訪社の舞台（寿地区）



岡田宿（岡田地区）



蚕玉様（神林地区）



刈谷原峠（本郷地区）



からくり時計台（松原地区）



和田堰・神林堰・新村堰（波田地区）



野麦峠の石室（奈川地区）

### 3 各地区で設定した関連文化財群の傾向

#### (1) 関連文化財群のテーマ分類

平成28年度の松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定作業部会では、前述2-(3)で整理・統合した165件の関連文化財群を、共通するテーマごとにグループ分けする作業を併せて行いました。この作業の中で、各地区で設定された関連文化財群は、まとめ方の視点やテーマがそれぞれ異なり、それらの関連文化財群をまとめ、市全体の関連文化財群を組み立てることは困難であることが、分かりました。

そこで、それぞれの関連文化財群が持つ複数の要素（キーワード）を整理し、全体の傾向をまとめることで、各地区が何を大切に思い後世に伝えたいと考えているのか、それらの積上げとして見えてくる「松本の歴史文化の特徴」、「松本の魅力」とは何であるかを整理することにしました。

作業では、地区が設定した関連文化財群を、その中に含まれる要素ごとにグループ分けを行い、最終的にグループを大・中・小、3つのテーマで分類しました。それぞれのテーマの区分は以下のとおりです。

#### ア 関連文化財群のグループ分け（小テーマの設定）

まず、地区が設定した165件の関連文化財群を共通するキーワードごとにまとめました。まとめられたグループを表すキーワードを「小テーマ」とします。

一つの関連文化財群の中に、複数のキーワード（要素）が含まれるものについては、複数のテーマに重複して位置付けられます。

#### イ グループの分類（中テーマの設定）

次に、アで分類した「小テーマ」を、更に共通するキーワードを持つグループにまとめました。この小テーマの集まりを「中テーマ」とします。「中テーマ」はより広い範囲での共通項を表します。地区で設定した関連文化財群の中には、その特徴から「小テーマ」ではなく、直接「中テーマ」を形成するものもあります。

#### ウ 大テーマの設定

イで設定した「中テーマ」の中には、更に共通するキーワードでまとめることができるものがあります。中テーマを束ねるキーワードが「大テーマ」です。

「大テーマ」は、各地区で設定した関連文化財群が集まって形成される、松本市全体での共通した傾向であると言えます。

整理したテーマは次のとおりです。

## (2) テーマ区分一覧

大テーマ	中テーマ	小テーマ	テーマ番号
1 原始・古代の松本	1 原始・古代の遺産	1 縄文の祈り	1-1-1
		2 古代の生活と古墳	1-1-2
	2 牧の開発		1-2
2 松本平の城郭群と館跡			2
3 内陸地の人の往来と物流	1 街道を通る	1 野麦街道	3-1-1
		2 善光寺街道	3-1-2
		3 仁科街道 / 千国街道	3-1-3
		4 五千石街道	3-1-4
		5 東山道 (保福寺道)	3-1-5
		6 脇の道	3-1-6
	2 河川を通る	1 犀川通船 (女鳥羽川)	3-2-1
		2 薄川	3-2-2
		3 樽木川	3-2-3
		4 梓川	3-2-4
		5 田川	3-2-5
		6 奈良井川 (木曾川)	3-2-6
4 松本城とその時代	1 松本城下町	1 松本城と城下町	4-1-1
		2 水めぐる城下町	4-1-2
		3 商都松本	4-1-3
	2 貞享義民		4-2
3 東五千石		4-3	
4 幕府領 (天領)		4-4	
5 近代化の歩み	1 近代化	1 幕末・明治～	5-1-1
		2 大正	5-1-2
		3 昭和	5-1-3
	2 戦争遺産		5-2
6 松本の自然	1 自然と景観	1 化石	6-1-1
		2 平地林	6-1-2
		3 国立・国定公園	6-1-3
		4 鉱山	6-1-4
		5 その他	6-1-5
	2 温泉		6-2
	3 災害と防災	1 大火	6-3-1
		2 水害	6-3-2
		3 地震	6-3-3
	4 松本の水	1 湧水	6-4-1
		2 女鳥羽川	6-4-2
		3 薄川	6-4-3
		4 樽木川	6-4-4
		5 梓川	6-4-5
6 牛伏川・田川		6-4-6	
7 奈良井川 (木曾川)		6-4-7	
8 鎖川		6-4-8	

大テーマ	中テーマ	小テーマ	テーマ番号
7 地域に根差した生業	1 産業	1 養蚕	7-1-1
		2 林業	7-1-2
		3 紙漉き	7-1-3
		4 藍	7-1-4
		5 果樹	7-1-5
		6 その他	7-1-6
	2 温泉（再掲）		7-2
	3 水の利用	1 湧水	7-3-1
		2 女鳥羽川	7-3-2
		3 薄川	7-3-3
		4 樽木川	7-3-4
		5 梓川	7-3-5
		6 牛伏川（田川）	7-3-6
		7 奈良井川（木曾川）	7-3-7
		8 鎖川	7-3-8
9 溜池		7-3-9	
8 人々の暮らしと伝統文化	1 伝説	1 泉小太郎	8-1-1
		2 物くさ太郎	8-1-2
		3 デーラボッチ	8-1-3
	2 伝統行事と民間信仰	1 念仏行事	8-2-1
		2 御柱	8-2-2
		3 道祖神・三九郎	8-2-3
		4 ぼんぼん・青山様	8-2-4
		5 お船・舞台・神輿	8-2-5
		6 七夕	8-2-6
		7 お庚申	8-2-7
		8 代参講	8-2-8
		9 代参講以外の講	8-2-9
	3 食文化		8-3
	4 災害と防災（再掲）	1 大火	8-4-1
		2 水害	8-4-2
3 地震		8-4-3	
9 松本ゆかりの先駆者		9	
10 三ガク都	1 岳都	1 山岳信仰	10-1-1
		2 近代登山（ウエストン）	10-1-2
	2 楽都		10-2
3 学都の礎		10-3	

（注） 地区が設定した関連文化財群がどの大テーマに位置付けられているかについては、巻末【関連文化財群一覧】の「テーマ分類」の番号をご覧ください。

上記のテーマは、平成27年度に各地区が設定した関連文化財群を基に整理されたものであり、地区が設定した関連文化財群に含まれていない要素は、テーマとして整理されていません。

今後、新たな関連文化財群が設定されることなどにより、新たなテーマの設置等が行われることが想定されます。また、関連文化財群の新設に伴い、上記のテーマ分類が変更されることも想定されます。

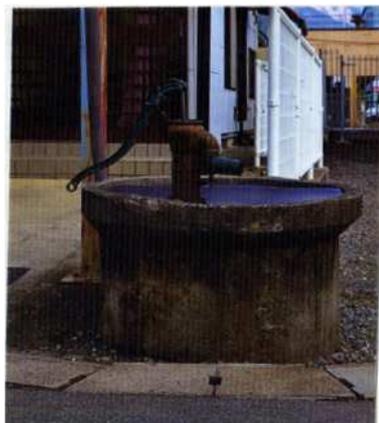


なお、各概要のキーワードとなる文化財は、数が多いため関連する全てを列記することができません。そのため、指定等文化財が含まれるものは、指定等文化財を中心として例示していますが、あくまで全市域に多数ある各テーマを構成する文化財の一部であり、各地区には関連する文化財が多数所在しています。

### 抽出された文化財の事例



北向観音の地蔵菩薩（第二地区）



井戸（城東地区）



松本医学専門学校跡（安原地区）



松本城の見える小路  
（中央地区）



犀川通船碑（田川地区）



和泉小太郎像（中山地区）



首貸せ地蔵（城北地区）

抽出された文化財の事例



松本市立尋常高等小学校井川部校跡  
(松南地区)



新井溝(笹賀地区)



水止め石(庄内地区)



笹部音頭(鎌田地区)



秋葉社(入山辺地区)



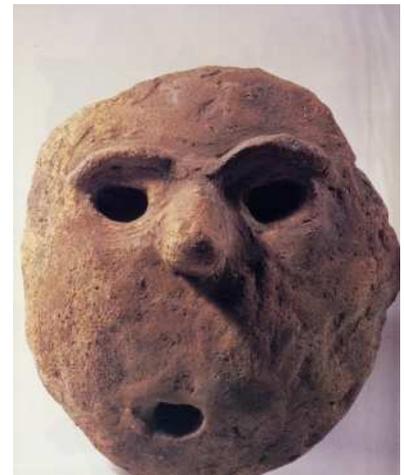
城下町の鍵の手(安原地区)

<大テーマ 1. 原始・古代の松本>

松本市域に人が暮らし始めたことが確認できるのは、今から約1万3千年前の旧石器時代のことで、この時代の石器がいくつかの遺跡から採集されています。しかし、生活の跡が確認できていないため、当時の様子は詳しく分かっていません。

約1万年前の縄文時代には鉢伏山麓から中山丘陵にかけて人々が生活を営んだ痕跡である「遺跡」が見つっています。その後、岡田から城山にかけての丘陵にも生活の跡が見られるようになり、時代が下るにつれてその範囲が少しずつ広がっていきます。

約2,300年前には、木曾谷から弥生文化が流入し、集落の規模が拡大していきます。その次の古墳時代には、県、南松本、宮淵、寿百瀬の周辺に大きなムラが展開していたようです。このうち、南松本周辺に展開するムラは、弘法山古墳と呼ばれる首長の墳墓を築きました。各地区に古墳が築かれるのと同時期に、馬を飼育する牧場経営が始まっていきます。中央から派遣された牧の管理者は、中央から仏教を伝え、里山に祈願寺院を開いて権力を誇示しました。



麻神遺跡出土土面

大テーマ 1. 原始・古代の松本	
中テーマ 1. 原始・古代の遺産	
小テーマ 1. 縄文の祈り	
概要	<p>縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになります。縄文時代は、今から約1万3千年から2千3百年前までの1万年以上続いた時代で、松本市内の東側山麓を中心に、集落の跡が発掘調査によって明らかにされ、当時の生活が垣間見えてきています。</p> <p>縄文時代の早期から前期にかけて長野県は東西文化の接触地帯としての様相が顕著になります。中期には東山山麓・段丘・台地などに大規模な集落が繁栄するようになります。後期から晩期には、より住みやすい土地への移動が進み、河川に近い低地部に集落が移動します。</p> <p>市内の代表的な遺跡としては、前期は坪ノ内遺跡（中山地区）、中期には小池遺跡（内田・寿地区）、葦原遺跡（波田地区）、後・晩期のエリ穴遺跡（内田地区）などがあげられます。このうち、エリ穴遺跡からは耳飾りが2千点以上、土偶が約360点出土しています。</p> <p>発掘調査で見つかった遺物は、日常道具だけでなく精神生活の充実を物語るものもあり、縄文時代を生きる人々の自然や生命に対する強い意識をうかがい知ることができます。豊かな体型の女性を表した土偶などからは、連綿と続いていく命への願いや祈りが伝わってきます。</p>
キーワード	坪ノ内遺跡、小池遺跡、川西開田遺跡、葦原遺跡、麻神遺跡、エリ穴遺跡、女鳥羽川遺跡、丸の内遺跡 などの各地区の縄文遺跡と出土品

大テーマ 1 . 原始・古代の松本	
中テーマ 1 . 原始・古代の遺産	
小テーマ 2 . 古代の生活と古墳	
概要	<p>史跡弘法山古墳は弥生時代終末期から古墳時代前期にかけての信濃の様子を語る上で重要な遺跡です。3世紀末に築造されたと推定されるこの古墳は東日本最大級の前方後方墳であり、信濃が大和朝廷の影響下に入る以前の松本周辺の状況を示しており、出土遺物から東海地方との関係が指摘されています。弘法山古墳の被葬者は、古墳のすぐ西側にある出川西遺跡の集落を拠点に、松本市域の南部を支配していたと考えられます。</p> <p>4世紀になると弘法山と谷を隔てた棺護山に古墳が築かれますが、中学校の建設により失われており、わずかに中山36号墳から鏡が出土しています。</p> <p>松本市域で4世紀後半から5世紀前半にかけて築造された古墳は発見されていません。この頃から善光寺平南部に前方後円墳が築かれるようになり、信濃の政治の中心が北信に移動し、大和朝廷と関係を持ったことがうかがえます。</p> <p>5世紀後半からは浅間温泉、山辺谷、城山付近に古墳が築かれるようになり、浅間温泉の桜ヶ丘古墳からは金銅製の天冠が出土し、一緒に出土した短甲や冑とともに長野県宝に指定されています。山辺谷にある針塚古墳は積石塚古墳による円墳で、長野県史跡に指定されています。また、城山にある開き松古墳からも冑が出土しています。金銅製天冠は朝鮮半島に起源を持つとされ、積石塚古墳も朝鮮半島に多く見られる墓制であることから、渡来系の氏族が松本市域に勢力を広げたことが考えられます。</p> <p>古墳時代後期(6～7世紀)には市内各地で古墳が造られます。7世紀に山辺に築造された南方古墳の大量の出土品は、松本市重要文化財に指定されています。中山地区では6世紀後半から7世紀にかけて丘陵一帯に80余基の古墳が築かれ、中山古墳群として松本市特別史跡に指定されています。また7世紀中頃からは松本市域西部の奈良井川西岸の開発が始まり、開発を主導した有力者の古墳が新村地区に築かれます。8世紀は律令制度が始まりますが、松本市域では、この時期にも古墳が築かれています。</p> <p>後期古墳の副葬品には、土器、玉類、武器とともに多くの馬具が出土しますが、信濃国が中央へ供給する馬の生産地であることと関連しています。</p>
キーワード	弘法山古墳と弘法山古墳出土品、中山36号墳と中山36号古墳出土品、南方古墳出土品、桜ヶ丘古墳と桜ヶ丘古墳出土品、安塚古墳群、秋葉原古墳群、中山古墳群、柏木古墳出土品、出川西遺跡 などの各地区の古墳と出土品



南方古墳出土品



中山古墳群

大テーマ 1 . 原始・古代の松本	
中テーマ 2 . 牧の開発	
概要	<p>乗馬の風習は、5世紀代に国際情勢や国内の緊張状況の中で、騎兵戦に用いるために取り入れられました。松本平でも古墳の副葬品として馬具が見られることから、馬を飼育・繁殖するための「牧」が古くから存在していた可能性があります。壬申の乱の後、牧の経営は全国に広がり、律令制のもと各地に「御牧」が置かれ、国家が馬の管理を行うことになりました。『延喜式』によると、信濃には16の御牧がおかれ、松本市内には埴原牧と大野牧がおかれました。</p> <p>埴原牧は、その地名から中山地区にあったと推定されています。中山地区には古墳は数多く存在していますが、奈良から平安にかけての集落は9世紀以降しか見られないことから、鉢伏山山麓の空間は、放牧地として利用されたと考えられます。</p> <p>大野牧については、奈川地区・波田地区・安曇地区などが想定されています。しかし、明確な範囲までは分かっていません。</p> <p>この他の牧としては、松本平には皇室が所有する「後院牧」の桐原牧があります。これらの牧を管理する役人は中央から派遣された人々であり、彼らは山中に祈祷寺院を開き、牧の安全を祈願するとともに、領民にその権力を誇示したと考えられます。埴原牧は牛伏寺、大野牧は若澤寺、桐原牧は海岸寺と深いかわりがあったと考えられます。</p>
キーワード	<p>南方古墳とその副葬品、埴原牧、桐原の牧歌碑、桐原の駒歌碑、桐原牧跡、木造阿弥陀如来及両脇侍像（真光寺）、針塚古墳、牛伏寺、中山古墳群、海岸寺跡、若澤寺跡 など</p>

## <大テーマ 2. 松本平の城郭群と館跡>

松本にある「城」といえば、真っ先に国宝松本城が思い浮かぶことでしょう。しかしながら、松本平には松本城以外にも、数多くの「城」が存在しています。戦国時代、軍事的な緊張の高まりを受けて、松本平には数多くの「山城」が築かれ、その多くが今なお当時の姿を留めています。平安時代後期、小県郡にあった信濃国の国府が筑摩郡の松本市域に移されたといわれ、松本は「府中」と呼ばれました。鎌倉時代になると、信濃守護として比企氏、北条氏、そして小笠原氏が信濃国の実権を握りました。



山家城の石積み

平安時代以来の甲斐源氏の名族でもある小笠

原氏は、鎌倉時代までの信濃守護であった北条氏が滅亡したのちに、松本の地に現われます。南北朝時代の信濃府中周辺での権力抗争に勝ち残った小笠原氏は、井川に館を構え勢力の拡大を図りますが、室町時代には信濃国内で勢力を拡大していた有力国人領主の反抗もあり、安定した力を持ち得ませんでした。更に、松本を中心とした一家と飯田を中心とした一家に分かれ勢力争いがおこり、その争いに勝ち残ったのが松本の小笠原氏でした。

小笠原氏に関連のある城館としては、史跡である小笠原氏城跡（井川城跡・林城跡のうち大城）県史跡である小笠原氏城跡（林城跡のうち小城、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）があります。松本城は、鎌倉幕府滅亡後、小笠原貞宗が信濃守護として府中に進出し井川に館を構え、支城として深志城を築いたことに始まります。

松本平一帯には、小笠原氏城跡以外にも、多くの城館があります。昭和54～57年度に長野県教育委員会が実施した中世城館跡分布調査によると、旧四賀村、奈川村、安曇村、梓川村、波田町を含む松本市域には89カ所もの城館が掲載されています。これらの城館の中で、築城の経過が明らかになっているものはほとんどありませんが、おそらく、在地勢力が築き、その後、小笠原氏から武田氏支配の時代を経て天正10年（1582年）に始まる小笠原貞慶の松本城を拠点とした支配時代までの政治情勢の中で、ある城館は支配者層の支城となり、ある城館は反対勢力の拠点となっていたと考えられます。

市内には、松本市特別史跡となっている稲倉城跡、伊深城跡、波多山城跡、平瀬城跡があり、指定以外にも虚空蔵山城跡、早落城跡、犬甘城跡など、特色のある山城が多くあります。

キーワード	松本城、小笠原氏城跡、市内の城館跡、関連する社寺、各城下町跡 など
-------	-----------------------------------

<大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流>

松本は、古くから交通の要衝でした。江戸時代には、中山道から分岐した善光寺街道が通り、飛騨への野麦街道、糸魚川への千国街道（仁科街道）など四方へ道が延びていました。江戸時代の中期以降、貨幣経済が浸透すると、中馬稼ぎで五千石街道を介して伊那との流通が盛んになり、東信への武石道にも物資の流通が見られます。

また、天保3年（1832年）には、白板を発着点として、犀川通船が信州新町まで通行し、川の流れを利用した物資の運搬も行われました。

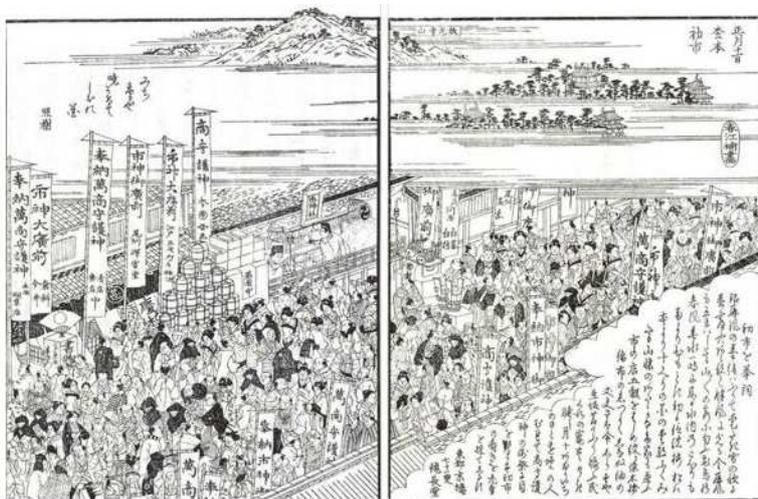
このように、内陸地である松本には、街道や河川を通して人や物が行き来しました。そうした人や物の往来は、様々な文化も松本に伝えました。



牛つなぎ石（第一地区）

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 1 . 野麦街道	
概要	<p>城下町の本町通りと伊勢町通りの丁字路、「牛つなぎ石」のあるところが、野麦街道の起点です。飛騨へ続く道は、松本から木曾路を通して藪原から奈川の寄合渡を抜け野麦峠を越えて高山へ向かうルートと、梓川に沿って右岸を行き、安曇の大野川から安房峠を越えて平湯に下るルートがありました。前者は、江戸時代の本道、後者は、鎌倉街道とも呼ばれる古い道筋で、「山道」とも呼ばれていました。山道は本道よりも道のりが近く、江戸中期ころまでは利用が多かったのですが、次第に利用が減っていったこと、難所が多いことから寛政2年（1790年）この道の通行が禁止されました。</p> <p>この街道は北陸と信濃を結ぶ道で、行き交う物資の多くは、ボッカ（歩荷）や「尾州岡船」と呼ばれる尾張藩交付の鑑札を持つ牛方によって運ばれました。飛騨から運ばれた荷で名高いのは松本平の年取り魚として欠かせない鰯です。富山湾で水揚げされた鰯が神通川沿いに運ばれ、高山の間屋に卸され、松本の仲買人が仕入れに行きました。野麦峠を越えて運ばれる鰯を「飛騨鰯」と呼び、飛騨鰯が運ばれるこの道は「鰯街道」とも呼ばれました。</p> <p>明治時代、製糸業が盛んになると、富山県や岐阜県飛騨地方から岡谷・諏訪の製糸工場に働きに行く多くの女工たちが、野麦街道を歩きました。</p>
キーワード	旧野麦街道、工女宿宝来屋、松田屋、馬頭観音などの石造文化財、石室、年取りの鰯 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 2 . 善光寺街道	
概要	<p>江戸幕府が整備した五街道（東海道、中山道、甲州街道、日光街道、奥州街道）の支道を脇往還といいます。</p> <p>中山道の洗馬宿から分岐して北上し善光寺に至る道は、善光寺街道（善光寺道）又は北国脇往還とよばれています。善光寺街道は、洗馬宿から分かれ、郷原宿を過ぎて現在の松本市内に入ると、村井宿、松本宿（松本城下）、岡田宿、刈谷原宿、会田宿を経て、麻績へと向かいます。善光寺参りの旅行者で賑わいました。</p> <p>松本城下町では町人地を南北に縦断し、街道に面した本町、中町、東町は親町三町とよばれ、旅籠などの宿泊施設や、物資流通の拠点として問屋や大店が軒を連ねており、松本は商都として活況を呈していました。</p> <p>村井宿は明治20・27年（1887・1894年）の大火により建物は失われ、わずかに街道の風情を残しています。岡田宿は街道沿いの建物が徐々に建て替えられていますが、宿場町としてのまとまった景観を残しています。</p> <p>刈谷原宿は、刈谷原峠の麓に造られた四賀の里の玄関口とも言える宿場で、当時の町割りが残ります。会田宿は、宿場町の形成の順に本町、新町があり、当時の建物がかなり残っています。特に新町はかつての街道の幅員のまち並みを見ることができます。</p>
キーワード	<p>村井宿：村井宿本陣跡、明治天皇御小休所碑、鱒場跡、一里塚跡、芭蕉句碑、山村家稻荷社</p> <p>出川：中田氏庭園、中田家住宅</p> <p>岡田宿：岡田神社、岡田番所跡、岡田宿道標、問屋・本陣跡</p> <p>会田宿：まち並み、本町の善光寺常夜燈</p> <p>など</p>



『善光寺道名所図会』の「正月十一日初市」の図



会田宿のまち並み（四賀地区）

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 3 . 仁科街道 / 千国街道	
概要	<p>近世に糸魚川から松本城下へ至る街道を、仁科街道又は千国街道と呼んでいました。主に日本海側から塩を始め海産物が運ばれてきた道で、「塩の道」とも呼ばれ、塩尻までの道程をいうこともあります。仁科は近世以前の大町地方の呼び名であり、千国は北安曇郡小谷村の集落を指します。仁科街道は善光寺街道ほど人通りは多くなく、主に物資輸送路の役割が大きかったようです。</p> <p>古くは岡田塩倉から養老坂を越えて平瀬に下り、熊倉の渡しで犀川を渡って安曇野に出ました。近世になると、松本城下の六九から今町を通り、宮淵から城山の西麓沿いを北上して下平瀬で犀川を渡り安曇野に出るルートが使われるようになります。</p> <p>また、松本市域から塩尻の間は、道は一本ではなく南北に走る道の多くが仁科街道と呼ばれていたようです。</p> <p>安曇野から松本に入る仁科街道沿いには、熊倉の渡し、貞享義民の加助夫婦惜別の岩などがあるほか、街道沿いには多くの道標や馬頭観音、道祖神、高札場跡が残っています。</p>
キーワード	塩倉の地名、熊倉の渡し、養老坂、加助夫婦惜別の岩 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 4 . 五千石街道	
概要	<p>元和3年(1617年)の小笠原氏(8万石)移封に伴い松本藩主となった戸田康長(7万石)の石高に1万石の差が生じたことから、5千石ずつが高島藩と高遠藩に与えられ、現在の神田の一部を含む中山、寿、内田地区と塩尻市の片丘地区にあたる土地が高島藩領となり、この地域を東五千石と呼ぶようになりました。</p> <p>松本城下から東山山麓のこの地域を通り、塩尻宿で中山道に合流するまでの街道を五千石街道といいます。五千石街道は、物資の運搬路として使われたことから、街道沿いには馬頭観音が多く、寿赤木や竹淵には大きなものが残されています。</p> <p>東山山麓の里山辺地区には、地区内から五千石街道へ通じる道があり、山辺の人たちは、この道も本道の五千石街道に通じる道として「五千石街道」と呼んでいました。</p>
キーワード	道標、寿赤木公民館南の馬頭観音碑、寿竹淵の馬頭観音碑 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 5 . 東山道（保福寺道）	
概要	<p>東山道は古代に大和朝廷が整備した官道のひとつで、畿内から東北の陸奥国まで通じていました。令制東山道の長野県内のルートは、神坂峠を越えて伊那谷に入り、善知鳥峠を越え田川沿いを北上し、松本市街地を通過して岡田から峠を越えて四賀地区に入り保福寺峠を越えて上田に向かい入山峠を越えました。</p> <p>『延喜式』には各官道に設置された駅家が記されています。筑摩郡には覚志（かがし）錦織（にしごり）の駅があり、錦織から越後方面への支道が出ていました。覚志の駅家は塩尻市堅石や松本市村井、錦織の駅家は四賀地区錦部と岡田地区と推定されています。</p> <p>また『和名類聚抄』に信濃国府は筑摩郡にあると記されており、国府が10世紀前半までに小県郡から筑摩郡に移されたと考えられています。松本は東日本では多賀城跡に継ぐ緑釉陶器の出土量を誇り、中でも県町遺跡が突出しており国府との関連が指摘されています。</p>
キーワード	県町遺跡、番所跡、保福寺、保福寺峠 など

大テーマ 3 . 内陸地の人々の往来と物流	
中テーマ 1 . 街道を通る	
小テーマ 6 . 脇の道	
概要	<p>野麦街道、善光寺街道などの主要な街道のほかにも、それぞれの村には道があり、人々が行き来していました。今でも道標などが確認されています。</p> <p>例えば、今井地区には、“馬頭観世音”の文字とともに「右 はしば道 /左 やまみち」と書かれた道標が立っていたりします。また、多くの地区で路傍に馬頭観音や道祖神が見られます。</p>
キーワード	道祖神、旧道跡、道標 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 1 . 犀川通船(女鳥羽川)	
概要	<p>松本から遠方へ物資を運ぶには中馬が使われていましたが、一度に多量に運ぶことができたのは通船でした。犀川は、元文2年(1737年)以降、何度か通船の出願がされましたが、宿場や中馬業者から反対されて実現しませんでした。天保3年(1832年) 最初の出願から95年目にして、松本 - 信州新町の間で通船が開始され、白板に船着場が開設されました。</p> <p>新町から下流は水中に岩があって通船は無理でしたが、白板 - 新町の間も水量が少ない時は舟底をかむなど難所も多く、白板の折井儀右衛門は近国の諸川を見学し、甲州富士川の航式をとり、同所より舟大工や船頭を雇い入れ、船幅を狭く船底を薄くし弾力を持たせるなど工夫をし、通船を成功させました。</p> <p>松本からは米穀類、山辺の藍、油粕などが運ばれ、新町方面からは楮、麻、塩などが運ばれました。</p> <p>明治35年(1902年)に篠ノ井線が開通したことで衰退し、犀川沿いの陸路が完成したことで犀川通船は廃止されました。</p>
キーワード	女鳥羽川、犀川通船碑 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 2 . 薄川	
概要	<p>薄川は松本市の東山山麓の美ヶ原、茶臼山、扉峠、三峰山、鉢伏山などの沢を集め山辺谷を流れ、中条地区付近で田川と会い、更に奈良井川に合流します。</p> <p>薄川の扇状地は、松本市域の中でも最も古くから集落が形成された地域であり、扇端部には弥生、古墳、奈良・平安時代にかけて集落のあった県町遺跡があります。県町遺跡の平安時代の遺構からは大量の緑釉陶器片が出土しており、東日本では多賀城跡に次ぐ出土量を誇ります。また、薄川両岸には古墳時代の5世紀後半に積石塚古墳が築かれ、渡来系の氏族がこの地に住みついたと考えられています。また、正倉院御物の白布には、山辺谷にあった山家郷の人が貢納したことが墨書されています。</p> <p>扇端部は、清水、埋橋、源池(源地)など湧水の豊富なことを示す地名があるように、扇状地の伏流水は中心市街地の湧水となって、酒造業や製糸業を発展させる大きな要因となりました。</p> <p>薄川水系の堰としては、薄川右岸の入山辺南方の上で取り入れられ、里山辺北部の村々を灌漑する大堰があります。</p>
キーワード	薄川、須々岐水神社、地名、薄川第一発電所、大堰 など

【大テーマ 6 . 松本の自然 中テーマ 4 . 松本の水 小テーマ 3 . 薄川】と同じ

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 3 . 薄川】と同じ

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 3 . 樽木川	
概要	<p>現在の樽木川は農業用水的な色彩が強く、波田地区と新村地区の境付近で梓川から取水し、新村、島立地区を流れ、長野自動車道松本インター付近で北上して島内松島地区に入り、奈良井川へ松本市宮淵浄化センターの対岸付近で合流します。</p> <p>かつての樽木川は、梓川が現在のように流れが固定する以前に、いくつもの流路があった時の主流だったといわれ、古梓川とも呼ばれていました。</p> <p>江戸時代には、西山山麓や波田地区の松本藩の藩有林から材木を樽木川に流して運び、現在の島立堀米地区で陸に揚げ貯木し、そこから更に運搬したといわれています。</p>
キーワード	樽木川、貯木場跡、各堰 など

【大テーマ 6 . 松本の自然 中テーマ 4 . 松本の水 小テーマ 4 . 樽木川】と同じ

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 4 . 樽木川】と同じ

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 4 . 梓川	
概要	<p>梓川は、北アルプスの3,000メートル級の峰々から流れ出た水が上高地に集まり、さらに険しい渓谷を下りながら周囲の川が合流し、島々集落を経て松本平に流れ込みます。この間、多くの水力発電のダムがあり、梓湖などの人造湖ができています。そして島内地区の平瀬付近で奈良井川と合流します。</p> <p>平成の町村合併以前は梓川が東筑摩郡と南安曇郡の郡境であり、この川によって古代律令制の筑摩郡と安曇郡が分けられていました。古代に大和朝廷に献納された梓弓は、この地から生産されたという説があります。</p> <p>梓川は右岸上流から和田堰、新村堰、樽木堰、島堰、波田堰などを分水しています。左岸には立田堰、温堰、庄野堰、中萱堰、新田堰などがあり各地域を潤しましたが、湯水時には右岸の村々と水論が絶えませんでした。</p>
キーワード	梓川、梓水神社、各堰 など

【大テーマ 6 . 松本の自然 中テーマ 4 . 松本の水 小テーマ 5 . 梓川】と同じ

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 4 . 梓川】と同じ

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 5 . 田川	
概要	<p>塩尻市東端の東山や塩尻峠付近から流れてくる田川には、東から牛伏川、薄川、女鳥羽川、西からは鎖川などが合流しています。田川は一部天井川となっていて、市街地を抜けて奈良井川へと合流します。</p> <p>薄川と田川の合流地点の井川は湧水の豊富なところで、鎌倉時代末期には、信濃守護・小笠原氏が井川の館を構えました。</p> <p>また、江戸時代には、女鳥羽川と田川の合流地点に犀川通船の船会所が設けられました。また、明治時代になると、江戸時代には新橋に設けられていた船の発着所がこの付近に移されました。</p> <p>田川に合流する牛伏川は大きな洪水を度々起こしました。そこで、明治になって階段工と呼ばれる石組みを使って治水・治山工事が行われました。階段工は、「牛伏川本流水路」として平成24年(2012年)国の重要文化財に指定されました。</p>
キーワード	田川、井川城跡、地名、犀川通船碑 など

大テーマ 3 . 内陸地の人の往来と物流	
中テーマ 2 . 河川を通る	
小テーマ 6 . 奈良井川(木曾川)	
概要	<p>奈良井川は、中央アルプスの駒ヶ岳に近い茶臼山付近に源を発し、松本平を南北に縦断し北上します。松本市域内に入ってから、まず笹賀地区と島立地区の境界部で鎖川と、渚地区付近で女鳥羽川と薄川を合わせた田川と、最後に島内平瀬地区で梓川と合流して名称を変え犀川となります。</p> <p>松本市域のエリアを示す際、奈良井川以西を河西部という場合があります。奈良井川以東に中心市街地があることに對し、河西部は農村部というイメージがあり、奈良井川がその境界となっています。</p> <p>奈良井川左岸には今村用水を始め、小俣堰、神戸堰、二子堰などがあり笹賀地区を、右岸には四ヶ堰があり芳川地区を、それぞれ灌漑しています。この地域は用水不足で、江戸時代には上流と下流、左岸と右岸、幕府領と松本領で水論を度々繰り返し、流血の惨事が起きることもありました。また、勘左衛門堰と拾ヶ堰は島立・島内から奈良井川の水を取り入れており、梓川左岸の安曇郡の新田開発を盛んにしました。</p>
キーワード	奈良井川(木曾川) 各堰、ワサビ田 など

【大テーマ 6 . 松本の自然 中テーマ 4 . 松本の水 小テーマ 7 . 奈良井川(木曾川)】と同じ

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 7 . 奈良井川(木曾川)】と同じ

<大テーマ 4．松本城とその時代>

松本城は松本のシンボルです。400年以上前の中世末に築かれた天守は現存し、国宝に指定されています。年間100万人近い観光客が松本城を訪れ、近年では外国人観光客が急増しています。松本市民にとって松本城は誇りであり、心の拠りどころとなっています。

松本は近世になり松本城を中心として城下町が形成され、街道の結末点となって物資が流通し商都として発展してきました。また、豊富な湧水を利用した産業が栄えるようになります。

また、市内には、松本藩に関わる様々な出来事を語る文化財が各地に残っています。



松本城



旧町名碑（大名町）



江戸時代の自噴式井戸と竹製水道管



義民塚

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 1 . 松本城下町	
小テーマ 1 . 松本城と城下町	
概要	<p>現在の松本の中心市街地は、松本城が築城され、城下町が造られたことによって形成されたものです。</p> <p>戦国時代には、この地に深志城という小笠原氏の支城がありました。信濃に侵攻した武田氏は、信濃攻略の拠点として深志城を拡充整備して使いました。武田氏滅亡後は小笠原貞慶が先祖伝来の地を取り戻し、松本城と名を改め、城郭と城下町の整備を進めました。現在の天守を築造したのは豊臣秀吉配下の石川数正と子の康長です。その後、小笠原氏、戸田氏、松平氏、堀田氏、水野氏、戸田氏と城主が替わります。</p> <p>松本城の本丸と二の丸は御殿や門や櫓などは失われましたが、土地の形状をほぼ残しており国史跡に指定されています。三の丸は明治以降に開発され官庁やオフィス街に変貌していますが、わずかに残存する土塁は保存され史跡公園として整備されています。大手門枳形跡は発掘調査により、石垣や総堀跡が確認されています。</p> <p>城下町は、武士と町人は明確に居住地を分けられ、町人は女鳥羽川以南と善光寺街道沿いに配置され、武士は松本城周辺と松本城の北部に配置され、身分により住む場所が分けられていました。寺院や神社は、吉凶の相や防御の機能を考慮して計画的に配置されています。</p> <p>松本のまち並みは、今も丁字路や鍵の手など城下町の風情が色濃く残っています。</p>
キーワード	松本城、高橋家住宅、橋倉家住宅、町割と街路、十王堂、総堀、捨堀の土塁跡、大手門枳形跡、緑橋（袖留橋）、旧町名 など



橋倉家住宅



松本城西総堀土塁公園

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 1 . 松本城下町	
小テーマ 2 . 水めぐる城下町	
概要	<p>松本盆地は女鳥羽川、薄川、田川、牛伏川、鎖川、奈良井川、梓川など多くの川が流れ込む複合扇状地です。扇状地では、扇頂部で伏流した水が扇端部で湧水となります。</p> <p>松本の城下町の東端には、清水、源池（源地）、埋橋といった豊富な水に由来した地名が見られます。城下町跡を発掘すると、湧水を引水した木製の配水管が出土し、松本城内の武家屋敷や城下町の町屋には水道施設が計画的に整備されていたことが分かっています。</p> <p>また、地下水の水位が高いことから、現在も城下町の各所にある井戸が使われています。代表的なものでは、市の特別史跡に指定されている「源智の井戸」があり、多くの市民が利用しています。江戸時代は豊富な湧水を利用した酒造業が盛んになり、現在も餌差町にある善哉酒造の前には「女鳥羽の泉」という井戸があり、酒造りに使われています。近代になると、やはり大量の水を必要とする染織や製紙や製糸業といった産業が盛んになってきます。</p> <p>平成20年（2008年）には「まつもと城下町湧水群」が環境省選定の「平成の名水百選」に選ばれました。こうした恵まれた清らかで豊富な水は、松本のまちのイメージに大きく作用しています。</p> <p>また、城下町以外でも南松本地区から鎌田地区は、中世に信濃守護となった小笠原氏が周辺の湧水に端を発した川を周囲に巡らした井川城を築いています。</p>
キーワード	源智の井戸、伊織霊水、女鳥羽の泉、醸造業、まつもと城下町湧水群、地名、蛇川、榛の木川、水道施設の遺構 など



源智の井戸



伊織霊水（第一地区）

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 1 . 松本城下町	
小テーマ 3 . 商都松本	
概要	<p>松本は、信州の中心に位置しており、善光寺街道、千国街道（塩の道）、野麦街道の結末点となっています。城下町が形成されると物資の流通拠点としての機能を持つようになり、商業の街として発展しました。</p> <p>善光寺街道沿いの本町、中町、東町は、「親町三町」といわれ、松本の商業の発祥の地といわれています。善光寺街道と野麦街道が接続する現在の本町と伊勢町の交差点にある「牛つなぎ石」は、商都松本のシンボルとなっています。</p> <p>深志神社は、女鳥羽川以南の鎮守で、商人たちが氏子となっており、江戸時代にはそれぞれの丁ごとに豪華な舞台が造られました。これら16の舞台と2つの神輿は、明治21年（1888年）の南深志の大火後、再建されたものが大半ですが、市の重要有形民俗文化財に指定されています。7月24・25日に行われる深志神社の例大祭「天神祭」と10月2日の四柱神社の例祭「神道祭」にそれぞれ舞台庫から出されます。</p> <p>正月の第2日曜日と前日に本町を中心に行われる「あめ市」は、城下町の商人による初市です。深志神社に祀られている市神を神輿にのせて迎え一年の商売の繁盛を祈ったもので、松本の城下町の繁栄を象徴する催しとなっています。</p>
キーワード	あめ市、牛つなぎ石、初市の宝船・七福神人形、天神祭、城下町舞台、深志神社 など

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 2 . 貞享義民	
概要	<p>貞享3年（1686年）に松本藩領で起きた大規模な百姓一揆を「貞享騒動」と呼んでいます。</p> <p>当時は凶作の年が続いて水野家の財政が厳しい状況にあり、この年に豊作に転じたところで年貢の負担増を課したことから、藩内の全域におよぶ百姓一揆となりました。藩は、一揆の首謀者とその家族28人（一説には33人とも）を城山と出川の刑場で処刑しました。その一人である中萱村の多田加助が、城山の刑場で磔にされた姿で天守をにらんだところ、天守が傾いたという伝説が後に生まれました。</p> <p>貞享騒動はその後長く人々の記憶に残り、明治時代に自由民権運動が盛んになると、そうした意識の先駆けとして貞享義民が評価され、顕彰が行われるようになります。</p> <p>昭和25年（1950年）に、城山の刑場跡から出土した人骨を埋葬した義民塚がつくられ、現在まで慰霊祭が行われています。また、この騒動に関する遺跡や伝説が市内各所に残されています。</p>
キーワード	松本城、義民塚、出川刑場跡、泣き坂の別れ石、伊織霊水、がったら橋 など

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 3 . 東五千石	
概要	<p>元和3年(1617年)に小笠原忠政が明石藩へ移封となり、高崎藩から戸田康長が入封した際、小笠原氏の石高8万石に対し、戸田氏の石高は7万石でした。この石高の差の1万石は、半分の5千石ずつが高島藩と高遠藩に与えられました。この時、現在の神田の一部を含む中山、寿、内田地区と塩尻市の片丘地区にあたる土地が高島藩領となり、東五千石と呼ばれました。ここは、高島藩から分立した旗本諏訪氏の支配地となり、陣屋が置かれて治められました。東五千石は松本の東山麓に面した土地であり、善光寺街道と並行して松本と塩尻の間を東五千石街道が通っていました。</p> <p>明治時代になると神仏分離政策の下全国的に廃仏毀釈が進められますが、松本藩内では特に徹底的に行われました。高島藩領だった東五千石の地域はそうした被害をあまり受けず、牛伏寺、保福寺、蓮華寺など多くの寺院が現在まで存続しています。</p>
キーワード	牛伏寺、保福寺、蓮華寺、百瀬陣屋跡、生妻池 など

大テーマ 4 . 松本城とその時代	
中テーマ 4 . 幕府領(天領)	
概要	<p>松本地方には、松本藩が治める藩領と幕府の直轄地である幕府領がありました。幕府領は大政奉還後に明治政府に返された際に「天朝御料(領)」と呼ばれ、その略称として「天領」の語が使われました。</p> <p>藩領は藩主の転封に伴い石高に差が生じると、他藩へ分け与えられたり、幕府領にされたりしました。東五千石の項で記したように、元和3年(1617年)の戸田康長入封の際、前任の小笠原氏との差1万石のうち、半分の5千石ずつが高島藩と高遠藩に与えられました。高遠藩領になった現在の今井、和田地区、山形村、朝日村、塩尻市の洗馬地区にあった13カ村は西五千石と呼ばれました。</p> <p>その後、元禄4年(1691年)の高遠藩鳥居氏改易に伴う内藤氏入封の際は、西五千石のうち現在の今井、和田地区と山形村、塩尻市洗馬地区の一部が幕府領となっています。正徳3年(1713年)に今井地区7カ村は水野家領となり変動がありましたが、享保11年(1726年)に戸田氏が6万石で入封し2万石の差が生じた際は、現在の和田、今井地区の13カ村他が幕府領となり明治維新を迎え、天領と呼ばれるようになりました。</p> <p>東五千石と同様に、天領の和田、今井地区は明治時代の廃仏毀釈の際に大きな被害を受けなかったことから、松本藩領の寺院の建物や仏像や仏具などが天領の寺院にもたらされました。今井地区の正覚院観音堂は若澤寺の金堂を移築したものであり、和田地区の西善寺には、城下町清水の念来寺にあった仏像その他多くの文化財が移されています。</p>
キーワード	正覚院観音堂、西善寺仏像群 など

<大テーマ 5 . 近代化の歩み>

わが国の近代化は、欧米諸国をモデルとして、その欧米の国々に追いつくことを目標にして始まり  
ました。それは大きく政治形態と産業の2つの側面で、  
それに伴う文化を見出すことができます。

政治の面では、「信飛新聞」が創刊されると、言論  
の自由が叫ばれるようになり、国会開設を求める自由  
民権運動が展開されました。この流れの中で、松本で  
は全国にさきがけて普通選挙運動が起こり、「普通選  
挙運動発祥の地」と言われています。

産業の近代化は、養蚕を中心に進んでいきます。慶  
応元年(1865年)には、稲核の前田喜三郎が蚕種  
の風穴貯蔵を实践したことから、秋蚕飼育が注目され  
始めます。それにより、明治時代には片倉製糸工場が  
松本に進出し、夏秋蚕の研究所の設立を請願します。



風穴(安曇地区)

これが都市部の拡大をもたらし、篠ノ井線等の開通など、大量輸送体制も整っていきました。また、  
日本銀行松本支店・旧制高校の誘致へと続いていきます。交通網や学校、工場の開設に加え、水道施  
設の建設や銀行の新設などが興り、市域が郊外へと広まっていきました。

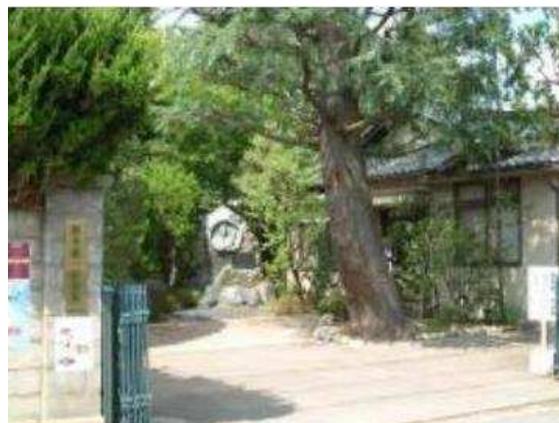
大テーマ 5 . 近代化の歩み	
中テーマ 1 . 近代化	
小テーマ 1 . 幕末・明治	
概要	<p>近代松本の幕開けは、廃仏毀釈と学校開設に象徴されます。</p> <p>廃仏毀釈とは、新政府の神道国教・祭政一致政策によって引き起こされた仏教の抑圧や排斥、破壊運動のことです。松本藩の廃仏毀釈は藩主・戸田光則が中心となって、明治3年(1870年)から行われました。約1年間という短い期間でしたが、水戸藩や薩摩藩と並ぶ大規模なもので、寺院の受けた打撃は非常に大きなものでした。</p> <p>明治4年(1871年)の廃藩置県後、現在の長野県中南信地方と岐阜県高山地方を領域とする筑摩県が誕生しました。筑摩県では、廃仏毀釈で廃寺となった寺の建物を校舎に転用することを考え、学制発布前から「学校」の設立を積極的に進めました。明治5年(1872年)には、藩主戸田氏の菩提寺であった全久院跡を校舎として筑摩県学を、翌年にはその場所に開智学校を開校し、全国的に見ても高い就学率を誇りました。明治6年(1873)の末からは筑摩県の中学設立の動きが始まります。この流れの中で、中学校、女学校を始めとする多くの教育施設が開智学校の中に開設されました。明治22年(1889年)には松本市の母体となった松本町が誕生し、中央西線や篠ノ井線が開通し、歩兵第五十連隊、後の蚕糸試験場松本支場である東京蚕業講習所夏秋蚕部などが誘致されていきます。明治23年(1890年)には片倉製糸が松本に進出し、「松本製糸黄金時代」が始まります。そして明治40年(1907年)5月1日、松本町は松本市となって近代都市への第一歩を踏み出しました。</p>
キーワード	旧開智学校校舎、歩兵五十連隊、中央西線や篠ノ井線、旧町名 など

大テーマ 5 . 近代化の歩み	
中テーマ 1 . 近代化	
小テーマ 2 . 大正	
概要	<p>大正時代には、ガス、電灯、信濃鉄道（大糸線の前身）、筑摩鉄道（上高地線の前身）、浅間線（路面電車）、上水道、飛行場、火葬場、県営運動場などの新しい文化が入ったり、新しい施設が造られました。</p> <p>大正時代は、中等教育の拡充がなされた時代でもありました。初代松本市長の小里頼永が県立松本第二中学校（松本県ヶ丘高等学校）創立10周年の祝辞で、「松本に中学校と女学校が二つもある」と中等教育の拡充を喜んでいます。また、小里市長は高等学校の誘致も積極的に展開し、これにより大正8年（1919年）には松本高等学校（信州大学の前身）が開校されました。こうした教育機関の発達の中で、生徒の個性を大切に、新しい美術や音楽の魅力を教えた「白樺教育」も登場してきます。</p> <p>松本高等学校のみならず、松本医学専門学校（信州大学の前身）、日本銀行松本支店など、現在の松本の教育文化、経済・産業の骨格となったものの多くはこの時代に取り入れられました。県庁所在地ではない松本に日本銀行の支店が置かれたのはとても珍しいことです。それが実現したのは、当時の産業の核であった蚕種業・製糸業・養蚕業が中南信地域に深く根を下ろしていたからに他なりません。絹糸は後に化学繊維にとって代わられていきますが、日本の製糸業の重要拠点の一つとして松本が発展したことは間違いありません。</p>
キーワード	旧松本高等学校本館及び講堂、日本銀行松本支店 など

大テーマ 5 . 近代化の歩み	
中テーマ 1 . 近代化	
小テーマ 3 . 昭和	
概要	<p>昭和初年に「話を聞く会」が胡桃沢勘内と池上喜作らによって誕生し、柳田國男や折口信夫、金田一京助、武者小路実篤など、当時各界で指導者的立場にあった多彩な人物が松本を訪れて交流を深め、様々な分野で松本に文化の種をまく役割を果たしました。</p> <p>太平洋戦争前後、市民の暮らしは大きな混乱に陥りましたが、民芸運動の発展、スズキメソードや花いっぱい運動の開始など、次第に文化復興に立ち上がります。スズキメソードは、昭和21年(1946年)、松本音楽院を中心に始まった鈴木鎮一の才能教育運動を基に完成された教育システムで、優れた音楽家を世に送り出すだけでなく、画期的な教育実践法として世界中に知られています。花いっぱい運動は、昭和27年(1952年)に、戦争によって荒んだ市民の心を憂い、社会を美しくし、明るく住みよいものにしたいという願いから小松一三夢らによって始められた松本市が発祥となる運動です。</p> <p>また、昭和38年(1963年)には産業の地域格差を解消するとともに、新しい産業の拠点づくりを目的として、松本諏訪地区新産業都市指定が内定しました。新産業都市の指定は、新たな松本の太い柱の一つになりました。</p> <p>こうした発展が進む中で、避けられない課題となったのが、まちの再開発・近代化です。市街地の近代化を進める中で始めに着手されたのが、城下町の古いまち並みの整備です。その先駆けとして親町三町のうちの本町通りが整備され、昭和41年(1966年)に新しい本町通りとして完成します。その後、六九町・伊勢町・今町などの近代化事業、当時の国鉄松本駅周辺などの再開発によって、新たなまち並みが生まれていきました。</p>
キーワード	市街地整備、花いっぱい運動、スズキメソード など



花いっぱい運動発祥の地の碑(第一地区)



鈴木鎮一記念館(安原地区)

大テーマ 5 . 近代化の歩み	
中テーマ 2 . 戦争遺産	
概要	<p>近代化の歴史の裏側には軍事力を背景とした国家経営がありました。</p> <p>松本も明治41年(1908年)には歩兵第五十連隊の駐屯地となります。旭町の新兵営に入った当初は隊員の多くが県外出身者でしたが、その2年後には連隊全員が地元出身者で充足され、純粋な郷土部隊となりました。以来、松本は「軍都」と呼ばれ、連隊とともに発展していきました。旧陸軍歩兵第五十連隊の駐屯地が置かれた場所は、現在信州大学松本キャンパスの敷地になっています。</p> <p>こうした時代の戦争遺産として、信州大学の構内にある歩兵第五十連隊の糧秣庫を始め、里山辺や中山の半地下工場、笹賀・今井の陸軍飛行場があります。また、各地区には忠魂碑や慰霊碑も数多くあります。</p> <p>松本市は、世界恒久平和実現・核兵器の廃絶を願い、昭和61年(1986年)9月25日に平和都市宣言を行いました。平成27年(2015年)には、戦後70年の平和祈念事業として、平和首長会議が分火する「平和の灯」を松本市に灯し、市民の平和のシンボルとするため、「平和の灯モニュメント」を本庁舎前に設置しました。戦争の記憶の風化が叫ばれる昨今、市内に残る戦争の爪跡を後世に残し、語り継いでいくため、戦争遺跡周辺に記念碑建立も行うなど、平和を希求する人々の願いを実現するための取組みが続けられています。</p>
キーワード	旧陸軍歩兵第五十連隊糧秣庫、旧陸軍飛行場、半地下工場群跡、トロッコ線路跡、慰霊碑、萬歳塚 など



旧陸軍歩兵第五十連隊糧秣庫



萬歳塚(今井地区)

<大テーマ 6 . 松本の自然>

私たちは、自然と密接に関わりながら暮らしています。

太古の化石や地層は、その場所がどういう成り立ちかを知る手がかりとなります。

安全で、豊かな恵みを得られる場所に、長く集落が形成されて、人々の生活が営まれてきました。人が暮らすところには、その地形や自然環境を活かしながら手を加え、様々な生業や文化が生まれます。このように、自然現象や自然が織りなす風景や、そこに人間が手を加えた景観は、直接的であれ間接的であれ人々の生活を豊かにしています。崖錐の空気の流れを利用した風穴や、水を動力として活用した水力発電などがこれに当たります。



逆断層（四賀地区）

こうした情報を後世に伝えていくためにも、自然を保護していくことが重要となります。

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 1 . 自然と景観	
小テーマ 1 . 化石	
概要	<p>松本市の北部に位置する四賀地区は、新生代新第三紀の別所層や青木層などの化石を多く含む地層が分布し、県内でも有数の海生哺乳類化石（クジラ類、鯨脚類）の宝庫として知られています。</p> <p>昭和61年（1986年）、保福寺川の露頭で地元の小学5年生がクジラの化石の一部を発見しました。これを受け、昭和63年（1988年）に四賀村（当時）によって大規模な発掘が行われ、マッコウクジラの全身骨格化石の掘り上げに成功しました。これは環太平洋で2例目、全身骨格としては世界最古の大発見となり、「シガマッコウクジラ」と名付けられました。その他にも、昭和11年（1936年）12月穴沢川の砂防工事中に発見された「穴沢のクジラ化石」（県天然記念物）が現地保存されているほか、「シナノトド化石」（県天然記念物）、平成26年（2014年）新種のカワハギ化石として記載された「シガウスバハギ」などが四賀地区で発見され、現在は四賀化石館に展示されています。</p> <p>山国である信州が、太古は海であったことを示す貴重な資料です。</p>
キーワード	シナノトド化石、アロデスムス頭骨の化石、シガマッコウクジラ化石、穴沢のクジラ化石、反町のマッコウクジラ全身骨格化石、大型鯨脚類の陰莖骨化石 など

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 1 . 自然と景観	
小テーマ 2 . 平地林	
概要	<p>現在の波田小学校の校舎及びグラウンドの周辺20,000平方メートル余りの区域がアカマツ林になっています。かつて波田地区には、松本藩の御林（後に波田官林）があり、森口から湊東まで続く広大な松林がありました。市特別天然記念物に指定されている「波田小学校のアカマツ林」は、この御林の名残で、地元住民を中心とした保護・管理によって、現在約450本が成育しており、なかには樹齢200年を超えるものもあります。</p> <p>また、鎖川の中流の右岸を中心に立地する今井地区は、近世から明治初年にかけて赤松の平地林が多くあり、今でも一部にその姿を遺しています。</p>
キーワード	波田小学校のアカマツ林 など

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 1 . 自然と景観	
小テーマ 3 . 国立・国定公園	
概要	<p>松本市では、国立公園1地区、国定公園1地区が指定されています。</p> <p>市の西部、上高地や乗鞍高原などが含まれる中部山岳国立公園と、市の東部、美ヶ原高原などが含まれる八ヶ岳中信高原国定公園です。</p> <p>中部山岳国立公園は、昭和9年（1934年）に誕生した最初の国立公園の一つで、長野県と新潟県、富山県、岐阜県にまたがり、標高3,000メートル級の山々が連なる北アルプス一帯を占める山岳公園です。貴重な高山植物が育成し、昆虫や鳥獣類が生息する、特に優れた自然景観・山岳景勝地を有しています。</p> <p>八ヶ岳中信高原国定公園は、長野県から山梨県にまたがる国定公園で、美ヶ原高原はその最北に位置しています。昭和39年（1964年）に国定公園に指定されました。美ヶ原では、夏から秋にかけて牛の放牧が行われていますが、その歴史は古代にまで遡り、桐原牧に属する放牧地と考えられています。豊富な高山植物とともに、長野県で見られる蝶140種類のうち、120種類がここで見られるといえます。</p>
キーワード	中部山岳国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 1 . 自然と景観	
小テーマ 4 . 鉱山	
概要	<p>松本市内で採掘が行われていた鉱山が数カ所あります。</p> <p>代表的なものとしては、安曇地区の大樋銀山があげられます。大樋銀山は、武田氏が天正年間に松本地方を領有していた際に、鉱山を発見採掘したとの伝承が残っています。『信府統記』には、水野氏の先代から続いている鉱山であるとの記述がありますが、その時点で既に鉱山の開始時期は明らかではなかったようです。最盛期には、諸国から金堀や商人が入り込み、今の野川地区に町を形成していました。大樋銀山は幾度かの休山や再開などを経て、明治24年(1891年)に廃鉱になったとされます。</p> <p>ほかに、『安曇村誌』によると、昭和19年(1944年)の時点で営業していた南安曇郡の主要鉱山として稲核銅山、乗鞍鉄山、勝英鉱山、金丸鉱山などの名前が挙げられています。</p> <p>加えて、四賀地区で明治初年から昭和の始め頃まで、会田岩井堂では良質の石炭が発掘され、諏訪や岡谷の製糸業の燃料として使われていました。また、慶長年間(1596~1615年)藩主・石川氏の時代に発見された鉛山には、「御金山料」という幕府領が成立しました。現在でも、住居表示では「金山町」の地名でその名残を留めています。</p>
キーワード	鉱山跡、町名 など

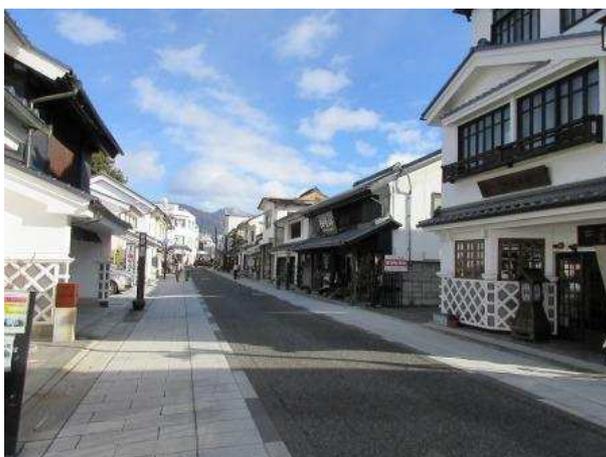
大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 1 . 自然と景観	
小テーマ 5 . その他	
概要	<p>松本市内には、文化財指定をされている天然記念物や名勝を始め、街路樹や奇岩、溪谷、湖、動物や昆虫の生息地などが多数あります。それぞれの場所は、信仰の対象となったり、伝説の舞台となったり、その景観の美しさから観光地となったりしています。</p> <p>これらは、それぞれの場所で人々の生活の一部となり、場所にまつわる様々な思い出とともに、地域の人々に親しまれています。</p>
キーワード	各地区に所在する自然

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 2 . 温泉	
概要	<p>東の美ヶ原高原、西の北アルプスなど、市内のどこからでも美しい山々を見ることができ る松本市は、それらの山麓に多くの温泉があります。</p> <p>浅間温泉、美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、白骨温泉、入山辺温泉、坂巻温泉・中の湯 温泉、奈川温泉などを始め、この他にも多くの温泉が点在しており、松本は魅力的な温泉の 宝庫です。</p> <p>歴代松本藩主とも深い関わりのある浅間温泉は、明治から大正にかけて、養蚕と蚕種業が 盛んに行われました。松本に片倉製糸所が設立され、蚕糸業が盛んになると、蚕種取引業者 や生糸の仲買人の宿泊・遊興地としても利用されました。</p> <p>三十六歌仙の一人である源重之が訪れた折に「出るゆのわくにかゝれるしら糸はくる人た えぬものにぞありける」と詠んだ美ヶ原温泉は、天武天皇が行宮を計画した“東間の湯”で はないかともいわれています。更に、大正・昭和に若山牧水、与謝野晶子、芥川龍之介、三 好達治など多くの文人・歌人が訪れて作品を残した白骨温泉など、それぞれの温泉に様々な 由来や効能などがあり、多くの人々に愛されてきました。</p> <p>また、白骨温泉には、国の特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」があります。 温泉の湧出し口のまわりに炭酸カルシウム（石灰華）が沈殿し、それが続くうちに次第に高 くなり、丘のようになった地形が噴湯丘です。球状石灰石は湧出し口付近の湯だまりにでき るもので、白骨では、たくさんの粒が密着したタイプの標本がよく見られます。</p> <p>温泉は、松本を取り巻く多彩な自然環境の恩恵の一つです。</p>
キーワード	浅間温泉、美ヶ原温泉、扉温泉、崖の湯温泉、白骨温泉、入山辺温泉、坂巻温泉・中の湯温 泉、奈川温泉、関連する文学作品 など

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 2 . 温泉】と同じ

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 3 . 災害と防災	
小テーマ 1 . 大火	
概要	<p>松本地方の内陸気候による冬の乾燥は、幾度となく大火を引き起こしています。</p> <p>人口が密集し、家々が接していた城下町では、いったん火災が発生すると、大きな被害をもたらしました。江戸時代では、元禄9年(1696年)、安永5年(1776年)、享和3年(1803年)、元治2年(1865年)の火災は特に大きな被害を出しました。</p> <p>明治時代には、明治19年(1886年)の北深志の大火、明治21年(1888年)の南深志の大火、明治45年(1912年)の北深志の大火は1,000戸以上を焼き払うほどの大火でした。</p> <p>明治まで、火災発生後、焼け落ちた瓦礫の上に盛土をし、盛った土を突き固め、その上にまちを再建していました。そのため、城下町の発掘調査では、江戸時代から現在まで、3メートル以上も地表が高くなっている場所があることが分かりました。</p> <p>度重なる火災によって、松本城下町の武家屋敷や町屋は消失し、現在では江戸時代の住宅の面影を見ることはほとんどできませんが、大火後に形成された中町の土蔵建築や、上土の大正ロマンのまち並みなどは、松本の新しい顔となっています。</p> <p>また、明治の大火をきっかけに旧城下町で始められ、現在も信仰されている行事もあります。</p>
キーワード	中町の土蔵造りと塗籠造りのまち並み、蔵シック館、モルタルの擬洋風建築、秋葉様 など

【大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化 中テーマ 4 . 災害と防災 小テーマ 1 . 大火】と同じ



中町



蔵シック館

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 3 . 災害と防災	
小テーマ 2 . 水害	
概要	<p>北からの女鳥羽川、東からの薄川、南からの奈良井川、田川、牛伏川、西からの梓川などの複合扇状地の上に発達してきた松本は、豊富な湧水を始めとする水の恵みを楽しむ一方、度々水害にも襲われてきました。</p> <p>特に、牛伏川は上流が脆く崩れ易い地質であった上に、森林の乱伐や度重なる山火事によって山が荒廃し、約200年の間に記録に残るだけで14回以上の大氾濫が発生しています。重要文化財に指定されている牛伏川本流水路（牛伏川階段工）は、牛伏川の砂防工事として、明治・大正時代に国・県により施工されたものです。同じ砂防施設である上高地入口の釜ヶ淵堰堤は登録有形文化財になっています。</p> <p>他の川においても大雨によって堤防が切れ、橋が落ち、周辺が浸水するなどの水害がしばしば発生しました。それぞれの川の水害による被害者の供養碑や水止め石などが残されており、災害の記憶を伝える役割を担っています。</p> <p>台風による被害は比較的少ない松本地方ですが、近年では、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風による女鳥羽川の氾濫が記録されており、流路や堰堤の改修が行われています。</p>
キーワード	牛伏川本流水路（牛伏川階段工） 釜ヶ淵堰堤、供養碑、水止め石 など

【大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化 中テーマ 4 . 災害と防災 小テーマ 2 . 水害】と同じ

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 3 . 災害と防災	
小テーマ 3 . 地震	
概要	<p>松本市は糸魚川 - 静岡構造線が貫く断層地帯で、これまでに多くの断層が確認され、活断層も少なくありません。</p> <p>松本市域を襲った主な地震は、江戸時代の明らかになっているものだけで、寛永10年（1633年）宝永4年（1707年）正徳4年（1714年）享保3年（1718年）享保10年（1725年）寛政3年（1791年）天保12年（1841年）弘化4年（1847年）嘉永7年（1854年）と9回を数えています。中でも大きな被害を出したのが弘化と嘉永の地震です。特に弘化の地震は「善光寺地震」の名で伝わり、マグニチュードは7.4と推定されています。善光寺御開帳の時期と重なったこの地震は、多くの参詣人が犠牲となり、岩倉山の崩壊で塞き止められた犀川は決壊し、北信濃に大きな被害をもたらしました。嘉永の地震では、松本城の建物に大きな被害が出ています。</p> <p>近年では、平成23年（2011年）6月30日の松本地震は、記憶に新しい断層活動です。</p>
キーワード	糸魚川 - 静岡構造線、各種文献資料 など

【大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化 中テーマ 4 . 災害と防災 小テーマ 3 . 地震】と同じ

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 4 . 松本の水	
小テーマ 1 . 湧水	
概要	<p>薄川、女鳥羽川などからなる複合扇状地は、豊かな伏流水を育み、松本城下町周辺の至るところで湧き出しています。湧水が井戸となり、または街なかの川となり、人々の暮らしを支えてきました。その歴史は少なくとも中世までさかのぼることができます。</p> <p>水量豊富で清らかな湧水は、生活用水だけでなく製紙、酒造、淡水魚の養殖など様々な生業に利用され、産業を支えてきました。</p> <p>松本城周辺は江戸初期から水道施設が発達していて、発掘調査で木樋や竹管などが出土しています。また、城下町でも湧水を利用した酒造業や染色業が営まれました。岡宮で行われた御用の紙漉きも時代が下ると清水に移って幕末まで続きました。</p> <p>北土尻井町の「塩井の湯」は塩類を多く含んだ湧水を利用した鉱泉で、地元で長く愛されている銭湯です。</p> <p>当時の生業はほとんど廃れてしまいましたが、現在まで人々は湧水・水源地を大切に守っています。平成20年(2008年)に「まつもと城下町湧水群」として「平成の名水百選」(環境省選定)に選定されました。</p>
キーワード	源智の井戸、槻井泉神社の湧泉とケヤキ、女鳥羽の泉、鉄道給水源跡の碑、蛇川、榛の木川など

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 1 . 湧水】と同じ



槻井泉神社の湧泉とケヤキ



鉄道給水源跡地の碑(第三地区)

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 4 . 松本の水	
小テーマ 2 . 女鳥羽川	
概要	<p>女鳥羽川は市内北東部の三才山峠及び武石峠付近の多くの沢を併せて南下し、浅間温泉、大村、元町の西側を流れ、中心市街地の旧餌差町（現在の大手5丁目の東端）付近で大きく西に流れを変えます。そして中心市街地を横断し、田川と合流した後に奈良井川と合流します。中心市街地の中心を流れる川であり、きれいな水の流れは市民や観光客に親しまれています。</p> <p>かつての女鳥羽川は、市内北東部から西南に向かって現在の中心市街地を斜めに流れていたといわれ、現在の流路は城下町の形成に伴い変更されたといわれており、松本城を築城した石川氏の時代とも、それ以前の小笠原貞慶支配の時代や武田信玄の時代ともいわれ、時期がはっきり分かっていません。この川によって、松本の城下町は南深志と北深志に分けられています。近世後期には、田川との合流点に近い白板地区に犀川通船の船着場が設置され、船が女鳥羽川まで入り、城下町に物資を運び込みました。</p> <p>女鳥羽川水系の堰としては、稲倉の旧水口神社から取り入れ、岡田と本郷の稲倉・洞を灌漑する古代からの主要な堰である大堰があります。また、右岸下流の原田堰、原堰、かいじ堰などがあります。左岸には早落堰、高田堰、中沢堰などがあります。</p>
キーワード	女鳥羽川、犀川通船碑、各堰 など

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ2 . 女鳥羽川】と同じ

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 4 . 松本の水	
小テーマ 6 . 牛伏川・田川	
概要	<p>牛伏川は鉢伏山に源を發し内田、寿地区を流れ、並柳付近で田川と合流します。鉢伏山は古くから信仰の山として知られ、山麓には平安時代後期の創建といわれる牛伏寺があり、多くの仏像が重要文化財に指定されています。</p> <p>「暴れ川」として知られる牛伏川は、記録に残るだけでも江戸から明治時代にかけて14回以上の洪水被害を起こしています。このため明治政府は大規模な砂防堰堤を築き、フランス式階段工とも呼ばれる牛伏川本流水路は、重要文化財に指定されています。</p> <p>田川水系は、市の南東部の用水となっていますが、かつてはこの地域は用水に乏しく、渇水時には、諏訪領内と松本領内で水論が度々起きています。また、多くの溜池により灌漑していました。</p>
キーワード	牛伏寺、牛伏川本流水路 など

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ 6 . 牛伏川・田川】と同じ

大テーマ 6 . 松本の自然	
中テーマ 4 . 松本の水	
小テーマ 8 . 鎖川	
概要	<p>鎖川は松本市の南西にある鉢盛山に源を発し、隣接する朝日村を経て今井地区に流れ込み、神林川西地区で三間沢川が合流し、笹賀地区と島立地区の境界部で奈良井川と合流します。</p> <p>かつて鎖川は、渇水期になると、川の水が涸れ、草の生い茂る川原になることから、「草有川」とも書かれました。鎖川の渇水は周辺地域の村々の生活にも大きな影響を与え、度々、水論が起りました。それを解決するため、いくつもの堰や水路を築きました。その後、大正時代末期の上水道の敷設、昭和の中信平総合開発による梓川の水の導入などによって、全耕作地への灌水が可能になりました。これにより、永きにわたって水に苦しめられてきたこの地域は、松本平有数の田園地帯として発展しました。</p>
キーワード	鎖川、各堰 など

【大テーマ 7 . 地域に根差した生業 中テーマ 3 . 水の利用 小テーマ8 . 鎖川】と同じ



主な川の位置図

<大テーマ 7. 地域に根差した生業>

江戸時代中期以降は、貨幣経済の浸透から、地域の特徴を活かした商品作物の栽培や作間稼ぎが営まれてきました。江戸時代の松本市域は、都市部である松本城下町と、その周辺の広大な農村地帯から成り立っていました。農村の産業の第一は稲作生産でしたが、その他の産業も多く行われました。綿作は藩の奨励もあり広く行われ、四賀の葛、山辺の藍、そのほか多彩な畑作物に加え、みすず細工や藁細工、木綿の染織、山間部の炭焼きなどがあります。温泉場では地元の人々が土産の製造や店商いにも携わるようになります。一方、城下町でも湧水を利用した酒造業や染色業、紙漉きも行われました。

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 1. 養蚕	
概要	<p>明治以降、養蚕業は松本平にも大きな影響をもたらしました。</p> <p>養蚕農家は、春から秋にかけてたくさんの桑の葉を集めて蚕を育て上げ、蚕に繭を作らせます。出荷された繭玉は片倉組の製糸工場などに運ばれ、多くの従業員の手で絹糸になり、製糸産業が飛躍的に発展しました。</p> <p>そして、蚕業は松本の貨幣経済を活性化させました。飛騨地方から野麦峠を越えてきた工女たちは、長野県内の製糸工場へ向かいました。</p> <p>養蚕農家にとって何よりも大切な蚕は「こだま様」として祀られることとなります。良質な蚕を育てるための蚕種を保管する風穴、繭を貯蔵する繭倉、蚕種・養蚕・製糸で財を成した実業家の足跡など、蚕業に関わる風景が今でも各地区に残されています。</p>
キーワード	旧野麦街道、蚕玉神（神社・碑）、原田家住宅主屋、風穴、繭倉、蚕業革新発祥の碑、松門文庫、生物科学研究所、蚕室 など



蚕玉神社石碑（笹賀地区）



蚕業革新発祥の碑（第三地区）

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 2. 林業	
概要	<p>西から流れを發する梓川、東の山あいから流れ出る薄川、どちらも流れをさかのぼれば豊かな森林によって源が育まれています。そして山から切り出された木は、材木や木炭となって人々の生活を支えてきました。</p> <p>奈川や安曇では、林業で生計を立てる杣人が中世には現われています。東の山辺谷でも、山辺と聞けば炭焼き仕事と連想されるほど炭焼きが盛んな時期がありました。</p> <p>生活を支える豊かな森林資源の恵みを祈り、常に危険と隣り合わせの作業の安全を願う人々は、山を畏れ敬いました。山ごとに「山の神」が祀られて、仕事始めにはホコラに祈りを捧げます。山や生活の平安を祈る神社では、節目ごとに人々が集まってお祭りを奉納します。</p>
キーワード	安曇資料館収蔵資料、奈川獅子 など

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 3. 紙漉き	
概要	<p>松本の城下町は、薄川などの複合扇状地で蓄えられた伏流水が豊かな湧き水や井戸となって街なかの生活を潤してきました。</p> <p>きれいな水は生活のほか、各種産業に欠かすことができません。松本にもかつて製紙産業がありました。岡宮で行われた御用の紙漉きは、時代が下ると清水に移って幕末まで続きました。</p> <p>城下町の東町と下横田町の境界を流れる水路に「紙すき川」の名が残り、紙漉きを生業にした家があったことを物語ります。</p>
キーワード	横田溝渠（紙すき川）、湧水、『松本繁昌記』 など

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 4. 藍	
概要	<p>藍の葉を乾燥させて、蔵の中で寝かせたものに水をまき湿らせ、3カ月ほど発酵させたものを臼で搗き、運搬に適した塊にします。これが藍玉です。藍玉は山辺の特産物で、明治13年(1880年)には東筑摩郡で第3位の生産量となりました。</p> <p>藍玉を作るための「藍倉」が現在も残ります。また、染物業者の信仰を集めた愛染明王の石仏が今も祀られています。山辺の藍産業がもたらしたお金が、お祭りの山車(お船)の建造や教育の源となったと言われています。</p>
キーワード	藍倉、愛染明王、お船、藍会所 など

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 5. 果樹	
概要	<p>果樹栽培による商品作物の歴史はそれほど古くはありませんが、近代に入り、気候や地形に適した良質な果物が作られるようになりました。</p> <p>少雨で陽当たりの良い山辺谷では、ブドウ栽培が江戸時代から取り入れられ、山辺ブドウはブランド化が進みました。</p> <p>寒暖差と日照時間からおいしいリンゴが各地で育てられます。梓川と波田の河岸段丘、今井や岡田の丘陵ではリンゴ畑が広がり、初夏にはリンゴの花が印象的な風景を作り出します。</p> <p>他にもモモやナシ、クリやクルミなど多様な商品作物が農家の経済を支えるようになりました。</p>
キーワード	各地区の果樹園、加工品 など

大テーマ 7. 地域に根差した生業	
中テーマ 1. 産業	
小テーマ 6. その他	
概要	<p>古来、それぞれの地域の自然環境を活かした産業が各地で興ってきました。</p> <p>先述の養蚕、林業、紙、藍、果樹のほかにも、古くは平安時代には県下最大級の須恵器の生産地があったり(岡田地区・北部古窯跡群)江戸時代には、豊かな水を活かした酒などの醸造業や染織業が盛んになったり、近代になると瓦の生産が行われたり、食品加工の工場などが造られたり、工業団地が造成されたりと、時代の変遷とともに、様々な産業が興っています。</p>
キーワード	北部古窯跡群、醸造業、染織業、工業団地 など

大テーマ 7 . 地域に根差した生業	
中テーマ 3 . 水の利用	
小テーマ 9 . 溜池	
概要	<p>飲み水や田地の灌漑に必要な河川は、いつの時代でも人々の生命線でした。開発が進み、水田が多くなってくると、自然の河川を利用するだけでは間に合わず、用水堰や溜池を築造して飲み水や灌漑用水を確保するようになります。水が不足するところでは、溜池を造って利用しました。松本市域では、東山山麓の村々に溜池が多くありました。また、四賀地区には、「温水溜池」と呼ばれる取水する河川の水温が低すぎる場合に、灌漑水として使用する前に取水した水を貯留して水温を上げる目的で利用される溜池もあります。</p> <p>今では次第に溜池が埋め立てられ、団地や運動場などに姿を変えています。</p>
キーワード	各地区の溜池、溜池跡 など

<大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化>

一年の暮らしの中には、様々な行事が息づいています。毎年、定まった時期に行われる年中行事は、農事に係わるものが多く、年頭の行事は豊作を願い、秋の行事には収穫に対する感謝が表されます。その間の節目ごとの行事も、農事の無事を願って行われるものが多くあります。こうした行事は、家ごとで行われる素朴なものから、講など特定の仲間で行われるもの、ムラ単位で行われる産神様の例大祭のような大きなものまで様々です。講やムラの行事からは、人々が共同で生かされてきたことが伝わってきます。複数の講が営まれているところでは、講ごとに構成が変わっている事例が見られ、信仰をとおして複層的なコミュニティが営まれ、相互扶助が行われていたことが分かります。



重要有形民俗文化財  
民間信仰コレクション（道祖神木像）

また、地形の成り立ちを伝えるもの、行事の由来を伝えるもの、英雄に因むもの、寺社の縁起に係わるものなど、たくさんの伝説も伝えられています。

行事や伝説の中からは、先人たちがどのように自分たちの暮らすこの土地を捉え、どのように日々の暮らしを営んでいたのかを読み解くことができます。

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 1 . 伝説	
小テーマ 1 . 泉小太郎	
概要	<p>昔、松本平から安曇野一帯にかけてはウミ（湖）でした。「深志」の地名の由来は「深瀬」の名残りだといわれています。</p> <p>泉小太郎という若者は、母親を知らずに育ちました。母が湖の竜であることを知った小太郎は、母のいる湖にたどり着きます。小太郎はこの平に土地を作ろうと、母である犀竜の背に乗って岩を破り、今の山清路のところを切り開いて、水を信濃川方面に落としました。このようにして犀川ができ、辺り一面が肥沃な土地に変わったといわれています。</p> <p>泉小太郎には、鉢伏山で生まれ放光寺付近で育った、中山の和泉で生まれ育ったなど、様々な言い伝えがあります。</p> <p>松本平が大きな湖であったころの岬が、朝日村と山形村の境の横出が崎、新村の岩崎、大町の木崎、仏崎、明科の押野崎、松本の蟻ヶ崎などだといわれ、入山辺には船着場があったことから付けられたという「舟付」の地名もあります。</p>
キーワード	泉小太郎像、犀川、松本平の地形、地名 など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 1 . 伝説	
小テーマ 2 . 物くさ太郎	
概要	<p>太郎は、転がった団子も拾わないような物ぐさな男で、毎日道端に寝転んで和歌を口ずさんでいましたが、労働奉仕のため京の都に上ることになりました。帰国にあたって都の美女と歌問答を行い、その結果、美女を妻にするとともに、帝に気に入られ、その際、肌身離さず持っていたお守りから、太郎がある高貴な人の子どもで、善光寺如来の申し子であることがわかりました。その後、信濃・甲斐の国司に取り立てられ、120歳まで長生きした後、太郎は多賀明神に、妻は浅井の権現として出現し、人々から崇敬されたといわれます。</p> <p>新村は平安時代に開墾された場所で歴史は古く、お伽草子の中で、物くさ太郎の出生地の「信濃国十郡のその中の筑摩郡あたらしの郷」として登場します。</p>
キーワード	物くさ太郎像

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 1 . 伝説	
小テーマ 3 . デーラボッチ	
概要	<p>デーラボッチはデイダラボッチ、デイラボッチャなどとも呼ばれる日本の各地で伝承されている伝説の巨人で、各地に伝説が残されています。</p> <p>日本の国土が創造されたときに、所々を歩いて地形を直しました。高い山の不恰好なところの土を削り、その土を湿気地に運んで埋立てをしました。デーラボッチは、昼間動くと人々の迷惑になるため、夜にだけ動いたといわれます。</p> <p>松本にも言伝えが残されており、西山と東山を天秤棒にかけて担いでいたときに、そのもっこから土が落ちて、東に中山、西に小倉の室山（安曇野市）ができた、アルプス公園の「あしの窪」はその足跡、中山の「かんぴら石」はお手玉代わり、梓川の「火打岩」は西から東に移動する際に踏んだ石、などの言伝えがあります。</p>
キーワード	各地形、あしの窪、かんぴら石、火打岩 など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 1 . 念仏行事	
概要	<p>松本市は、明治の初めに廃仏毀釈が断行され、多くの仏教関係の資料が失われました。そのような歴史的な背景がある中でも、念仏を基調とした行事は、多く伝えられており、今も地域の人たちが集まって百万遍の大数珠を繰って念仏を唱え、住民同士の交流を深めています。</p> <p>松本市における庶民の念仏信仰の萌芽は、石造物から見ると、延宝年間（1673～81年）になってからといえ、この頃から念仏塔等の建立が始まります。延宝年間は、5年に大飢饉が発生し、それが原因となって貞享3年（1686年）に貞享騒動が起きています。こうした不安定な社会状況を背景に、念仏信仰が始まっていったものと考えられます。</p> <p>松本市における代表的な念仏行事の例は、「八日念仏」で、2月8日に訪れる悪鬼を念仏の力によって防ぐために百万遍の念仏が行われます。百万遍の念仏は、京都に疫病が蔓延した際、念仏百万遍を勤修することで疫病が鎮まったことに由来するものです。1人で百万遍の念仏を唱えることは到底無理ですが、100人が集まって1人100回ずつ唱えることで100万回の念仏が可能になるという考え方です。</p> <p>念仏行事の始まりは、不穏な社会情勢でしたが、念仏行事として定期的にムラの皆が集まり、飲食をしながらムラについて語り合うことで、ムラの連隊が維持されているとも言えます。</p>
キーワード	コトヨウカ、各地区の念仏行事、名号塔、大数珠 など



念仏行事（新村地区）



念仏供養塔（里山辺地区）

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 2 . 御柱	
概要	<p>山辺地区の大和合神社、宮原神社、橋倉神社、須々岐水神社、千鹿頭社・千鹿頭神社と島立地区の沙田神社では、御柱祭が行われます。御柱祭は、信濃国一宮である諏訪大社で7年ごと寅と申の年に行われる遷宮祭の名残で、本殿等の四隅に巨大な柱を建て替える行事です。前述の7つの神社は、諏訪大社の御柱祭の1年遅れの卯と酉の年に御柱祭を行っています。沙田神社を除く6つの神社の祭神は諏訪の神です。</p> <p>山辺地区は、中世には諏訪氏一族（山家氏）が支配しており、諏訪の信仰が根付いている地域です。山辺地区の神社の御柱祭の特徴は、山出しと里曳き・建て御柱を2年がかりで行うところがあることです。それぞれの神社で、小さな集団で御柱祭を行う工夫がされています。</p> <p>沙田神社の御柱祭は、松本では最も盛大に行われる御柱祭で、「支度見るなら沙田神社」といわれるように、きらびやかな衣装が特徴です。</p> <p>松本市内には、7年に1度行われる御柱祭のほかにも「御柱」行事があります。「御柱」のほかに「おんべ」と呼ばれるもので、内田地区、梓川地区、波田地区で行われるものが市重要無形民俗文化財に指定されているほか、神林地区などでも行われています。これらは、正月に行われる道祖神に関する行事で、正月に道祖神に飾りつけを行い、道祖神場に色紙で作った御幣や巾着を飾った竹を太い柱に縛り付けて建てる行事です。七日正月や二十日正月にこれを倒し、飾った御幣などはムラの各家に配り、戸口に飾るなどして魔除けや無病息災のお守りにします。</p>
キーワード	7年に一度の御柱、木遣り、各神社 正月の御柱、道祖神、飾り作り など



沙田神社の御柱（山出し）



御柱（梓川地区）

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 3 . 道祖神・三九郎	
概要	<p>道祖神は広く全国に分布する路傍の神ですが、特に関東甲信越地方に多く見られます。松本市内の道祖神碑の総数は600基を超え、四賀地区を筆頭に市域の東側に多い傾向があります。市内の道祖神の約4割ほどが双体道祖神と呼ばれる男女一對の彫像で、残りは文字碑です。</p> <p>松本市では、道祖神は集落の入口（村境）に祀られることが多く、その場所から集落内に災いが浸入するのを防ぐ境の神としての性格が強くなります。一方で、男女一對の像容からは、縁結び、子孫繁栄の神様としても信仰されてきたことが分かります。</p> <p>道祖神にまつわる行事は様々なものがありますが、松本市で最も広く行われているのは、正月の門松などを焚き上げる小正月の火祭りで、松本地方では「三九郎」と呼ばれる行事です（かつて尾張藩に属していた奈川地区は、「セイノカミ」と呼びます）。</p> <p>現在、三九郎は市内500カ所以上で行われていて、正月飾りなどを小学生が集めて道祖神の近く、近年では河川敷や田んぼや空地などの決められた場所で神木を円錐または三角錐状に組み、中に藁や松飾りを入れ、上部にダルマを飾り、燃やします。三九郎を焼く火に身体を当てると丈夫になる、繭玉（繭に似せて作った団子）を焼いて食べると風邪をひかない、などと言伝えられています。</p> <p>子どもが中心となる行事ですが、少子化等の影響もあり、大人が関わるようになってい</p>
キーワード	各地区の道祖神、三九郎、三九郎にまつわる言伝え など



三九郎



三九郎

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 4 . ぼんぼん・青山様	
概要	<p>松本のマチの夏を代表する行事が、ぼんぼんと青山様です。</p> <p>ぼんぼんも青山様も江戸時代末期頃から城下町の親町三町 - 本町・中町・東町 - を中心に始まったといわれていますが、はっきりしたことは分かっていません。行事を行う範囲は次第に広がり、かつての城下町だけでなく、現在では新興住宅地でも行われています。</p> <p>ぼんぼんは、女の子たちが紙で作った花を頭に飾り、浴衣にホウズキ提灯を下げ、ポックリ下駄を履いて、「ぼんぼんとても今日明日ばかり あさっては山のしほれ草」と町内を歌い歩く行事です。</p> <p>青山様は、男の子が「青山神社」という小さな幟を立てた神輿を担ぎ、「青山様だい、わっしょい こらしょ」など掛け声を掛けながら町内（地区内）をまわる行事で、ぼんぼんとほぼ同時期に行われることも少なくありません。神輿には、祖先の霊を迎えるものと言われるメ（シメ）を立て、青杉が盛られます。</p> <p>ぼんぼんも青山様も、町会によって違いはありますが、かつてはおおよそ8月上旬から盆頃にかけて行われていました。女の子にとっては、浴衣にポックリ下駄を履くことが何よりの楽しみであったといい、男の子にとっては、夜遅くまで戸外で遊ぶことが許された行事であったといえます。</p>
キーワード	ぼんぼん、青山様



ぼんぼん



青山様

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 5 . お船・舞台・神輿	
概要	<p>松本市内で行われる各地区の神社のお祭りでは、それぞれに船・舞台・神輿が曳き出されます。</p> <p>お船は、薄川沿いの筑摩神社で8月11日に行われる例大祭で、2基の柴船が氏子（現在は子どもたち）に担がれ拝殿を3周するお船神事が行われます。また、薄川流域の須々岐水神社で5月4・5日に行われる例大祭で、9基のお船が曳航されます。</p> <p>舞台としては、深志神社、岡宮神社のものが有名です。深志神社の例大祭では氏子の松本城下町の16町会から出される16基の舞台が曳航されます。また、和田地区の和田神社の例大祭では、6つの舞台と1つのお船が氏子の7町会から出されます。</p> <p>神輿は、深志神社の2台の神輿と岡宮神社の1台の神輿が市重要文化財に指定されています。</p> <p>この他にも、古いものから新しいものまで、各地域のお祭りで出されるお船・舞台・神輿も多くあります。それらは、集落の皆で力を合わせて担ぎ、曳航することで、それぞれの集落のつながりの核として大きな役割を果たしています。</p>
キーワード	各地区のお船・舞台・神輿とお祭り、お囃子 など



里山辺のお船祭り



寿台の夏祭り



和田神社の例祭

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 6 . 七夕	
概要	<p>長野県下では、七夕は月遅れの8月7日に行われます。</p> <p>松本市域では、この七夕行事の中で幾つかの特色が見られます。一つは七夕人形を飾ること、もう一つは小麦粉を練ってきしめんのように幅広く切ったものに黄粉や小豆餡をまぶしたホウトウというものを供えることです。</p> <p>七夕に、軒下などに男女の紙製や木製の人形に子どもの着物や浴衣などをかけた七夕人形を飾る地域は、松本市域を含んだ中信地方の平坦部や北安曇郡中部にかけて見られます。ホウトウを供える地域は、市域を含んだ中信地方から南信地方に広く見られます。松本市域では、ホウトウと七夕まんじゅうを一緒に供える家もあります。</p> <p>七夕の季節に人形を飾るという習わしが松本地方でいつ頃から始まったかは明らかではありませんが、江戸時代の菅江真澄の『委寧乃中路』(天明3年・1783年)や『来目路乃橋』(天明4年・1784年)には挿絵入りで里山辺地区の湯の原と塩尻市洗馬釜井庵の七夕の様子が記されています。</p> <p>また、松本市の西部、安曇の稲核地区では、寒冷な気候で笹が生えないため、笹の代わりにモミジの枝木を七夕飾りに使う風習があります。</p>
キーワード	七夕人形コレクション、七夕人形、ホウトウ、七夕まんじゅう、モミジの七夕飾り など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 7 . お庚申	
概要	<p>庚申講は、庚申様を祀る仲間のことを指します。</p> <p>庚申様は、災厄を避ける、農業の神様、商売の神様など、養蚕の神様など、様々な意味を持っています。庚申講は、一緒に庚申様を祀る仲間の集まりですが、実態は地域の互助組織として機能している面が多くあります。隣組で組織しているところもありますが、全く別の仲間で組織しているところもあり、構成も様々です。</p> <p>庚申のお祭りには、掛軸や伏鉦などの道具があり、これらの道具はトーヤが持ち回り、60日ごとの庚申の日にトーヤの家に集まって、軸を掛けてお参りをした後に、集まった人たちが一緒に飲食をして過ごします。松本市では、葬式仲間として機能しているところが一般的で、帳面を供え無尽を行っている講も少なくありません。梓川上野の真光寺や寿瀬黒の米澤神社、浅間温泉の庚申堂の初庚申に詣で、お札を受けてくる講も多くあります。また、養蚕の守護として信仰されているところもあります。</p>
キーワード	庚申講、青面金剛像、掛軸 など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 8 . 代参講	
概要	<p>仲間で遠くの神仏を信仰することも盛んに行われています。こうした風習は江戸時代後期に始まりますが、神仏の加護を受けるため、例大祭の日などに仲間の代表が参詣し、お札を受けてきて仲間に配ることが行われます。これが「代参講」です。貨幣経済が庶民にまで広まった江戸時代の後期には、寺社の参詣という名目で旅行をすることも代参講の大きな目的でした。</p> <p>詣でる先は、長野県内の寺社では、修験道の流れをくむ御嶽講や豊作を願う戸隠講が知られていますが、ほかにも、千曲市の武水別神社へ参詣する八幡講などがあります。県外では、獣害除けの埼玉の三峰講、火災除けの静岡の秋葉講や半僧様、栃木の古峰講が各地に見られ、ほかに伊勢講、稻荷講、立山講などもあります。</p> <p>仲間で霊場を祀る例も多く、無尽を行う代参講も少なくありません。</p>
キーワード	三峰講、秋葉講や半僧様、古峰講、伊勢講、稻荷講、立山講、石造文化財 など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 2 . 伝統行事と民間信仰	
小テーマ 9 . 代参講以外の講	
概要	<p>講は、信仰を同じくする人や経済的な目的をもって集まった人々の組織です。仲間で遠方の寺社を信仰し、例大祭の日などに仲間の代表が参詣し、お札を受けてきて仲間に配ることが行われるのが「代参講」ですが、一方で、遠方の神社には参詣しない講もあります。</p> <p>先述の念仏講、庚申講を始め、市内では、馬頭観音講、観音講、義民講、月待ち講などがあげられます。講の目的は、豊作を祈る、健康を祈る、仲間同士の親睦を深める等が挙げられます。どの講も、一定の決まった日に講員皆が集まり、お祭りを行ったあと、共同飲食をし、親睦を深めました。</p>
キーワード	馬頭観音講、観音講、義民講、月待ち講 など

大テーマ 8 . 人々の暮らしと伝統文化	
中テーマ 3 . 食文化	
概要	<p>長野県教育委員会は、昭和58年(1983年)に、手打ちそば、焼き餅、御幣餅、すんき漬、野沢菜漬を「味の文化財」の名称で無形民俗文化財に指定しました。松本市では、奈川の「とうじそば」や地域ごとに特徴を示すおやき、野沢菜漬が該当しています。また、松本一本ねぎ、松本越瓜、切葉松本地大根、稲核菜、番所きゅうり、保平蕪は、信州の伝統野菜に認定されています。味噌もそばと並ぶ信州を代表する食文化ですが、自家製造する家が減ったため、味の文化財からは漏れてしまっています。</p> <p>また、内陸部で海産物を流通させる工夫として、塩丸イカなどの塩蔵品も特徴的です。年取り魚の塩鱒や新巻鮭も、大型の尾頭付きを長期保存するための工夫です。乾燥させて保存するものとしては、干し柿や氷餅がありますが、温暖化の影響で作る人は減ってきているのが現状です。</p> <p>特徴ある行事食として、涅槃会のヤショウマ、七夕のほうとう、盆の煮物(干揚げ、切昆布、干鱈、ナス、ジャガイモ、茗荷など)がありますが、盆の煮物の干鱈は、夏の尾頭付きです。広く見られる儀礼食としては、ほかに2月8日の事八日のお事汁と呼ばれる豆腐の汁、ぼんぼんの五目飯などがあります。古くは吉凶ともに直会の席では「三ツ盛」といって、一つの皿に三品を盛り供しました。「三ツ盛」に欠かせないのがヨセで、吉事にはさらし餡のヨセに食紅で色付けしたものと佃煮と果物など、凶事には豆腐を砕いたヨセに甘辛く煮た油揚げとこんにゃくなどが盛られました。</p> <p>季節の採集食物としては、山菜ときのこがあります。他にもあけびや山ぶどうなど自生の果実や、イナゴや蜂の子の佃煮もこの地方の郷土食です。</p>
キーワード	味の文化財、信州の伝統野菜、各種の伝承食 など



塩丸イカ



七夕のほうとう

<大テーマ 9 . 松本ゆかりの先駆者>

今回、各地区によって設定された関連文化財群の中には、地域や中央で功績を残した先駆者をあげたものがあります。

近世に城下町の中でも中下級武士の居住地だった安原地区からは、明治になり様々な分野で日本の近代化に尽力した人達を輩出しており、現在の共立女子大学の創立者である鳩山春子や、社会運動家の木下尚江などを挙げています。

本郷地区からは浅間温泉を訪れた著名人たちをあげており、戦中戦後を通じて長く滞在した洋画家の石井柏亭や文学者たちを紹介し、地域文化への影響を指摘しています。

岡田地区では、やはり明治以降の地域に貢献した人物を挙げています。

東部地区では、旧開智学校ほか明治の擬洋風建築の棟梁を務めた立石清重の生家があり、付近の立石の手がけた洋館を紹介しています。

教育、芸術、経済など、様々な分野で活躍した多くの先人によって今日の松本は、築かれてきました。先述の人物以外にも、各地区に、縁の深い人物の邸宅跡や関連する資料などが残されており、彼らの残した業績を垣間見ることができます。

その先人たちの偉業をたたえ、長く後世に伝えていきたいと思います。



木下尚江（明治45年撮影）  
（歴史の里蔵）



木下尚江生家（歴史の里）



石井柏亭（『松本城』製作光景）  
（松本市立博物館蔵）

キーワード	顕彰碑、生家（跡）、歌碑、作品 など
-------	--------------------

<大テーマ 10 .三ガク都>

松本は、北アルプスの稜線まで市域が広がり、多くのアルピニストを迎える山岳観光都市「岳都」です。また、才能教育から発展したスズキメソードを生んだ街であり、「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」から改称した「セイジ・オザワ松本フェスティバル」が毎年開催される世界に知られる音楽の街「楽都」です。そして、歴史的に市民が学ぶことを尊び、教育への強い思いを持ち続けている「学都」としての性格を持つ街です。

この「岳都」、「楽都」、「学都」を合わせて「三ガク都」と呼んでいます。

大テーマ 10 .三ガク都	
中テーマ 1 .岳都	
小テーマ 1 .山岳信仰	
概要	<p>日本では原始から山を信仰の対象としてきました。はるか彼方に高くそびえ雄大な姿を見せる山に対し、当時の人々が畏敬の念を持ったことは当然かもしれません。</p> <p>山に入り、狩りをして獲物を得たり木の実などを採集して食糧とし、木を伐り出して家を建て、薪を集め、また山から流れ出す水を田んぼに引くなど、山から受ける恩恵は生活する上で欠くことのできないものでした。そうした山によって生かされているという思いは信仰となり、生活域の周囲に見える山のなかで特に山容の美しい山を、神奈備（かなび）または神体山と呼び、信仰の対象として崇めました。</p> <p>平安時代以降、僧たちが山中で修行をするようになると、全国各地で信仰の対象となっている山の麓に寺院が築かれるようになり、また山岳信仰と神道や密教系の仏教と結び付いた修験道が生まれ山伏が山中で修行するようになります。松本においても、鉢伏山と牛伏寺、白山と若澤寺、虚空蔵山と殿村遺跡、乗鞍岳と梓水神社、奥穂高岳と穂高神社などの関係がよく知られています。</p> <p>山岳信仰は、現在に至るまで地域住民の生活や生業と密接に結びついていることから、山岳信仰に関する文化財は各地に豊富に残っています。</p>
キーワード	鉢伏山と牛伏寺、白山と若澤寺、虚空蔵山と殿村遺跡、乗鞍岳と梓水神社、奥穂高岳と穂高神社 など

大テーマ 10 . 三ガク都	
中テーマ 1 . 岳都	
小テーマ 2 . 近代登山 (ウェストン)	
概要	<p>松本市は平成17年(2005年)の合併により、北アルプスの稜線まで市域が広がりました。国の特別名勝及び特別天然記念物である上高地もこの中に含まれます。</p> <p>上高地は日本の近代登山の発祥の地といわれています。生業や信仰のために入山するのではなく、山に登ることを目的に山に入るようになったのは、明治時代になってからです。</p> <p>イギリスから来日した宣教師のウォルター・ウェストンは、明治21年(1888年)から大正4年(1915年)にかけて3度来日し、日本の山々を登っています。上高地には何回も訪れており、徳本峠を越えて周辺の山々を登っています。ウェストンはいくつかの著書により世界に日本アルプスの素晴らしさを紹介し、「日本近代登山の父」といわれています。また国内では、明治27年(1894年)に刊行された志賀重昂の「日本風景論」によって、登山が喧伝され、近代登山が普及していきました。</p> <p>上高地は、槍・穂高連峰の登山口として、また3,000メートル級の穂高連峰と梓川の清流の景観を求めて年間120万人を超える観光客が訪れ、松本の誇るべき文化財として全国的に知られています。</p>
キーワード	上高地、徳本峠、ウェストンレリーフ、嘉門次小屋、岩魚留小屋、松本電鉄上高地線 など

大テーマ 10 . 三ガク都	
中テーマ 2 . 楽都	
概要	<p>昭和21年(1946年)鈴木鎮一によって松本市内に才能教育の前身である全国幼児教育同志会が結成され、松本音楽院が設立されました。昭和23年(1948年)に才能教育研究会と改称され、昭和42年(1967年)に現在の才能教育会館が建設されています。音楽による幼児教育によって才能を伸ばしていくという松本から発信されたスズキメソッドの理論は世界に広がり、世界各地で行われています。</p> <p>また、昭和59年(1984年)に、桐朋学園の創始者の一人である斎藤秀雄の没後10年を記念した「斎藤秀雄メモリアルコンサート」が、教え子の小澤征爾らによって開催されましたが、その時のオーケストラが母体となり、平成4年(1992年)から松本で「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」が開催されるようになりました。平成27年(2015年)に「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」と改称され、松本の夏の行事として定着し、世界に誇る松本の魅力となっています。</p>
キーワード	鈴木鎮一記念館、セイジ・オザワ 松本フェスティバル など

大テーマ 10 . 三ガク都	
中テーマ 3 . 学都の礎	
概要	<p>現在の松本市域には、明治維新时期に110の寺子屋や私塾があり、東筑摩・西筑摩郡域の約4割近くを占めました。松本藩の藩校である崇教館は、現在の市役所本庁舎の東側付近にありました。明治5年(1872年)には、筑摩県学が全久院跡を校舎として開校します。</p> <p>明治9年(1876年)に、現在は国の重要文化財に指定されている開智学校校舎が竣工しました。この建築費の約7割は住民の寄附によるものです。松本は市制移行後も、学校を増設しても部校とし、あくまで開智学校(松本尋常高等小学校)を本校とする一市一校制を昭和10年(1935年)まで継続します。</p> <p>開智学校では、子守奉公のため学校に通えない児童のための子守教育所、料理屋奉公や芸妓修行で就学できない女児のための裏町特別学級、視覚障害者のための盲人教育所など、就学が困難な児童のための特別学級を設けています。</p> <p>また、図書館の前身である「開智書籍館(しょじゃくかん)」、博物館の前身である「明治三十七、八年戦役記念館」、将来の美術館設立構想のための「記念美術室」などを校内に設置し、学校教育に留まらず社会教育にも関わっています。まさに開智学校は松本の教育のシンボルであり、センターとして機能してきました。</p> <p>長い誘致活動の結果、ようやく大正8年(1919年)に松本高等学校が開設されます。現在は国の重要文化財に指定されている旧松本高等学校本館及び講堂が大正9年に竣工しています。松高生の自由でバンカラな気風は、松本の文化に多大な影響を与えました。</p> <p>松本少年刑務所には全国の刑務所で唯一、刑務所の中に公立中学校があります。松本市立旭町中学校桐分校です。様々な事情で学ぶことができなかった受刑者で、希望する人はここに移動して学んでいます。</p> <p>「すべての人に教育の機会を」という開智学校からの市民の思いは連綿と受け継がれ、現在に至っています。</p>
キーワード	旧開智学校校舎、旧松本高等学校本館及び講堂、寺子屋跡、筆塚 など

#### 4 各地区が設定した関連文化財群の傾向から見えてきた松本の8つの魅力

関連文化財群に基づいてまとめた大・中・小のテーマは、各地区が設定した関連文化財群の傾向をまとめたものです。

前項でまとめた大・中・小のテーマを踏まえた上で、更に松本の魅力・特色を整理できないかと考え、次のように「8つの魅力」として各地区が設定したそれぞれの関連文化財群を括る試みも行いました。

以下で紹介する今回抽出した「8つの魅力」は、あくまで一例であり、地域的・時代的・空間的な視点を変えることで、別の「魅力」も今後加わることが想定されます。

- 1．松本城と城郭・館跡群
- 2．水のまち 松本
- 3．学びへの想い
- 4．松本の山とマチに伝わる文化 ～祈りと祭り～
- 5．民芸が根付いた松本
- 6．商都松本
- 7．街道の十字路 松本
- 8．アルプスと近代登山発祥のまち

### <松本城と城郭・館跡群>

中信地方は規模の大きな山城があることで知られています。松本平の主な山城の特徴としては、山頂よりも少し下に主体部が設けられていることに加え、防御のための石積み、主郭背後を断ち切る大堀切、おびただしい数の段郭、長大な豎堀などをあげることができます。こうした特徴を持つ山城は、市域だけでなく、筑北村の青柳城や塩尻市の山城などにも広がっています。

その代表となる林城は、小笠原氏城跡として平地の井川城とともに国の史跡に指定されています。また、県史跡に指定されている埴原城・山家城・桐原城も、それぞれ全国的に見ても規模が大きく、縄張りが見事で、防御性が高く、遺構の残りも良いです。

松本には発達した縄張りを有した規模の大きい山城だけでなく、早落城や虚空蔵山城の峯ノ城といった山上の稜線を堀切で切断しただけのシンプルな山城や、ほとんど造成の痕跡を留めない小さな山城もあり、その種類に富んでいます。

また、小笠原氏の基盤があった市内東部だけでなく、市内西部にも現在市史跡となっている波多山城跡のほか、梓川地区を中心に多くの山城が存在しています。また、平地の城館である岩岡館跡などもあります。そして、平地部に松本城があります。

それぞれの時代に築かれ、歴史的役割を担っていた城郭の姿を見て知ることができるのは、松本の大きな魅力です。



北アルプスと松本城



小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群（イメージ）



伊深城跡



稲倉城跡



平瀬城跡



早落城跡



波多山城跡

## <水のまち 松本>

松本市は、西の北アルプスを始め、四方を山に囲まれた盆地にあります。市内には、北から女鳥羽川、東から薄川、南から奈良井川・田川・牛伏川、西から鎖川・梓川が流れ込んでおり、これらの川は、市の北西（安曇野市との境付近）で合流し、犀川となります。川を流れる清らかな水と、その向こうに見える山々が連座する風景は、周囲の田畑などと一体となり、松本の特徴ある景観を形成し、産業や文化の礎にもなっています。

市内に流れ込む川により形成された複合扇状地の上に発展してきたのが松本のまちです。また、松本平は、県内でも最も恵まれた地下水賦存地帯を形成しており、田川と奈良井川に挟まれた出川、鎌田、征矢野、高宮から両島、渚に至る地域や、薄川と女鳥羽川周辺の筑摩、源地、深志、清水などに多くの湧水があります。豊富な湧水は、城下町が形成される以前から飲料水として使用され、古くから市民の生活に密着し、活用されてきました。

平成20年（2008年）には、水質・水量・周辺の環境・地元の人々の保全活動などが評価され、城下町の湧水が「まつもと城下町湧水群」の名称で「平成の名水百選」（環境省選定）に選定されており、季節を問わず、多くの市民や観光客に利用されています。

市の中心部にある松本城は、内堀、外堀、総堀と、三重に堀が巡らされていますが、この堀の水は湧水が水源となっています。城下町では、元禄年間（1688～1704年）には、豊富な水を利用した水道施設が整備され、発掘調査で多くの遺構が確認されています。

城下町の外においても、古来、湧水や川の水を利用した生活が営まれてきました。江戸時代末期に奈良井川をせぎあげて作られた拾ヶ堰を始めとする灌漑用水が市内の各所に残されているほか、現在でも、田川・女鳥羽川が奈良井川に合流する辺りでは、清冽な湧水を用いてワサビが栽培されています。山間部に目を向けると、長野県の名勝に指定されている乗鞍の「三本滝」を始めとする多くの滝があります。これらの滝は、周囲の様々な景色と一体となり、美しく雄大な風景を楽しませてくれます

人々の生活に恵みをもたらす一方、時に大きな災害ももたらしました。特に、牛伏川は江戸時代から明治初期までの200年の間、10年に一度の割合で大洪水を起こしていたため、洪水対策として、明治18年（1885年）～大正7年（1918年）にかけてフランス式階段工とも呼ばれる牛伏川本流水路（重要文化財）が造られました。この他にも、市内には、水害の記念碑や治水工事の跡などが残されています。

水がもたらす景観や産業、そこから生まれた文化財が豊かなことは、松本の大きな魅力です。



牛伏川本流水路



釜ヶ淵堰堤



北門大井戸



市街地の小川を泳ぐ魚



紙すき川（横田溝渠）（東部地区）



ワサビ田（島内地区）

## <学びへの想い>

筑摩県では、廃仏毀釈で廃寺となった本堂や庫裏を校舎に転用することを考え、学制発布前から「学校」の設立を積極的に進めました。明治5年(1872年)には筑摩県初代参事永山盛輝が「教育」を立県の指針とします。松本藩主戸田家の菩提寺であった全久院跡を利用して開校した開智学校や、里山辺にある兎川寺の本堂を借りて校舎としていた兎川学校などが代表的な事例として挙げられます。明治9年(1876年)に建てられた開智学校の校舎(重要文化財旧開智学校校舎)や、明治18年(1885年)に開智学校をモデルとして建設された山辺学校の校舎(県宝旧山辺学校校舎)の建設に当たっては、地元の人々からの寄付が多く集められたことから、教育への関心の高さがうかがえます。

開智学校からは、様々な教育施設が誕生しました。師範講習所(現信州大学教育学部)、中学校(現長野県立松本深志高等学校)、女学校(現長野県立松本蟻ヶ崎高等学校)、付属幼稚園(現松本市立松本幼稚園)、書籍館(現松本市中央図書館)、明治三十七、八年戦役記念館(現松本市立博物館)、盲人講習所(現松本盲学校)といった施設が開智学校の中に開設されました。これらの施設は、それぞれ開智学校から独立し、長野県や松本市等の施設として、現在も多くの人々の学びの場となっています。また、大正13年(1924年)に開智学校内に設置された記念美術室は、「長野県中央美術館」として発展させることも視野に入れられており、開智学校が地域社会への文化の発信拠点としても機能していました。

大正時代になると、松本藩士の長男として天白町に生まれた明治・大正時代の代表的な教育者である沢柳政太郎を始め、初代松本市長小里頼永が高等学校の誘致を積極的に展開したことなどにより、大正8年(1919年)に松本高等学校が開校されました。戦後、松本高等学校を始めとする高等教育機関が統合され、新制国立大学・信州大学が発足し、松本には大学本部と文理学部、医学部などが置かれました。旧制松本高等学校の校舎は、昭和48年(1973年)3月まで大学のキャンパスとして使用されました。

加えて、昭和22年(1947年)に松本市公民館が設置されて以降、全国的にも屈指の公民館数を誇る松本市は、社会教育・生涯学習の実践が盛んです。戦後、勤労青年たちの学習の場として発足した神田塾や深志学院、地方の文化水準の向上を目指して設立した松本読書会は、戦後の松本の社会教育に大きな功績を残しました。戦後のこれらの団体での学習活動や、青年団の学習活動、婦人会活動に見られる女性たちの学習活動を受け継ぎ、松本の社会教育は広がってきました。

このような教育に力を入れてきた歴史と、社会教育・生涯学習の実践により、松本の教育を尊重する気風が松本の特徴としてあげられますが、こうした気風が文化財の保存にも結び付いています。国宝に指定されている松本城天守、重要文化財に指定されている旧松本高等学校本館及び講堂、旧松本区裁判所庁舎は、市民の保存運動により守られたものです。



松本城検定クイズ



サタデーコンサート(あがたの森)



開智部卒業記念写真帳 昭和5年  
(重要文化財旧開智学校校舎蔵)



博物館施設への園児招待



広明学校跡 (今井地区)



筆塚 (奈川地区)

<松本の山とマチに伝わる文化 ~ 祈りと祭り ~ >

かつて城下町であった中心市街地と城下町を取り巻く周辺の地域には、それぞれ異なった文化が伝えられています。

周辺部で特徴的な文化として、道祖神があります。四方を急峻な山々に囲まれた盆地の寒冷・高地という厳しい自然環境の中で、人々は暮らしてきました。江戸時代には、自然環境に加え、制約された暮らしの中で、人々はその現世利益にあやかりたいと願い、様々な民間信仰が展開されてきました。道祖神の信仰もその一つで、ムラの繁栄や五穀豊穡を祈ったほか、縁結びの神、道の神、性の神、安産の神、子どもの神など、生活に密着したもっとも身近な祈りの対象が道祖神でした。道祖神に関する祭りは、小正月の火祭りである「三九郎」を始め、様々な行事が現在も市内各地で行われています。

一方、城下町には、城下の護りとして城下町の東西南北の出入口には十王堂が設置されていたため、道祖神は松本城下町には建立されませんでした。城下町の周辺に置かれている道祖神が石造であるのに対し、城下町の善光寺街道沿いのマチでは、木像道祖神を祀る道祖神の祭りを行いました。道祖神の祭りといわれる三九郎は、現在、城下町だった地区でも行われていますが、これは戦後になってからのことだといわれており、かつては、城下町では三九郎は行われていませんでした。城下町周辺で行われていた行事が、次第に城下町へと範囲を広げていった事例といえます。

城下町で特徴的な文化としては、七夕行事やぼんぼんと青山様があげられます。七夕に人形を飾るといふ風習は、元禄10年(1697年)頃には、すでに珍しい行事として天野信景が記した『塩尻』に記述されています。七夕の日に軒下などに男女の紙製の人形や木製の人形に子供の着物や浴衣などをかけた七夕人形を飾ります。松本藩では江戸時代末期を迎えると下級武士が藩の殖産興業策の一環により、押絵雛を内職で作ったと言われていますが、七夕人形の製作もこれと関係があるようです。また、七夕に関しては、ホウトウ(小麦粉を練ってきしめんのように幅広く切った食べもの)に黄粉や小豆をまぶして供える風習も特徴的です。これらの七夕行事は人形を飾る習慣は城下町から周辺集落へ、小麦粉を使った儀礼食を供える習慣は周辺集落から城下町へ伝わったと考えられます。

また、城下町から周辺の集落へ文化が広がっていった例としては、ぼんぼんと青山様があります。ぼんぼんも青山様も、江戸時代末頃から城下町の親町三町 本町・中町・東町 を中心に始まったとされています。行事を行う範囲は次第に広がり、現在は、マチの行事というよりも、城下町周辺の新興住宅地までも含めた行事になりました。

マチからムラへ、ムラからマチへ。お互いの文化が影響し合って今の松本の文化が形成されたことを身近に感じることができるのは、松本の魅力の一つです。



内田のササラ踊



ダンボ



鳥追い行事



デーラボッチ (山と自然博物館)



菅江真澄『委寧乃中路』の  
七夕人形飾り



道祖神 (鎌田地区)

### < 民芸が根付いた松本 >

民芸は、柳宗悦が大正期に無名の職人によって作られた庶民が使う日常雑器の中に美を見出し、理論化し提唱した美術運動です。白樺派の同人だった柳宗悦たちは、この頃に白樺派思想の啓蒙のために頻りに信州を訪れています。

松本は、江戸時代末期から作られた帳場箆笥が代表的な松本箆笥で知られ、また、明治時代には一閑張りなどの家具生産が盛んでした。しかし、大正末期から昭和初期にかけて最盛期を迎えた家具生産も、太平洋戦争の戦時色が濃くなるにつれて衰退していきました。

信州には、白樺運動を通じて柳宗悦らと親密な交流をした歴史があり、そして松本周辺には有能な木工や染織の作家が多く、戦後になると松本市は柳宗悦が提唱した民芸による地場産業の復興を計画します。

昭和21年(1946年)には日本民芸協会長野県支部が発足し、松本幼稚園で発会式が開催されました。昭和25年(1950年)には日本民芸協会全国協議会が入山辺霞山荘で開催され、全国の民芸関係者が松本に集まっています。柳の薫陶を受けた丸山太郎は、昭和37年(1962年)に収集した民芸品を収蔵展示する「松本民芸館」を里山辺に建設、開館しました。「松本民芸館」は、現在は松本市に寄贈され、市の博物館として展示公開されています。同じく池田三四郎は松本の伝統的な木工を基にバーナード・リーチの指導を受けた洋風家具を製作販売し、現在では「松本民芸家具」として広く知られています。三代澤本寿は型絵染の作家として活躍し、商業デザイン等に大きな影響を与えました。

このように松本は「民芸の街」として知られるようになり、これによって全国からものづくりを志す若者が松本に集まるようになります。柳から影響を受けた地元の作家たちは、そうした若者を受け入れるようになります。そして松本や木曾にある職業訓練校の木工科が基礎的な技術を教えました。

そうした若い工芸作家たちによって、昭和60年(1985年)に「クラフトフェアまつもと」が開始されました。クラフトフェアは、手づくりを主体とした工芸品の展示会、定期市であり、欧米ではしばしば見られます。「クラフトフェアまつもと」は日本で行われるクラフトフェアの中でも最も歴史が古いもののひとつとして知られており、平成29年には33回を数えました。毎年5月の最終の土曜日に重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂のあるあがたの森公園で開催されるこのイベントは、松本の初夏の風物詩として定着し、全国から毎年5万人前後のお客様を迎えるようになっています。

古くからの産業が民芸という考え方によって息を吹き返し、近代の産業として地域に根付いているのも松本の魅力です。



みすず細工制作の実演(博物館)



クラフトフェアまつもと

## < 商都松本 >

松本の地は、平安時代には信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には、松本藩の城下町として栄えました。

城下町の町割りは、天正13年(1585年)頃から小笠原貞慶により着手され、女鳥羽川を境に、主に松本城を含む北側に武家地、南に町人地が置かれました。町人の居住区域は善光寺街道に沿って広がり、「親町三町、枝町十町、二十四小路」と呼ばれています。

天保14年(1843年)に書かれた『善光寺道名所図会』には「城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒を並べ、当国第一の都会にて、新府と称す。(中略)実に繁昌の地なり。」とあります。ここに掲載している初市の様子を描いた「市神祭之図」からも、城下町の繁栄ぶりをうかがい知ることができます。商都松本を担った商人たちの経済力と知恵は、松本市重要文化財に指定されている松本城下町の舞台や商都松本最大の行事とも言えるあめ市を今に伝えていきます。また、有力な商人たちを訪ねて、文人墨客が松本へ集い、城下町の文化を高めました。

明治期以降に松本の近代産業として目覚ましく発達したのが製糸業です。元々松本地域では養蚕業・蚕種業が盛んでしたが、その規模は小さなものでした。しかし、明治20年頃から桑園の開発や風穴の利用・蚕種の改良などによって、養蚕業・蚕種業は次第に規模が大きくなっていきます。明治23年(1890年)片倉財閥が松本に進出すると、松本の製糸業は爆発的に発展します。この製糸業の隆盛を背景に、大正3年(1914年)には日本銀行松本支店が置かれました。これにより、松本は県内金融界の中心地となりました。

第二次世界大戦が始まると経済の軍事化が強化され、松本市への工場疎開が急増した結果、近代工業化が進むこととなります。さらに昭和39年(1964年)の内陸唯一の新産業都市の指定が契機となって、電気・機械・食料品等の業種を中心に発展し、最近では健康産業の振興も図られています。

城下町の商工業を担った町人たちの心意気が、まちのそこかしこに息づいているのも松本の魅力です。



市神祭之図



あめ市のにぎわい



カマス飴



宝船と七福神人形



あめ市の様子



ほんまちえびす (第一地区)

## <街道の十字路 松本>

昭和4年(1929年)8月に発表された松本民謡(野口雨情作詞、胡桃沢勘内補作詞、中山晋平作曲)の1番の歌詞には、「唄わんせ うたわんせ / 信州松本 入馬千駄 / 出馬千駄のエ こころいき」とあります。これは、江戸時代、商家が軒をならべ信濃国随一の都市として、「牛馬の荷物が一日に千駄入り、また千駄の荷物が出される」という天保14年(1843年)美濃の豊田利忠が記した『善光寺道名所図会』の記述によるものと考えられます。

内陸地の松本は、江戸時代後期に犀川通船が開設されるまで、人や物資の往来は専ら陸路で行われていましたが、地理的にも信濃国の中央に位置することから、信濃国の政治経済の中心を担ってきました。近世になると、松本城の城下町として現在の中心市街地の基盤が形成され、善光寺街道(北国脇往還)野麦街道、千国街道が交わる交通の要衝として、「当国第一の都会」(『善光寺道名所図会』)となりました。五街道の中山道からは少し外れていますが、信濃国各地からの物資の集散地として、また中期以降は、善光寺詣の旅人でにぎわいました。

信仰の道であるとともに松本の経済と文化の入口であった善光寺街道(北国脇往還)を中心に、越中から飛騨を經由して鰯を運んだ野麦街道、塩の道として有名な千国街道、善光寺街道から分岐する保福寺通りは藩主の参勤交代に使われるなど、それぞれの街道に特徴があります。

街道を運ばれたのは物資だけでなく、様々な文化も街道を運んで松本に入ってきました。市の重要無形民俗文化財に指定されている奈川の獅子舞は、富山県砺波から奈川に来た横井市蔵の教えを受けて明治末期に始まり、今に伝承されているものです。横井は木材を運搬する木馬引きの技術者でした。松本の年取り魚として欠かすことができない「飛騨鰯」と併せ、野麦街道が結ぶ越中や飛騨との文化交流を物語っています。また、松本の夏を代表する行事である「ぼんぼん」は、江戸の行事が松本に伝えられたものと考えられます。ぼんぼんは、城下町から始まった行事ですが、現在では城下町の外にまで広がりを見せています。更に、塩の輸送路であった千国街道に因む行事として、上杉謙信の義塩伝説で有名な正月のあめ市があります。あめ市は、松本近隣の千国街道沿いの宿場町でも行われています。

多くの人々が行き交い、様々な人の交流によって生まれた文化が今もなお、松本のまちの中に息づいています。



奈川獅子



旧野麦街道



ブリ場跡 (芳川地区)



養老坂 (島内地区)



工女宿宝来屋 (歴史の里)



岩井堂の馬頭観音

### < アルプスと近代登山発祥のまち >

古来より日本では、山は信仰の対象でした。狩猟や採集など生活のために山に入ることはあっても、山頂を目指す登山は仏教や修験の僧など信仰の目的に限られていました。槍ヶ岳は文政9年(1826年)に播隆上人により開かれたと言われていました。北アルプス登山の歴史の上で、播隆の名は後述するウェストンとともに有名であり、松本駅前には播隆が槍ヶ岳を眺めている銅像が建立されています。

明治時代になると、山に登ることを目的とした近代登山の文化が日本に入ってきます。明治21年(1888年)にイギリスから来日した宣教師のウォルター・ウェストンは、大正4年(1915年)までの間に3度来日し、日本の高山を登っています。北アルプスは上高地を経由して槍ヶ岳、穂高岳、焼岳などに登頂しています。ウェストンは著書によって日本アルプスの素晴らしさを海外に紹介したことから、「日本近代登山の父」と言われています。そうしたウェストンの功績を記念して、上高地の河童橋下の梓川右岸の岸壁にウェストンレリーフが設置されています。

国内では、明治27年(1894年)に刊行された志賀重昂の「日本風景論」によって登山が喧伝され、近代登山が普及していきました。明治末期から大正期にかけては文人墨客といった文化人や学生たちが山に入るようになり、登山道や山小屋、ガイドの整備が進み、登山が大衆化していきます。

上高地は槍・穂高連峰の登山口であり近代登山発祥の地として知られ、北アルプスの3,000メートル級の峰々を市域に有する松本は「岳都」にふさわしい都市です。平成28年(2016年)には、「山の日」が制定され、第1回の記念式典が上高地で開催されました。

松本は、北アルプス、美ヶ原への玄関口として魅力的なまちです。



【上高地】新緑の穂高連峰と河童橋(6月)



ウェストンレリーフ（安曇地区）



奥穂高岳南壁に立つ松高生（昭和11年9月22日撮影）  
（旧制高等学校記念館蔵）



大正末期～昭和初期撮影の穂高連峰（大正池より）  
（松本市立博物館蔵）

## 5 一連の取組みにより得られた効果

平成25年度から、市民の方々を中心に、松本市歴史文化基本構想策定のための文化財悉皆調査や関連文化財群の設定などの取組みを進めてきました。

平成29年度までの5年にわたる継続的な取組みの中で、今後の市民の皆さんが主体となった文化財の保存活用の実現に向けた成果が表れています。

### (1) 地域住民による文化財保護活動の増加

文化財悉皆調査に当たり、各地区で、公民館を拠点とする文化財調査組織を立ち上げました。

「松本市歴史文化基本構想」策定のために各組織へ活動を依頼していたのは、平成25年度から平成27年度が主な期間です。

しかし、各地区での文化財悉皆調査や関連文化財群の設定が一通り完了した後も、今回の取組みを契機とし、勉強会や地域の文化財の保存活用について自発的・継続的に取り組んでいる団体が多くあります。

### (2) 市と地域の文化財関係団体との関係の強化

松本市歴史文化基本構想策定に関連付けた事業として、平成28年度から、文化財の状況把握を目的に、市内の広範囲な地区をカバーする文化財関係団体「松本市地域文化財連絡協議会」<sup>7</sup>に委託し、市指定文化財の文化財パトロール<sup>8</sup>を実施しています。

今後は、(1)で述べた地区ごとに組織された文化財関係団体と松本市地域文化財連絡協議会の位置付けの整理なども視野に、市と各団体の一層の関係の強化を図っていきます。

### (3) 各地区での成果の活用

文化財悉皆調査の結果や設定した関連文化財群などは、松本市歴史文化基本構想策定のために活用されるだけでなく、各地区での独自の取組みにも活用されています。

事例としては、歴史講座の開催、地区の文化財マップの作成・配布、地区の文化財を巡るウォーキングイベントの開催、調査結果をまとめた冊子の刊行などがあげられ、地域が主体となった文化財の活用や情報発信などが行われています。

これらの成果は、文化財を次の世代へ引き継いでいくための基礎となるものとして、更に推進を図っていく必要があります。

<sup>7</sup> 「松本市地域文化財連絡協議会」は、昭和59年に中央公民館が行った「松本市地域文化財ボランティア養成講座」の受講生を中心に、昭和60年5月に発足した任意団体です(昭和61年に社会教育審議会社会教育施設分科会がまとめた「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について(報告)」のモデル事業)。事務局を中央公民館に置き、「ふるさとの歴史と文化財を大切に、人情ゆたかで平和なまちづくりに貢献する」ために、文化財の調査、研究、見学会、講演会、会報の刊行等の活動を行っています。

<sup>8</sup> 国・県指定等文化財の文化財パトロールは、文化財の現状の把握と所有者への指導助言を目的に、年2回、長野県教育委員会から委嘱された文化財保護指導員により実施されています。(各市町村の担当職員も同行)

## 第6章 文化財の保存活用方針

松本市内に所在する指定等文化財については、文化財保護法を始めとする関係法令・条例・規則などに基づき、保護の措置を講じるとともに、文化庁や長野県教育委員会、松本市文化財審議委員会の指導・助言を仰ぎながら、各文化財の所有者(管理者)と協力して、適切な保存管理に努めています。

市内に存在する多種多様な未指定文化財についても、その価値が損なわれることがないように、適切な保存活用が図られる必要があります。

指定・未指定を問わず文化財を末長く後世に伝えていくため、文化財を取り巻く課題を整理し、課題解決のための方針を明確にする必要があります。

### 1 文化財を取り巻く課題

#### (1) 地域の歴史文化に触れる機会の創出

生活環境の変化などにより、地域の伝統行事や祭礼行事の保存、継承に自ら携わる機会は減少しつつあります。このことは、身近にある文化財の存在や魅力を認識する機会の減少にもつながっていると考えられます。

「地域の文化財が地域で認識されにくい」という状況を改善するため、地域に残る歴史文化に触れ、これらの文化資産は地域の誇りであると気付く機会を増やしていく必要があります。

また、「松本まるごと博物館構想」実現のため、市民の皆さんが松本の歴史文化に係る知識や活動を広げ、また親睦を深める場として、更にその知識や活動を広げる場として博物館が運営している「松本まるごと博物館友の会」や「市民学芸員養成講座」などとも連携し、地域の歴史文化に触れる機会の創出とあわせ、この取組みによって得た知識を更に深め、地域に還元し、地域で新たな参加者を得ていくという継続した取組みになるよう体制を整えることも必要です。

#### (2) 文化財の担い手の確保

少子高齢化の進行や、家族や地域のきずなが弱まる状況の中で、多くの地区で行事の参加者や後継者、文化財の保全に関わる方々の高齢化や人材不足が深刻になりつつあります。文化財を保存修復する技術、それに用いられる材料や用具の生産や作製技術である「文化財の保存技術」も同様に、材料の確保や技術の継承が困難になりつつある中で、これから数年後の地域の文化財の保全や継承に限界や不安を感じているという方も少なくありません。

地域の文化財の保存活用の担い手不足により、有形・無形、指定・未指定を問わず文化財が失われることを少しでも回避するための対策が必要です。

#### (3) 社会環境の変化に対応した文化財の保全

市内の各地域には、地域の皆さんが守ってきた身近な文化財がたくさんあります。しかし、急速な社会の変容によって、文化財と意識されないまま失われてしまうものが少なくありません。

身近な文化財は、身近であるがゆえに普段の生活の中に溶け込んでしまい、地域にとって大切なものであるという認識は持ちにくいからだと考えられます。

一度失われてしまった文化財は、有形・無形を問わず、復元することは非常に困難です。その価値が認識されないままの文化財の滅失を少しでも減らすため、その存在と価値を地域で共有するための取組みを進める必要があります。

(4) 文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大

国宝松本城がある松本市中心部では、「松本市歴史的風致維持向上計画」において重点区域が設定され、重点的に各種の事業が行われているほか、「松本城南・西外堀復元事業」や「歩いてみたい城下町整備事業」などの事業によって「松本城を中心としたまちづくり」が進められています。

一方、平成の大合併による近隣5町村の合併など、松本市は市域を広げて現在の姿を形成してきましたが、中心部以外の地区では、全体的に見て文化財を活かしたまちづくり施策は不均衡な状態にあります。

これまでの経過から、それぞれの地域で異なった歴史文化が育まれており、それらの多様で魅力ある歴史文化が重層的に今の松本市を形作っています。これまでもそれぞれに文化財保全の取り組みがなされてきましたが、更にその魅力を促進するため、全市域的に各地区の特徴的な歴史を示す文化財を活用し、地域づくりを行う必要があります。

(5) 文化財の継承に関わる費用負担への対応

松本市では、松本市文化財保護事業補助金交付要綱を定め、指定文化財の維持管理のために必要な修理事業等に対し、適切な保護が図られるよう、補助金の交付を行っています。また、無形民俗文化財に対しても、保存活動等を行っている団体に補助金を交付しています。平成26年度には、指定文化財の保存及び教育普及を目的として活動する、所有者以外の公共的団体が行う地域づくりに資する事業の経費に対し、補助金を交付できるよう、松本市文化財保護事業補助金交付要綱の改正を行いました。また、地域の歴史・文化の記録となる地区誌や旧村誌の刊行に対しても補助金の交付を行い、記録保存の推進に努めています。

有形文化財は、その維持管理のために定期的な補修等が必要となり、その経費が所有者にとって大きな負担となっているのが実情です。また、無形文化財についても、その実施と継承に相応の費用が必要となり、特に規模の小さな単位で行われる伝統行事や祭礼行事については、その後継者育成などの保存活動に係る費用の確保が課題となっています。

(6) 自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止

長野県内には、地震の危険度が高いとされている「糸魚川 - 静岡構造線断層帯」が通っており、松本地方は、牛伏寺断層を始めとする活断層があることから、大規模な直下型地震の発生の可能性が指摘されています。平成23年(2011年)6月30日の長野県中部を震源とする震度5強の地震が発生した際は、松本城天守の壁面に亀裂が入ったり、一部の石垣が破損するなどの被害を受けました。現在、地震への対策として、耐震診断が進められつつあります。松本市教育委員会では、東日本大震災と平成28年熊本地震の復興に伴う埋蔵文化財発掘調査等の支援として、埋蔵文化財担当の職員2名を被災地へ派遣しており、現地で職員が得た知見を活かしながら、防災の面から対策を検討していくことが重要です。

災害の発生に備え、全国統一の文化財防火デー(1月26日)に合わせ、毎年、松本城を始めとする文化財関連施設で訓練を実施していますが、文化財の所有者や管理者は、日頃から防災意識を高めていくとともに、減災のために必要な対策を講じる必要があります。また、文化財の盗難やいたづらを未然に防ぐための防犯対策も必要です。加えて、大規模災害が発生した場合には、未指定文化財の被害状況の把握に困難が生じることが想定されることから、日頃からその所在と

現状の把握に努める必要もあります。

#### (7) 関連文化財群への市民理解

関連文化財群の設定は、歴史文化基本構想の策定に伴って実施した初めての取り組みでした。「有形・無形、指定・未指定に関わらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉える」という関連文化財群の考え方は、実際に取り組んだ多くの方々からは「難しい」という感想が多く聞かれました。そのため、関連文化財群の認識に地区間で相違が生じてしまい、地区をまたいだ広域での関連文化財群の設定が少数にとどまりました。

また、関連文化財群設定委員会の中で、関連文化財群への無形文化財の位置付けが弱いとの指摘がされています。有形文化財同士の結びつきは比較的イメージがしやすくて、そこに人々の活動（無形の文化財）を結び付けることが困難であったという傾向が、各地区の取り組みの結果からうかがえます。

関連文化財群の分かりやすい周知や、地区をまたいだ関連文化財群の設定が今後の課題といえます。

## 2 課題に対する方針

松本市を取り巻く自然環境、その中で連綿と営まれてきた先人たちの暮らしとそこから生み出されてきた様々な文化が長い歴史の中で重層的に積み重なって今の松本を形成しています。有形・無形といった種別を問わず、文化財は、先人たちが積み上げてきた暮らしの中で生まれ、幾多の環境の変化を経ながらも現在まで伝えられてきたものであり、地域の歴史を如実に私たちに伝えるものです。

文化財を知ることは地域を知ることであり、地域を知るとは、より深い地域への愛着と誇りにつながります。そして、そこから先人たちの営みが見えてきます。地域住民が主体となって地域のたからである文化財を再発見し、力を合わせて後世へ伝えていくという取り組みは、先人たちの思いを受け継ぐことにつながり、文化財は地域に暮らす人々のアイデンティティであるという認識が醸成され、地域の結束力を高める効果も期待されます。

松本市歴史文化基本構想の策定を通して、文化財を通じた地域の交流の輪を更に広げるとともに、地域に所在する文化財の価値を掘り起こし、新たな価値を発見し、これらの文化資産を核とした「かけがえのない松本らしさ」を活かした魅力あるまちづくりにつなげていきます。

### (1) 地域の歴史文化に触れる機会の創出

#### ア 方針：地域の歴史文化の再認識

地域に集う全ての各世代の皆さんが、地域の歴史文化に触れ、地域の特徴・魅力となっている身近な文化財に親しみ、その価値を再認識し、共有する機会を創出します。

#### イ 具体的な取組事例

##### (7) 文化財調査の実施と調査結果の公開

- ・市民が主体となった文化財調査の実施（継続）
- ・松本市文化財審議委員会や大学等の研究機関などと連携した調査研究の推進
- ・地域の文化財リスト（台帳）の充実

- ・各種調査結果の情報発信
- (4) 文化財・歴史文化を体験する場の創出
  - ・文化財の現地説明会、見学会等の実施
  - ・伝統芸能や文化財保存技術などの公開の支援
  - ・博物館や公民館などと協力した地域の文化財の情報発信を行う場の確保
- (5) 地域の文化財学習の機会の充実
  - ・教育機関と連携した地域の歴史文化に関する講演会の開催
  - ・生涯学習や公民館活動などと連携した文化財学習会の開催
  - ・市民学芸員、松本まるごと博物館友の会、地区の歴史研究団体などが行う調査や講座等との連携

## ウ 期待される効果

地域住民の皆さん自らが、地域に伝わる歴史文化に触れ、理解を深めることは、文化財を通して地域への誇りを育むとともに、地域の交流を促進し、地域コミュニティの結束力を高める効果も期待されます。

## (2) 文化財の担い手の確保

### ア 方針：文化財の担い手の育成

地域の文化財に親しみや愛着を持ち、将来にわたって積極的に保存活用に参加し、地域の文化財を担っていく幅広い世代を育成するための取組みを推進します。併せて、保存活用に必要な記録を作成し、将来に引き継いでいくための継続的な取組みを進めます。

また、文化財の保存修復に必要な技術や、保存修理に用いられる材料や用具の生産や作製技術についても、現況の把握に努めるとともに、それらの技術を後世に継承していくための取組みを進めます。

### イ 具体的な取組事例

- (7) 幅広い世代にわたる文化財の担い手の育成
  - ・教育機関と連携した地域の歴史文化に関する講演会の開催
  - ・文化財の保存活用に関するボランティアやボランティアガイド等の育成講座の開催
- (4) 文化財の普及・公開の充実
  - ・文化財に関する講座、見学会などの開催
  - ・これまでの文化財調査結果の松本市ホームページへの掲載
  - ・講演会や博物館と協力した展示等の開催
  - ・文化財の保存活用に関する情報や技術などを共有できるシステムの構築
  - ・文化財の修理などの保存技術に関する学習会の開催
- (5) 伝統産業・伝統技術などの振興支援
  - ・伝統工芸品の普及や、伝統野菜のブランド化の促進
  - ・松本市選定保存技術の選定
- (1) 文化財保護団体の活動発表に対する支援
  - ・伝統芸能に関するイベントの開催支援

・シンポジウムの開催

#### ウ 期待される効果

ボランティアガイド等、文化財の適切な案内が出来る人材をシニア層の中に増やすことで、高齢者の生きがいの一つとして活動の場が増えることが期待されます。

また、若い世代への取組みを充実させることによって、文化財や伝統行事への認識や関心が高まり、将来における担い手が育成され、文化財を継承することが期待されます。

更に、文化財の魅力を熟知した担い手の育成は、文化財の魅力を発信していくことにもつながると考えられます。

### (3) 社会環境の変化に対応した文化財の保全

#### ア 方針：文化財の価値の共有

身近にある文化財＝「地域のたから」を認識し、その存在と価値を地域で共有するための取組みを進め、将来にわたって文化財を地域で保護していく気運を醸成していくことを目指します。

また、専門家と協力して詳細な記録調査を行い、やむを得ず文化財が失われることがあっても、後世に情報を伝えることが可能となるよう、文化財の記録保存にも取り組みます。

#### イ 具体的な取組事例

(7) 保存活用（管理）計画の策定の推進

(1) 既存の文化財保護制度の活用

・基準を満たしている文化財の新規指定等

(2) 文化財保護制度の拡充

・松本市登録文化財制度の新設

(3) 文化財保護に関する協力団体の育成

・市域全体を活動範囲とした有志団体の（結成）支援

(4) 各地区公民館等での関連文化財群の活用

・見学会・ウォーキングイベント等の開催

・文化財マップの作成

(5) 地域住民主体による文化財調査の継続

・文化財の追加調査、存否確認等の実施

(6) 地域に所在する文化財に関する情報の共有

・文化財調査の結果を反映したデータベースの構築

・地区公民館等での学習会・講演会等の開催

・文化財調査の結果を含めた地区誌等の作成

・市ホームページの内容の充実

・現地説明会や文化財に関する講座などの開催

・各文化財所管課における展示や関連イベントなどの開催

(7) 地域を超えた文化財の保存活用に関するネットワークの構築

・文化財の保存活用に関する知識や技術に関する情報交換を行うため、文化財関連団体の交

流を促進

(ク) 考古資料の保存活用

- ・収蔵施設の整備
- ・博物館等での展示の拡充
- ・見学会の実施

ウ 期待される効果

地域に所在する文化財の価値を地域が共有することは、大切な文化財であると気が付かないまま文化財を失ってしまうことを防ぐとともに、文化財を活かした地域づくりにもつながることが期待されます。

(4) 文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大

ア 方針：文化財を核としたまちづくり・地域づくりの推進

歴史文化基本構想策定のために、平成25年度から実施した全地区での文化財悉皆調査では、住民の皆さん自らが、これまで文化財として捉えてこなかったものも地域の大切な文化資産として目を向けてその価値を掘り起こすとともに、関連文化財群という新たな側面から文化財の価値や地域の特徴を再認識する契機とすることができました。

歴史文化基本構想策定を通して分かった、地域の方々が考える地元の魅力、市の内外に発信していきたいと考える特徴が浮彫りにされてきました。それらの要素を土台として、文化財の価値を損なわないよう、どのように活用し地域の魅力の発信・観光振興につなげていくか、今後、具体的な取組みの方向性を検討していきます。

イ 具体的な取組事例

(ア) 関連文化財群の活用

- ・関連文化財群のうち、一定の要件を満たしたものを認定文化財群「まつもと文化遺産」とする制度の新設 詳細は第7章1-(1)
- ・認定文化財群の見学ルートなどの整備
- ・関連文化財群の保存活用に関する文化財保護団体同士の情報交換の場の設置

(イ) 地域一体となった体制づくり

- ・具体的な保存活用事業の検討と推進のため、文化財関連団体・観光関連団体・まちづくり関連団体等による「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置
- ・各種団体の連携・交流による文化財の保存活用の推進
- ・社会貢献を行う民間企業等の参加の推進

(ウ) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

- ・松本市歴史文化基本構想と関連施策との連携
- ・庁内関係部局との情報共有と連携

(エ) 文化財の周辺環境の整備

- ・回遊性を高める文化財の見学ルートの設置と整備
- ・観光便益施設等の整備
- ・郊外にある文化財へのアクセスの向上

(4) 文化財の情報発信

- ・市ホームページ等を活用した文化財の魅力発信
- ・文化財を活用したイベント等の開催
- ・文化財ウィークの開催

ウ 期待される効果

松本市全体として、文化財を活用しながら特徴・魅力を高めていくことは、各地域の活性化に繋がるとともに、国内外からの観光客へのアピールとなり、観光振興に寄与することが期待されます。

(5) 文化財の継承に関わる費用負担への対応

ア 方針：文化財の保存活用に対する財政支援

文化財の維持管理、保護育成に係る経費負担の軽減のため、必要に応じて、「松本市文化財保護事業補助金交付要綱」の改正を検討します。

また、未指定文化財の保存活用にかかる財政面での支援に関しても、国や県が設ける補助事業を活用しながら、地域の文化財を適切に保存活用していくための、市財政負担の効率化について検討を進めます。

イ 具体的な取組事例

(7) 既存の制度の活用

- ・「松本市文化財保護事業補助金交付要綱」に基づく各種補助金の交付

(1) 制度の改正・新設

- ・所有者の実態に合わせた「松本市文化財保護事業補助金交付要綱」の改正
- ・認定文化財群制度の新設と補助要綱等の検討

(9) 国・県からの補助金の活用

(1) 民間からの寄付等の取入れ

(4) 文化財に係る固定資産税軽減制度の整備

ウ 期待される効果

文化財の所有者、関係団体の経済的負担の軽減を図ることはもちろん、財源が限られる中で、可能な限り効果的な支援の在り方を不断に見直していく契機となります。

(6) 自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止

ア 方針：文化財の防犯・防災体制の推進と強化

火災については、消防法で設置が義務付けられている文化財建造物はもちろんですが、それ以外についても自動火災報知機や消火器具などの設置を検討し、取組みを進めていきます。

盗難や文化財へのいたずらに関する防犯対策として、警備センサーやカメラといった防犯カメラ等の防犯機器類の活用や、地域の皆さんの協力を得ながらの文化財パトロールの体制の強化・実施により、未然に被害を防ぐよう努めます。

地震対策としては、建造物の耐震診断などを推進していきます。また、大規模災害が発生し

た際には、本構想策定のために実施した文化財悉皆調査の結果を活用し、被害状況の速やかな把握に努めます。同じく天災である落雷についても対策を講じます。

継続して防災訓練等を実施するとともに、消防署や警察署などの関連機関と連携し、防災体制の確立に努めます。

#### イ 具体的な取組事例

##### (ア) 防犯・防災に関する体制の強化

- ・防犯・防災設備等の設置の推進と設置への支援
- ・文化財パトロールの体制整備と強化
- ・消防署、警察署等の関係機関との連携
- ・災害発生時における観覧者の安全確保の体制整備

##### (イ) 防犯・防災に関する意識啓発

- ・文化財防火デーに合わせた訓練の実施と推進

##### (ウ) 文化財の所在地や現状の把握

- ・文化財悉皆調査の継続と、調査結果リストの充実

#### ウ 期待される効果

現在でも様々な対策が講じられていますが、それらをより充実させ整備していくことで、文化財の継承、観覧者の安全確保、及び自然災害・人災による文化財の毀損・滅失防止を確実にします。

#### (7) 関連文化財群への市民理解

##### ア 方針：関連文化財群の考え方の周知

新たな文化財の捉え方である「関連文化財群」について、分かりやすく市民の皆さんに周知するための取組みを推進します。

歴史文化基本構想の策定過程の中で設定された関連文化財群を見学したり、ワークショップ等を開催して関連文化財群の設定を体験する等、関連文化財群の考え方に親しむことができるよう手段を工夫していきます。

あわせて、地区同士のつながりを活かし、それぞれの地区にある関係団体が協力しあい、地区を超えた広範囲な関連文化財群の設定に取り組み、文化財を通じた地域交流を深めていくための施策を検討します。

#### イ 具体的な取組み事例

##### (ア) 関連文化財群制度の運用

- ・関連文化財群の追加設定
- ・認定文化財群制度の新設（再掲）

##### (イ) 関連文化財群の考え方の周知の推進

- ・関連文化財群の考え方を周知するためのシンポジウム、ワークショップなどの開催
- ・小・中学校、高校、大学と連携したイベントの実施
- ・関連文化財群の見学会開催の支援

- (ウ) 継続した関連文化財群の保存活用の実施
  - ・ 関連文化財群ごとの保存活用団体の設立支援
  - ・ 保存活用団体による「活動計画」の策定支援
- (エ) 広域的な交流の推進
  - ・ 関連文化財群に係る活動の成果発表会や学習会などの開催
  - ・ 地域の文化財保存活用に活動している団体に関する情報の収集
  - ・ 市域全体を活動範囲とする文化財関連団体の（結成）支援
- (オ) 関連文化財群に関する情報発信
  - ・ 各地区が設定した関連文化財群のデータベースの構築

#### ウ 期待される効果

関連文化財群の考え方を広く知っていただくことは、身近な文化財の新たな魅力の発見につながります。また、地域の皆さんが協力して関連文化財群の設定を行うことは、地域のきずなを深めるとともに、その後の地区が一体となった関連文化財群の保存活用につながります。

これらの方針が相互に作用しながら、地域の皆さんが地域の文化財を再認識し、その価値を正しく理解し共有しながら適切な活用を行うことで、文化財の持つ魅力が一層高まることが期待されます。

文化財保存活用の担い手育成を図り、保存活用を促進することにより、地域の魅力が更に増進し、地域の活性化につながるというサイクルの構築を目指し、継続的な文化財の保存活用を推進していきます。

## 第7章 文化財の保存活用のための具体的取組み

平成25年度から取り組んできた文化財悉皆調査・関連文化財群の設定及びそれ以前に行われた各種の文化財調査の結果を有効に活用し、指定・未指定の文化財を問わず、全市的により効果的な文化財の保存と活用を可能にする必要があります。そこで、これまでの取組みを更に充実させるとともに、次のとおり各種制度を松本市歴史文化基本構想に位置付け、文化財の保存活用のために新たに整備することを検討します。

### 1 今後検討すべき取組み

#### (1) 認定文化財群制度の新設

松本市歴史文化基本構想に基づく、関連文化財群の保存活用のための制度として、認定文化財群制度を新設します。

認定文化財群制度は、各地区が設定した関連文化財群のうち、一定の要件を満たしたものを、「まつもと文化遺産」として認定するものです。「まつもと文化遺産」の名称は、設定作業部会が出された意見を基に、庁内検討委員会で調整を行い、決定したものです。

この制度を設置することにより、将来にわたって市民が主体となった継続的・一体的な文化財群の保存活用の推進を図ります。また、「まつもと文化遺産」の設置に当たっては、認定された関連文化財群に対し、必要に応じて支援を行う制度もあわせて検討していきます。支援に当たっては、認定された「まつもと文化遺産」の保存活用に中心となって取り組む各関連団体が、「(仮称)活動計画」を策定し、関連文化財群の一体的な環境整備や関連文化財群を活用したイベントの実施など、具体的な事業の計画を策定することを要件とする等、着実に保存活用が進められるよう図ります。

「まつもと文化遺産」制度の運営、「まつもと文化遺産」への支援策の検討等は、第8章で後述する「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」が行うこととします。加えて、「まつもと文化遺産」への申請等に当たっては、文化財課が各団体からの相談に応じるなど、制度の充実と、各種団体との連携を図っていきます。

< 歴史文化基本構想に位置付ける文化財（群）の保存活用の方針 >

		単体の文化財として 指定等が可能なもの	文化財悉皆調査により抽出した文化財	単体の文化財として 指定等が困難なもの
整理		指定等	関連文化財群	
対応		国指定・登録への意見具申 例) 殿村遺跡 県指定文化財への申請 例) 平瀬城跡 市指定文化財への指定 <b>市登録文化財制度の新設</b> 近代遺産保全活用施策（建設部）との関連	<b>まつもと文化遺産</b> <b>一定の要件を 満たすものを認定</b> 認定は「(仮称)まつもと文化遺産 保存活用協議会」へ諮る。 <一定の要件(案)> 1 それぞれの地区・地域の歴史及び文化的な特徴を表すもの 2 住民調査等により内容が検証され、地域にとっての価値が明らかになったもの 3 継続して主体的な活動が可能な保存活用団体があること	文化財調査の継続 ホームページなどで紹介 関連文化財群の新規設定
	事業	目的 文化財保護制度の拡充	<b>(仮称)活動計画に基づく 保存活用団体への支援</b> <(仮称)活動計画(案)> 1 個別の関連文化財群ごとに、保存活用団体が策定 2 文化財の環境整備、文化財の修理などに関する具体的な事業計画について規定 3 活動計画に基づく支援を行う(補助金の交付等)	身近な文化財の価値の再認識と地域での情報の共有
	手段	条例改正	要綱の新設	文化財の確認

(2) 関連文化財群の観光面での活用

第5章で示したように、市内全域で11,632件の文化財を抽出し、165件の関連文化財群を設定し、10の大テーマに分類しました。そして、それらを踏まえた上で、松本を象徴する魅力・特色として、「8つの魅力」をまとめました。

例えば、「8つの魅力」の中の 松本城と城郭・館跡群 では、松本城や近隣の山城・居館群、武家屋敷など中近世の武士階層の文化財を巡るルート、 学びへの想い では、旧開智学校校舎や、旧松本高等学校本館及び講堂、旧山辺学校校舎などを巡るルート、 民芸が根付いた松本では、松本民芸館から松本民芸家具を始めとする中町、クラフトフェアの会場であるあがたの森公園を巡るルートなど、松本市歴史文化基本構想策定の取組みの中で得られた成果を活かし、特に市外から訪れる観光客が松本の魅力を感じられ、市内を回遊できるようなルートを設定し、併せて便益施設も整備するなど、関連文化財群が新たな観光振興につながるとともに、文化面からの地域づくりにも資する取組みを検討していきます。

### (3) 関連文化財群の追加設定

松本市歴史文化基本構想策定に当たり、初めての取組みとして関連文化財群を設定し、市内35地区から200件近い関連文化財群が設定されました。この200件近くの関連文化財群は、異なった背景を持つ地域の皆さんが、各地域のどんな点を魅力であると感じ、後世に伝えていきたいと考えているのかを表したものです。

関連文化財群の設定は、「身近にあり過ぎてこれまで見過ごされていた文化財」の価値を掘り起こすとともに、身近な文化財に新たな視点に立脚した価値を付加するもので、平成25年度からの取組みの成果として、様々なテーマの関連文化財群が設定されました。

しかし、その関連文化財群の中に含まれなかった文化財が多くあるのも事実です。

今後も継続的に文化財の調査を行い、文化財の状況を把握するとともに、市民主体による新たな関連文化財群の設定を推進していきます。

### (4) 松本市登録文化財制度<sup>9</sup>の新設

松本市歴史的風致維持向上計画を策定する中で、松本城と城下町を中心としたエリアを「重点区域」に設定し、その範囲内で外観調査でおおむね50年以上前に建設されたもの397件を近代遺産調査リストとして抽出し、平成23年6月の計画認定後にその保存活用施策の検討を行ってきました。

しかしながら、平成23年から現在までに1割弱の建物が解体撤去されており、対策が急務となっています。加えて、中心市街地以外の未指定の歴史的な建造物の保護の在り方も検討していく必要があります。

そこで、歴史的風致維持向上計画に位置付けた近代遺産や、悉皆調査により得られた文化財の保存活用施策の一つとして「松本市登録文化財制度」の新設を検討します。

### (5) 文化財保護に関する協力団体の育成

松本市には、指定・未指定を問わず、様々な文化財が市内35地区全てに分布しています。

地域によっては、以前から文化財に関する団体が組織され、それぞれ独自に活動を行っていますが、そういった団体がいない地区もあること、また、既存の団体もメンバーの高齢化が大きな課題となっています。

松本市歴史文化基本構想に基づく具体的な事業や支援策を検討していくための組織として第8章で後述する「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置しますが、同協議会と連携し、地区ごとに現場で文化財の状況等を把握できる組織が必要となります。

松本市歴史文化基本構想策定のための文化財悉皆調査及び各地区で組織された文化財調査組織の活動が今後も継続できるよう仕組みを整えるとともに、市内35地区全てにおいて、地域の皆さんが主体となって文化財の保存活用に関する活動が可能となり、同時に団体同士の連携が可能となる体制の確立に、各地区公民館等と協力しながら取り組んでいきます。

<sup>9</sup> 「登録文化財制度」は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって導入されました。従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)よりも、緩やかな保護措置を講じるもので、文化財指定が難しい近代の建物であっても、保護の対象とすることが可能になります。

(6) 文化財に課税される固定資産税軽減制度の整備

文化財は、国、県、市指定を問わず国民の貴重な財産であり、所有者にはその文化財を後世に守り伝えていく管理責任が生じるとともに、その使用に制限を受けることになります。

松本市では、そうした事情を鑑み、固定資産税の課税対象となっている指定等文化財について、固定資産税軽減制度の整備を進めていきます。<sup>10</sup>

2 松本市の文化財保存整備事業

松本市では、以下に掲げる文化財の保存整備事業を実施しており、着実に事業を進めると同時に、新たな保存整備事業を計画していく必要があります。

(1) 進行中の事業

- ア 松本城南・西外堀復元事業（史跡）
- イ 国宝松本城天守耐震対策事業
- ウ 小笠原氏城館群史跡整備事業（史跡）
- エ 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業（国特別天然記念物）
- オ 殿村遺跡史跡整備事業
- カ 重要文化財旧松本高等学校校舎整備事業
- キ 重文旧開智学校校舎保存活用事業
- ク 旧長野地方裁判所松本支部庁舎整備事業（国重要文化財）
- ケ エリ穴遺跡調査報告書刊行事業
- コ 旧山辺学校校舎改修事業（県宝）
- サ 穴沢のクジラ化石保存整備事業（県天然記念物）
- シ 戸田家廟園保存整備事業（市特別史跡）

(2) 今後実施を検討すべき事業

- ア 黒門・太鼓門耐震対策事業
- イ 弘法山古墳再整備事業（史跡）
- ウ 県宝橋倉家住宅保存整備事業
- エ 市重要文化財中田家住宅保存活用事業
- オ 池上百竹亭整備事業
- カ 文化財のデジタルアーカイブ化事業

（注1）（ ）内は文化財種別

（注2） 松本市実施計画第48号計上事業のほか、想定される事業も含む。

<sup>10</sup> <地方税法第348条第2項>

固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

第8号 文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定された家屋又はその敷地

## 第8章 文化財の保存活用を推進するための体制整備

文化財を適切に保存活用していくためには、文化財の所有者や各文化財保護団体、教育機関、観光やまちづくり、商工に関する各種団体、民間企業、行政が、それぞれの役割を果たしながら、連携して文化財を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

ここでは、文化財の保存活用を推進していくために各主体に期待される役割を整理し、今後、市民が主体となった文化財の保存活用の体制の確立を目指します。

### 1 それぞれが担う役割

#### (1) 市民の役割

地域に所在する文化財の保存活用の主たる担い手が、地域の皆さんです。

地域の身近な歴史文化に興味関心を持ち、それぞれの地域の歴史文化に対する理解を深めることで、その特徴・魅力を再認識し、先人たちによって培われてきた地域の文化の継承、文化財の保存活用などの活動に、市民一人ひとりが、積極的・主体的に参加することが期待されます。

#### (2) 行政の役割

文化財の保存活用に関する各種の制度を整備するとともに、関係部局が連携し、文化財の魅力向上と歴史文化を核としたまちづくり・地域づくりを推進することで、市民の皆さんが文化財の保存活用などの活動に参加しやすい環境を整備します。また、市民の一人ひとりが主役となった文化財の保存活用が円滑に進むようコーディネーターとしての役割を担うとともに、一人でも多くの方に松本市の歴史文化に興味を持ってもらえるよう、そのきっかけづくりに努めます。

各種の取組みで得られた成果・情報等の周知に努め、松本の特徴・魅力を広く市内外に発信します。

#### (3) 企業・各種団体の役割

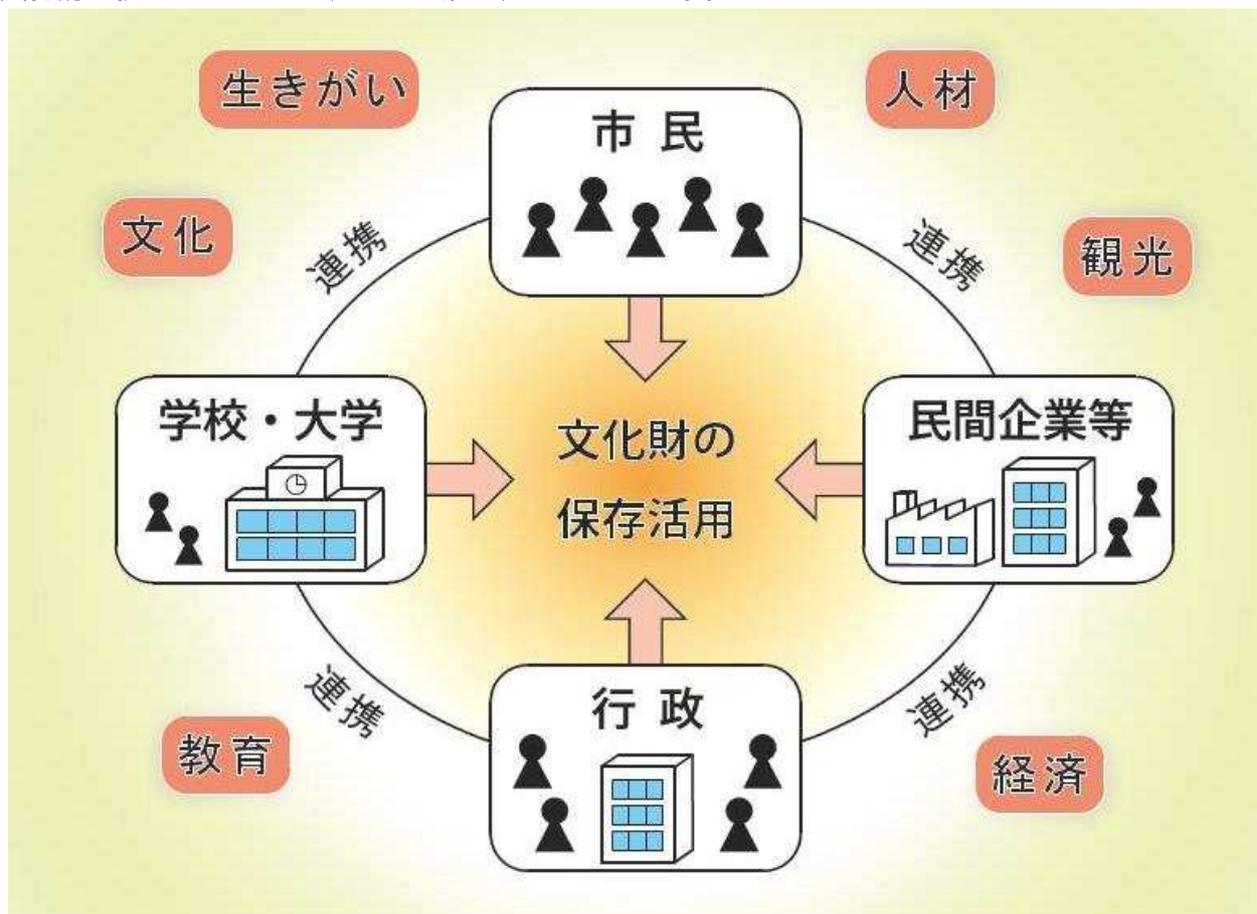
地域の文化の担い手の一員であることを認識し、それぞれの立場と専門性を活かしながら、今日まで伝承され発展してきた文化財を保存活用していくための知恵とアイデアを出し合い、文化財の保存活用とそれを活かした地域の活性化を実現していく役割が期待されます。

#### (4) 有識者・教育機関の役割

有識者は、その専門知識を活かし、文化財の調査・研究を行うとともに、保存活用の際し、文化財の有する価値が損なわれないよう指導・助言を行う役割が期待されます。また、教育機関においては、地域社会と協働し、身近にある歴史文化に親しみ触れる機会を創出する役割が期待されます。

文化財の保存活用や文化財を核としたまちづくり・地域づくりの継続的な実施は、行政だけ、市民だけ、あるいは企業・各種団体だけの取組みでは実現が不可能です。それぞれに期待される役割を認識しお互いに補完し合うことは、地域全体で文化財を支えていくことにつながり、更には、愛着や誇りの持てる独自性のある地域づくりの実現にもつながっていきます。

文化財を核としたまちづくり・地域づくりのイメージ図



## 2 文化財の保存活用を推進するための体制整備

### (1) 「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」の設置

「地域のたから」である文化財を後世に伝えていくには、その魅力を良く知る市民の皆さん自身が主体的に、継続して文化財の保存活用に取り組んでいくことが可能となる仕組みを検討していく必要があります。そのためには、文化財の保存活用に関わる皆さんの意見を取り入れることはもちろん、文化財に限定せず、分野を超えた各種団体の連携と、市民と行政の協働を図るための体制の整備をすることが重要です。

そこで、文化財の保存活用についての情報を共有し、市民主体による文化財の保存活用を図るため、文化財関係団体、まちづくり関係団体、観光関係団体、有識者などから成る「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」を設置します。

「(仮称)まつもと文化遺産保存活用協議会」は、各分野の有識者が専門的な見地から物件の文化財的価値を評価する文化財審議委員会とは異なり、文化財の持つ特徴・魅力を、様々な立場から総合的に価値評価をする組織として位置付けます。

この協議会の中で、それぞれの文化財が置かれている現状や、文化財の保存活用に関するそれぞれの課題を共有化することで、各団体間の連携が図られ、それぞれの立場から課題解決のためのアイデアを出し合うことで、市域の文化財全体の適切な保存活用の実現が期待されます。また、「まつもと文化遺産」制度の運用を始めとする松本市歴史文化基本構想に基づいた具体的な事業等も、本協議会において検討を進めていきたいと考えます。

加えて、この協議会の事務局を行政が務めることで、各種の団体と連携を密にして情報の共有を図り、行政としてより効果的な事業や支援策等を検討していきます。

(2) 「松本市歴史的風致維持向上協議会」との連携

「歴史文化基本構想」は“文化財を総合的に保存活用していくための基本方針（マスタープラン）”、「歴史的風致維持向上計画」は“文化財を核としたまちづくりに関する事業計画（アクションプラン）”として位置付けられます。松本市は歴史文化基本構想の策定に先立って歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、その運営のため、関係機関やまちづくり団体、建築業関係者等から成る「松本市歴史的風致維持向上協議会」を設置しています。

「松本市歴史文化基本構想」と「松本市歴史的風致維持向上計画」の整合を取りながら効果的に文化財の保存活用を進めていくため、「松本市歴史文化基本構想」の運営に当たっても、松本市歴史的風致維持向上協議会と連携をとりながら、基本構想に基づく施策を進めていきます。

(3) 市内の教育機関との連携

地域の歴史文化の担い手を育成するためには、地域への愛着や地域の歴史文化への興味関心を醸成していく必要があります。文化財の保存活用を担う次の世代の育成を図るため、市内の小・中学校、高校、大学と連携し、日頃から地域の文化財に親しめるよう、地域に暮らす子どもたちが、それぞれの地域の歴史や文化を学ぶ機会を創出することを目指します。

また、各地域で活動をする文化財関連団体による子どもを対象とした歴史文化講座の開催を支援するなど、文化財を介した世代間の交流を推進し、伝統的な知識や技術の伝承を図ります。

生涯学習の一環としても市民が主役となった文化財の保存活用活動をサポートするため、市民の文化財保護活動の拠点として、博物館・公民館とも協力しながら、幅広い世代が文化財に親しむことができるよう努めます。

(4) 庁内の連携

松本市には、文化財に関する業務に携わる課として、教育部内に文化財課・博物館・松本城管理事務所等の部署が設置されています。文化財課は文化財行政全般を担当し、博物館は松本市立博物館本館を中心に各分館全般の管理・運営・公開を行っており、松本城管理事務所は国宝松本城天守及び史跡松本城の保存管理と公開を主に行っています。

文化財の周辺環境までも含めて保存し、活用を図っていくためには、教育部内の文化財関係課だけではなく、地域づくり部局、建設部局、観光部局などとも協力し、全庁一体となって文化財の保存活用に取り組む必要があります。市民の意識醸成だけでなく、市職員が文化財保護に関する認識を共有するための取組みを行うなど、文化財の保存活用に関する市職員の意識啓発も図ります。

松本市歴史文化基本構想策定に当たっては、庁内検討委員会を設置し、部局を超えた連携を図ってきましたが、今後もこの体制を継続し、文化財を活かしたまちづくりの実現に努めます。

文化財を核としたまちづくり・地域づくりの実現のため、今後、各部局で進める取組みの具体例は次の表のとおりです。

担当部	取組みの具体例	課題 / 方針
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な専門分野の学芸員資格を有する職員の採用に配慮すること。</li> <li>・松本市の歴史や文化の理解を深める職員研修を推進すること。</li> </ul>	
政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市が実施する政策全般について、松本市の歴史や文化の特性を積極的に反映させること。</li> <li>・国内外の都市との交流において、積極的に松本市の歴史や文化の理解を深めるよう働きかけること。</li> <li>・市民に松本市の歴史や文化を理解し、興味と誇りを持ってもらえるような広報をすること。</li> </ul>	(1)・(3)・(4)
財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の固定資産税等の軽減措置を図ること。</li> <li>・文化財の保存活用のための財源を確保すること。</li> </ul>	(5)
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の防災等について施策を検討すること。</li> </ul>	(6)
地域づくり部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化を活かした地域づくりを積極的に推進すること。</li> <li>・各地区で実施される講座等に、歴史や文化に関わるものを積極的に取り上げること。</li> <li>・各地区の歴史文化の研究団体や、文化財の保存活用団体等の支援をすること。</li> </ul>	(1)・(2)・(4)
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化に関わるイベント等の開催支援を行うこと。</li> <li>・国宝松本城の世界遺産登録に向けた取組みに関わること。</li> </ul>	(1)・(4)
商工観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工振興に関わるイベント等に、地域の民俗芸能等の無形民俗文化財の発表の機会を設ける支援をすること。</li> <li>・歴史や文化の魅力を活かした観光施策を講じること。</li> <li>・松本市の歴史や文化の魅力を国内外に発信すること。</li> <li>・地域の歴史や文化を象徴するストーリーである関連文化財群を、観光につなげる施策を検討すること。</li> <li>・伝統産業や伝統工芸の振興に関すること。</li> </ul>	(1)・(2)・(3)・(4)
環境部・農林部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化対策も含め、自然保護に関する意識啓発や取組みを行うこと。</li> <li>・伝統野菜の栽培やブランド化に関すること。</li> <li>・歴史ある水利施設等の保存に関すること。</li> </ul>	(2)・(3)
こども部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが歴史文化の保存活用に関する考えを表明し、自ら参加できる機会を設けること。</li> </ul>	(1)・(2)
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに整備される道路、橋梁、公園等の都市基盤について、その名称を付ける場合、できる限りその地域の歴史や文化を反映した名称とすること。</li> <li>・公共建築の設計において、歴史や文化を念頭におき、必要に応じて計画内容に反映させること。</li> <li>・上高地の各種整備に当たり、自然環境に配慮した施策を講じること。</li> <li>・歴史的風致維持向上計画に関わること。</li> <li>・都市計画において、古い町並みを感じさせる建物や道など、松本市の歴史や文化を感じさせる景観をできる限り保存することを検討すること。</li> <li>・建造物に係る伝統工法の活用と継承に関わること。</li> </ul>	(2)・(3)・(4)

担当部	取組みの具体例	課題 / 方針
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が地域の歴史や文化を理解し、郷土に愛着や誇りを持てるようなカリキュラムを設けること。</li> <li>・新たに赴任する教師が地域の歴史や文化を知るような機会を設けること。</li> <li>・歴史や文化を活かした地域づくりを積極的に推進すること。</li> <li>・各地区で実施される講座等に、歴史や文化に関わるものを積極的に取り上げること。</li> <li>・市内の歴史文化に親しむことのできる機会を設けること。</li> <li>・文化財保護に関する制度を拡充すること。</li> </ul>	(1)・(2)・(3)・ (4)・(5)・(6)・ (7)
その他の部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化に係る全職員の意識啓発</li> <li>・地域の歴史文化は地域のたからであることを認識し、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存活用(文化財を核としたまちづくり・地域づくり)を念頭においた上で、各事業を進めること。</li> </ul>	(3)・(4)

(注1) 課題 / 方針の番号は、第6章の文化財を取り巻く課題、課題に対する方針に対応します。

- (1) 地域の歴史文化に触れる機会の創出 / 地域の歴史文化の再認識
- (2) 文化財の担い手の確保 / 文化財の担い手の育成
- (3) 社会環境の変化に対応した文化財の保全 / 文化財の価値の共有
- (4) 文化財を活用したまちづくりの全市的な拡大 / 文化財を核としたまちづくり・地域づくりの推進
- (5) 文化財の継承に関わる費用負担への対応 / 文化財の保存活用に対する財政支援
- (6) 自然災害・人災などによる文化財の毀損・滅失の防止 / 文化財の防犯・防災体制の推進と強化
- (7) 関連文化財群への市民理解 / 関連文化財群の考え方の周知

(注2) 環境部・農林部にある「自然保護」は、文化財区分の中に、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの」が名勝、「動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)植物(自生地を含む。)」で学術上価値の高いもの」が天然記念物として含まれるため、文化財保護にもつながります。

#### (5) 関係省庁等との連携

文化庁や長野県教育委員会とも連携し、継続して適切な文化財の保存活用が図れるよう、随時、指導・助言を受けるとともに、他の自治体の取組事例など広域的な情報提供を依頼し、松本市の取組みの参考としていきます。

## 第9章 今後の松本市歴史文化基本構想

平成25年度から5年間、策定に取り組んできた「松本市歴史文化基本構想」ですが、今後の文化財を取り巻く環境の変化などを踏まえ、構想の内容を定期的に見直していく必要があります。

市民の皆さんが主役の文化財を核とした魅力ある「松本らしい」まちづくり、文化財の保存活用を通じた「生きがいの仕組みづくり」実現のため、今後、「松本市歴史文化基本構想」の更なる充実を図っていきます。

### 1 松本市歴史文化基本構想の見直し・改訂

今回、「松本市歴史文化基本構想」の中に位置付けた基本方針に関わる変化として、地域住民の文化財に対する意識の高まりや、関連文化財群における保存活用活動の進展、文化財を取り巻く社会環境の変化、新たな関連文化財群に関するテーマの設定などが想定されます。

加えて、「松本市歴史文化基本構想」と関連する「松本市歴史的風致維持向上計画」の計画期間が平成23年度から平成32年度までと設定されていることから、今後の計画の在り方とも整合を図る必要があります。

更には、平成29年12月8日付けで文化庁文化審議会から「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が出されました。この答申において、今後、地域社会全体で、未指定も含めた多様な文化財を次世代へ確実に継承していくため、地方自治体は、国が今後示す指針等に基づき、歴史文化基本構想を“構想”にとどまらず、具体的なアクションにつなげるマスタープランとして発展させた、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画「地域計画」を策定することが必要であるとの考えを示しています。また、国は、一定の要件を満たす地方自治体が策定した「地域計画」を認定するという仕組みを設けることが適当であるとしています。

このような変化に対応し、文化財の保存と活用を進めていくため、関連する国の法令の改正や歴史文化基本構想に関する新たな指針等の公表、「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の見直しとあわせ、「松本市歴史文化基本構想」の内容も見直し、必要に応じて改訂を行い、内容の充実を図っていくこととします。

改訂に当たっては、来年度設置を予定している市民代表や有識者等から成る「（仮称）松本市歴史文化協議会」に協議するとともに、基本構想策定時と同様に、地域住民の積極的な参加を得ながら、また、庁内の関係部局と連携しながら、地域の実情に合ったものとなるよう見直しを行います。

今後、追加が予想される文化財調査の結果や関連文化財群については、随時リストを更新し、公表していくなど、文化財に関する情報の管理と公開も継続して図ります。

加えて、基本構想の改訂にあわせ、文化財保護施策についても適時見直しを実施していきます。

### 2 「地域のたから」を地域で守る

松本市歴史文化基本構想は、松本市の文化財の保存活用に関する基本的な方針（マスタープラン）として策定するものです。

これまで身近にあってその価値に気づきにくかった文化財に対し、いかにして光を当て、文化財を「地域のたから」、「地域の資産」と認識し、その魅力と価値を高めるための保存活用を行っていくか、基本構想の策定に携わっていただいた各地域の皆さんの活動を今後もどのように継続

し、活動の輪を広げていくのか、考え続けていく必要があります。

今後、松本市歴史文化基本構想に基づいて行う各種の取組みにおいて、市民と行政、地元企業が連携し、市民の皆さんが主役となり、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存活用に取り組むことのできる仕組みづくりを行い、市内の身近な文化財の保存活用を担う人材を育成していくとともに、将来にわたり「地域のたから」である文化財を地域全体で活用しながら後世に伝えていく気運を醸成することを目指します。

# 関連文化財群一覧

「テーマ分類」の番号は、「テーマ区分一覧」と対応

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類			
			核となる文化財	構成要素となる文化財				
1	第一	城下町	江戸時代の旧町名・小路名	緑橋（袖留橋）、伊織壺水、博労町の十王堂跡、24小路	4-1-1	4-2		
2	第一	城下町の信仰とお祭り	松本城下町の舞台	あめ市、道祖神祭り、神道祭り、八坂祭り、鎮火祭	4-1-3	8-2-3	8-2-4	8-2-5
					8-2-6	8-2-7	8-2-8	
3	第一	城下町の中の商家の街	あめ市	親町3町枝町10町、松本城下町の舞台、牛つなぎ石	4-1-3			
4	第一	火伏の神様	三峯神社、秋葉神社、神明宮	中町、黒門、御日待、北向観音（十王堂跡）、土蔵、鎮火祭	6-3-1	8-2-8	8-4-1	
5	第二	城下町の商人の信仰	深志神社	深志神社神輿、全久院、瑞松寺、極楽寺	4-1-3	8-2-5		
6	第三	人々の生活を支える湧水	源智の水源地井戸	日の出町の井戸、鉄道給水源跡の碑、榛の木川	4-1-2			
7	第三	蚕業革新の中心地	今井五介	蚕玉町の町名碑、生物科学研究所、蚕業革新発祥の碑、日の出町	7-1-1			
8	東部	川と湧水が育んだ産業	槻井泉神社と湧水と櫛	製紙工場跡、女鳥羽の泉、鯛萬の井戸、総掘、紙漉川、湯川	6-4-1	7-1-3	7-3-1	
9	東部	城下町松本	正行寺	総掘、捨掘の土壘跡、十王堂と放光庵、鎮神社、林昌寺	4-1-1	4-1-2	8-2-5	
10	東部	松本裏町の花街文化	鯛萬の井戸	三絃稲荷、松本音楽院跡、松本医専発祥の町碑、信濃劇場跡	5-1-1			
11	東部	松本近現代の軌跡	ひかる保存館（旧光屋店舗兼主屋）	市営公益質屋跡、製紙工場跡、やまびこ道路、浅間線電車	5-1-1			
12	東部	こどものせいかいと民俗信仰	単信坊	耳聞神社、善昌寺、光明幼稚園、道祖神、木造道祖神等	8-2-3			
13	東部	西洋館の変遷 ～ 立石清重とその精神 ～	立石清重生家跡	旧松岡病院、洋風建築（宮島医院、上條医院、旧青木医院）	9			
14	中央	松本城	松本城	大手門枳形、新井邸の赤門、土壘公園、川久保邸の庭園、湧水	2	4-1-1	4-1-2	
15	中央	大正ロマンのまち 上土	旧松本市役所跡、下町会館	松本館、甘味喫茶塩川、電気館、平出酒店、松本ホテル花月、白鳥写真館	5-1-2			
16	中央	まつもとの文化の礎	藩校崇教館跡	旧開智学校、宋版漢書慶元刊本、滝川太郎、青翰堂書店、しづか	5-1-1	10-3		
17	中央	水めぐる城下町	まつもと城下町湧水群	塩井の湯、内堀、外堀、総掘、地蔵清水の井戸、水道施設の遺構	4-1-2	6-4-1	7-3-1	
18	城北	古代より人々の集うまち	古墳群	饅頭塚古墳、大日堂、首貸せ地蔵尊、高橋家住宅、旧開智学校	1-1-2	4-1-1		
19	安原	城下町の生活用水	用水路、辻井戸	麻葉川、新町水路、袋町水路、天白水路、境川、辻井戸（中ノ丁）	4-1-2	6-4-1	7-3-1	
20	安原	城下町の武家・商家の街	街割と街路、武家住宅	鍵の手（袋町）、木戸・番所跡、十王堂跡	4-1-1			
21	安原	明治以降の町の変遷	町名の変遷		5-1-1			
22	安原	明治史跡と現代施設	明治史跡と現代施設（大正以降）	長野県師範学校松本支部、歩兵第50連隊レンガ造糧秣庫・射撃場橋	5-2	10-3		
23	安原	景観樹の保全	保存樹、景観樹	保存樹、景観樹	6-1-5			
24	安原	信仰のあかし	信仰のあかし	天白神社、十王堂跡、天白七福稲荷社、石仏、木彫仏	8-2-3			
25	安原	近代化の先駆者	近代化の先駆者の業績	鳩山 春子、澤柳 政太郎、近藤 次繁、木下 尚江	9	10-3		
26	城東	松本城の鬼門封じの神社仏閣群	岡宮神社、大安楽寺、宝永寺	それぞれの寺社の宝物	4-1-1			
27	白板	古代の開発と放光寺	放光寺、木造十一面観音立像	放光寺遺跡、犬甘城址、泉小太郎のほこら（正行寺）	2	8-1-1		
28	白板	川と交通	犀川通船跡	糸魚川街道・新橋、大庄屋折井家と古文書、白板村水田図	3-2-1	3-2-6	6-4-2	6-4-7
					7-3-2	7-3-7		

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類			
			核となる文化財	構成要素となる文化財				
29	田川	交通の要の地域（交通と物流）	野麦街道、犀川通船発着所跡、松本駅	馬頭観音の石碑、石尊大権現の碑、渚城址	3-1-1	3-2-1	6-4-2	7-3-2
30	田川	水の豊富な地域（水利と水害）	犀川通船発着所跡	渚城跡、渚大神社、犀川通船の碑、阿弥陀院の水難供養塔	3-2-1	6-3-2	6-4-2	7-3-2
					8-4-2			
31	田川	民間信仰とコミュニティの形成	道祖神、庚申塔、念仏塔、月待塔	庚申講の道具、念仏講の道具、観音講の道具	8-2-1	8-2-7	8-2-9	
32	庄内	小笠原氏ゆかりの社寺	筑摩神社	若宮八幡社、宗徳庵	2			
33	庄内	善光寺道沿道の文化財	道祖神、馬頭観音	中田家住宅、一里塚（念仏供養塔・名号塔）	3-1-2			
34	庄内	洪水防御の遺構	水止めの石	水止めの石垣	3-2-2	6-3-2	6-4-3	7-3-3
					8-4-2			
35	庄内	江戸期の処刑場跡	義民刑場の址（出川刑場跡）	題目石、名号塔、城見橋（がったら橋）	4-2			
36	庄内	住民の祈りと伝統行事・風習	水子地蔵、お百度参り石	念仏供養塔 庚申塔 道祖神 千鹿頭神社	8-2-7			
37	鎌田	井川城と関連文化財群	井川城跡	地名「井川城」、神明社、廣正寺	2			
38	鎌田	近代の開発	松本村の役場跡	開道記念碑、御嶽教松本教会、笹部飛行場跡と競馬城跡	5-1-3			
39	鎌田	お八日念仏と足半草履	足半草履	お八日念仏、神明社（下社）、二十三夜塔、馬頭観音、念仏供養塔	8-2-1	8-2-7		
40	鎌田	伝統行事の継承	町内公民館	ぼんぼん、青山様、さくらの会（旧老人会）、子供神輿、三九郎	8-2-3	8-2-4		
41	松南	弘法山古墳を造った集落	出川西遺跡	出川南遺跡、平田北遺跡、平田里古墳群跡、平田里古墳出土の埴輪	1-1-2			
42	中山	古墳の宝庫	弘法山古墳	中山古墳群、中山36号古墳出土品、柏木古墳出土品、向畑遺跡	1-1-2			
43	中山	勅旨牧から私牧へ	埴原牧跡附信濃諸牧牧監庁跡	保福寺、埴原神社、二重堀の松、塩くれ石	1-2			
44	中山	埴原城と中世の中山	埴原城跡	蓮華寺、保福寺、御屋敷跡	2			
45	中山	東五千石のムラ	保福寺	生妻池、郷倉、小岩井栄宗家住宅、百瀬政武家庭園、蓮華寺	4-3			
46	中山	石と伝説		おつづら石、いぼ石、かんびら石、沖田、法螺貝山（中山）	8-1-1	8-1-3		
47	中山	ムラの信仰		三九郎、道祖神祭り、庚申講、念仏講・念仏会、科の木権現、鉢伏山	8-2-1	8-2-3	8-2-7	
48	島内	古代の島内	稲干原の旧石器	老根田遺跡、泣坂古墳群、平瀬川東古窯址群、北方遺跡	1-1-2			
49	島内	犬飼島の開発と経営	平瀬城跡	法住寺跡、武宮神社、開善寺跡、犬甘氏館跡、犬甘城跡	2			
50	島内	街道と水	熊倉の渡し、養老坂、ワサビ畑、旧糸井川街道、野麦道支道	拾ヶ堰、一里塚跡、造り酒屋、染織業	3-1-1	6-4-1	7-3-1	
51	島内	島内の天然記念物・他植生巨木	東方のジャクシン	平瀬城の赤松、東方犬飼賢郎方の祝殿のケヤキ	6-1-5			
52	島立	島立発展の礎となった“三街道”	野麦街道、千国街道、仁科街道	道標、道祖神、馬頭観音、高札場跡、寺子屋跡	3-1-1	3-1-3		
53	島立	地区に五穀豊穡をもたらす豊かな“水”	南栗遺跡出土銅椀、樽木川（旧梓川）	沙田神社、栗林堰、島立条理的遺構、松本藩樽木場貯木場跡	3-2-3	6-4-4	7-3-4	
54	島立	寺社とまつり	島立堀米の裸祭り、沙田神社の御柱	栗林神社、観音様のだんご投げ、百万遍の大数珠・木魚	8-2-1	8-2-2	8-2-8	
55	新村	水田を潤す五堰と物くさ太郎伝承	新村遺跡、新村堰分水工、物草太郎遺跡地碑	安塚古墳、秋葉原古墳、新村遺跡、岩崎神社の川干し神事	1-1-2	3-2-3	6-4-4	7-3-4
					8-1-2			
56	新村	野麦街道と里道	下新上手町の町割り、野麦街道	下新上手町の道祖神、阿弥陀堂、貞和3年の板碑、道標、馬頭観音	3-1-1			
57	新村	筑摩鉄道の開通と山王集落（駅前集落）・下新銀座の形成	新村駅前の町並みと居並ぶ商店	上高地線旧新村駅舎、野麦街道、上條家の庭園・本棟造の母屋	5-1-2	10-1-2		
58	新村	家族同様の馬・農家の暮らしを豊かにした蚕	馬頭観音、蚕玉社	馬頭観音講、蚕室、桑室、繭蔵、貯水槽	7-1-1	8-2-9		
59	新村	神仏に祈り願掛けをしてきた人々	岩崎神社、小野神社、専称寺	石造物、庚申講、戸隠講、三峰講、馬頭観音講、西宮講、屋敷神	8-2-7	8-2-8	8-2-9	
60	新村	寺子屋から近代学校開校、松商短大（松本大学）誘致	新村小学校発祥地の碑	要月堂（波田腰塾）、山下塾、武居塾、筆塚、新村小学校開校記念碑	10-3			

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類			
			核となる文化財	構成要素となる文化財				
61	和田	和田の用水	和田堰、孔雀文髷、銅印	翁稲荷神社、芝沢土手の遺構、竜田の石、三間沢川左岸遺跡	1-1-2 6-4-8	3-2-4 7-3-5	4-4 7-3-8	6-4-5
62	和田	和田の社寺と民間信仰	和田神社本殿、無極寺本堂、西善寺の大数珠と仏像	南和田神社、忠全寺、萬年寺、真光寺、観音寺、二尊院、名号塔	4-4	8-2-3	8-2-5	8-2-9
63	和田	和田の文化と教育	和田歌碑公園	和田（小）学校址、内山真弓旧居址、窪田空穂生家・窪田空穂記念館	10-3			
64	神林	街道が育む歴史	仁科街道	道標、聖観音、道祖神、五輪塔、伽藍塔、大黒天、井戸、御柱	3-1-3	8-2-8		
65	神林	水が繋ぐ神林の歴史	神林神社	境窪遺跡、金毘羅神社、金毘羅講、神林堰、神林神社	6-4-8	7-3-8	8-2-8	
66	笹賀	水を制した村	今観音堂阿彌陀如来坐像、小俣神社社殿、小俣観音堂千手観音立像	柏木古墳、小俣諏訪社、大山神社、「スメド」と東山道覚志の駅	3-2-6	4-2	6-3-2	6-4-7
					7-3-7	8-2-1	8-2-3	8-2-7
					8-2-8	8-2-9	8-4-2	
67	笹賀	平和の誓い	陸軍飛行場跡	陸軍飛行場関連施設の遺構、忠魂碑、軍馬慰霊碑、平和の像	5-2			
68	芳川	宿場の形成と街道の盛衰	善光寺街道、村井宿	村井宿・一里塚、平田茶屋・新茶屋、村井口留番所跡、村井宿高札	3-1-2			
69	芳川	四ヶ堰と芳川	四ヶ堰、百瀬三七	新堰の開鑿と開田、土居から円筒分水へ、田川水系の堰（泉龍寺堰）	3-2-5	3-2-6	6-4-6	6-4-7
					7-3-6	7-3-7		
70	芳川	芳川地区の神社・寺院と伝承行事	旧四村の神社と末社、寺院	院と廃仏稀釈、常福寺跡と専稱寺跡、墓地のあり方、道祖神と三九郎	8-2-3	8-2-4		
71	芳川	子どもたちの教育のはじまりと変遷	家塾・寺子屋、村井学校跡、教育史	筆塚、浅井冽の報告書、中村宗治郎頌徳碑、記念のしだれ桜	10-3			
72	寿	今に伝わる原始・古代の遺産	百瀬遺跡	小池遺跡、百瀬遺跡、耳塚古墳、百瀬三清水、蛇塚、赤木山遺跡	1-1-2			
73	寿	信仰の中核であった寺社と牛伏寺信仰	小池繪堂跡、百瀬正念寺、下瀬黒米沢庚申	小池牛伏寺参詣道、生蓮寺、王徳寺、小池宝蔵寺、竹淵諏訪社	1-2			
74	寿	小笠原氏と武田氏の攻防	小池砦跡、赤木北城	瀬黒城の石垣、霞堤、小笠原氏供養塔、堀屋敷、赤木南城	2			
75	寿	中世白川氏と赤木氏の展開	白川古御堂、赤木弘長寺	一位屋敷（白川諏訪神社）、石仏群、君石塚、竹淵地頭四郎泰経	2			
76	寿	五千石街道と中馬・手馬	赤木公民館南の馬頭観音、竹淵巨石馬頭観音文字碑	各集落の馬頭観音碑（寿最古の馬頭観音碑、五千石街道）	3-1-4	4-3		
77	寿	牛伏川の治水	牛伏川改修竣工祈念碑、白姫弥勒堂	牛伏川堤防の桜並木、牛伏川からの導水路、上瀬黒公民館付近の堤防	3-2-5	6-3-2	6-4-6	7-3-6
					8-4-2			
78	寿	現代の寿の開発	竹淵の灌漑用水記念碑、鑿井記念碑	サザン並柳団地、第1・2工区灌漑用水深井戸記念碑、竹淵開道記念碑	5-1-3	7-3-9		
79	寿	高島藩と旗本諏訪頼久の政治・文化	百瀬陣屋跡	瓊林院、竹淵郷蔵跡、百瀬耕元碑、倉沢の井戸と郷倉跡	4-3			
80	寿	近代の村政や産業、教育	小赤学校跡	赤木下の宮校跡記念碑、寿役場跡、白川校跡記念碑、明治天皇碑	7-1-6	10-3		
81	寿	民俗信仰・伝統行事と新しい行事	上瀬黒龍王社、白姫本宮跡の秋葉大権現碑、三九郎	道祖神、二十三夜塔、木食山居仏、ぼんぼん、青山様、竹淵祭り囃子	8-2-3	8-2-6	8-2-4	8-2-5
					8-2-7			
82	松原	住宅地造成とコミュニティづくりの歴史	一から作り上げてきた松原コミュニティ	旧バス通り、馬頭観音、山之神の碑、松原モールと時計台	5-1-3			
83	岡田	岡田の黎明期と岡田神社	各種古墳群と遺跡、岡田神社	矢崎古墳群、松岡古墳、岡田猫塚古墳、清水入古墳、老根田古墳	1-1-2			
84	岡田	岡田を治めた氏族・筑摩郡を治めた寺院	岡田堀ノ内遺跡、伊深城址	岡田氏館跡、伊深薬師堂、小宮山城址、後庁跡、普門院、慶弘寺跡	2			
85	岡田	交通の要衝地	北国脇往還（善光寺道）、岡田宿、千国街道（塩の道）	刈谷原峠路、商人石、一里塚、伊深城址、岡田口留番所、旧本陣・問屋跡	3-1-2	3-1-3		
86	岡田	灌漑施設と水ごいの祈り	岡田神社、田溝池、大口堰	田溝中池、安土池、六助池、大門池、神沢池、塩倉池、清水池、矢作池	7-3-9			
87	岡田	民間信仰と伝統行事	石造文化財、だんぼ	道祖神祭り（三九郎）、道祖神、信濃百番観音	8-2-3			
88	岡田	岡田ゆかりの近代の偉人たち	金井津蘭連文化財、山崎翁の陽、佐藤茂美と野球	松本新聞、片倉製糸跡、所三男、山崎集也、佐藤茂美、金井源五郎	9			
89	岡田	平安・鎌倉時代の街道	伊深氏、小野篁行状記・錦織の駅家、塩竈神社	伊深城址、小野美材日記、木棺（天神ノ木遺跡）、駅鈴	3-1-5			
90	岡田	民話と伝説 池と大蛇、玄藩石	稚児池跡、デイラボッチ、正一位六助神社	稚児池、田溝池の大蛇、商人石、六助狐、信玄の鎧塚	8-1-3	4-1-1		
91	岡田	承和大地震・田溝池決壊	女鳥羽川（流路）、個人古文書、地名（毛抜）越流	小野篁行状記、駅鈴、田溝池欠潰日誌	6-3-2	6-3-3	6-4-2	
92	岡田	芥子坊主を中心とした大古窯跡群	芥子坊主・田溝池・北部古窯跡群、須恵器	前の宮遺跡の集荷場跡	1-1-2	7-1-6		

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類			
			核となる文化財	構成要素となる文化財				
93	入山辺	明治憲法下の遺産	忠魂碑、奉安殿跡	日露先捷記念燈籠、入山辺記念林、軍馬記念碑、出征軍馬記念碑	5-2			
94	里山辺	林城下の遺構	地形と地名、家並み、堰	小笠原氏の霊地と社寺、新しく生まれた土蔵づくり・本棟づくりの家並み	2			
95	里山辺	旧「街道」の記憶	五千石街道へ出る道	湯道（岡田宿へ）、道標、山辺石、馬頭観音、道祖神、庚申像等	3-1-6			
96	里山辺	山辺の戦争遺跡（太平洋戦争地下工場群）	山辺地区林から中山にかけての山腹に掘られた地下工場跡	林地区東部の半地下工場群跡、薄川堤に敷かれたトロッコ線路跡	5-2			
97	里山辺	美ヶ原（湯の原）温泉の成り立ち	温泉の成立の歴史につながる史跡、山辺御殿跡、地名	史跡と旅館街の家並み、薬師堂、石造物、歴史を物語る史料・地名	6-2	7-2		
98	里山辺	里山辺・本郷地区に広がる大製瓦産業群	下金井を中心に惣社地区へと広がる窯跡群	粘土層の広がりや窯跡、伝承、文書類、道具類、残存資料	7-1-6			
99	山辺	山家郷のあけぼの	南方古墳、針塚古墳	桐原牧、旧海岸寺木造十一面千手観音立像、南方古墳副葬品、お船祭り	1-1-2	1-2		
100	山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）、寺社	和合神社、宮原神社、橋倉諏訪神社、徳運寺、洞水寺、広沢寺	2			
101	山辺	薄川の治水	薄川の流路を変えた跡	薄川、薄川第一発電所	3-2-2	6-3-2	8-4-2	6-4-3
					7-3-3			
102	山辺	山辺谷の生業	葡萄発祥の地石碑、こだま様、藍倉	黒炭焼き窯、山の神様、馬頭観音、藍生産、藍臼、お船、風穴	7-1-1	7-1-2	7-1-4	7-1-5
103	山辺	山辺の教育	山辺学校	寺子屋跡（筆塚）、桐原学校（海岸寺）、中入学校（徳運寺）、山邊の里	10-3			
104	山辺	江戸時代の民間信仰	こと八日行事	貧乏神送り、風邪の神送り、月待供養塔、念仏供養塔、木食山居	8-2-1	8-2-3	8-2-7	8-2-8
					8-2-9			
105	山辺	山辺の支配者と祭り	各神社の御柱祭り、お船祭り	厩所・宮原のお船、水神信仰の拡大、大和合神社のお船と御船祭り	8-2-2	8-2-5		
106	今井	今井の礎 ～故郷の記憶（今井の地名）～	市場方	花見田、前田、牛坂、中和出、西せんげ、古見大池原（こんばら）	3-1-6			
107	今井	今井の繁栄 ～人と物の往来（道と道標）～	矢矧幅の二基の道標	矢矧幅、下新田三叉路、中沢三叉路、北耕地八つ口、正覚院西辻	3-1-6			
108	今井	今井の繁栄 ～水争いと古見大池原の開発～	塩原家住宅	宝輪寺本堂、古池家屋敷林、雨乞い観音、扇子川（待ち川）、雨乞いの竜	6-4-8	7-3-8		
109	今井	近代今井の象徴	正覚院観音堂	宝輪寺観音堂、宝輪寺十一面観音、宝輪寺鐘楼、正覚院山門兼鐘楼	4-4			
110	今井	今井の礎 ～悠久の歴史の中で～	こぶし畑遺跡	双面の硯、今井四郎兼平形見石、続麻・兼平神社、諏訪神社、宝輪寺	4-4			
111	今井	今井の礎 ～平和への礎と未来へ～	万歳塚	忠魂碑、軍馬慰霊碑、掩体壕跡、松脂採取痕の松、旧奉安殿	5-2			
112	今井	今井の繁栄 ～産業の変遷～	養蚕絵馬（宝輪寺）	扇子川、阪信大根工場、丸伊工場門柱、北耕地の旧選果場、蚕玉様	7-1-6			
113	今井	民間信仰と伝統 ～受け継がれる心～	諏訪神社の絵馬	続麻・兼平神社の奉納相撲、五座社、諏訪社、古池の道祖神、三九郎	8-2-3			
114	今井	民間信仰と伝統 ～続く信仰～	仏磨、秋葉大権現の碑	秋葉大権現の碑（仏磨）、中村秋葉神社、弥生坂秋葉神社	8-2-8			
115	今井	民間信仰と伝統 ～祈りの心～	下新田の八日念仏と足半	初午、花祭り、お十夜、お日待ち講、徳本名号碑（5基）、祐天名号碑	8-2-1	8-2-7		
116	今井	民間信仰と伝統 ～信仰の跡～	堂村十王堂	下新田神明宮、水神社跡、山の神社跡、白山社跡、富士浅間社跡	8-2-9			
117	内田	縄文集落のムラ	エリ穴遺跡	雨堀遺跡と出土品、エリ穴遺跡出土品、八幡原遺跡、クネノ内遺跡	1-1-1			
118	内田	鉢伏信仰と牛伏寺	木像十一面観音と脇侍立像、木造蔵王権現	釈迦如来坐像と脇侍、薬師如来坐像、大威徳明王、如意輪観音	1-2	10-1-1		
119	内田	ムラの祈り	おんべ祭り、ササラ踊り	八幡原八幡社、クネノ内正八幡宮と獅子舞、大神社、道祖神	1-2	8-2-1	8-2-2	8-2-3
					8-2-7	8-2-8	8-2-9	
120	内田	横峰山麓の土砂災害と砂防事業の歴史	牛伏川本流水路	ブナの木権現・蓬堂跡、石堰堤（第1～5号）、支流の石堰堤、積苗工跡	3-2-5	6-3-2	6-4-6	7-3-6
					8-4-2			
121	内田	内田の古屋敷・馬場家	馬場家住宅	主屋・表門及び左右長屋、中門、文庫蔵、隠居屋、奥蔵、茶屋	4-3			
122	内田	内田の教育と文化	明善内田学校跡記念碑	清水山常楽寺、唐沢神官宅、景德碑	10-3			

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類				
			核となる文化財	構成要素となる文化財					
123	本郷	古墳文化と遺跡・史跡	桜ヶ丘古墳出土品、塚田遺跡、山園古墳	妙義山古墳群、高井入古墳、山城古墳、高根塚古墳、国司塚	1-1-2	2			
124	本郷	山城・砦と武士	稲倉城跡	洞山砦（早落城跡）、三才山砦跡、茶臼山砦跡、横谷入砦跡、番場池	2				
125	本郷	本郷の峠と道	浅間峠・三才峠越えの古い参勤交代道、稲倉峠	鎌倉街道、武石峠の茶屋跡、三才山道、三才峠、稲倉峠、保福寺道	3-1-5				
126	本郷	松本城主と本郷	御殿山小笠原家廟所、玄向寺、水野家廟所	御殿山天満宮、玄向寺仁王門、御射神社秋宮、浅間御殿（茶屋跡）	4-1-1				
127	本郷	戦争遺跡	慰霊碑	日露戦役記念碑、大東亜戦争慰霊碑、戦没者之碑、英魂碑	5-2				
128	本郷	文化とスポーツ	石井柏亭ほかの文学碑、浅間焼の窯跡、国際スケートセンター跡	美鈴湖、スキー場跡、美鈴湖森の国、野球場、庭球場、ツールド美ヶ原	6-1-3	9			
129	本郷	記念物（景観）	山、河、湖沼、植物	女鳥羽川、女鳥羽川渓谷、烏帽子岩、本郷山、大正山、美鈴湖	6-1-5				
130	本郷	本郷の植物	ダテスミレ、キバナアツモリソウ	ヒメスミレサイシン、ミサヤマスミレ、シヤジクソウ、チシマサクラ	6-1-5				
131	本郷	温泉文化と養蚕	神宮寺の薬師如来坐像	湯薬師、下浅間の薬師堂、庚申堂、西宮えびす神社、浅間の古地図	6-2	7-1-1	7-2		
132	本郷	本郷地区の碑文	歌碑、句碑、頌徳碑、筆塚等	田山花袋歌碑、石川 華句碑、折口信夫歌碑、木村素衝歌碑	10-3				
133	本郷	女鳥羽山信仰の碑石と女鳥羽の滝	御射神社（春宮・秋宮）	烏帽子岩、本郷山、三才山、一の瀬神社、淀の入口山の神社	10-1-1				
134	本郷	山の恵みと信仰	御射神社の押針	三才山、烏帽子岩、御射神社（春宮・秋宮）、女鳥羽山、武石峰の地蔵	10-1-1				
135	四賀	磐座・山城と寺院（堂）	虚空蔵山、洞光寺真言八祖画像、廣田寺、殿村遺跡、無量寺、長安寺	岩井堂観音、修験道関係磐座、山城と館跡	2	10-1-1			
136	四賀	街道と産業遺構	本町の善光寺常夜燈、原山の善光寺常夜燈、芭蕉句碑、石造馬頭観音	江戸街道と善光寺街道、道路元標、県道の隧道（廃道分）、稚蚕飼育所	3-1-2	3-1-5	7-1-1	10-1-2	
137	四賀	戦争と平和への祈り	旧村4小学校日誌、ポー、松根油製造所	移築奉安殿、大東亜聖戦記念碑、満洲芙蓉郷開拓団記念碑・慰霊碑	5-2				
138	四賀	地層・化石と鉱山	反町のマッコウクジラ化石、穴沢のクジラ化石、シナノトド化石、福寿草群生地	逆断層、内村層（グリーンタフ）、別所層、青木層、福寿草群生地	6-1-1	6-1-4			
139	四賀	保福寺峠	保福寺と峠	一遍水、ウエストーン碑、万葉歌碑、東山道	6-1-5				
140	四賀	鎮守・講と農村共同体	横川の大イチョウ、矢久のカヤの木、会田御厨神明宮	各町会所有の神社（鳥居・奉納殿・拝殿・本殿）、御神木（社叢）	8-2-1	8-2-3	8-2-5	8-2-7	
					8-2-8	8-2-9			
141	梓川	梓川の恵みと西牧の経営	真光寺阿弥陀如来坐像、大宮熱田神社本殿、若宮八幡宮本殿	釈迦堂の釈迦如来坐像、鞠子社のメグスリノキ、西牧城跡	1-2	2	3-2-4		
142	梓川	街道	吉蘇道、千国道	馬頭観世音、大日如来	3-1-3				
143	梓川	信仰と行事	横沢の御柱とスースー、花見の御柱	道祖神、三九郎、庚申塔、庚申講、念仏塔、念仏講、二十三夜塔	8-2-1	8-2-2	8-2-3	8-2-7	
144	梓川	梓川の寺子屋と筆塚	寺子屋、筆塚		10-3				
145	波田	縄文中期の村	芦原遺跡・麻神遺跡など点在する遺跡群と発掘された土器など	上野遺跡、葦原遺跡、下島遺跡、下原遺跡、見付久保・御殿場遺跡	1-1-1				
146	波田	古代の開発 大野牧と秦（波多）氏と若澤寺の成立	盛泉寺旧若澤寺の文化財群、田村堂周辺の文化財群、上波田町並みゾーン、歴史遊歩道ゾーン	銅造菩薩半跏像、薬師如来像御正体、善光寺三尊菩薩像、若澤寺跡	1-2	2			
147	波田	旧野麦街道の往来について	飛騨・高山と信州・松本を結ぶ主要幹線道路	旧野麦街道 上波田の家並み、旅籠、横町、馬頭観音	3-1-1	7-1-1			
148	波田	大井堰により早くから開けた押出面（梓川氾濫原）	大井堰	旧新村堰の大井口跡の石碑、淵東嶋開拓の主要道路跡（大橋坂道）	3-2-4	6-4-5	7-3-5		
149	波田	御林（波田官林）のため開発の遅れた右岸（上海渡面）	波田小学校の松林	波田小学校と波田学院の松林、淵東の深井戸跡（3カ所）、柏屋住宅	6-1-2				
150	波田	さまざまな祭り（信仰と祭り）	神社、祠、伝統行事	赤松秋葉神社、稲荷神社、薬師堂、お不動様、山の神、水神社	8-2-1	8-2-2	8-2-3	8-2-5	
					8-2-6	8-2-8			

	地区	関連文化財群テーマ	関連文化財群を構成する文化財（一部のみ）		テーマ分類			
			核となる文化財	構成要素となる文化財				
151	安曇	北アルプスを越える街道	野麦街道	新湊橋の碑、雑炊橋、雑炊橋、松本藩口留番所跡、百間長屋	3-1-1			
152	安曇	杣と山岳信仰	梓水神社と境内社	御嶽講の碑、山の神、大野田土場、炭焼き窯、島々谷トロッコ	3-2-3	6-1-4	6-4-4	7-1-2
					7-3-4	10-1-1		
153	安曇	稲核の風穴と生業	前田家風穴	風穴、湧水（中や前）、秀綱様、三木秀綱夫人遭難碑、稲核菜、水場	7-1-1			
154	安曇	近代の開発	上高地	徳本峠登山道、諏訪電発電所跡と水路、製紙工場跡、岩魚留め小屋	5-1-1	6-1-3	10-1-2	
155	安曇	自然の財産	噴湯丘と球状石灰石	お墓の赤松、お墓のシダレザクラ、伊勢二ノ宮神社境内の杉・ケヤキ	6-1-3			
156	安曇	ムラの信仰と絆	七夕祭り	伊勢二ノ宮神社、柳神社、お堂前の石仏群、コンピラの石仏群	8-2-3	8-2-6	8-2-5	
157	奈川	街道から生まれた歴史文化	野麦街道	鎌倉街道、尾州岡崎、馬頭観音、大日如来、宝来屋、扇屋、松田屋	3-1-1			
158	奈川	森林資源等自然環境から生まれた歴史文化	杣が伝えた奈川獅子舞	炭焼き（窯、道具、俵）、食文化（とうじそば、けもち、保平かぶ）	7-1-2			
159	奈川	信仰から生まれた歴史文化	林照寺（仏像、地獄絵図、庭園、建物、無外和尚碑）	諏訪子安神社祇園囃子、不動明王、信仰行事	8-2-7	7-1-1		
160	市	地震		牛伏寺断層、松本地震	6-3-3	8-4-3		
161	市	そば		そばの栽培、そばの技術、そば祭り、食べ方（とうじそば、そばがき等）	8-3			
162	市	醸造業	福應寺	湧水、酒、信州味噌、味噌パン、醤油	8-3			
163	市	犀川流域食文化	小麦	ハレ：うどん（釜揚げ・つけ・煮込）、とうじうどん ケ：すいとん、ほうとう（ぶちこみ）、うすやき、灰やきもち	8-3			
164	市	松本から始まった運動	花いっぱい運動発祥の地（旭町小学校）	スズキ・メソッド	10-3			
165	市	スズキ・メソッド		松本音楽院跡、鈴木鎮一記念館	10-2			

<松本市歴史文化基本構想 文化財調査実行委員会 規約>

(目的)

第1条 この委員会は、松本市歴史文化基本構想の策定に当たり、市内の歴史文化に関する事象をくまなく把握するために、地区ごとに実施する文化財調査を円滑に進めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、松本市の35地区の文化財調査実施組織の代表者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長をおき、会員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(指導助言者)

第3条 委員会に、専門的な立場の指導助言者をおくことができる。

(会議)

第4条 委員会は、事務局の要請により委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

- 第5条 委員会の事務局は、松本市教育委員会文化財課におく。
- 2 事務局は、松本市の会計において、委員会の事務を処理する。

平成25年3月15日

松本市教育委員会告示第4号

松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月4日

松本市教育委員会

### 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、松本市歴史文化基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に当たり、保存活用の対象とする関連文化財群の設定に関し、学術的な検証及びその範囲の検討等を行う松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関連文化財群の設定に関する事項
- (2) 関連文化財群の保存活用に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地区住民代表者
- (2) 松本市文化財審議委員会委員
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項の検討が終了する日までの間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、関連文化財群の整理を行うため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月4日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、松本市の歴史と文化を生かしたまちづくりを目指す松本市歴史文化基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に係る事務を円滑に進めるため、松本市歴史文化基本構想策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 基本構想の検討及び関連施策との連携に関する事項
- (2) 基本構想の活用に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもってこれに充て、副委員長は教育部長及び建設部長をもってこれに充て、委員は別表第1に掲げる者をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条の所掌事項について、事前の意見集約及び調整を図るものとする。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は教育部長をもってこれに充て、幹事は別表第2に掲げる者をもってこれに充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、第2条の所掌事項のうち、特定の専門分野に関する連絡調整を図るものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部文化財課及び建設部都市政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令乙第15号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令乙第20号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策部長、財政部長、地域づくり部長、商工観光部長、城下町整備本部長その他委員長が必要と認める者

別表第2(第5条関係)

政策課長、財政課長、地域づくり課長、商工課長、観光温泉課長、山岳観光課長、公園緑地課長、城下町整備本部次長、教育政策課長、生涯学習課長、中央公民館長、松本城管理事務所長、博物館長その他幹事長が必要と認める者

松本市教育委員会組織規則

昭和34年4月1日  
教育委員会規則第12号

(分掌事務)

第4条 課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

別表第7(第4条関係)

課等	分掌事務
文化財課	1 文化財の調査及び指定に関すること。 2 文化財の保存に関すること。 3 文化財の活用に関すること。 4 文化財保護関係団体に関すること。 5 文化財審議委員会に関すること。

文化財課に該当する部分のみ抜粋

## 松本市文化財保護条例

昭和51年6月25日  
条例第41号

松本市文化財保護条例（昭和31年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づき、同法及び長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- （4） 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で、本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で本市にとって学術上価値の高いもの

（指定）

第3条 松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。

- （1） 松本市重要文化財  
前条第1号に規定する文化財で重要なもの
- （2） 松本市重要無形文化財（以下「重要無形文化財」という。）  
前条第2号に規定する文化財で重要なもの
- （3） 松本市重要有形民俗文化財  
前条第3号に規定する文化財のうち有形のもので重要なもの
- （4） 松本市重要無形民俗文化財（以下「重要無形民俗文化財」という。）  
前条第3号に規定する文化財のうち無形のもので重要なもの
- （5） 松本市特別史跡  
前条第4号に規定する文化財のうち、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で重要なもの
- （6） 松本市特別名勝  
前条第4号に規定する文化財のうち、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で重要なもの
- （7） 松本市特別天然記念物  
前条第4号に規定する文化財のうち、動植物及び地質、鉱物で重要なもの

（選定保存技術）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法及び県条例の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを松本市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）として選定することができる。

（記録の作成等）

第5条 教育委員会は、重要無形文化財以外の無形の文化財及び重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

（審議委員会）

第6条 教育委員会に諮問機関として松本市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて第3条の規定による指定、第4条の規定による選定及び第8条の規定による解除並びに指定文化財及び選定保存技術の保存活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に意見を具申する。

3 審議委員会の組織運営については、教育委員会規則で定める。

(所有者の同意と保持者等の認定)

第7条 教育委員会が指定文化財の指定及び選定保存技術の選定を行うときは、あらかじめ当該文化財の所有者(権原に基づく占有者を含む。以下同じ。)保持者若しくは保存団体(指定文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)又は当該選定保存技術の保持者若しくは保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

2 教育委員会は、第3条第2号又は第4号の規定による指定及び第4条の規定による選定を行うときは、あわせて当該文化財又は当該選定保存技術の保持者又は保存団体を認定するものとする。

(解除)

第8条 教育委員会は、指定文化財又は選定保存技術が次の各号の一に該当すると認めるときは、審議委員会の意見を聴きその所有者、保持者又は保存団体に対して指定、選定又は認定の解除を行わなければならない。

(1) 指定文化財としての価値を失ったとき。

(2) 選定保存技術として保存の措置を講ずる必要がなくなったとき。

(3) 重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術(以下この号において「重要無形文化財等」という。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は重要無形文化財等の保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるとき。

(4) 法及び県条例の規定による指定、選定又は認定が行われたとき。

(5) その他特殊な事由があるとき。

(告示及び通知)

第9条 教育委員会は、第3条の規定による指定、第4条の規定による選定及び第7条の規定による認定を行うとき又は前条の規定による解除を行うときは、その旨を告示するとともに、所有者、保持者又は保存団体に通知しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第10条 指定文化財(有形の指定文化財をいう。以下本条から第15条までにおいて同じ。)の所有者は、この条例、この条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速かにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第11条 指定文化財の所有者に変更があったときは、新たに所有者になった者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術の保持者又は保存団体が氏名若しくは名称又は住所を変更したときも同様とする。

(滅失、き損等)

第12条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合はたの者。次条において同じ。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第13条 指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足る。

(現状変更等の制限)

第14条 指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害の

ために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はあらかじめ届け出ることをもって足る。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

(修理の届出等)

第15条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第16条の規定による指示若しくは助言又は第17条の規定による補助を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

(指示又は助言)

第16条 教育委員会は、指定文化財及び選定保存技術の所有者、保持者及び保存団体に対して、その管理及び保護について必要な指示又は助言を行うものとする。

(補助)

第17条 教育委員会は、指定文化財又は選定保存技術の管理及び保護について必要があると認めるときは、これに要する経費の一部を当該所有者、保持者及び保存団体に対して補助することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の松本市文化財保護条例の規定により指定されている文化財は、この条例による改正後の松本市文化財保護条例の規定により指定された文化財とみなす。

附 則(平成17年3月条例第154号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

松本市文化財保護事業補助金交付要綱

昭和57年7月28日

告示第130号

改正 昭和63年10月1日告示第203号

平成8年6月18日告示第211号

平成15年3月告示第131号

平成16年7月1日告示第241号

平成25年3月告示第150号

平成26年3月告示第86号

(目的)

第1条 この要綱は、文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。)、保持者及び保存団体(指定文化財等を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。)又は国、県又は市が指定した文化財に対し、保護、保存及び教育普及を目的として活動する団体が行う文化財保護のための事業並びに文化財に関係ある地区史又は旧村史等の発行の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助額
1 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による国の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の6以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
2 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)の規定による県の補助金の交付を受けた事業	当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。
3 松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号)の規定による指定文化財・選定保存技術の管理び保護のために行う事業	(1) 修理事業 指定文化財の保存のために行う修理及び環境整備事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (2) 管理事業 指定文化財の保護のために行う防災上の工事及び修理に要する経費のうち、市長が認めた経費 (3) 伝承事業 指定文化財の伝承者の養成及び公開のために必要な事業に要する経費 (4) 保存事業 選定保存技術の伝承者の養成及び技術の練磨のために必要な事業に要する経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。 ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。

	(5) 松本城下町の舞台の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費 (6) 戸田家廟園、水野家廟所、御殿山小笠原家廟所及び広沢寺小笠原家墓所の保存のために行う修理事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の5以内の額とし、その額が700万円を超えるときは700万円とする。ただし、災害復旧に係る場合は、10分の6以内の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。
4 文化財に係るある地区史又は旧村史等の発行の事業	当該事業に要する経費で調査費及び印刷費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の3以内の額とし、その額が80万円を超えるときは、80万円とする。
5 国、県又は市が指定した文化財に対し、保護、保存及び教育普及を目的として活動する団体が行う事業で、地域づくりに資する事業として市長が認めたもの	当該事業に要する経費のうち、市長が認めた経費	補助対象経費の10分の8以内とし、その額が5万円を超えるときは5万円とする。ただし、史跡等の管理に係る原材料費、消耗品費及び燃料費については5万円の範囲内で実費相当額を上記に加算することができる。

(交付申請)

第3条 規則第3条に規定する申請書は、松本市文化財保護事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び見取図
- (2) 事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した書類
- (3) 事業に係る収支予算書(様式第2号)
- (4) 申請者が法人その他の団体であるときは、事業に要する経費に関する会議録、定款又は規約等に定める手続を経たことを証する書類

(実績報告)

第4条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市文化財保護事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施経過及び成果を示す写真
- (2) 事業に係る収支精算書(様式第4号)

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月1日告示第203号)

この告示は、告示の日から施行し、告示の日以前に発行の事業を実施中のものから適用する。

附 則(平成8年6月18日告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月告示第131号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第241号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月告示第150号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年3月告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

## 歴史文化基本構想について

### 1 歴史文化基本構想とは？

地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず、幅広くとらえて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用していくための計画です。

文化財保護だけにとどまらず、松本市が今後、**歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための基本的な構想(マスタープラン)**となるものです。

### 2 何のために取り組むのか？

#### その1 「松本らしさ」を活かしたまちづくり

市内には、指定文化財に限らず、伝統的行事なども含めて先人たちの努力によって今日まで引き継がれてきた文化資産が数多くあります。

昔から馴染んできたまちなみや風景、町会の皆さんが管理する仏像や同姓の皆さんで守る神様、地域に語り継がれた伝説、ものづくりの上手なおじいちゃんなど、これまで文化財としてとらえてこなかったものも、地域の大切な文化資産です。こうしたものにまで目を向けて、その価値を掘り起こすとともに、互いに関連づけることで新たな価値を発見し、これらの文化資産を核とした「かけがえのない松本らしさ」を活かしたまちづくりにつなげていきたいと考えています。



まちなみ



道端の石仏



お寺の絵馬



古井戸



言い伝えのある川

#### その2 地域の宝は地域で守る

市内の各地域には、身近な文化財を地元の皆さんが一生懸命守ってくださっている活動がたくさんあります。しかし、超少子高齢化が進み、家族や地域のきずなが弱まる状況のなかでは、こうした活動に限界や不安を感じるという方も少なくありません。

平成24年年度に市が実施した市民満足度調査において、地域の伝統や文化の保存・継承が行われていると思う方の割合は約7割ありました。しかし、それに対して、実際にご自分がそういった活動に取り組んでいると答えた方の割合は4割に満たないという結果となりました。



みんなでやる行事

たとえ文化財に指定されていても、地域の方に理解されていなかったり、大切に思われていなかったら、本当の宝とは言えないのではないのでしょうか。

そのためにも、この構想の策定には、より多くの市民の皆さんに関わっていただき、地域の宝を再認識することにより、将来にわたって文化財を地域で保護していく気運を醸成していきたいと考えています。

### 3 基本構想策定のメリットは？

#### その1 文化財の保存・活用が推進できる

文化財調査を通じて、地域の文化財が持つ多様な価値や特色を再認識することで、地域全体で文化財を保護していこうという気運が高まり、また「分かったこと」を土台として、今後、どのように文化財を活用していくかという方向性が見えてくると考えられます。

#### その2 地域の人とのつながり（連帯感）を強化できる

文化財調査により多くの皆さんに関わっていただくことで、地域の方々同士の交流が更に促進されるものと考えられます。また、文化財を通じて広がった地域の交流の輪は、文化財を通じて他地区へも広げていくことが可能です。さらには、文化財調査に関わっていただいた皆さんのつながりを、文化財保護活動へもつなげていくことができるのではないのでしょうか。

#### その3 地区公民館のメリット

文化財調査を通して、地域の文化財、その周辺環境、調査した人の考え方などについて、新たな発見・再認識がされ、それらの「地域の特色」のデータが蓄積されます。その結果、各地区公民館で、それらのデータの活用が可能になります。（例えば、研修会・講座・フィールドワークなどのテーマとして、公民館報や印刷物の題材としてなど）

**地域の文化財をできるだけ多く調査し、状況を把握することで、より大きな効果が生まれます。**

### 4 文化財調査の進め方について ☞ 資料1-1、資料1-2参照

「資料1-1」は本編7ページに掲載

「資料2-2」は次ページに掲載

## 松本市歴史文化基本構想 建造物・樹木等調査業務 年度別実施地区

## 建造物

## 平成25年度実施地区(主に旧市東部・北部)

⑫	地区名	備考
1	第三	一部地域は平成22年度に調査済み
2	東部	一部地域は平成22年度に調査済み
3	城北	一部地域は平成22年度に調査済み
4	安原	一部地域は平成22年度に調査済み
5	城東	一部地域は平成22年度に調査済み
6	白板	一部地域は平成22年度に調査済み
7	田川	一部地域は平成22年度に調査済み
8	庄内	
9	岡田	
10	入山辺	
11	里山辺	
12	本郷	
13	中山	
14	寿	
15	寿台	
16	松原	
17	内田	

## 樹木等

## 平成25年度実施地区(主に旧市東部・北部)

⑫	地区名	備考
1	第一	
2	第二	
3	第三	
4	東部	
5	城北	
6	大手	
7	安原	
8	城東	
9	白板	
10	田川	
11	庄内	
12	岡田	
13	入山辺	
14	里山辺	
15	本郷	

## 平成26年度実施地区(主に旧市西部・南部)

⑬	地区名	備考
1	鎌田	
2	松南	
3	島内	
4	島立	
5	新村	
6	和田	
7	神林	
8	笹賀	
9	芳川	
10	今井	

## 平成26年度実施地区(主に旧市西部・南部)

⑬	地区名	備考
1	島内	
2	中山	
3	島立	
4	新村	
5	和田	
6	神林	
7	笹賀	
8	芳川	
9	寿	
10	今井	
11	内田	
12	梓川	
13	波田	

## 平成27年度実施地区

⑭	地区名	備考
1	四賀	
2	安曇	
3	奈川	
4	梓川	
5	波田	

## 平成27年度実施地区

⑭	地区名	備考
1	鎌田	
2	松南	
3	寿台	
4	松原	
5	四賀	
6	安曇	
7	奈川	

第一、第二、大手地区は、平成22年度に全地域調査済み

【建造物（存否調査リスト）】 委託事業で使用

物件				所在地	存否 ×	所有者 居住者	備考
伝建	AA	建築士会	その他				

(注) 「物件」は平成元年～7年に実施した建造物調査のリストに振られたものと対応するものです。

【建造物（新規物件調査リスト）】 委託事業で使用

地図	所在地	所有者・居住者	備考

【建造物（調査台帳）】 委託事業で使用

歴史文化基本構想 建造物調査台帳			
所在地	物件		地図
所有者 (居住者)			調査担当者
現況写真			撮影年月日
			
所見:			

【樹木等（樹木等調査リスト）】 委託事業で使用

松本市歴史文化基本構想 樹木等調査リスト（樹木調査）							
整理	所有者	所在地	樹種	樹高	目通り 幹囲	推定 樹齡	備考

（注） 「生垣調査」のリストも同様の内容で作成しました。

【樹木等（庭園等調査リスト）】

委託事業で使用

松本市歴史文化基本構想 樹木等調査リスト（庭園等調査）						
整理	所有者	所在地	様式	規模	推定作庭年代	備考

【樹木等（調査リスト）】

委託事業で使用

歴史文化基本構想 樹木調査台帳	
所在地	地図プロット
所有者	調査担当者
現況写真	撮影年月日
所見:	

地区文化財調査 記入者：

No.	名称	年代	所在地	概要	写真	その他、気づいたこと

No.	名称	年代	所在地	概要	写真	その他、気づいたこと

No.	名称	年代	所在地	概要	写真	その他、気づいたこと

（注） 基本的な内容が記入されていれば、各地区が作成した任意の様式での台帳の作成も可としました。

【参考資料 2】 埋蔵文化財発掘調査報告書 一覧

報告	報告書名	発行
1	"寛永通宝" 松本銭座 (その歴史的経過と記念碑の概要)	昭和 43 年 10 月
3	猪土手遺構調査報告	昭和 46 年 11 月
4	宮淵二ツ塚遺跡発掘調査報告書	昭和 46 年 12 月
5	長野県松本市女鳥羽川遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 47 年 1 月
6	長野県松本市今井こぶし畑遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 49 年 3 月
7	松本平の文学碑林	昭和 52 年 3 月
8	長野県松本市弘法山古墳調査報告	昭和 53 年 6 月
9	松本市の文化財 第 1 集 (上)	昭和 55 年 3 月
9	松本市の文化財 第 1 集 (下)	昭和 57 年 3 月
10	松本市の文化財 第 2 集	昭和 52 年 3 月
11	松本市の文化財 第 3 集	昭和 49 年 2 月
12	松本市の文化財 第 4 集	昭和 57 年 3 月
	松本市の文化財 第 5 集	昭和 60 年 3 月
	松本市の文化財 第 6 集	昭和 63 年 3 月
13	松本市の石造文化財 1	昭和 48 年 3 月
	松本市の石造文化財 2	昭和 48 年 3 月
	松本市の石造文化財 3	昭和 48 年 10 月
	松本市の石造文化財 4	昭和 48 年 10 月
	松本市の石造文化財 5	昭和 48 年 10 月
	松本市の石造文化財 6	昭和 50 年 3 月
	松本市の石造文化財 7	昭和 50 年 3 月
	松本市の石造文化財 8	昭和 50 年 3 月
	松本市の石造文化財 9	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 10	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 11	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 12	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 13	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 14	昭和 51 年 3 月
	松本市の石造文化財 15	昭和 52 年 3 月
	松本市の石造文化財 16	昭和 52 年 3 月
	松本市の石造文化財 17	昭和 54 年 3 月
	松本市の石造文化財 18	昭和 54 年 3 月
14	松本市和田衣外四耳壺出土報告書	昭和 54 年 2 月
15	長野県立松本工業高等学校遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 56 年 3 月
16	松本市新村安塚古墳群緊急発掘調査報告書	昭和 54 年 3 月
17	松本市大村遺跡群柳田遺跡分布確認調査報告書	昭和 54 年 12 月
18	松本市笹賀牛の川遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 55 年 3 月
19	長野県松本市あがた遺跡発掘調査報告書	昭和 56 年 3 月
20	松本市内田雨堀遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 56 年 3 月
21	松本市笹賀神戸遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 56 年 3 月
22	松本市新村条理的遺構緊急発掘調査報告書	昭和 56 年 3 月
	長野県立松本工業高等学校遺跡緊急発掘調査報告書	昭和 54 年 3 月
23	松本市内田雨堀遺跡第 2 次緊急発掘調査報告書	昭和 57 年 3 月

報告	報告書名	発行
24	松本市笹賀くまのかわ遺跡緊急発掘調査報告書	昭和57年3月
25	松本市惣社宮北遺跡緊急発掘調査報告書	昭和57年3月
26	松本市新村秋葉原遺跡緊急発掘調査報告書	昭和58年3月
27	松本市寿小赤遺跡緊急発掘調査報告書	昭和58年3月
28	推定信濃国府第一次調査報告書	昭和58年3月
29	松本市下神・町神遺跡緊急発掘調査報告書	昭和59年3月
30	松本市前田木下遺跡緊急発掘調査報告書	昭和59年3月
31	松本市島内遺跡緊急発掘調査報告書	昭和59年3月
32	松本市島立南栗遺跡緊急発掘調査報告書	昭和59年3月
33	推定信濃国府第二次調査報告書	昭和59年3月
34	松本市赤木山遺跡群 緊急発掘調査報告書	昭和60年3月
35	松本市島立南栗・北栗遺跡・高綱中学校遺跡・条理的遺構緊急発掘調査報告書	昭和60年3月
36	松本市島内遺跡群北方遺跡・南中遺跡緊急発掘調査報告書	昭和60年3月
37	推定信濃国府第三次調査報告書	昭和60年3月
38	松本市島立南栗遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
39	松本市竹淵・南原遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
40	松本市梶海道遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
41	松本市島内遺跡群上平瀬遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
42	推定信濃国府第四次調査報告書	昭和61年3月
43	松本市蓮台遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
44	松本市岡田西裏遺跡緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
45	松本市宮淵本村遺跡緊急発掘調査報告書（遺構編）	昭和61年3月
46	松本市島立条理的遺構緊急発掘調査報告書	昭和61年3月
47	松本市赤木山遺跡群 緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
48	松本市島立北栗遺跡条理的遺構緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
49	松本市下原・埋橋遺跡緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
50		
51	松本市高畑遺跡緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
52	松本市宮淵本村遺跡 緊急発掘調査報告書（遺構編）	昭和62年3月
53	松本市出川南遺跡緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
54	松本市内田清心・砂原遺跡緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
55	松本市神林川西遺跡緊急発掘調査報告書	昭和62年3月
56	推定信濃国府第五次調査報告書	昭和62年3月
57	松本市島立三の宮遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
58	松本市島立条理的遺構～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
59	松本市島内遺跡群北方遺跡・北中遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
60	松本市向畑遺跡～県道改良工事に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
61	松本市林山腰遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
62	松本市前田木下遺跡遺構確認調査報告書	昭和63年3月
63	松本市島立条理的遺構～県道改良工事に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
64	松本市宮の下遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
65	松本市島立北栗遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
66	松本市杵坂遺跡 松本市本郷小学校敷地遺跡緊急発掘調査報告書	昭和63年3月
67	松本市横田・岡田遺跡～送電線補強工事に伴う緊急発掘調査報告書	昭和56年3月
68	三間沢川左岸遺跡（1）～平安時代集落址の緊急発掘調査報告書	昭和63年10月

報告	報告書名	発行
69	松本市千鹿頭北遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
70	松本市島立条理的遺構～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
71	松本市島内遺跡群 高松遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
72	松本市下神遺跡～県営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
73	松本市神田遺跡～団体営ほ場整備に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
74	松本市大塚古墳・南方古墳・南方遺跡緊急発掘調査報告書	平成2年3月
75	松本市出川南B遺跡緊急発掘調査報告書	平成元年3月
76	松本市三の宮遺跡 緊急発掘調査報告書	平成元年3月
77	松本市宮瀨本村遺跡 緊急発掘調査報告書（遺構編）	平成元年3月
78	松本市沢村旧射の場西遺跡～変電舎建設に伴う緊急発掘調査報告書	平成元年3月
79	松本城西馬出遺跡緊急発掘調査報告書	平成元年3月
80	松本市坪ノ内遺跡緊急発掘調査報告書	平成2年3月
81	松本市向畑遺跡 緊急発掘調査報告書	平成元年3月
概報	昭和63年度の中山地区発掘調査～坪ノ内・向畑遺跡・南中島遺跡	平成元年3月
概報	大村遺跡～古瓦を出土する平安時代集落址の発掘調査概報	平成元年6月
82	松本市県町遺跡緊急発掘調査報告書（図版編）	平成2年3月
82	松本市県町遺跡緊急発掘調査報告書（本文編）	平成2年3月
83	松本市向畑遺跡 緊急発掘調査報告書	平成2年3月
84	松本市三の宮遺跡 緊急発掘調査報告書	平成2年3月
85	松本市北栗遺跡・緊急発掘調査報告書	平成2年3月
86	松本市小原遺跡緊急発掘調査報告書	平成2年3月
87	松本市出川遺跡緊急発掘調査報告書	平成2年3月
88	松本市弥生前遺跡緊急発掘調査報告書	平成3年3月
89	松本市生妻遺跡緊急発掘調査報告書	平成3年3月
90	松本市南中島遺跡緊急発掘調査報告書	平成3年3月
91	薄町・石上・鎌田遺跡発掘調査報告書	平成3年3月
92	松本市トウコン原遺跡緊急発掘調査報告書	平成3年3月
概報	針塚古墳の発掘	平成3年3月
概報	小池遺跡～平安時代集落址の発掘調査～	平成3年3月
93	松本市堀の内遺跡緊急発掘調査報告書	平成4年3月
94	松本市宮の前遺跡緊急発掘調査報告書	平成4年3月
95	松本市塩辛遺跡 緊急発掘調査報告書（遺構編）	平成4年3月
96	松本市大村塚田遺跡緊急発掘調査報告書	平成4年3月
97	松本市三才遺跡緊急発掘調査報告書	平成4年3月
98	松本市宮の上遺跡緊急発掘調査報告書	平成4年3月
99	松本市二反田遺跡・岡田町遺跡緊急発掘調査報告書（本文編）	平成5年3月
99	松本市二反田遺跡・岡田町遺跡緊急発掘調査報告書（遺構編）	平成5年3月
100	松本市山影遺跡緊急発掘調査報告書	平成5年3月
101	松本市埴原北・中山古屋敷・推定信濃諸牧監庁跡・小丸山古墳緊急発掘調査報告書	平成5年3月
102	松本市針塚遺跡 緊急発掘調査報告書	平成5年3月
103	松本市古屋敷遺跡・前田遺跡緊急発掘調査報告書	平成5年3月
104	松本市里山辺丸山古墳緊急発掘調査報告書	平成5年3月
105	松本市塩辛遺跡・矢作遺跡・松陰寺遺跡緊急発掘調査報告書	平成5年3月
106	松本市下原遺跡 緊急発掘調査報告書	平成5年3月
107	松本市小原遺跡 緊急発掘調査報告書	平成5年3月

報告	報告書名	発行
108	松本市百瀬遺跡 緊急発掘調査報告書	平成5年3月
109	松本市北栗遺跡～中部電力株鉄塔移設に伴う第2次緊急発掘調査報告書～	平成5年3月
110	高綱中学校遺跡 ・ ・ 緊急発掘調査報告書	平成5年3月
111	弘法山古墳出土遺物の再整理～新発見資料を中心とした土器とガラス小玉の整理	平成5年3月
112	松本市宮の上遺跡 ・ 原畑遺跡緊急発掘調査報告書	平成6年3月
113	松本市平田本郷遺跡緊急発掘調査報告書	平成6年3月
114	松本市トウコン原遺跡 緊急発掘調査報告書	平成6年3月
115	松本市出川南遺跡 ・ 平田里古墳群緊急発掘調査報告書	平成6年3月
116	松本市高宮遺跡緊急発掘調査報告書	平成6年3月
117	松本市和田遺跡・桜田遺跡・堂田遺跡・樋渡し遺跡緊急発掘調査報告書	平成7年3月
118	松本市岡田町遺跡 緊急発掘調査報告書	平成7年3月
概報	松本城三の丸跡	平成5年3月
119	松本市平田本郷遺跡 緊急発掘調査報告書	平成7年3月
120	松本市平田北遺跡 緊急発掘調査報告書	平成7年3月
122	松本城下町伊勢町～近世・町屋跡の発掘調査～	平成8年3月
123	小原遺跡 緊急発掘調査報告書	平成8年3月
124	竹淵遺跡	平成8年3月
125	松本城下町伊勢町～第2～7次試掘調査報告書～	平成8年3月
126	小池遺跡 ・ 一ツ家遺跡	平成9年3月
127	エリ穴遺跡(概報)	平成9年3月
128	県町遺跡	平成9年3月
129	松本城下町跡～伊勢町8・9・12次 本町第1・2次～	平成9年3月
130	境窪・川西開田遺跡 ・	平成10年3月
131	今井北耕地遺跡	平成10年3月
132	松本城下町跡～14・15・16・17次 本町3・4次～	平成10年3月
133	向原遺跡	平成10年3月
134	蟻ヶ崎遺跡	平成10年2月
135	出川西	平成11年3月
136	高宮	平成10年3月
137	菟川寺	平成11年3月
138	平田本郷	平成11年3月
139	出川南	平成11年3月
140	旧射的場西	平成11年3月
141	旧射的場西	平成11年3月
142	平瀬遺跡 緊急発掘調査報告書	平成12年3月
143	砂原遺跡 緊急発掘調査報告書	平成12年3月
144	竹洲南原遺跡緊急発掘調査報告書	平成12年3月
145	芝沢遺跡 ・ 南栗遺跡 ・ 緊急発掘調査報告書	平成12年3月
146	大輔原遺跡～松本第一高等学校校舎建替に伴う緊急発掘調査報告書～	平成12年3月
147	出川南遺跡 緊急発掘調査報告書	平成12年3月
148	出川南遺跡 緊急発掘調査報告書	平成12年3月
149	松本城下町跡 本町第5次 伊勢町第19・21・22次	平成12年3月
150	川西開田遺跡 三間沢川左岸遺跡	平成13年3月
151	百瀬遺跡	平成13年3月
152	平田北遺跡	平成13年3月

報告	報告書名	発行
153	岡の宮遺跡	平成 13 年 3 月
154	伊勢町第 23・24・25 次	平成 13 年 3 月
155	大久保原遺跡	平成 13 年 10 月
156	新村遺跡	平成 14 年 3 月
157	出川南遺跡	平成 12 年 3 月
158	出川南遺跡	平成 14 年 3 月
159	惣社遺跡	平成 14 年 3 月
160	松本城下町跡 六九 4	平成 14 年 3 月
161	出川南遺跡	平成 14 年 3 月
162	川西開田遺跡 ・	平成 14 年 3 月
163	松本城下町跡 伊勢町 26・27・28	平成 14 年 3 月
164	堀の内遺跡	平成 14 年 3 月
165	県町遺跡	平成 15 年 3 月
166	平田本郷 ・	平成 15 年 3 月
167	川西開田遺跡 ・	平成 15 年 3 月
168	中山古墳群 ・ ・ ・	平成 15 年 3 月
169	松本城三の丸土居尻 1	平成 14 年 3 月
170	桜ヶ丘古墳	平成 15 年 3 月
171	五輪遺跡	平成 15 年 12 月
172	高宮遺跡	平成 16 年 3 月
173	高宮遺跡	平成 16 年 3 月
174	林山腰遺跡	平成 16 年 3 月
175	中山古墳群 ・ ・ ・ ・ ・	平成 16 年 3 月
177	大村遺跡	平成 17 年 2 月
178	塩倉池遺跡・塚山古墳	平成 17 年 3 月
179	松本城下町跡宮村町 天神西遺跡	平成 17 年 3 月
181	出川西遺跡	平成 18 年 3 月
182	岡田西裏遺跡	平成 18 年 3 月
183	筑摩遺跡	平成 18 年 3 月
184	松本城三の丸跡 大名町	平成 18 年 3 月
185	松本城下町跡 東町	平成 18 年 3 月
186	史跡 松本城総堀跡	平成 18 年 3 月
187	神道原遺跡	平成 18 年 3 月
188	蟻ヶ崎遺跡	平成 19 年 3 月
189	元原遺跡	平成 19 年 3 月
190	松本城下町小池町 1	平成 19 年 3 月
191	北起し遺跡	平成 20 年 3 月
192	下出口遺跡	平成 20 年 3 月
193	岡の宮遺跡	平成 20 年 3 月
194	高畑遺跡	平成 20 年 3 月
195	平田本郷遺跡	平成 20 年 3 月
196	中山古墳群 14・15	平成 20 年 3 月
197	松本城二の丸跡土堀跡	平成 20 年 3 月
198	出川南 14	平成 21 年 3 月
199	松本城三の丸跡小柳町 2	平成 21 年 3 月

報告	報告書名	発行
200	県町遺跡 14	平成 21 年 3 月
201	桐原城址・海岸寺	平成 22 年 3 月
202	松本城下町跡飯田町 1	平成 22 年 3 月
203	小松下	平成 22 年 3 月
204	沢村	平成 22 年 3 月
205	西総堀土塁	平成 22 年 3 月
207	出川南 15	平成 23 年 3 月
208	殿村 1 次 (概報)	平成 23 年 3 月
209	横田古屋敷 1・2 次	平成 24 年 3 月
210	殿村 2 次	平成 24 年 3 月
	殿村遺跡とその時代－平成 22 年度発掘報告会・講演会の記録－	平成 23 年 8 月
211	殿村 3 次	平成 25 年 3 月
212	出川南 21 次	平成 26 年 3 月
213	県町 15 次	平成 26 年 3 月
214	新井 2 次	平成 26 年 3 月
215	殿村 4 次	平成 26 年 3 月
	殿村遺跡とその時代－平成 23 年度発掘報告会・講演会の記録－	平成 25 年 3 月
216	出川西 10 次	平成 27 年 3 月
217	波田下原 2 次	平成 27 年 3 月
218	岩岡館跡	平成 27 年 3 月
219	大手門	平成 27 年 3 月
220	殿村 5 次	平成 27 年 3 月
	殿村遺跡とその時代－平成 24 年度発掘報告会・講演会の記録－	平成 26 年 3 月
	殿村遺跡とその時代 - 平成 25 年度発掘報告会・講演会の記録－	平成 27 年 3 月
	殿村遺跡とその時代－平成 26 年度発掘報告会・講演会の記録－	平成 28 年 3 月
223	殿村 6 次	平成 28 年 3 月
224	井川城 1・2 次	平成 28 年 3 月
225	松本城三の丸跡を掘る	平成 28 年 3 月
227	松本城下町跡念来寺 - 第 1 次発掘調査報告書 -	平成 29 年 3 月
229	殿村遺跡 7 次	平成 29 年 3 月
	殿村遺跡とその時代 - 平成 27 年度発掘報告会・講演会の記録 -	平成 29 年 3 月
	松本市四賀地区の中世石造物	平成 29 年 3 月